

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2026年5月29日

【計算期間】 第34期(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

【ファンド名】 ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド
(NIKKO MONEY MARKET FUND)

【発行者名】 S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメン
ト・カンパニー・エス・エイ
(SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.)

【代表者の役職氏名】 取締役 濱 理 貴

【本店の所在の場所】 ルクセンブルグ大公国 ルクセンブルグ L-1282
ヒルデガルト・フォン・ビンゲン通り2番
(2, rue Hildegard von Bingen, L-1282 Luxembourg,
Grand Duchy of Luxembourg)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 大 西 信 治

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビル
ディング
森・濱田松本法律事務所外国法共同事業

【事務連絡者氏名】 弁護士 大 西 信 治

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビル
ディング
森・濱田松本法律事務所外国法共同事業

【電話番号】 03(6212)8316

【縦覧に供する場所】 該当事項なし

【提出書類】	募集事項等記載書面
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年5月29日
【発行者名】	S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメン ト・カンパニー・エス・エイ (SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.)
【代表者の役職氏名】	取締役 濱 理 貴
【代理人の氏名又は名称】	弁護士 大 西 信 治
【代理人の住所又は所在地】	東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビル ディング 森・濱田松本法律事務所外国法共同事業
【届出の対象とした募集（売出）外国投資 信託受益証券に係るファンドの名称】	ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド (NIKKO MONEY MARKET FUND)
【届出の対象とした募集（売出）外国投資 信託受益証券の金額】	USドル・ポートフォリオ 100億アメリカ合衆国ドル(約15,988億円)を上限とする。
【縦覧に供する場所】	該当事項なし

（注1）金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第5条第12項の規定により、募集事項等記載書面を有価証券報告書と併せて提出することにより、有価証券届出書を提出したものとみなされる。

（注2）以下、本書において、アメリカ合衆国ドルを「米ドル」、アメリカ合衆国セントを「米セント」ということがある。

（注3）円貨換算は便宜上、2026年3月31日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル=159.88円）による。以下、別段の記載がない限りこれらの金額表示はすべてこれによる。

（注4）本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入してある。したがって、合計の数字が一致しない場合がある。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入してある。したがって、本書中の同一の情報につき異なった円貨表示がなされている場合もある。

【証券情報】

(1) 【ファンドの名称】

ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド(NIKKO MONEY MARKET FUND)(以下「トラスト」という。)

「日興外貨MMF」または「外貨建てMMF」と呼称することがある。

(2) 【外国投資信託受益証券の形態等】

記名式無額面受益証券。

トラストは、サブ・ファンドとしてUSドル・ポートフォリオをもつアンブレラ型ファンドである(以下サブ・ファンドを「ファンド」といい、ファンドの受益証券を「ファンド証券」という。)

USドル・ポートフォリオを「米ドルMMF」、「ニッコウ米ドルMMF」、「日興米ドルMMF」等と呼称することがある。

ファンド証券について、管理会社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または登録信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はない。

ファンド証券は、追加型である。

(3) 【発行(売出)価額の総額】

USドル・ポートフォリオ

100億米ドル(約15,988億円)を上限とする。

(注1) 円貨換算は便宜上、2026年3月31日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=159.88円)による。以下、別段の記載がない限り金額表示はすべてこれによる。

(注2) 本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入してある。従って、合計の数字が一致しない場合がある。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入してある。従って、本書中の同一の情報につき異なった円貨表示がなされている場合もある。

(4) 【発行(売出)価格】

各申込みに適用される1口当たりコンスタントNAVとする。(ただし、通常は1口当たり1米セントである。)

(注) ファンドは、約款の規定により、ファンド証券1口当たりの固定基準価額(以下「コンスタントNAV」という。)を計算する。詳細は後記「第一部 ファンド情報、第2 管理及び運営、1 申込(販売)手続等」を参照のこと。

なお、発行価格に関する照会先は、下記(8)申込取扱場所に同じ。

(5) 【申込手数料】

申込手数料はない。

(6) 【申込単位】

1,000口以上1口単位。ただし、有価証券、その他販売会社において取り扱う証券、権利または商品の利金、償還金、売却代金または解約代金等のうち販売会社において米ドルで支払われるものによりファンド証券を取得する場合は、1口以上1口単位。また、販売会社が別の契約書で定める場合は、当該契約書に従うものとする。また、場合により、申込日に、販売会社が定める円金額相当額以上について、販売会社が決定する為替相場に基づいて定める口数以上1口単位とする。ただし、販売会社はこれと異なる申込単位を定めることができる。具体的な申込単位については、(8)に記載される申込取扱場所に照会のこと。

なお、申込取扱場所となる各金融商品取引業者を「販売会社」という。

(7) 【申込期間】

2026年5月30日(土曜日)から2027年5月31日(月曜日)まで

(注1) 申込期間は、その終了前に有価証券届出書を提出することにより更新される。

(注2) ファンドは、米国の居住者、法人等に該当しない者に限り、申込みを行うことができる。

(注3) ファンドの償還が見込まれる場合、管理会社の決定または販売会社の判断により、申込みの受付を終了することがある。管理会社により申込みの受付が終了される場合は、トラストの臨時報告書を参照されたい。

(8) 【申込取扱場所】

ファンドの申込取扱場所については下記に照会のこと。

S M B C日興証券株式会社(代行協会員)

東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

ホームページ・アドレス：<https://www.smbcnikko.co.jp/>

電話番号：03-5644-3111(受付時間：日本における営業日の8:40~17:10)

(9) 【払込期日】

申込日の翌営業日

(10)【払込取扱場所】

上記(8)申込取扱場所に同じ。

投資者は、申込金額を販売会社に支払うものとする。

各申込日の発行価額の総額は、買付注文がなされた営業日の翌営業日に販売会社によって保管受託銀行であるS M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社のファンド口座に米ドルで払い込まれる。

(11)【振替機関に関する事項】

該当なし。

(12)【その他】

申込証拠金はない。

引受等の概要

(a) 各販売会社は、S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ（以下「管理会社」という。）との間の日本におけるファンド証券の販売および買戻に関する契約に基づきファンド証券の募集を行う。

(b) 販売会社は、直接または他の販売・買戻取扱会社を通じて間接に受けたファンド証券の買付注文、買戻および転換請求を管理会社へ取次ぐ。

(c) 管理会社はS M B C日興証券株式会社を日本における管理会社の代行協会員に指定している。

(注) 代行協会員とは、外国投資信託証券の発行者と契約を締結し、1口当たり純資産価格を公表し、また目論見書、運用報告書その他の書類を販売会社および他の販売・買戻取扱会社(以下、販売会社と合わせて「販売取扱会社」という。)に送付する等の業務を行う会社をいう。

申込みの方法

ファンド証券の申込みを行う投資者は、販売取扱会社と外国証券の取引に関する契約を締結する。このため、販売取扱会社は「外国証券取引口座約款」その他の約款を投資者に交付し、投資者は当該約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨を記載した申込書を提出する。投資者はまた販売取扱会社と累積投資約款に基づく累積投資契約を締結する。申込金額は、円貨で支払う場合は、米ドルと円貨との換算はすべて各申込日における東京外国為替市場の外国為替相場に準拠したものであって、販売取扱会社が決定するレートによるものとする。申込金額は、販売取扱会社が応じ得る範囲内で米ドルで支払うこともできるが、その場合は販売取扱会社の米ドル預金口座への振込等により行うものとする。ただし、販売取扱会社はこれと異なる申込方法によることができる。具体的な申込方法については、(8)に記載される申込取扱場所に照会のこと。

申込金額は、販売会社により各払込期日に保管受託銀行であるS M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社のファンド口座に、米ドルで払込まれる。

日本以外の地域における発行

欧州連合(以下「EU」という。)加盟国およびそのいずれの地域においても、ファンド証券の公衆に対する販売は行われず、特にルクセンブルグまたはアメリカ合衆国の一般投資家に対して販売されない。さらにファンド証券は、アメリカ合衆国およびその領土、コモンウェルスあるいは属領の居住者、またはアメリカ合衆国あるいはそのいずれかの州の法律の下で設立され存続する会社、パートナーシップ、トラストあるいはその他の法人に対して発行されず、それらのために譲渡されない。

ファンドは、EU内の一般投資家を対象として助言、募集または販売されないため、PRIIPに関する重要情報文書についての2014年11月26日付欧州議会および理事会の規則(EU)No1286/2014にしたがってパッケージ型リテール投資商品および保険ベース投資商品(PRIIP)に関する重要情報文書(KID)は発行されないものとする。

【有価証券報告書】

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ニコウ・マネー・マーケット・ファンド(以下「トラスト」という。)は、質の高い金融市場証券に投資することにより、元本を維持し流動性を保ちながら、市場金利に沿った安定的な収益率を目指すことを目的とする。トラストは、サブ・ファンドとしてUSドル・ポートフォリオをもつアンブレラ型ファンドである(以下サブ・ファンドを「ファンド」といい、ファンドの受益証券を「ファンド証券」という。)。S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ(以下「管理会社」という。)は、1口当たり純資産価格をUSドル・ポートフォリオについては1米セントに維持するように最善を尽くす。

ファンド証券の発行限度額についての定めはなく、随時発行することができる。

トラストは、ルクセンブルグにおいて設立され、随時改正される投資信託に関する2010年12月17日法(以下「2010年法」という。)のパート の投資信託としての資格を有する投資信託(以下「UCI」という。)の公式リストに登録されており、随時改正されるオルタナティブ投資ファンド運用者(以下「AIFM」という。)に関する2013年7月12日法(以下「2013年法」という。)第1条第39項に規定された範囲におけるオルタナティブ投資ファンド(以下「AIF」という。)としての資格を有している。トラストは、オルタナティブ投資ファンド運用者として、管理会社を任命した。

トラストおよびファンドは、マネー・マーケット・ファンドに関する2017年6月14日付欧州議会および理事会規則(EU)2017/1131(以下「MMF規則」という。)に定義されるマネー・マーケット・ファンド(以下「マネー・マーケット・ファンド」または「MMF」という。)としての資格を有する。

具体的には、ファンドは、MMF規則第2条(11)の意味する短期公的債務固定基準価額MMF(以下「公債CNAV MMF」という。)としての資格を有する。

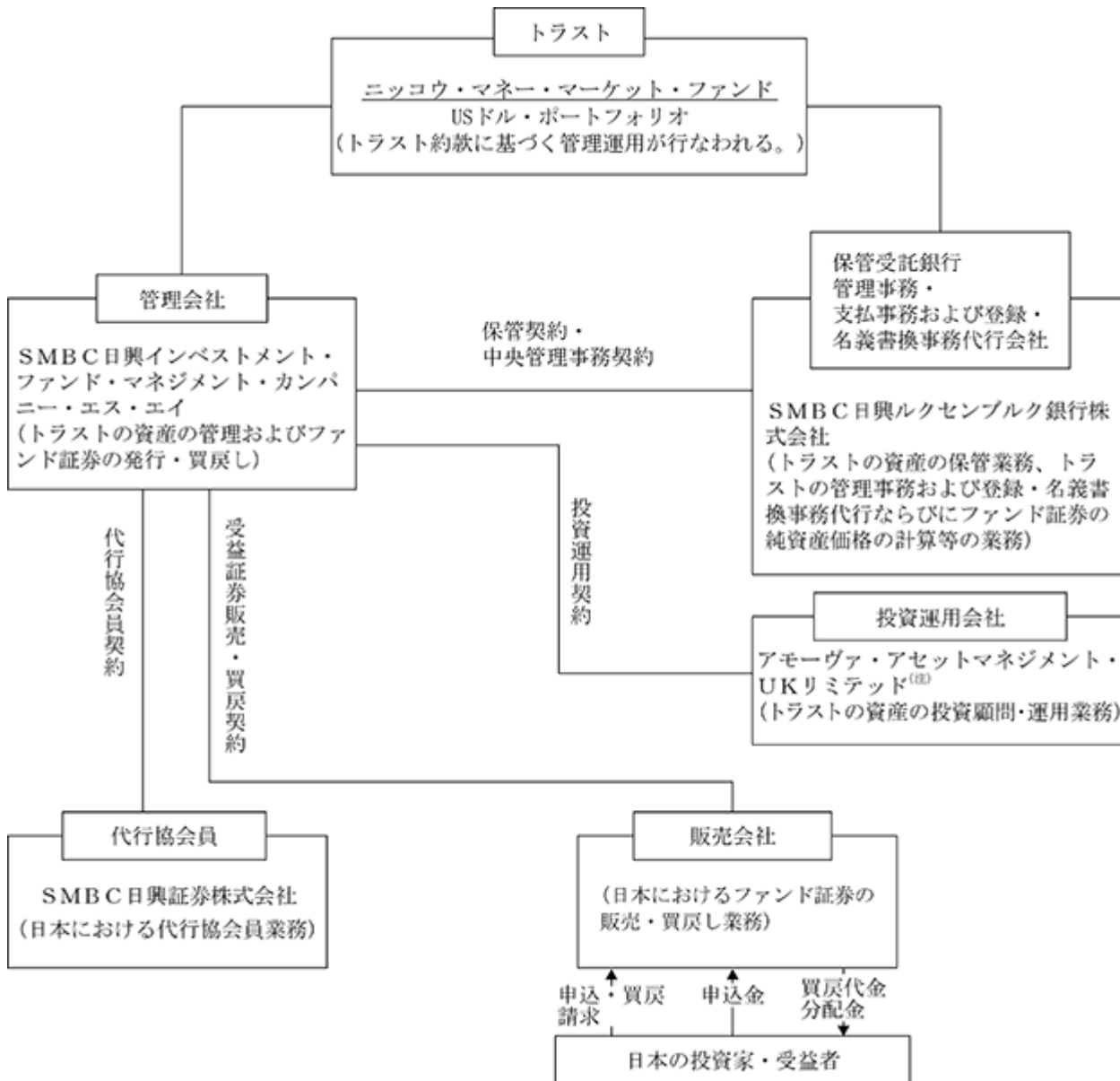
ファンドのファンド証券は、コンスタントNAV(「第2 管理及び運営、4 資産管理等の概要、(1)資産の評価、純資産価格の計算」の項で定義される。)に相当する額で発行または買い戻すことができる。

(2) 【ファンドの沿革】

1990年8月9日	ユーロ・インデックス・ファンド・マネジメント・エス・エーの名称で前 管理会社設立
1990年12月14日	前管理会社の定款変更および名称をウェルズ・ファーゴ・フォーリン・ ファンズ・マネジメント・エス・エーに変更
1992年1月13日	マネー・マーケット・ファンド(USドル)約款効力発生
1992年1月17日	トラストの運用開始
1992年2月27日	トータル・アルファ・インベストメント・ファンド・マネジメント・カン パニー・エス・エイ(現管理会社)設立
1996年1月1日	トラストの約款変更効力発生
1996年1月1日	管理会社をウェルズ・ファーゴ・フォーリン・ファンズ・マネジメント・ エス・エーからトータル・アルファ・インベストメント・ファンド・マネ ジメント・カンパニー・エス・エイ(1992年2月27日設立)に変更
1996年1月1日	投資顧問会社をウェルズ・ファーゴ・フォーリン・ファンズ・アドバイ ザーズからニッコウ・キャピタル・マネジメント(UK)リミテッドに変更
1996年5月30日	トラストの約款変更効力発生
1998年7月17日	アンブレラ・ファンドへの組織変更のための約款変更効力発生
1998年8月3日	アンブレラ・ファンドへの組織変更効力発生
1998年10月12日	トラストの約款変更効力発生
1999年6月1日	トラストの約款変更効力発生
2000年11月5日	トラストの約款変更効力発生
2002年6月1日	トラストの約款変更効力発生
2002年6月28日	トラストの約款変更効力発生
2003年8月23日	トラストの約款変更効力発生
2007年2月15日	トラストの約款変更効力発生
2011年4月1日	管理会社名をトータル・アルファ・インベストメント・ファンド・マネジ メント・カンパニー・エス・エイからS M B C日興インベストメント・ ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイに変更
2011年7月1日	トラストの約款変更効力発生
2012年12月6日	ユーロ・ポートフォリオの償還
2014年5月31日	トラストの約款変更効力発生
2014年9月30日	トラストの約款変更効力発生
2015年5月29日	トラストの約款変更効力発生
2016年5月31日	トラストの約款変更効力発生
2018年9月28日	トラストの約款変更効力発生
2019年5月31日	トラストの約款変更効力発生
2020年5月28日	カナダ・ドル・ポートフォリオの償還
2021年1月29日	オーストラリア・ドル・ポートフォリオの償還
2021年2月26日	ニュージーランド・ドル・ポートフォリオの償還
2021年5月31日	トラストの約款変更効力発生
2021年9月30日	トラストの約款変更効力発生

(3) 【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



(注) 投資運用会社である日興アセットマネジメント ヨーロッパ リミテッドは、2025年9月1日付でその商号をアモーヴァ・アセットマネジメント・UKリミテッドに変更した。以下同じ。

管理会社とトラストの関係法人の名称、トラストの運営上の役割および契約等の概要

会社名	トラスト運営上の役割	契約及び委託内容
S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ (SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.)	管理会社	トラスト改正約款(2021年9月30日効力発生)
S M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社 (SMBC Nikko Bank (Luxembourg) S.A.)	保管受託銀行、管理事務・支払事務および登録・名義書換事務代行会社	2014年6月30日付で管理会社と当会社との間で締結された保管契約に基づく、トラストの資産の保管業務。(注1) 2014年6月30日付で管理会社と当会社との間で締結された中央管理事務契約(注2)に基づくファンド証券の登録・名義書換、純資産価格の計算および記録の維持等の業務。
アモーヴァ・アセットマネジメント・UKリミテッド (Amova Asset Management UK Limited)	投資運用会社	2014年7月17日付管理会社と当会社との間で締結された投資運用契約(注3)に基づく、トラストに関する投資運用業務。
S M B C日興証券株式会社	代行協会員	1998年7月6日付で管理会社と当会社との間で締結された代行協会員契約(改正済)(注4)に基づく、日本における代行協会員業務。
販売会社 前記「証券情報、(8) 申込取扱場所」参照のこと。	販売会社	管理会社と各販売会社との間で締結された受益証券販売・買戻契約(注5)に基づく、日本におけるファンド証券の販売・買戻し業務。

- (注1) 保管契約とは、トラスト約款の規定に基づき、管理会社によって資産の保管会社として任命された保管受託銀行が有価証券の保管、引渡しおよび登録等トラストの資産の保管業務等を行うことを約する契約である。
- (注2) 中央管理事務契約とは、管理会社によって任命された管理事務および登録・名義書換事務代行会社が、記録の維持、券面の処分、申込みおよび買戻しの取扱い、純資産価格の計算等を行うことを約する契約である。
- (注3) 投資運用契約とは、管理会社によって任命された投資運用会社が、投資方針および投資制限に従ってトラストの資産の日々の運用を行うことを約する契約である。
- (注4) 代行協会員契約とは、管理会社によって任命された代行協会員がファンド証券に関する目論見書の配布、ファンド証券1口当たり純資産価格の公表ならびに日本の法令および日本証券業協会規則により作成を要する運用報告書等の文書の配布等を行うことを約する契約である。
- (注5) 受益証券販売・買戻契約とは、ファンド証券の日本における募集の目的で管理会社から交付を受けたファンド証券を販売会社が法令・規則および目論見書に準拠して販売することを約する契約である。

管理会社の概要

(a) 設立準拠法

管理会社は、ルクセンブルクの法律に基づき、1992年2月27日に、無期限の存続期間を有する株式会社として設立され、その定款は、当初1992年4月4日にメモリアルに公告された。定款は、直近では2017年5月29日に修正され、2017年6月14日にルクセンブルクの会社および組合電子公告集(ルクイ・エレクトロニック・デ・ソシエテ・エ・アソシアシオン)(以下「RESA」という。)に公告された。管理会社の登記上の事務所は、ルクセンブルグ大公国 ルクセンブルグ L-1282 ヒルデガルト・フォン・ピンゲン通り2番である。管理会社は、ルクセンブルクの商業登記簿にB39 615番として登録されている。管理会社は、2010年法第16章のもとで、管理会社として2種類の認可を取得することができる。

- ・ オルタナティブ投資ファンド運用者に関する2011年6月8日付欧州議会および理事会指令2011/61/EU(以下「AIFMD」という。)の範囲内におけるAIF以外の投資ビークルの運用に責任を負うか、外部のAIFMを任命しているAIFの管理会社として行為するか、または、一定の許容条件の範囲で一もしくは複数のAIFの管理に責任を負う管理会社。
- ・ 外部のAIFMを任命することなくAIFMDの規定に基づくAIFの管理に責任を負う管理会社。

管理会社は、AIFMDに従うAIFMとして認可されている。

(b) 会社の目的

管理会社の目的は、ルクセンブルグ国内または同国外を所在地とするか否かにかかわらず2010年法第125 - 2条に規定されたUCIを管理することである。ただし、管理会社は、最低でも1つのルクセンブルグのUCIを管理しなければならない(以下「管理ファンド」という。)。この関係において、管理会社は、2013年法に従ってAIFMとして行為し、2013年法別紙I第1項に挙げられる行為を実行する。管理会社は、管理ファンドの管理、運営、マーケティングおよび販売促進に関連するあらゆる行為をより広く行うことができる。管理会社は、管理ファンドに代わり、あらゆる契約を締結し、あらゆる証券、財産、より広くは管理ファンドの認可された投資対象を構成する資産を購入、売却、交換あるいは引き渡すことができ、ルクセンブルグあるいは外国の株式あるいは債券の登録簿にある自らまたは第三者の名義によりあらゆる登録および譲渡を進めまたは開始することができ、管理ファンドおよび管理ファンドの受益者に代わって管理ファンドの資産を構成する証券に付されたすべての権利および特権、特にすべての議決権を行使することができる。上記の権限は、網羅的なものとみなされるべきではなく、例示的なものである。

管理会社は、管理会社および管理会社が管理するファンドの目的の達成のために、直接的または間接的に関連し、また有益かつ必要とみなされるあらゆる活動を行うことができるが、ルクセンブルグの法令および特に2010年法および2013年法の規定により前述された制限の範囲内にとどまるものとする。

管理会社には、2010年法第16章の規定および2013年法の規定が適用される。

(c) 資本金の額

2026年3月末日現在、管理会社の発行済株式資本は、5,446,220ユーロ(約9億9,889万円)で、全額払込済である。1株20ユーロ(約3,668円)で記名株式272,311株を発行済である。

(注) ユーロの円貨換算は、2026年3月31日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1ユーロ=183.41円)による。

(d) 会社の沿革

1992年2月27日：設立

(e) 大株主の状況

2026年3月末日現在、大株主は、東京都千代田区丸の内三丁目3番1号のS M B C日興証券株式会社で、発行済株式全株を所有している。

(4) 【ファンドに係る法制度の概要】

ファンドの名称

ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド(Nikko Money Market Fund)

ファンドの形態

トラストは、ルクセンブルグ大公国(以下「ルクセンブルグ」という。)の法律および2010年法パートの規定に基づき、管理会社、保管受託銀行およびトラストの証券所持人(以下「受益者」という。)との間の契約(以下「約款」という。)によって設定されたオープン・エンド型アンブレラ型の共有持分型投資信託である。ファンド証券は、いつでも、管理会社により、純資産価格で発行され、また受益者の要求に応じて買戻される仕組みとなっている。トラストは、2013年法の意味する範囲におけるAIFとしての資格を有している。トラストは、AIFMとして、管理会社を任命した。

トラストは、数種類のクラスの受益証券を発行し、発行手取金は、各クラスのために管理会社の取締役会(以下「取締役会」という。)が決定する投資方針に従い、別々に投資される。

受益者との関係では、トラストの各サブ・ファンドは、独立した主体と見做される。

準拠法

トラストの設立準拠法は、ルクセンブルグの法律である。

また、トラストは、2010年法、2013年法、勅令、金融監督委員会(Commission for the Supervision of the Financial Sector)(以下「CSSF」という。)の告示等の規則に従っている。

(5) 【開示制度の概要】

ルクセンブルグにおける開示

(a) 金融監督委員会(「CSSF」)に対する開示

ルクセンブルグ内において、またはルクセンブルグからファンド証券をルクセンブルグ内外の公衆に対し公募する場合は、CSSFへの登録およびその承認が要求される。この場合、目論見書、年次報告書および半期報告書をCSSFに提出しなければならない。

さらに、第1 1(6) 「財務状況およびその他の情報に関する監査」に記載するように、年次報告書に含まれている年次財務書類は、承認された法定監査人により監査され、CSSFに提出されなければならない。トラストの承認された法定監査人は、デロイト・オーディット・ソシエテ・ア・レスポンサビリテ・リミテ(Deloitte Audit, Société à responsabilité limitée)である。さらに、ファンドは、CSSF告示15/627に基づき、CSSFに対して、月次報告書を提出することを要求されている。

(b) 受益者に対する開示

ファンドの監査済年次報告書、未監査半期報告書および過去の運用実績は、管理会社、保管受託銀行およびいずれかの支払事務代行会社の登録上の事務所において、受益者は無料でこれ入手することができる。これらの報告書は、適用ある場合、ファンド資産のうち、その非流動性により特別なアレンジの対象となる資産の比率、ファンドの流動性の管理に係る新規のアレンジ、ファンドについて利用されるレバレッジの総額およびファンドにより利用されるレバレッジの最大限度(その変更を含む。)ならびに現在のファンドのリスクの特性についての情報を含む。なお、約款の全文は管理会社の登記上の事務所において無料で入手することができる。また、ルクセンブルグの商業および法人登記所において、約款(その変更を含む。)を閲覧することができ、その写しを入手することができる。

ファンドの受益証券の日々の純資産価格および評価の停止といったトラストおよび管理会社に関して公表されなければならない財務情報は、管理会社および保管受託銀行の事務所において公表される。

マネー・ローンダリングおよびテロリスト資金供与防止に関する専門義務の遵守について責任を負う者(*responsable du respect des obligations*) は、ステファン・シャルリエ氏(*stephane.charlier@smbcnikko-ifmc.com*, 352 44 28 28 344) であり、コンプライアンス・オフィサー(*responsable du contrôle du respect des obligations*) は、セシル・シュナイダー氏(*cecile.schneider@smbcnikko-ifmc.com*, 352 44 28 28 290) である。

直近のコンスタントNAV、発行価格、買戻価格または転換価格ならびに関連する営業日のインディカティブ変動NAVおよびファンド1件当たりの日次配当額は、管理会社のウェブサイトまたは管理会社および保管受託銀行(該当する場合)の登記上の事務所において公表される。

以下の情報もまた、管理会社のウェブサイトまたは管理会社の登記上の事務所において少なくとも週一回受益者に公表される。

- (1) ファンドのポートフォリオの満期の明細
- (2) ファンドの信用特性
- (3) ファンドのWAM(加重平均残存期間)およびWAL(加重平均残存年限)
- (4) ファンドの保有銘柄のうち上位10銘柄の詳細(銘柄名、国、満期および資産の種類ならびに逆買戻し条件付契約(リバースレポ契約)の場合は取引相手を含む。)
- (5) ファンドの総資産額
- (6) ファンドの純利回り

コンスタントNAVとインディカティブ変動NAVとの乖離も、管理会社のウェブサイトの一般向けページにおいて日次で公表される。

受益者に対する通知は、受益者名簿に記載される住所宛に送付され、ルクセンブルグの法律により要求される範囲においてRESAを通じて公告される。

個別の受益者に対する優先的な取扱いは、認められるものではない。受益者の権利は、目論見書および約款に記載されるとおりである。

販売会社を通じてファンド証券を取得した受益者は、ファンドの純資産価格に影響を与えるエラー（過誤）またはコンプライアンス違反の事象が発生した場合において、当該エラー（過誤）またはコンプライアンス違反の事象の結果として補償を受ける受益者の権利（当該補償の金額または補償を受けるという事実そのものを含む。）が、販売会社という仲介業者を通じてファンド証券を購入したという事実により影響を受ける可能性があることに留意する必要がある。この点、最終受益者は、仲介業者を通じてファンド証券を購入したという事実により、場合によっては補償を受けられない可能性があることに留意する必要がある。

（注）販売会社が受け取る補償金が管理会社と販売会社の間で合意された最低補償額に満たない場合、当該販売会社には補償金は支払われない。また、販売会社が補償金を受け取った場合であっても、販売会社を通して最終受益者への支払いを行う際に発生する手数料が受益者一人当たりの補償金を上回るなどにより、補償金を受け取れない受益者が発生することなどが想定される。

2013年法により義務付けられ、かつ英文目論見書において開示されない限り、2013年法第21条および適用ある規則により要求される情報の一部が、財務書類により、受益者に対して定期的に提供され、重要性の根拠が示された場合または適用ある規則により要求された場合は受益者に対して通知される。

ファンドの販売会社への請求について、管理会社が開示を認めることを条件に、リスク資産の報告を無料で入手できることに受益者は注意されたい。

上記に加え、受益者は、管理会社に請求することにより以下の情報を入手することができる。

- ファンドがレバレッジを利用することができる状況およびレバレッジの利用に伴うリスク
- ファンドが投資戦略または投資方針を変更する際の手続きの説明
- AIFMとしての管理会社が、専門家責任リスクに関する2013年法第8条第7項の要件を如何に遵守しているかの説明
- リスクを管理するため、AIFMとしての管理会社が採用しているリスク管理体制
- 流動性リスクを管理するため、AIFMとしての管理会社が使用している方法の説明
- AIFMとしての管理会社が、受益者の公平な取扱いを如何に確保しているかの説明
- 2013年法、別紙Ⅰ、第1項に記載される委任された職務の説明
- ファンドの評価手続きおよびその資産の評価のためのプライシングの方法の説明
- すべての報酬、手数料および費用ならびにそのうち受益者が直接または間接に負担する最高額の説明
- 入手可能なファンドの過去の実績の説明

日本における開示

(a) 監督官庁に対する開示

() 金融商品取引法上の開示

管理会社は、日本において1億円以上のファンド証券の募集をする場合、有価証券届出書を関東財務局長に提出しなければならない。投資者およびその他希望する者は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号(改正済))(以下「金融商品取引法」という。)に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子システム(EDINET)等において、これを閲覧することができる。

ファンド証券の販売取扱会社は、交付目論見書(金融商品取引法の規定により、あらかじめまたは同時に交付しなければならない目論見書をいう。)を投資者に交付する。また、投資者から請求があった場合は、請求目論見書(金融商品取引法の規定により、投資者から請求された場合に交付しなければならない目論見書をいう。)を投資者に交付する。管理会社は、その財務状況等を開示するために、各事業年度終了後6か月以内に有価証券報告書を、また、各半期終了後3か月以内に半期報告書を、さらに、トラストに関する重要な事項について変更があった場合にはそのつど臨時報告書を、それぞれ関東財務局長に提出する。投資者およびその他希望する者は、これらの書類をEDINET等において閲覧することができる。

() 投資信託及び投資信託に関する法律上の開示

管理会社は、トラスト受益証券の募集の取り扱い等を行なう場合においては、あらかじめ、投資信託及び投資法人に関する法律(以下「投信法」という。)に従い、トラストにかかる一定の事項を金融庁長官に届け出なければならない。また管理会社はファンドの約款を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨およびその内容を金融庁長官に届け出なければならない。さらに管理会社は、トラストの資産について、トラストの各計算期間終了後、投信法に従って、一定の事項につき運用報告書を作成し、遅滞なく金融庁長官に提出しなければならない。

(b) 日本の受益者に対する開示

管理会社は、約款を変更しようとする場合であって、その変更の内容が重大なものである場合または他の信託と合併しようとする場合には、あらかじめ、変更の内容および理由等をその2週間前までに、日本の知れている受益者に対し、書面をもって通知しなければならない。

管理会社からの通知等で受益者の地位に重大な影響を及ぼす事実は販売取扱会社を通じて日本の受益者に通知される。

上記のトラストの運用報告書に記載すべき事項のうち重要なものを記載した書面(交付運用報告書)は、日本の知れている受益者に交付される。運用報告書(全体版)は、管理会社のために代行協会のホームページに掲載される。ただし、受益者から運用報告書(全体版)の交付請求があった場合には、交付される。

ホームページ・アドレス <https://www.smbcnikko.co.jp/>

(6) 【監督官庁の概要】

管理会社およびトラストは、CSSFの監督に服している。

監督の主な内容は次のとおりである。

登録の届出の受理

(a) ルクセンブルグに所在するすべての規制された投資信託は、CSSFの監督に服し、CSSFに登録しなければならない。

(b) 欧州連合(以下「EU」という。)の加盟国(以下「EU加盟国」という。)の監督官庁により認可されている譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託(以下「UCITS」という。)は、欧州議会および理事会の2009年7月13日付指令の2009/65/ECの要件(改正済)に適合しなければならない。ルクセンブルグ以外の国で設立されたUCITSは、ルクセンブルグの金融機関をUCITSの支払代理人として任命し、UCITS所在国の所轄官庁がいわゆる通知手続きに基づきCSSFに所定の書類を提出することで、ルクセンブルグ国内においてその投資信託証券を販売することができる。UCITS所在国の所轄官庁からCSSFに対して通知が送付された旨の連絡を受けた時に、当該UCITSはルクセンブルグにおいて販売が可能となる。

トラストは、2010年法のパート の下で投資信託として設定されており、受益証券は、欧州連合加盟国では公衆に対して販売されない。2010年法第88 - 1条のもとで、ファンドは、AIFMDおよびその施行規則(以下「AIFM規則」という。)ならびにAIFM規則を施行するルクセンブルグの法律および規則に規定する、AIFとしての資格を有している。

(c) 外国法に準拠して設立または運営されている上記以外の投資信託は、ルクセンブルグにおいてまたはルクセンブルグから個人投資家に対してその受益証券を販売するためには、当該投資信託が設立された国において、投資家の保護を保障するために当該国の法律により設けられた監督機関による恒久的監督に服していなければならない。さらにこれらの投資信託は、CSSFにより、2010年法に規定されるものと同等と見なされる監督に服していなければならない。

(d) EUおよびEU以外のAIFのルクセンブルグの機関投資家への販売は、AIFM規則に規定される適用規則ならびにAIFM規則を施行するルクセンブルグの法律および規則に従ってなされるものとする。

登録の拒絶または取消

ルクセンブルグの投資信託が適用ある法令またはCSSF告示を遵守しない場合、独立の監査人を有しない場合、またはその監査人が受益者に対する報告義務およびCSSFに対する開示義務を怠った場合には、登録が拒絶されまたは取消されうる。

また、ルクセンブルグの投資信託の役員または投資信託もしくは管理会社の取締役が、CSSFおよびルクセンブルグの法律により要求される専門的能力および信用についての十分な保証の証明をしない場合には、登録は拒絶されうる。

登録が取消された場合、ルクセンブルグの投資信託についてはルクセンブルグ地方裁判所の決定により解散および清算されうる。

目論見書等の提出および電子識別

投資信託証券の販売に際し使用される目論見書または説明書等は、電子識別のために事前にCSSFに提出されなければならない。CSSFは、関連の目論見書に固有の識別番号と電子識別日を付してそれを証明する。

財務状況およびその他の情報に関する監査

投資信託の財務状況ならびに投資者およびCSSFに提供された情報の正確性を確保するため、投資信託は、独立の監査人の監査を受けなければならない。監査人は財務状況その他に関する情報が不完全、または不正確であると判断した場合には、その旨を中央銀行に報告する義務を負う。監査人は、CSSFが要求するすべての情報(投資信託の会計帳簿その他の記録を含む。)をCSSFに提出しなければならない。

2【投資方針】

(1)【投資方針】

USドル・ポートフォリオ

ファンドは質の高い金融市場証券に投資することにより、元本を維持し流動性を保ちながら、市場金利に沿った安定的な収益率を目指すことを目的とする。管理会社は、1口当たりコンスタントNAVを1米セントに維持するよう最善を尽くすものとする。

後記「(5) 投資制限/流動性リスクおよびポートフォリオリスクの制限規則」に詳述されるように、ファンドは、買戻請求に適切に対応するため、その資産の一定割合を預金を含む現金および満期の近い証券または金融市場証券で保有する。ファンドは、通常の状態下において、すべての投資債券を満期まで保有する。

ファンドは、いかなる種類の株式または出資にも投資しない。

規則(EC) No.1060/2009第5 a条に従った外部の格付に機械的に過度に依拠することはないが、「(5) 投資制限」の項に記載される制限および規制に加え、管理会社は、ファンドの投資範囲を、投資時点においてS&Pグローバル・レーティング(以下「S&P」という。)のA-1格以上もしくはムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク(以下「ムーディーズ社」という。)のP-1格以上の証券もしくは証書、また、格付がないものについては、内部信用度評価手続により、これらと同等と判断する証券もしくは証書にさらに限定することを決定している。同様に、ファンドによる債券および債務証券への投資は、投資時点においてムーディーズ社のAa3格以上もしくはS&PのAA-格以上のもの、また、格付がないものについては、内部信用度評価手続により、これらと同等と判断するものでなければならない。本書に記載された内部信用度評価手続は、MMF規則に従い、ファンドの投資に常に適用されるとともに、該当する資産への投資は、内部信用度評価手続で是認評価を受けることが条件となる。

ファンドの資産の50%超は、常に日本の金融商品取引法第2条第1項に定義する有価証券に該当するものに投資される。

逆買戻し条件付契約(リバースレポ契約) ファンドは、高格付の金融機関との間で、公債商品を担保とする逆買戻し条件付契約(リバースレポ契約)を締結することができる。逆買戻し条件付契約(リバースレポ契約)とは、証券または証券の所有権に関する何らかの権利について、それらを所定の価格で将来における所定の日もしくは後に指定される日に買い戻す条件付きで、一方の当事者がかかる証券または権利を相手方から受領する契約である。逆買戻し条件付契約(リバースレポ契約)は、通常1週間未満の短期間のものである。

SFDR開示 サステナビリティ・リスクとは、それが発生した場合に、投資対象の価値に実際にまたは潜在的に重大な悪影響を及ぼす可能性のある、環境、社会またはガバナンス上の事象または状況をいう。

金融サービス・セクターにおけるサステナビリティ関連の開示に関する規則(EU)2019/2088(以下「SFDR」という。)第6条に従い、サステナビリティ・リスクは、定量的方法または定性的方法を用いて評価されており、定期的に監視される。ファンドは主に、投資運用会社により決定される環境、社会およびガバナンス(ESG)上の一連の勘案事項に適合した発行体が発行する質の高い金融市場証券に投資する。投資運用会社により実施される選定テストに基づき、かかるサステナビリティ・リスクは、ファンドに関連して適切に監視されていると評価されており、ファンドのリターンに何ら影響を及ぼさないとみなされている。

ファンドの投資対象については、上記に記載の現在の資産配分および投資方針を含むファンドの特徴上、サステナブル投資を促進するための枠組みの設定およびSFDRの修正に関する規則(EU)2020/852第7条に従い、環境的に持続可能な経済活動に関するEU基準は考慮されない。

SFDR第4条を参照して、管理会社は、ファンドについて、投資判断がサステナビリティ要素に与える主要な悪影響を考慮しないことを決定した。かかる主要な悪影響を考慮しない理由は、現在の資産配分および投資方針を含むファンドの特徴上、また特に、ファンドが、第三国の中央当局または中央銀行、EU、EU加盟国の地方自治体、政府、中央当局または中央銀行、MMF規則第17条(7)に定められる欧州事業体または超国家的事業体が発行または保証する公債商品に投資していることから、サステナビリティ・リスクは当面の間適切に監視されていると評価されているためである。ファンドの特徴に重大な変更がある場合、管理会社は、投資運用会社と協議の上で、関連する主要な悪影響について考慮することを決定することができる。

サステナビリティ・リスクについての管理会社の一般的なアプローチに関する追加的情報は、管理会社のウェブサイトにおいて公表される。

管理会社が決定するファンドの投資目的および/または投資方針の重大な変更は、CSSFから当該重大な変更に係る承認を受けた後にルクセンブルグの目論見書に組み込まれるものとし、当該重大な変更の効力が発生する1か月前までにファンドの受益者に通知されるものとする。これにより、受益者は、希望する場合、(投資に係る重大な変更を受け入れるのではなく、)効力発生日より前にCSSF告示14/591に従い、買戻し手数料を課されることなくファンド証券の買戻しを行うことができる。

ファンドが、逆買戻し条件付契約(リバースレポ契約)の取引を行う場合、証券金融取引及び金融商品の再使用の透明性に関する欧州議会及び理事会の2015年11月25日付の規則(EU)2015/2365及び修正規則(EU)648/2012により要求されるすべての情報は、管理会社の登録上の事務所において入手可能である。

(2) 【投資対象】

USドル・ポートフォリオ

ファンドの投資対象は、現金(預金を含む。)および米ドル建て公債商品(後記「(5) 投資制限」で定義される。)で、第三国の中央当局または中央銀行、EU、EU加盟国の地方自治体、政府、中央当局または中央銀行、MMF規則第17条(7)に定められる欧州事業体または超国家的事業体が発行または保証するものである。

(3) 【運用体制】

管理会社は、約款第6条「投資制限」に規定された制限に従い、受益者のために、有価証券の売買、応募、交換および受領ならびにトラストの資産に直接または間接に付随する一切の権利の行使等、トラストを管理、運用する最大の権限を付与されている。

管理会社の取締役会は、約款第6条「投資制限」に規定された制限内でトラストの投資方針を決定する。

管理会社の取締役会は、投資方針の遂行ならびにトラストの資産の管理および運用を行うために、ジェネラル・マネージャー1名もしくはマネージャー数名および管理業務代行者数名を任命することができる。

管理会社は、ファンドの資産の投資および再投資について、投資運用者として行為するファンドの投資運用会社に、ポートフォリオ運用を委任している。投資運用会社は、ファンドの資産の日々の運用に責任を負う。

投資運用会社は、管理会社に投資運用業務を提供し、その職務の遂行にあたっては常に管理会社の取締役の指図に従う。

具体的な投資運用体制は以下のとおりである。

運用チームの運用体制

グローバル・インベストメント・チームのメンバーとともにシニア・インベストメント・スタッフを中核とするチームによりファンドの運用が行われ、これをさらにアナリストとディーラーを含むインベストメント・スタッフが運用のサポートをしている。運用チームは、コンプライアンスおよび投資管理チームとともにリスク・アンド・パフォーマンス・チームにより補佐されている。

意思決定プロセス

投資運用会社は、ファンダメンタル調査と定量調査により、公債CNAV MMFについてのMMF規則第17条(7)に従う発行体のソブリン・リスクおよび信用リスクを評価する。投資運用会社はその分析を信用格付ならびに、星の数で信用度の方向性を評価する日興スター・コンフィデンス・メジャー（以下「SCM」という。）により結論付ける。SCMは、承認された発行体をMMFの横断的総エクスポージャー階層に割当てるために使用され、星5つがトップ・クレジット・クオリティ、星4つがハイ・クレジット・クオリティである。リストに掲載されているすべての発行体は、投資運用会社のグローバル・クレジット・アンド・ソブリン・リサーチ・チームによって、絶えず監視される。

経済ファンダメンタルの分析により、ポートフォリオ・マネージャーは各マーケットの金利動向の見通しを立てる。

その後どの満期のものに投資するかを決定するためにイールド・カーブの形状を分析し、決定された満期日構成に合致するよう、前述の発行体リストから最も魅力的な利回りを提供する証券が選ばれる。場合によっては現金のまま保有するほうがファンドにとって有利なため、いかなる時点においても、証券によりもたらされる利回りはファンドの保有する現金が提供する利回りと比較される。

投資運用会社はファンドの目的に従って厳しいリスク管理を適用しており、証券の購入にあたっては、3つの主要なリスク、即ち金利リスク、ソブリンおよび信用リスクに常に十分注意する。

すべてのポートフォリオの特性についての定期的なレビューを含むポートフォリオの継続的な監視を、独立したリスク・アンド・パフォーマンス・チームが行う。その結果は、運用チームおよびシニア・マネジメントにも伝えられる。

職務および権限

1名のシニア・ポートフォリオ・マネージャーが1名のアシスタント・ポートフォリオ・マネージャーおよびディーリング・チームのメンバーとともにファンドの運用について直接責任を負い、EMEAグローバル債券部門の統括責任者により監督される。

ロンドンの運用チーム構成員のうち5名は、マネー・マーケット・ポートフォリオに関する発行体リストを常に監視するアモヴァ・アセットマネジメントグループのグローバル・クレジット・リサーチ・チームに所属している。

会議

ポートフォリオの特性、実績およびポジショニングをレビューするため投資チーム内の公式会議が月次で開催される。この会議にはEMEAグローバル債券部門の統括責任者が出席する。

(注)上記の運用体制は、2026年3月末日現在のものであり、今後変更となる場合がある。

内部信用度評価手続

MMF規則およびMMF規則を補足する関連する委任規則の規定に従い、管理会社は、金融市場証券および/または発行体の信用度を決定するための慎重かつ体系的で継続的な評価方法に基づき、カスタマイズした内部信用度評価手続を制定し、実施しかつ常に適用している。

投資運用会社は、最初に、管理会社に対し、対象とする短期公債発行体のリストを提出する。このリストは、国際的な信用情報および内部の信用分析にアクセスすることにより適格な投資対象の範囲から作成される。その後、管理会社のリスク・マネジメント・チームは、MMF規則第17条(7)に定められるとおり、提出された対象とする発行体のリストの適格性分析を行い、さらにかかる発行体を公債銘柄(公債発行体)とみなすことができるかを確認する。適格発行体と確認した場合、管理会社は、信用度評価を行う。ただし、MMF規則第10条(3)に従い、商品の発行体が信用度評価を免除される場合はこの限りではない。投資運用会社は、独立性を確保するため、この評価には関与しない。分析は、以下に基づき行われる。

- ・ 発行体および商品の特性に関する最新の情報
- ・ MMF規則第20条および2018年4月10日付委員会委任規則(EU)2018/990第4条から第6条に定められるとおりの、発行体の信用力および商品の信用度に影響を及ぼす可能性のある関連する推進要因(定量的基準および定性的基準)のリスト

これを踏まえ、管理会社のリスク・マネジメント・チームは、発行体の債務返済能力を評価し、発行体の信用リスクの監視および分析を行う。その決定では、関係する発行体について利用可能である場合は常に、MMF規則第20条(2)および2018年4月10日付委員会委任規則(EU)2018/990第4条から第6条に記載される基準の徹底的な見直しおよび分析を行い、以下の原則を考慮する。

- 商品の発行体に関する定性的指標の確立
- 発行体および商品の信用リスクおよび債務不履行の相対的リスクの定量化
- 商品の発行体に関する定性的信用リスク指標の確立

信用度評価法では、発行体に関する以下の定量的指標を用いる。

- a) 財務状態および最近の財務諸表の分析
- b) 市場全体に及ぶ事象および発行体固有の事象に対応する能力(債務返済能力を含む。)
- c) 経済上および競争上のポジションにおける発行体の業種の強み
- d) 発行体の流動性特性(流動性の源泉および発行体の短期債務返済能力を含む。)の評価
- e) ソブリン関連発行体の場合には、財政政策、金融政策、金利水準、金利動向、未払債務の水準、未払債務の満期構成、国際収支および外貨準備高の水準に関連する指標の比較

業界ポジション、企業戦略、経営陣の質および企業リスクなどの定性的要因も用いられ、定性的要因には、以下が含まれる。

- ()原資産の分析(該当する場合)
- ()発行された関連する商品の構造的側面の分析
- ()関連する市場の分析(かかる市場の規模および流動性の程度を含む。)
- ()ソブリン分析(発行体の信用度に影響を及ぼす可能性がある範囲)
- (v)発行体に関するガバナンス・リスク(不正行為、行為に係る罰金、訴訟、財務上の修正再表示、例外的項目、経営陣の交代、債務者の集中を含む。)の分析
- ()発行体または市場セクターに関する証券関連の外部調査
- ()関連する場合には、欧州証券市場監督局(以下、「ESMA」という。)に登録された信用格付機関が商品の発行体に付与する信用格付または格付見通しの分析

発行体の信用リスクならびに発行体および商品の債務不履行の相対的リスクを定量化するための基準は、以下のとおりである。

- ()クレジット・スプレッドならびに類似債務証券および関連証券の価格付けを含む債券価格設定情報
- ()発行体、商品または産業セクターに関する金融市場証券の価格設定
- ()外部信用格付により示された、発行体、商品または産業セクターに関する債務不履行の統計
- ()発行体または商品の地理的位置、産業セクターまたは資産クラスに関する財務指標
- (v)利益率、インタレスト・カバレッジ・レシオ、レバレッジ・メトリクスおよび新銘柄の価格設定を含む発行体に関する財務情報

見直しは、管理会社のリスク・マネジメント・チームが作成した、上記の異なる基準の評価に基づく、また発行体に帰属する内部信用格付にも基づく専用報告書において実現される。内部格付は、分析に際して複数の加重要因をスコア化する社内マトリックスから導き出される。定量的および定性的な見直しが前向きなものであった場合、信用評価は良好とみなされ、許可された発行体リストに発行体が追加される。

管理会社は、最初の信用度評価が行われ、かつ、良好とみなされてからは、信用度評価の見直しを年1回行う。

また、管理会社は、ファンドの原投資対象である金融市場証券のすべての発行体/保証人(いずれか該当する方)に係る特定の指標を月1回監視する。

さらに、管理会社は、

- ・ 投資運用会社がファンドのために対象とする発行体として新たな発行体/保証人を提案した際、適格性分析および初期信用度評価を行う。
- ・ 少なくとも年1回新たな信用度評価を行うか、または月1回監視がなされる指標の重大な変化(発行体の既存の信用度評価に悪影響を及ぼす可能性のあるもの(信用格付の格下げなど))を見極める際に新たな信用度評価を行う。重大な変更は、継続的リスク報告の一環として、リスク・マネジメント・チームから管理会社の経営委員会に報告される。評価が良好でなかったことにより発行体が許可されたリストから除外された場合には、当該信用に関連するポジションを削減するか、その時点の現下の市況を考慮して実務上可能な限り速やかに処分するか、または満期まで保有する(適宜)。いずれの場合も、決定は、何が投資家の最善の利益に適うかに基づいてなされる。

- ・ 内部信用度評価が発行体または商品の脆弱性につながった場合、あらゆる是正措置を講じる。
- ・ 最新の情報および最近の市場動向を考慮して、少なくとも年1回、用いる方法を見直す。検証テストの結果および改定案(場合に応じて)を、都度、管理会社の経営委員会に提出する。

内部信用度評価および管理会社によるその定期的な見直しは、ファンドのポートフォリオ運用を行う者またはファンドのポートフォリオ運用につき責任を負う者によっては行われぬ。

MMF規則第10条(3)に従い、発行体および金融市場証券の中には、本項に記載される信用度評価規定を免除されるものがある。

(4) 【分配方針】

管理会社は、ファンド証券の1口当たりコンスタントNAVをUSドル・ポートフォリオについては1米セントに維持するために必要な額の分配を日々宣言することを意図している。日々の分配金は、米ドルで表示され、1口当たり米ドルの小数点以下第8位まで計算される。分配金は、買付けられる受益証券については、買付代金が保管受託銀行により受領された営業日から、買戻される受益証券については、買戻代金が支払われる営業日の前日まで発生する。

各営業日およびそれに続く非営業日に適用される分配額は、当該営業日のルクセンブルグでの営業開始時に入手することができる。ただし、相当量の買戻請求がなされ、これに応ずるためファンドの組入れ証券を処分しなければならず、そのためファンドの価値がかなりの影響を受ける場合、管理会社は告知された分配額を取消し、当該営業日に決定される純資産価格を基礎に分配額を決定することができる。ただし、当該再評価は分配金が支払われる営業日前になされ告知される。

ファンドの毎月の最終営業日に、当該最終営業日の直前の日までに宣言された発生済・未払いのすべての分配金(ルクセンブルグおよび/または受益者の属する国の分配金に関する源泉税およびその他の税金控除後)は当該最終営業日の直前の日に適用されるファンドの1口当たり純資産価格で自動的に再投資され、追加のファンド証券として発行される。日本の受益者のために、かかる再投資は管理会社と各販売会社との間の契約に基づいて各販売会社が取り扱う。ファンド証券の買戻しの場合に買戻代金とともに発生済・未払いの分配金が支払われる以外に、現金による分配金支払いは行われぬ。

管理会社は、合理的に可能な限り、1口当たりコンスタントNAVをUSドル・ポートフォリオについては1米セントに維持するよう尽力する。

分配の結果、ルクセンブルグ法に規定される最低額のアメリカ合衆国ドル相当額を下回ることとなるような場合分配を行うことができない。

支払期日から5年以内に徴収されなかった分配金については、その受領権は消滅し、ファンドに帰属する。

ファンドがコンスタントNAVから変動NAVに変更する必要がある場合、本項に記載される分配の算出および支払は、再評価される。

前記は、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではない。

(5) 【投資制限】

トラストのいずれかのファンドのファンド証券の取得により、すべての受益者は、受益者、管理会社および保管受託銀行との関係が約款に準拠する旨を認め、かつ全面的に承諾する。

約款は、保管受託銀行の承認を条件として、いつでもその一部または全部を変更することができる。変更は、約款変更の関係書類にその他の記載のない限り、ルクセンブルグ商業登記所に寄託した通知がRESAを通じて公告される日に効力を生じる。

管理会社は、以下に定められる制限および規制を遵守して、ファンドの投資目的および方針の追求を行わなければならない。これらの制限および規制は、MMF規則に従って公債CNAV MMFに適用される制限および規制である。かかる制限および規制は、ルクセンブルグの規制機関(CSSF)または欧州の規制機関(ESMA)が随時発行するあらゆる規制および指針に常に従う。

一般投資規則

・ 適格資産

下記 から 項に記載される要件に従い、管理会社は、ファンドのために、以下の適格資産に投資することができる。

- 金融市場証券(短期金融商品)
- 逆買戻し条件付契約(リバースレポ契約)
- 金融機関への預金
- 適格証券化商品および資産担保コマーシャルペーパー(以下「ABCP」という。)

以下、これらを個別にまたは総称して「適格資産」という。

・ 公債CNAV MMFの詳細要件

公債CNAV MMFとしてファンドは、その資産の少なくとも99.5%を以下の商品に投資しなければならない。

- ・ EU、EU加盟国の政府、地方自治体および現地行政機関もしくは中央銀行、欧州中央銀行、欧州投資銀行、欧州投資基金、欧州安定メカニズム、欧州金融安定ファシリティ、第三国の中央政府もしくは中央銀行、国際通貨基金、国際復興開発銀行、欧州評議会開発銀行、欧州復興開発銀行、国際決済銀行またはその他の一もしくは複数のEU加盟国が属する国際金融機関もしくは組織によって単独または共同で発行または保証される金融市場証券(以下「公債商品」という。)
- ・ 公債商品を担保とする逆買戻し条件付契約(リバースレポ契約)
- ・ 現金

・適格資産が満たすべき要件(上記 で定義される。)

管理会社がファンドについて投資することができる適格資産は、上記Iに従い、以下の要件を満たさなければならない。

A) 金融市場証券は、以下の要件すべてを満たさなければならない。

a) 以下のカテゴリーに該当すること。

- ・ 公認の証券取引所への公式の上場を認められた金融市場証券、および/または
- ・ 規制され、定期的に運営され、および認知されならびに一般に公開されているEU加盟国または非EU加盟国の他の市場で取引される金融市場証券、および/または
- ・ 上記 および に言及されるもの以外の金融市場証券。ただし、それらの商品の発行または発行体自体が、投資者および預金の保護を目的として規制されており、かつ、それらの商品が以下のいずれかに該当することを条件とする。
- ・ EU加盟国の中央政府、地方自治体もしくは現地当局もしくは中央銀行、欧州中央銀行、EUもしくは欧州投資銀行、非EU加盟国、連邦国家の場合は連邦を構成する加盟者、または一もしくは複数のEU加盟国が所属する公的国際機関により発行または保証される金融市場証券
- ・ 上記 a) および に言及される規制された市場でその証券が取引される事業体により発行される金融市場証券
- ・ 欧州の法律に定められる基準に従い、慎重な監督に服する国にその登記上の事務所を有する金融機関、または少なくとも欧州の法律により定められる規則と同程度厳格であるとCSSFが判断する慎重な規則に服し、これを遵守する金融機関により発行または保証される金融市場証券
- ・ CSSFが承認するカテゴリーに属するその他の機関により発行される金融市場証券。ただし、それらの商品への投資は、上記の3項目に定められる保護と同等の投資家保護に服すること、ならびに発行体が少なくとも1,000万ユーロの資本金および準備金を有し、第4指令78/660/EECに従い年次財務書類を提出および公表する会社であり、企業のグループ内で同グループのファイナンスに専従する事業体であるか、または銀行の流動性ラインから利益を受けている証券化のためのピークルへのファイナンスに専従する事業体であることを条件とする。

b) 以下の特徴のうち一つを有すること。

- ・ 発行時における法定満期が397日以下である。
- ・ 残存期間が397日以下である。

c) 金融市場証券の発行体および金融市場証券の質が、管理会社が制定する内部信用度評価手続(前記「(3) 運用体制、内部信用度評価手続」を参照されたい。)に従い適格であるという評価を受けていること。

この要件は、EU、EU加盟国の中央政府もしくは中央銀行、欧州中央銀行、欧州投資銀行、欧州安定メカニズムまたは欧州金融安定ファシリティにより発行または保証される金融市場証券には適用されないものとする。

B) 適格証券化商品およびABCPは、以下の要件を満たさなければならない。

a) 十分に流動的であり、管理会社が制定する内部信用度評価手続(前記「(3) 運用体制、内部信用度評価手続」を参照されたい。)に従い適格であるという評価を受けており、かつ、以下のいずれかに該当するもの。

- ・ 委員会委任規則(EU) 2015 / 61¹第13条に言及される証券化商品
- ・ 以下に該当するABCPプログラムにより発行されるABCP
 - ・ 投資者にABCPに基づく金額の全額の支払いを保証するために必要である場合、流動性、信用および重大な希薄化のリスクのすべてならびにABCPに関係する継続的な取引費用および継続的なプログラム全体の費用をカバーする規制された金融機関により、十分に支援されているABCPプログラム
 - ・ 再証券化商品ではなく、かつ、各ABCP取引のレベルにおいて証券化商品の裏付けとなるエクスポージャーに証券化商品のポジションが一切含まれないABCPプログラム、および
 - ・ 規則(EU)第575 / 2013号²第242条(11)に定義される合成証券化商品を含まないABCPプログラム
- ・ シンプルで透明性があり標準化された(STS)証券化商品またはABCP。ただし、MMF規則(改正済)第11条に定められるこれらのSTSを特定する基準が遵守されていることが条件となる。

b) 必要に応じて以下のいずれかの条件を満たすことを条件とする。

- ・ 上記a) に言及される証券化商品の発行時における法定満期が2年以下であり、次の金利変更日までの残存期間が397日以下であること。
- ・ 上記a) および に言及される証券化商品またはABCPの発行時における法律上の満期または残存満期が397日以下であること。
- ・ 上記a) および に言及される証券化商品が、分割償還商品であり、WAL(後記「流動性リスクおよびポートフォリオリスクの制限規則」を参照されたい。)が2年以下であること。

¹ 金融機関の流動性カバレッジ要件に関する欧州議会および理事会の規則(EU)第575 / 2013号を補足する2014年10月10日付委員会委任規則(EU)2015 / 61(EEA関連文書)

² 金融機関および投資会社の健全性要件ならびに規制(EU)第648 / 2012号の修正に関する2013年6月26日付欧州議会および理事会の規則(EU)第575 / 2013号(EEA関連文書)

- C) 金融機関への預金は、以下のすべての条件を満たさなければならない。
- a) 要求に応じて払戻可能であるか、またはいつでも引き出すことができる預金。
 - b) 満期が12か月以内の預金。
 - c) 金融機関がEU加盟国に登記上の事務所を有すること、または金融機関が第三国に登記上の事務所を有する場合には、当該金融機関が規則(EU)第575 / 2013号第107条(4)に定められる手続に基づき欧州の法律に定められる規則と同等とみなされる慎重な規則に従うこと。
- D) 逆買戻し条件付契約(リバースレポ契約)は、以下のすべての条件を満たさなければならない。
- a) 管理会社が、2営業日前までの事前通知をもっていつでも契約を終了する権利を有すること。
 - b) 逆買戻し条件付契約(リバースレポ契約)の一環としてファンドが受領する資産が、以下のものであること。
 - ・上記 . A)に定められる要件を満たす金融市場証券であること。
 - ・少なくとも支払う現金と同等の時価を常に有すること。
 - ・売却、再投資、質権設定その他譲渡されないこと。
 - ・証券化商品およびABCPを含まないこと。
 - ・当該資産が下記 . C)の要件を満たす金融市場証券の形をとる場合を除き、その発行体に対する最大エクスポージャーをファンドの15%として、十分に分散されること。
 - ・取引相手から独立した、かつ、取引相手の業績と高度に相関することが予想されていない事業体により発行されること。上記にかかわらず、ファンドは、逆買戻し条件付契約(リバースレポ契約)の一環として、譲渡可能な流動性のある有価証券または上記 . A)に言及されるもの以外の金融市場証券を受領する場合がある。ただし、当該資産が以下の条件のうち一つを遵守することを条件とする。
 - ・欧州連合、EU加盟国の中央政府もしくは中央銀行、欧州中央銀行、欧州投資銀行、欧州安定メカニズムまたは欧州金融安定ファシリティにより発行または保証されていること。ただし、管理会社の内部信用度評価手続(前記「(3) 運用体制、内部信用度評価手続」を参照されたい。)に従い適格であるという評価を受けていることを条件とする。
 - ・第三国の中央政府または中央銀行により発行または保証されていること。ただし、管理会社の内部信用度評価手続(前記「(3) 運用体制、内部信用度評価手続」を参照されたい。)に従い適格であるという評価を受けていることを条件とする。上記に従い逆買戻し条件付契約(リバースレポ契約)の一環として受領した資産は、 . A)に記載される分散要件を満たすものとする。
 - c) ファンドの管理会社は、発生ベースまたは時価ベース(MMF規則第2条(8)に定義される。以下「時価」という。)で、現金の全額をいつでも回収できることを確保するものとする。現金が時価ベースでいつでも回収可能である場合、ファンド証券の1口当たり純資産価格の計算には、逆買戻し条件付契約(リバースレポ契約)の時価が用いられなければならない。

．ファンドは、補助的な流動資産を保有することができる。

．分散

A) ファンドは、以下を行ってはならない。

．同一発行体が発行した金融市場証券、証券化商品およびABCPに、その資産の5%を超えて投資すること。

．ファンドの資産の10%を超えて同一金融機関に預金すること。ただし、ファンドが登録されているEU加盟国の銀行セクターの構造において、当該分散要件を満たすのに十分な実行可能な金融機関が存在せず、かつ、ファンドが他のEU加盟国で預金することが経済上実行可能でない場合、ファンド資産の15%までを同一の金融機関に預金することができる。

B) 逆買戻し条件付契約(リバースレポ契約)において、ファンドのために行為する管理会社が同一取引相手方に提供する現金総額は、ファンドの資産の15%を超えないものとする。

C) 上記 A) にかかわらず、ファンドのために行為する管理会社は、ファンドの資産についても、リスク分散原則に従いファンドの資産の100%までを、EU、EU加盟国の政府、地方自治体および現地行政機関もしくは中央銀行、欧州中央銀行、欧州投資銀行、欧州投資基金、欧州安定メカニズム、欧州金融安定ファシリティ、経済協力開発機構加盟国(以下「OECD加盟国」という。)、G20加盟国もしくはシンガポールの中央政府もしくは中央銀行、国際通貨基金、国際復興開発銀行、欧州評議会開発銀行、欧州復興開発銀行、国際決済銀行またはその他の一もしくは複数のEU加盟国が属する国際金融機関もしくは組織によって単独または共同で発行または保証される金融市場証券に投資する権限を付与されている。ただし、ファンドは発行体により6銘柄以上の金融市場証券を保有していなくてはならず、1銘柄の有価証券がファンドの総資産の30%を超えてはならない。

．集中

A) 管理会社は、ファンドのために、同一発行体の金融市場証券、証券化商品およびABCPの10%超を取得することはできない。

B) ただし、上記A)は、EU、EU加盟国の政府、地方自治体および現地行政機関もしくは中央銀行、欧州中央銀行、欧州投資銀行、欧州投資基金、欧州安定メカニズム、欧州金融安定ファシリティ、第三国の中央政府もしくは中央銀行、国際通貨基金、国際復興開発銀行、欧州評議会開発銀行、欧州復興開発銀行、国際決済銀行またはその他の一もしくは複数のEU加盟国が属する国際金融機関もしくは組織によって発行または保証される金融市場証券に関しては適用されないものとする。

．さらに、ファンドのために行為する管理会社は以下を行わない。

- A) 上記 . に記載されていない資産への投資
- B) 金融市場証券、証券化商品、ABCPの空売り
- C) デリバティブ、株式もしくは商品を表章する証書、それらに基づくインデックス、またはそれらに対するエクスポージャーを得られるその他の手段もしくは金融商品を通じて、株式または商品に対して直接もしくは間接的にエクスポージャーを取ること
- D) 証券貸付契約もしくは証券借受契約、またはファンドの資産を担保とするその他の契約の締結
- E) 現金の借入および貸付

管理会社は、ファンドにおいて十分な分散投資を行うことにより、投資リスクの適切な分散を確保しなければならない。

さらに、ファンドのために行為する管理会社は、ファンド証券が販売される法域の規制当局により追加で要求される規制も遵守する。

管理会社は、ファンドの証券が販売される各国の法令を遵守するために、MMF規則に反せず、かつ、受益者の利益と両立するか、または利益となる投資制限を随時課すことができる。

流動性リスクおよびポートフォリオリスクの制限規則

管理会社は、流動性管理手法を設定、実施するとともに、一貫して適用しており、ファンドの流動性リスクを監視し、受益者の請求に応じてファンド証券の買戻義務に随時応じられるよう、ファンドの投資ポートフォリオにおける日次および週次での流動性基準の充足を確保するため、慎重かつ厳格な流動性管理手法を運用している。

投資ポートフォリオが適切な流動性を有し、受益者の買戻請求にファンドが確実に応じられるよう、定性的および定量的評価を用いてポートフォリオおよび証券を監視する。以下に記載されるポートフォリオおよび流動性に関する規則に加えて、また関係する金融市場証券について常に取引量が利用可能であるとは限らないことから、管理会社は、とりわけ、流動性が変化する可能性を見極めるため、商品の価格設定または信用度の変化を監視する。負債サイドでは、買付および買戻しの流れが定期的に監視される。また、純資産価格の10%を超える買戻しについては、名義書換事務代行会社が管理会社に通知する。さらに、ファンドの流動性に与える潜在的影響を評価するため、受益者の集中度が定期的に見直される。一または複数の投資者がファンド証券の10%超を保有している場合、管理会社は、追加的な流動性監視を行い、大口投資家の資金需要または買付/買戻活動のパターンまたはサイクルを可能な限り見極めようとするものとする。また、管理会社は、可能な限りにおいて、ファンドのファンド証券の10%超を保有している異なる投資者(もしあれば)間における取引活動(主に買戻サイド)の相関性を監視する。

流動性の決定における第一義的責任は投資運用会社にあり、管理会社による監督が伴う。目論見書に定められる日次および週次での流動性の最低水準の継続的な遵守を確保するため、流動性管理については、監視される。

ファンドは、以下の要件すべてを継続的に遵守するものとする。

- ・ファンドのポートフォリオのWAM(加重平均残存期間)は、60日以内とする。
- ・ファンドのポートフォリオのWAL(加重平均残存年限)は120日以内とするが、MMF規則の規定に従うことを条件とする。

ファンドは、以下の流動性規則も遵守するものとする。

- ・ファンドの資産の少なくとも10%は、日次で満期を迎える資産、1営業日前に事前通知を行うことにより終了可能な逆買戻し条件付契約(リバースレポ契約)、または1営業日前に事前通知を行うことにより引出可能な現金で構成されるものとする。
- ・ファンドの資産の少なくとも30%は、週次で満期を迎える資産、5営業日前に事前通知を行うことにより終了可能な逆買戻し条件付契約(リバースレポ契約)、または5営業日前に事前通知を行うことにより引出可能な現金で構成されるものとする。

「(5) 投資制限」の . の1項目に言及される、極めて流動性が高く、かつ、1営業日以内に買戻しまたは清算でき、残存満期が最大で190日である資産もまた、ファンドの資産の17.5%を上限として週次で満期を迎える資産とみなすことができる。

管理会社が制御できない理由により、または買付もしくは買戻しの結果として上記の制限を超えた場合、管理会社は、受益者の利益に留意しつつ、最優先の課題としてかかる事態を是正する。

MMFの流動性特性が悪化し、懸念材料となった場合、管理会社は、投資運用会社に対し、日次/週次で満期を迎える資産の割合を引き上げ、および/または、ポートフォリオのWAM/WALを低水準に引き下げよう要請することを検討することができる。

管理会社のリスク・マネジメント・チームは、流動性に関する規則の日常的監視を行う。週次で満期を迎える資産の割合がファンドの総資産の30%を下回る場合、かつ1営業日における正味の買戻しがファンドの総資産の10%を超える場合、ファンド受益者の利益を考慮した適切な対応を決定するため、文書化された状況評価が管理会社の経営委員会に提出される。管理会社の経営委員会からの勧告を受けて、取締役会は、以下の一または複数の措置について決定する。

- ・その期間の買戻しに対して、流動性を確保するための費用を適切に反映させ、ファンドの残存受益者が不利な扱いを受けないことを確保するために、流動性手数料を課すること
- ・「第2 管理及び運営 2 買戻し手続等」で説明される買戻しを、最長15営業日間、1取引日においてMMFのファンド証券の最大10%に制限する買戻しゲートの設定
- ・最長15営業日間の買戻しの停止
- ・受益者の利益に留意しつつ最優先の課題として事態を是正する措置以外の緊急措置をとらないこと

同様に、週次で満期を迎える資産の割合が、ファンドの総資産の10%を下回る場合、ファンドの受益者の利益を考慮した適切な対応を決定するため、文書化された状況評価を行う。取締役会は、上記iおよび の措置を累積的または代替的に採用する旨を決定する。

直近90日間のうち、停止されていた期間の合計が15営業日を超える場合、ファンドは自動的に公債CNAV MMFではなくなり、その場合、受益者に対して直ちに、明確かつ分かり易い方法で書面により通知される(市場価格でファンドが清算される可能性がある場合、ファンドが公債CNAV MMFではなくなった場合に取締役会が検討するシナリオに関する場合を含む。)。

管理会社は、ファンドのために資産を取得することがMMF規則第24条に定められる日次および週次の制限に違反することになる場合には、かかる資産の取得を行わない。

3【投資リスク】

(1) リスク要因

過去の運用データは必ずしも将来の実績の信頼できる目安とはならない。トラストは、月次の絶対ボラティリティが低い実勢金利水準との関係から比較的安定的なリターンを得ている。償還までの残存期間およびクレジット・クオリティに制約があるため、通常的环境下でのボラティリティは低く留まり、トラストは、低リスクな投資信託であることが期待されている。しかし、トラストにリスクがないとはいえない。

レバレッジは、「総額」および「純額」アプローチを考慮して計算される。「総額」計算は、レバレッジを生み出すエクスポージャー(例：担保の再投資等)の想定額に基づく。「純額」アプローチは、コミットメント・アプローチに基づく。「総額」または「純額」アプローチのいずれかをを用いて計算された総エクスポージャーをファンドの純資産総額で除し、レバレッジ比率が算定される。

トラストは金融市場証券に投資するため、ある程度の信用リスクを伴う。投資対象の償還までの残存期間が短いことにより、リスクは限定的であるといえる。トラストが投資する金融市場証券の性質により、通常的环境下での流動性は高くなる。トラストにはいかなる形式による元本確保または保証も付与されていない。

金利変動リスク

金利変動リスクとは、金利変動により証券価格が変動するリスクをいう。一般に金利が上昇した場合には債券価格は下落し、ファンド証券の1口当たりの時価による純資産価格(以下「変動NAV」という。)の下落要因となる。また、金利が下落した場合には、金融市場証券からの収益(受取利息)の減少要因となる。

信用リスク

信用リスクとは、トラストが投資する証券の発行体の支払不能につながる可能性がある財政悪化をいう。上記の発行体は、財政難、経営不振、またはその他の理由により、利息、元本や買戻代金をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなることがある。一般に債務不履行が発生した場合または予想される場合には、債券および金融市場証券の価格は下落し、1口当たり変動NAVの下落要因となる。

さらに、ポートフォリオの信用エクスポージャーは、投資戦略の一環であり、期待収益率に対するターゲット・リスクの比率を通じて分析される。ただし、信用リスクは、ファンドのリスク選好度に則していなければならない。

また、預貯金取扱金融機関に対する信用エクスポージャーもあり、信用度は、定期的に監視される。

流動性リスク

特定の有価証券は、最適な時期に最適な価格で売却することが困難または不可能であることがある。これにより、売却価格を引き下げること、代わりに他の有価証券を売却することおよび/または投資機会を見送ることを余儀なくされることがある。これらにより、ファンドの運営またはパフォーマンスに悪影響が生じる可能性がある。

為替リスク

USドル・ポートフォリオおよびトラストは米ドルを基準通貨としている。従って、円から投資した場合には、外国為替相場の変動の影響によって円換算した投資元本を割り込むことがある。

逆買戻し条件付契約（リバースレポ契約）の取引に関連する特定のリスク

上記の技法の利用には一定のリスクが伴い、かかるリスクの一部は以下に記載するとおりであるが、その利用により達成しようとする目的が達成されるとの保証はない。

管理会社がファンドのために買主として行為する逆買戻し条件付契約（リバースレポ契約）の取引に関しては、証券の売主である取引相手方が破綻した場合、

- (A) 買付証券の価格が、当該証券の不適正な価格付け、市場価格の不利な推移、当該証券の発行体の信用等级の悪化、当該証券の取引市場の流動性の欠如等により、当初の支払額を下回ることになるリスク、
- (B) () 過剰な規模または期間の取引における資金の焦付き、() 満期時の資金回収の遅延により、ファンドが買戻請求、証券の買付け、またはより一般的には再投資に対応する能力を制限されることがあるリスク、

が存在することを投資者は特に承知していなければならない。

評価リスク

ファンドは、非上場の投資対象の評価に関し、投資運用会社と協議することがある。このようなポジションについては、公開取引される投資対象の場合よりも現金化に長い時間を要する場合がある。

(2) リスクに対する管理体制

ファンドのリスクは、アモーヴァ・アセットマネジメント・UKリミテッドの債券チームによって管理される。同チームは、ファンドが保有する有価証券の信用格付およびその金利に対する感応度を監視しており、ファンドの大半の主要なリスクの軽減が可能である。債券チームは、ソブリン・リスクも監視する。

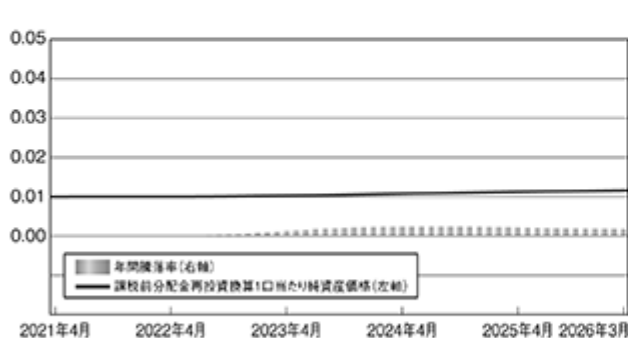
ファンドはいかなるデリバティブ取引またはその他の類似した取引（差額決済でない先物為替予約を除く。）も行っていない。将来において、デリバティブ取引またはその他の類似した取引（差額決済でない先物為替予約を除く。）を行うとしてもヘッジ目的であり、投資運用会社は、デリバティブ取引またはその他の類似した取引を、取引の想定元本がファンドの純資産総額を超えないように監督する。

（注）上記のリスクの管理体制は、2026年3月末日現在のものであり、今後変更となる場合がある。

(3) リスクに関する参考情報

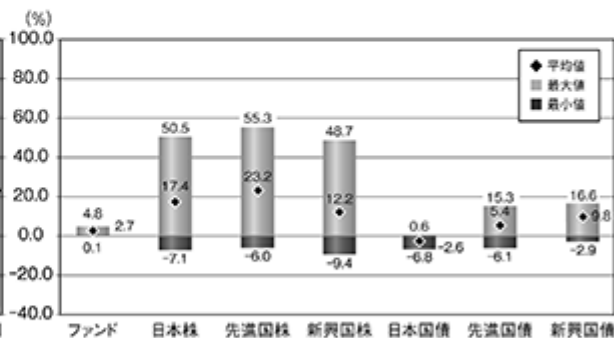
ファンドの課税前分配金再投資換算1口当たり純資産価格・年間騰落率の推移

2021年4月～2026年3月の5年間におけるファンドの分配金再投資換算1口当たり純資産価格（各月末時点）と、年間騰落率（各月末時点）の推移を示したものです。



ファンドと代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較

左のグラフと同じ期間における年間騰落率（各月末時点）の平均と振れ幅を、ファンド（ファンドの表示通貨ベース）と他の代表的な資産クラス（円ベース）との間で比較したものです。このグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。



出所：Bloomberg L.P. および指数提供会社のデータを基に
森・濱田松本法律事務所外国法共同事業が作成

※課税前分配金再投資換算1口当たり純資産価格は、税引前の分配金を分配時にファンドへ再投資したとみなして算出したものです。2020年4月末日を0.01として指数化しております。

※ファンドの年間騰落率（各月末時点）は、各月末とその1年前における課税前分配金再投資換算1口当たり純資産価格を対比して、その騰落率を算出したものです。（月末が営業日でない場合は直前の営業日を月末とみなします。）

※代表的な資産クラスの年間騰落率（各月末時点）は、各月末とその1年前における下記の指数の値を対比して、その騰落率を算出したものです。（月末が営業日でない場合は直前の営業日を月末とみなします。）

※ファンドと代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較は、上記の5年間の各月末時点における年間騰落率を用いて、それらの平均・最大・最小をグラフにして比較したものです。

※年間騰落率は、ファンド証券の表示通貨建てで計算されており、円貨に為替換算されておられません。したがって、円貨に為替換算した場合、上記とは異なる騰落率となります。

※ファンドの課税前分配金再投資換算1口当たり純資産価格および年間騰落率は、実際の1口当たり純資産価格およびそれに基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※ファンドは代表的な資産クラスの全てに投資するものではありません。

○各資産クラスの指数

日本株…TOPIX（配当込み）

先進国株…FTSE 先進国株価指数（除く日本、円ベース）

新興国株…S&P 新興国総合指数

日本国債…ブルームバーグE1年超日本国債指数

先進国債…FTSE 世界国債指数（除く日本、円ベース）

新興国債…FTSE 新興国市場国債指数（円ベース）

（注）S&P 新興国総合指数は、Bloomberg L.P. が円換算しています。

TOPIX（東証株価指数）の指数値及びTOPIXに係る標章又は商標は、株式会社JPX 総研又は株式会社JPX 総研の関連会社（以下「JPX」といいます。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利・ノウハウ及びTOPIXに係る標章又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、TOPIXの指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。

FTSE 先進国株価指数（除く日本、円ベース）、FTSE 世界国債指数（除く日本、円ベース）およびFTSE 新興国市場国債指数（円ベース）に関するすべての権利は、London Stock Exchange Group plc またはそのいずれかのグループ企業に属します。各指数は、FTSE International Limited、FTSE Fixed Income LLC またはそれらの関連会社等によって計算されています。London Stock Exchange Group plc およびそのグループ企業は、指数の使用、依存または誤謬から生じるいかなる負債について、何人に対しても一切の責任を負いません。

4【手数料等および税金】

(1)【申込手数料】

海外における申込手数料

海外における申込手数料はない。

日本国内における申込手数料

日本国内における申込手数料はない。

(2)【買戻し手数料】

海外における買戻し手数料

海外における買戻し手数料は、徴収されない。信託財産留保額もない。

日本国内における買戻し手数料

日本国内における買戻し手数料は、徴収されない。信託財産留保額もない。

(3)【管理報酬等】

「グロス・イールド(その他費用控除後)」とは、管理会社が日々算出する、トラストのファンドの総利回り(グロス・イールド)から、ファンドの関係法人の報酬以外の費用の日々の償却率を控除した料率をいう。

「グロス・インカム(その他費用控除後)」とは、管理会社が日々算出する、()トラストのファンドの総利益(有価証券の売買損益、銀行利息、債券利息を含む。)から、()ファンドの関係法人の報酬以外の費用の日々の償却額を控除した金額をいう。

管理報酬、投資運用報酬および代行協会員報酬

管理会社は、ファンドの資産から各四半期末毎に、以下のように計算される管理報酬を受領する(後払い)。日々算出されるグロス・イールド(その他費用控除後)が年率1%未満の場合、管理報酬は、当該グロス・インカム(その他費用控除後)の1%である。

日々算出されるグロス・イールド(その他費用控除後)が年率1%以上1.5%未満の場合、管理報酬は、ファンドの日々発生し算出される純資産総額の年率0.02%である。

日々算出されるグロス・イールド(その他費用控除後)が年率1.5%以上の場合、管理報酬は、ファンドの日々発生し算出される純資産総額の年率0.03%である。

管理会社報酬は、トラストの継続開示にかかる手続、資料作成・情報提供、運用状況の監督、リスク管理、その他運営管理全般にかかる業務の対価として支払われる。

投資運用会社は、ファンドの資産から各四半期末毎に、以下のように計算される投資運用報酬を受領する(後払い)。日々算出されるグロス・イールド(その他費用控除後)が年率1%未満の場合、投資運用報酬は、()グロス・インカム(その他費用控除後)の14%および()グロス・イールド(その他費用控除後)に100を乗じ以下に記載された料率を乗じた金額の低い方の額である。日々算出されるグロス・イールド(その他費用控除後)が年率1%以上の場合、投資運用報酬は、ファンドの日々発生し算出される純資産総額をもとに、以下のように計算される。

USドル・ポートフォリオ

純資産総額	年率(上限)
2億米ドル以下の部分	0.15 %
2億米ドル超 5億米ドル以下の部分	0.125%
5億米ドル超 20億米ドル以下の部分	0.10 %
20億米ドル超の部分	0.09 %

投資運用会社が負担したすべての合理的な実費は、ファンドが負担する。

投資運用報酬は、トラストに対する投資運用業務の対価として支払われる。

代行協会員および販売会社は、ファンドの資産から各四半期末毎に、以下のように計算される代行協会員報酬および販売報酬を受領する(後払い)。

日々算出されるグロス・イールド(その他費用控除後)が年率1%未満の場合、代行協会員報酬は、当該グロス・インカム(その他費用控除後)の20%であり、そのうちグロス・インカム(その他費用控除後)の18%が販売会社に支払われる。

日々算出されるグロス・イールド(その他費用控除後)が年率1%以上の場合、代行協会員報酬は、ファンドの該当する四半期の純資産総額の年率0.63%を上限とする(その中から、代行協会員は各販売会社に報酬を支払う。)。

本書の日付現在：

日々算出されるグロス・イールド(その他費用控除後)が年率1%以上1.5%未満の場合、代行協会員報酬は、ファンドの日々発生し算出される純資産総額の年率0.19%であり、そのうち年率0.18%が販売会社に支払われる。

日々算出されるグロス・イールド(その他費用控除後)が年率1.5%以上の場合、代行協会員報酬は、ファンドの日々発生し算出される純資産総額の年率0.48%であり、そのうち年率0.40%が販売会社に支払われる。

販売会社は代行協会員に支払われる報酬から、販売会社における受益者の取引口座内でのファンドの管理および事務手続き、運用報告書等各種書類の送付・購入後の情報提供等の対価として報酬を受け取る。代行協会員および/または販売会社が負担したすべての合理的な実費は、ファンドが負担する。

代行協会員報酬は、目論見書、運用報告書等の販売取扱会社等への送付、受益証券1口当たり純資産価格の公表およびこれらに付随する業務の対価として支払われる。

2025年12月31日に終了した会計年度にUSドル・ポートフォリオにつき支払われた管理報酬、投資運用報酬、代行協会員報酬および販売報酬はそれぞれ931,448米ドル、3,169,854米ドル、14,902,418米ドルであった。

保管報酬

保管受託銀行は、ファンドの資産から各四半期末毎に、以下のように計算される保管報酬を受領する(後払い)。日々算出されるグロス・イールド(その他費用控除後)が年率1%未満の場合、保管報酬は、当該グロス・インカム(その他費用控除後)の2%である。

日々算出されるグロス・イールド(その他費用控除後)が年率1%以上1.5%未満の場合、保管報酬は、ファンドの日々発生し算出される純資産総額の年率0.02%である。

日々算出されるグロス・イールド(その他費用控除後)が年率1.5%以上の場合、保管報酬は、ファンドの日々発生し算出される純資産総額の年率0.04%である。

また、保管受託銀行が負担した電話、電報、郵便費用等を含むすべての合理的な実費、ならびにトラストの資産の保管が委託される銀行および他の金融機関の保管料は、トラストが負担する。

保管報酬は、ファンドの信託財産の保管、入出金の処理、信託財産の決済およびこれらに付随する業務ならびにファンドに対する受託業務の対価として支払われる。

2025年12月31日に終了した会計年度にUSドル・ポートフォリオにつき支払われた保管報酬は1,266,338米ドルであった。

管理事務・支払事務および登録・名義書換事務代行報酬

管理事務・支払事務および登録・名義書換事務代行会社は、ファンドの資産から各四半期末毎に、以下のように計算される管理事務代行報酬を受領する(後払い)。日々算出されるグロス・イールド(その他費用控除後)が年率1%未満の場合、管理事務・支払事務および登録・名義書換事務代行報酬は、当該グロス・インカム(その他費用控除後)の3%である。

日々算出されるグロス・イールド(その他費用控除後)が年率1%以上1.5%未満の場合、管理事務・支払事務および登録・名義書換事務代行報酬は、ファンドの日々発生し算出される純資産総額の年率0.03%である。

日々算出されるグロス・イールド(その他費用控除後)が年率1.5%以上の場合、管理事務・支払事務および登録・名義書換事務代行報酬は、ファンドの日々発生し算出される純資産総額の年率0.06%である。

管理事務代行会社が負担した電話、電報、郵便費用等を含むすべての合理的な実費は、トラストが負担する。

管理事務代行報酬は、ファンドの購入・換金(買戻し)等の受付、信託財産の評価、純資産価格の計算、会計書類作成およびこれらに付随する業務の対価として支払われる。

2025年12月31日に終了した会計年度にUSドル・ポートフォリオにつき支払われた管理事務・支払事務および登録・名義書換事務代行報酬は1,861,655米ドルであった。

上記の各種報酬は、ファンドのパフォーマンスの変化および金融市場における一般的な状況を考慮し、管理会社、保管受託銀行、投資運用会社、代行協会員および日本における販売会社(場合による。)の間の合意により、随時減額されることがある(特定の状況下において、一部または全部が放棄されることがある。)。かかる減額または放棄は、適用ある規則により要求される方法で受益者に通知される。

(4) 【その他の手数料等】

トラストは以下を含むその他の費用を負担する。

トラスト/ファンドの資産、収益、報酬および経費に課せられる一切の税金

トラストは、税務上の立場に関して、ルクセンブルグの法律に従う。トラストは、ルクセンブルグで現在施行されている法令および規則に基づき、純資産に対して、四半期毎に計算され、支払うべき年率0.01%の資本税が課される。現行の法律では、トラストおよび受益者(ルクセンブルグにおいて住居、登記上の事務所または恒久的施設を有しているまたは特定の限定された状況においては、以前に有していた者または会社を除く。)のいずれも、収益またはキャピタル・ゲインに対するルクセンブルグの税金ならびに源泉徴収税および相続税を課されない。トラストは、関連する国の源泉徴収税を控除後、自らのポートフォリオの有価証券により生じた収益を回収する。

トラストの組入証券に関し、取引上支払うべき通常の銀行手数料

(当該手数料は取得価格に含まれ、また売却価格からは差引かれる。)

支払事務代行会社の費用

受益者の利益のための業務執行中に管理会社または保管受託銀行が支払った法的および監査費用

その他、次の費用を含む管理費用

- ・ 券面印刷費
- ・ ファンド証券の販売またはトラストに関し管轄権を有する一切の監督当局(証券業協会を含む。)への約款ならびに届出書、目論見書および説明書を含めその他のトラストに関する書類を作成、印刷し提出する費用
- ・ トラストおよび管理会社に適用される法律または諸規則のもとで要求される年次報告書、半期報告書およびその他の諸報告書等を実質上の受益者を含む受益者の利益のために必要とされる言語で作成しかつ配布する費用
- ・ 会計、記帳および毎日の純資産価格計算に要する費用
- ・ 受益者への通知・公告の作成、配布費用
- ・ 弁護士および監査人の報酬
- ・ 以上に類似するその他のすべての管理費用。ただし、一切の広告宣伝費およびファンド証券の募集または販売に関して直接生じたその他の費用は除く。

トラストに合併するファンドの設定費用(もしあれば)は、かかるファンドの設定日から5年間の残存期間に引続き償却される。

トラスト内に設定される新ファンドの設定費用(もしあれば)は、かかるファンドの設定日から5年間で償却される。

すべての経常費用は、まずインカム・ゲインから控除され、次いでキャピタル・ゲイン、ファンドの資産の順序で控除される。その他の経費は5年を超えない期間にわたり償却することができる。

特定の状況においては、「流動性リスクおよびポートフォリオリスクの制限規則」の項に詳述される流動性手数料を換金(買戻し)時に管理会社によって徴収されることがある。

ファンドがコンスタントNAVから変動NAVに変更する必要がある場合、本項に記載される手数料の計算については見直しが行われる。

2025年12月31日に終了した会計年度にUSドル・ポートフォリオにつき支払われた当該その他の費用は497,917米ドルであった。

(5) 【課税上の取扱い】

2026年4月末日現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなる。

ファンドが税法上公募外国公社債投資信託である場合

- (1) 受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができる。
- (2) 国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、ファンドの分配金は、公募国内公社債投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなる。
- (3) 国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、日本の個人受益者が支払いを受けるファンドの分配金については、20.315%(所得税15.315%、住民税5%)(2048年1月1日以後は20.15%(所得税15.15%、住民税5%))の税率による源泉徴収が日本国内で行われる。

日本の個人受益者は、申告分離課税が適用されるので原則として確定申告をすることになるが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできる。

確定申告不要を選択しない場合、一定の上場株式等(租税特別措置法に定める上場株式等をいう。以下同じ。)の譲渡損失(繰越損失を含む。)との損益通算が可能である。

- (4) 日本の法人受益者が支払いを受けるファンドの分配金(表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。)については、国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ(一定の公共法人等(所得税法別表第一に掲げる内国法人をいう。以下同じ。)または金融機関等を除く。)、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される(2048年1月1日以後は15.15%の税率となる。))。

- (5) 日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合(他のクラスの受益証券に転換した場合を含む。)は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡益(譲渡価額から取得価額等を控除した金額(邦貨換算額)をいう。以下同じ。)に対して、源泉徴収選択口座において、20.315%(所得税15.315%、住民税5%)(2048年1月1日以後は20.15%(所得税15.15%、住民税5%))の税率による源泉徴収が日本国内で行われる。受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一であるが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。

譲渡損益は、一定の他の上場株式等の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能である。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降3年間の繰越も可能である。

- (6) 日本の個人受益者の場合、ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、(5)と同様の取扱いとなる。
- (7) 日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される。

(注) 日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ルクセンブルグに住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しルクセンブルグ税務当局により課税されることは一切ない。

ファンドが税法上公募外国株式投資信託である場合

- (1) 受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができる。
- (2) 国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、ファンドの分配金は、公募国内株式投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなる。
- (3) 国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、日本の個人受益者が支払いを受けるファンドの分配金については、20.315%(所得税15.315%、住民税5%)(2048年1月1日以後は20.15%(所得税15.15%、住民税5%))の税率による源泉徴収が行われる。

日本の個人受益者は、総合課税または申告分離課税のいずれかを選択して確定申告をすることもできるが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできる。

申告分離課税を選択した場合、一定の上場株式等の譲渡損失(繰越損失を含む。)との損益通算が可能である。

- (4) 日本の法人受益者が支払いを受けるファンドの分配金(表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含む。)については、国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ(一定の公共法人等を除く。)、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される(2048年1月1日以後は15.15%の税率となる。)
- (5) 日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合(他のクラスの受益証券に転換した場合を含む。)は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡益に対して、源泉徴収選択口座において、20.315%(所得税15.315%、住民税5%)(2048年1月1日以後は20.15%(所得税15.15%、住民税5%))の税率による源泉徴収が行われる。受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一であるが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了する。

譲渡損益は、一定の他の上場株式等の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能である。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降3年間の繰越も可能である。

- (6) 日本の個人受益者の場合、ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、(5)と同様の取扱いとなる。
- (7) 日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出される。

(注) 日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ルクセンブルグに住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しルクセンブルグ税務当局により課税されることは一切ない。

ファンドは、税法上、公募外国公社債投資信託として取り扱われる。ただし、将来における税務当局の判断によりこれと異なる取扱いがなされる可能性もある。

税制等の変更により上記「ないし」に記載されている取扱いは変更されることがある。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等に確認することを推奨する。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

資産別および地域別の投資状況

USドル・ポートフォリオ

(2026年3月末日現在)

資産の種類	国名	時価合計 米ドル	投資比率 (%)
コマーシャル・ペーパー	フランス	1,596,933,078	51.67
	ドイツ	672,132,180	21.75
	フィンランド	199,877,132	6.47
現金・預金およびその他の資産(負債控除後)		621,704,665	20.12
合計 (純資産総額)		3,090,647,056 (約494,133百万円)	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいう。以下同じ。

(2) 【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

USドル・ポートフォリオ

(2026年3月末日現在)

	銘柄	発行地	種類	利率 (%)	償還日	数量 (額面)	簿価(米ドル)		時価(米ドル)		投資 比率 (%)
							単価	総額	単価	総額	
1.	LANDESKREDITBANK BADEN-WUERTTEMBERG FOERDERBANK 12JUN26	ドイツ	コマーシャル・ペーパー	-	2026年6月12日	275,000,000	0.99	272,036,315	0.99	272,958,972	8.83
2.	LANDESKREDITBANK BADEN-WUERTTEMBERG FOERDERBANK 07APR26	ドイツ	コマーシャル・ペーパー	-	2026年4月7日	250,000,000	0.99	247,757,792	1.00	249,825,606	8.08
3.	AGENCE CENTRALE DES ORGANISMES DE SECURITE SOCIALE 14APR26	フランス	コマーシャル・ペーパー	-	2026年4月14日	200,000,000	0.99	197,996,250	1.00	199,704,711	6.46
4.	AGENCE CENTRALE DES ORGANISMES DE SECURITE SOCIALE 27MAY26	フランス	コマーシャル・ペーパー	-	2026年5月27日	200,000,000	0.99	197,766,339	0.99	198,810,106	6.43
5.	AGENCE CENTRALE DES ORGANISMES DE SECURITE SOCIALE 05JUN26	フランス	コマーシャル・ペーパー	-	2026年6月5日	200,000,000	0.99	197,884,777	0.99	198,617,775	6.43
6.	CAISSE DES DEPOTS ET CONSIGNATIONS 11MAY26	フランス	コマーシャル・ペーパー	-	2026年5月11日	190,000,000	0.99	187,966,412	1.00	189,198,297	6.12
7.	CAISSE DES DEPOTS ET CONSIGNATIONS 28APR26	フランス	コマーシャル・ペーパー	-	2026年4月28日	175,000,000	0.99	173,254,938	1.00	174,501,411	5.65
8.	AGENCE CENTRALE DES ORGANISMES DE SECURITE SOCIALE 20MAY26	フランス	コマーシャル・ペーパー	-	2026年5月20日	175,000,000	0.99	173,040,461	0.99	174,084,328	5.63
9.	LANDESKREDITBANK BADEN-WUERTTEMBERG FOERDERBANK 13MAY26	ドイツ	コマーシャル・ペーパー	-	2026年5月13日	150,000,000	0.99	148,422,108	1.00	149,347,602	4.83
10.	AGENCE CENTRALE DES ORGANISMES DE SECURITE SOCIALE 18JUN26	フランス	コマーシャル・ペーパー	-	2026年6月18日	140,000,000	0.99	138,522,427	0.99	138,832,718	4.49
11.	AGENCE CENTRALE DES ORGANISMES DE SECURITE SOCIALE 21APR26	フランス	コマーシャル・ペーパー	-	2026年4月21日	125,000,000	0.99	123,711,850	1.00	124,723,968	4.04
12.	KUNTARAOHITUS OYJ 2APR26	フィンランド	コマーシャル・ペーパー	-	2026年4月2日	100,000,000	1.00	99,682,401	1.00	99,979,510	3.23
13.	KUNTARAOHITUS OYJ 10APR26	フィンランド	コマーシャル・ペーパー	-	2026年4月10日	100,000,000	1.00	99,610,964	1.00	99,897,622	3.23
14.	AGENCE CENTRALE DES ORGANISMES DE SECURITE SOCIALE 29MAY26	フランス	コマーシャル・ペーパー	-	2026年5月29日	100,000,000	0.99	98,944,311	0.99	99,383,310	3.22
15.	AGENCE CENTRALE DES ORGANISMES DE SECURITE SOCIALE 25JUN26	フランス	コマーシャル・ペーパー	-	2026年6月25日	100,000,000	0.99	99,001,283	0.99	99,076,456	3.21

種類別投資比率

種類	投資比率(%)
コマーシャル・ペーパー	79.88

【投資不動産物件】

該当事項なし(2026年3月末日現在)

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項なし(2026年3月末日現在)

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

USドル・ポートフォリオ

直近10会計年度の各会計年度末ならびに2026年3月末日および同日前1年以内における各月末の純資産の推移は次のとおりである。

	純資産総額		1口当たり純資産価格	
	千米ドル	百万円	米セント	円
第25会計年度末 (2016年12月31日)	1,783,180	285,095	1	2
第26会計年度末 (2017年12月末日)	1,987,597	317,777	1	2
第27会計年度末 (2018年12月末日)	1,861,050	297,545	1	2
第28会計年度末 (2019年12月末日)	2,116,047	338,314	1	2
第29会計年度末 (2020年12月末日)	2,765,693	442,179	1	2
第30会計年度末 (2021年12月末日)	2,751,924	439,978	1	2
第31会計年度末 (2022年12月末日)	2,436,910	389,613	1	2
第32会計年度末 (2023年12月末日)	2,621,764	419,168	1	2
第33会計年度末 (2024年12月末日)	2,965,901	474,188	1	2
第34会計年度末 (2025年12月末日)	3,096,978	495,145	1	2
2025年4月末日	3,037,432	485,625	1	2
5月末日	3,057,715	488,867	1	2
6月末日	3,053,689	488,224	1	2
7月末日	3,123,161	499,331	1	2
8月末日	3,180,988	508,576	1	2
9月末日	3,188,812	509,827	1	2
10月末日	3,161,323	505,432	1	2
11月末日	3,132,884	500,885	1	2
12月末日	3,096,978	495,145	1	2
2026年1月末日	3,294,492	526,723	1	2
2月末日	3,325,344	531,656	1	2
3月末日	3,090,647	494,133	1	2

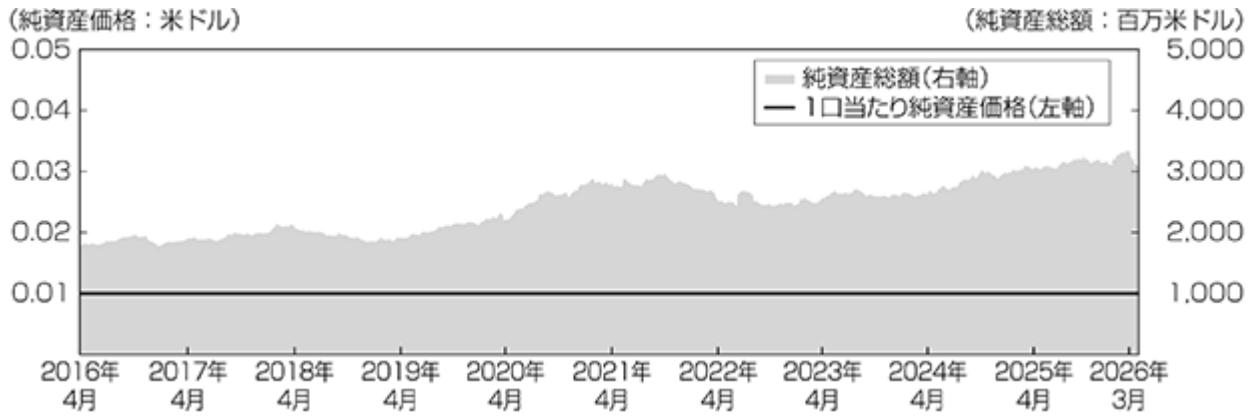
(注) 上記純資産総額は受渡日ベースの数値であり、財務書類中の数値は約定日ベースのものであるため、両数値が相違する場合がある。

参考情報

純資産の推移

USドル・ポートフォリオ

(2016年4月1日～2026年3月末日)



あくまで過去の実績であり、将来の運用成果を示唆または保証するものではありません。

【分配の推移】

USドル・ポートフォリオ

ファンド証券の1口当たり純資産価格を1米セントに維持するために必要な額の分配を日々宣言している。毎月の最終営業日に、当該最終営業日の直前の日までに宣言され、発生済・未払いのすべての分配金は税引後再投資されている。

直近10会計年度における分配の推移は次のとおりである。

	分配金
第25会計年度 (自2016年1月1日 至2016年12月31日)	1口当たり 0.000042655米ドル(0.006819681円)
第26会計年度 (自2017年1月1日 至2017年12月31日)	1口当たり 0.000081882米ドル(0.013091294円)
第27会計年度 (自2018年1月1日 至2018年12月31日)	1口当たり 0.000137147米ドル(0.021927062円)
第28会計年度 (自2019年1月1日 至2019年12月31日)	1口当たり 0.000160764米ドル(0.025702948円)
第29会計年度 (自2020年1月1日 至2020年12月31日)	1口当たり 0.000041414米ドル(0.006621270円)
第30会計年度 (自2021年1月1日 至2021年12月31日)	1口当たり 0.000007281米ドル(0.001164086円)
第31会計年度 (自2022年1月1日 至2022年12月31日)	1口当たり 0.000124606米ドル(0.019922007円)
第32会計年度 (自2023年1月1日 至2023年12月31日)	1口当たり 0.000436373米ドル(0.069767315円)
第33会計年度 (自2024年1月1日 至2024年12月31日)	1口当たり 0.000456955米ドル(0.073057965円)
第34会計年度 (自2025年1月1日 至2025年12月31日)	1口当たり 0.000362132米ドル(0.057897664円)

(注) 分配金の円貨換算については、外貨金額の端数桁数が表示上よりも大きいため、表示上の外貨に所定の為替レートを乗じても完全に一致しない場合がある。

【収益率の推移】

USドル・ポートフォリオ

直近10会計年度における収益率の推移は次のとおりである。

	収益率(注)
第25会計年度 (自2016年1月1日 至2016年12月31日)	0.427%
第26会計年度 (自2017年1月1日 至2017年12月31日)	0.819%
第27会計年度 (自2018年1月1日 至2018年12月31日)	1.371%
第28会計年度 (自2019年1月1日 至2019年12月31日)	1.608%
第29会計年度 (自2020年1月1日 至2020年12月31日)	0.414%
第30会計年度 (自2021年1月1日 至2021年12月31日)	0.073%
第31会計年度 (自2022年1月1日 至2022年12月31日)	1.246%
第32会計年度 (自2023年1月1日 至2023年12月31日)	4.364%
第33会計年度 (自2024年1月1日 至2024年12月31日)	4.570%
第34会計年度 (自2025年1月1日 至2025年12月31日)	3.621%

(注) 収益率(%) = $100 \times (a-b) / b$

a = 会計年度末の1口当たり純資産価格(分配付の額)

b = 当該会計年度の直前の会計年度末の1口当たり純資産価格(分配落の額)

(4) 【販売及び買戻しの実績】

USドル・ポートフォリオ

直近10会計年度における販売および買戻しの実績ならびに当該年度末現在の発行済口数は次のとおりである。

	販売口数	買戻口数	発行済口数
第25会計年度 (自2016年1月1日 至2016年12月31日)	176,143,178,918 (176,143,178,918)	181,450,704,756 (181,450,704,756)	179,458,182,241 (179,456,404,404)
第26会計年度 (自2017年1月1日 至2017年12月31日)	208,622,560,105 (208,622,560,105)	188,453,074,548 (188,453,074,548)	199,627,667,798 (199,625,889,961)
第27会計年度 (自2018年1月1日 至2018年12月31日)	240,313,031,258 (240,313,031,258)	255,621,185,459 (255,621,185,459)	184,319,513,597 (184,317,735,760)
第28会計年度 (自2019年1月1日 至2019年12月31日)	237,519,440,075 (237,519,440,075)	208,710,046,083 (208,710,046,083)	213,128,907,589 (213,127,129,752)
第29会計年度 (自2020年1月1日 至2020年12月31日)	388,914,801,765 (388,914,801,765)	321,881,921,888 (321,881,921,888)	280,161,787,466 (280,160,009,629)
第30会計年度 (自2021年1月1日 至2021年12月31日)	422,109,305,463 (422,109,305,463)	428,476,436,877 (428,476,436,877)	273,794,656,052 (273,792,878,215)
第31会計年度 (自2022年1月1日 至2022年12月31日)	349,624,697,078 (349,624,697,078)	377,856,109,126 (377,856,109,126)	245,563,244,004 (245,561,466,167)
第32会計年度 (自2023年1月1日 至2023年12月31日)	312,831,499,976 (312,831,499,976)	294,120,932,091 (294,120,932,091)	264,273,811,889 (264,272,034,052)
第33会計年度 (自2024年1月1日 至2024年12月31日)	359,264,648,336 (359,264,648,336)	325,448,996,703 (325,448,996,703)	298,089,463,522 (298,087,685,685)
第34会計年度 (自2025年1月1日 至2025年12月31日)	311,136,819,787 (311,136,819,787)	290,274,667,641 (290,274,667,641)	318,951,615,668 (318,949,837,831)

(注) ()の数は本邦内における販売・買戻および発行済口数である。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

(a) 海外における申込手続等

ファンド証券は、保管受託銀行への買付代金の支払い後管理会社により発行される。券面または確認書は、管理会社またはその代理人が保管受託銀行の買付代金の受領後に交付する。

通常、ファンド証券の申込は、関連ファンドのコンスタントNAVに相当する価格で行われる。

コンスタントNAVおよびインディカティブ変動NAVは共に後記「4 資産管理等の概要、(1) 資産の評価、純資産価格の計算」の項に従い計算される。

ファンド証券は管理会社が関連毎営業日に発行することができるが、管理会社は、後記「第4 外国投資信託受益証券事務の概要、(3) 譲渡制限」に記載されるようにその裁量により暫定的にその発行を中止することができる。

管理会社は記名式券面のみを発行し、端数受益証券は発行されない。

券面には管理会社および保管受託銀行の署名が付される。両署名はファクシミリによることができる。受益者が券面を要求しない場合、受益者は、ファンド証券につき券面の発行を希望しないものと見做し、受益者である旨の確認書を代わりに発行する。

買付の最低口数は1,000口で1口単位である。管理会社は、その裁量により、より小さい単位による買付けを受理することができる。

ファンド証券1口当たりの発行価格は通常的环境下において、ファンド証券の買付注文が管理会社により受領された営業日(ただし、かかる買付注文は、当該日のルクセンブルグ時間午後2時前に受領されることを要する。)の翌営業日に適用されるファンドのファンド証券1口当たりコンスタントNAVである。

USドル・ポートフォリオの受益証券の純資産価格は米ドルで表示される。

ファンド証券の購入申込みは、日本国外に居住する外国口座税務コンプライアンス法(以下「FATCA」という。)を遵守する外国金融機関である(ファンド証券の名義人となる)販売会社を通じて、ルクセンブルグ時間午後2時前までに受領された場合、管理会社の事務所において、当日受諾される。ルクセンブルグ時間午後2時後に受領された買付注文は、翌営業日に受領されたものと見做される。

管理会社は買付注文の全体または一部を、理由の如何を問わず受け付けまたは拒否する権利を有する。

分配方針により、管理会社は、合理的に可能な範囲で、1口当たりコンスタントNAVをUSドル・ポートフォリオについては1米セントに維持するよう尽力する。販売手数料は課せられない。

買付代金の支払いは、米ドルで銀行送金の方法により、買付注文が受領された翌営業日に保管受託銀行に対して行うものとする。

券面または確認書は、管理会社の事務所において、買付人またはその取扱銀行に、買付日および買付代金支払からルクセンブルグの7銀行営業日以内に入手可能となる。

管理会社は、マーケット・タイミングおよびレイト・トレーディング(CSSF告示04/146に定義される。)に関連する取引を許容せず、かかる取引を行っている場合、管理会社が疑う投資者からの申込注文を拒絶する権利を、また、適切な場合、トラストの他の投資者を保護するための必要な措置を講ずる権利を留保する。受益証券の申込み、買戻しおよび転換は、純資産価格判明前に取扱われる。

身元確認および反マネー・ローンダリングの手続

適用あるルクセンブルグの法律および規則ならびにEUの指令および規則(一般に「法」という。)、ならびにCSSFにより発行された告示により、マネー・ローンダリングおよびテロ活動のための資金供与を目的とする投資信託の利用を防止するため、専門義務が概説された。その結果、金融専門家は、法および金融活動作業部会(FATF)が定める指針に従い投資者の身元を確認する義務を負う。ファンドの投資者になる者および受益証券の譲受人は、これらの規則および規制を遵守するため書面による証拠を提出するよう求められ、また既存の受益者も、上記の書面による証拠を提出するよう求められることがある。管理会社は、受益証券の発行または受益証券の譲渡および登録の承認を留保する権利を有する。同様に、受益証券は、これらの要件が完全に遵守されないかぎり買戻されず。かかる場合、管理会社は、費用または補償につき責任を負わない。

(b) 日本における申込手続等

日本においては、本書「証券情報(7)申込期間」に記載される期間中、トラスト営業日に本書「証券情報」に従ってファンド証券の募集が行われる。その場合、販売取扱会社は「外国証券取引口座約款」その他の約款を投資者に交付し、投資者は当該約款に基づく取引口座の設定を申し込む旨を記載した申込書を提出し、販売取扱会社と累積投資約款に基づく累積投資契約を締結する。販売の単位は、1,000口以上1口単位である。ただし、有価証券、その他販売会社において取り扱う証券、権利または商品の利金、償還金、売却代金または解約代金等のうち販売会社において米ドル建てで支払われるものによりファンド証券を取得する場合は、1口以上1口単位とする。また、販売会社が別の契約書で定める場合は、当該契約書に従うものとする。また、場合により、申込日に、販売会社が定める円金額相当額以上について、販売会社が決定する為替相場に基づいて定める口数以上1口単位とする。ただし、販売会社はこれと異なる申込単位を定めることができる。具体的な申込単位については、本書「証券情報(8)申込取扱場所」に記載される各販売会社に照会のこと。

受益証券は、FATCAを遵守する外国金融機関である(ファンド証券の登録名義人となる)販売会社によってのみ販売される。

投資者は以下に留意するものとする。

- マネー・マーケット・ファンドは保証された投資対象ではないこと
- マネー・マーケット・ファンドに投資された元本は変動するものであり、ファンドは銀行商品とみなされるべきではないことから、ファンドへの投資は預金とは異なること
- ファンドは、管理会社、投資運用会社またはファンドの流動性の保証または1口当たり純資産価格(以下に定義される。)の安定のための外部支援に依拠しないこと
- 元本を失うリスクは、受益者が負うこと

ファンド証券1口当たりの販売価格は、コンスタントNAV(通常は1口当たりUSドル・ポートフォリオは1米セント)である。買付注文がなされた営業日の翌営業日に「外国証券取引口座約款」および累積投資約款に基づき受渡しを行う。

買付代金の支払は、円貨で支払う場合は、米ドルとの換算は約定日における東京外国為替市場の外国為替相場に準拠したものであって、販売取扱会社が決定するレートによるものとする。また、販売取扱会社が応じ得る範囲で販売取扱会社の米ドル預金口座への振込み等により米ドルで支払うこともできる。ただし、販売取扱会社はこれと異なる申込方法によることができる。具体的な申込方法については本書「証券情報 (8) 申込取扱場所」に記載される申込取扱場所に照会のこと。

申込締切時間は、本書「証券情報 (8) 申込取扱場所」に記載される申込取扱場所に照会のこと。

申込手数料はない。

各販売会社は、その裁量により、一時的または恒久的にファンド証券の申込みの受付を停止することができる。かかる場合、当該販売会社は、可能な限り速やかに、管理会社に通知を行う。なお、販売会社によっては、既存の継続的買付契約に基づく申込みと通常の申込みで異なる扱いとすることがある。

なお、上記「(a)海外における申込手続等」中の事項は、日本における申込手続等においても適宜準用される。

なお、日本証券業協会の協会員である日本の販売取扱会社は、ファンドの純資産が1億円未満となる等同協会の定める「外国証券の取引に関する規則」の中の「外国投資信託受益証券の選別基準」にファンド証券が適合しなくなったときは、ファンド証券の日本における販売を行うことができない。

2【買戻し手続等】

(a) 海外における買戻し手続等

受益者は、毎営業日にファンド証券の買戻しを請求することができる。

買戻し請求は、管理会社に対して書面で行うものとする。

ファンド証券1口当たりの買戻し価格は通常環境において、買戻し請求が管理会社により受領された営業日の翌営業日に適用される、ファンド証券1口当たりコンスタントNAVである。

買戻し請求は、当該日のルクセンブルグ時間午後2時前に受領されることを要する。ルクセンブルグ時間午後2時以降に受領された買戻し請求は、翌営業日に受領されたものと見做される。当該買戻し請求は、ファンド証券の券面が発行されている場合には、券面の添付を要する。買戻し手数料はない。信託財産留保額もない。

各営業日に適用される買戻価格は、当該営業日のルクセンブルグにおける営業開始時に入手することができる。ただし、相当量の買戻請求がなされ、これに应付するためファンドの組入れ証券を処分しなければならず、そのためファンドの価値がかなりの影響を受ける場合、管理会社は告知された買戻価格を取消し、当該営業日に決定される純資産価格を基礎に買戻価格を決定することができる。ただし、当該再評価は買戻代金が支払われる営業日前になされ告知され、かつ当該再評価は当該営業日に受領されたすべての買戻請求に適用されるものとする。

買戻価格は、買戻しの日に適用されるファンド証券の純資産価格によって、購入時に支払われた価格を上回るか、または下回ることもある。

買戻代金の支払いは、表示通貨で、買戻請求が受領された営業日の翌営業日に(券面が発行されている場合、当該券面の受領を条件として)行われる。買戻されるファンド証券についての発生済の未払い分配金は、買戻代金の支払いと同時に支払われる。

管理会社は、流動性管理システムを利用し、ファンドの流動性リスクを監視し、ファンドのため受益者の要求に応じ随時ファンド証券を買い戻す義務を満たすことができるようファンドのポートフォリオの流動性を通常確保する手続を整備している。

受益者は、「(5) 投資制限、流動性リスクおよびポートフォリオリスクの制限規則」の項に記載されるとおり、管理会社がファンド証券の買戻しを制限する場合があることに留意すべきである。

(b) 日本における買戻し手続等

日本における受益者は、いつでもファンド証券の買戻しを請求することができる。買戻請求は、手数料なし、信託財産留保額なしで各営業日に販売取扱会社を通じ管理会社に対し行うことができる。

ファンド証券1口当たりの買戻価格は、コンスタントNAV(通常は1口当たりUSドル・ポートフォリオは1米セント)である。

買戻代金(および発生済・未払いの分配金)は外国証券取引口座約款および累積投資約款の定めるところに従って、販売取扱会社を通じて、買戻請求が行われた営業日の翌営業日に支払われる。買戻代金(および発生済・未払いの分配金)が円貨で支払われる場合、米ドルとの換算は約定日における東京外国為替市場の外国為替相場に準拠したものであって、販売取扱会社が決定するレートによるものとする。また、販売取扱会社が応じ得る場合は当該受益者の米ドル預金口座への振込み等により米ドルで支払われる。ファンド証券の買戻しは1口以上とし、1口を単位とする。ただし、販売会社はこれと異なる買戻単位を定めることができる。具体的な買戻単位は本書「証券情報 (8) 申込取扱場所」に記載される各販売会社に照会のこと。

なお、上記「(a)海外における買戻し手続等」中の事項は、日本における買戻し手続等においても適宜準用される。

3【ファンド証券の転換】

(a) 海外における転換

トラストの下で複数のファンドの受益証券が発行される場合、1つのファンドの受益証券から他のファンドの受益証券に転換を希望する受益者は、二つのファンドの共通営業日に、転換のための取消不能の転換請求書に(発行されている場合は)受益証券を添えて、管理会社に対して受益証券の転換を請求することができる。当該請求書には、転換される口数を指定するものとする。転換により発行される口数は、転換請求がなされた営業日の翌営業日に適用されるそれぞれのファンドの受益証券のコンスタントNAVに基づき以下のとおり決定される。

$$N_1 = \frac{NAV_2 \times N_2}{NAV_1}$$

N_1 : 転換後の口数。端数は発行されない。転換に伴い生ずる端数に起因する残余金額は、受益証券が転換される先のファンドに帰属する。

N_2 : 転換前の口数。これには、転換請求受益証券の発生済未払の分配金が、ルクセンブルグ、日本、その他の国の適用ある未払税金額を控除した後に、再投資されて発行された受益証券口数を含む。

NAV_1 : 転換により発行される受益証券の適用純資産価格。

NAV_2 : 転換により発行される受益証券の表示通貨に適用される営業日の為替レートにより変換された転換される受益証券の適用純資産価格。

転換手数料は課されない。

(b) 日本における転換

日本における受益者は、転換にかかる二つのファンドの共通営業日(ただし、直後のそれぞれのファンドの営業日が同一の日である場合に限る。)に、販売取扱会社を通じてファンド証券の転換を請求することができる。転換についての内容は、「(a)海外における転換」に記載されているとおりである。ただし、日本における転換請求の受け取り取扱は、販売会社によっては転換のための事務処理が可能となった後に開始される。また、販売取扱会社によっては、日本における転換は、「1 申込(販売)手続等 (b)日本における申込手続等」および「2 買戻し手続等 (b)日本における買戻し手続等」に記載されているところによることもある。

転換手数料は課されない。

4【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

純資産価格の計算

ファンドの表示通貨で表示されるファンドの受益証券の1口当たり純資産価格は、各営業日に決定され、適用ある営業日の2営業日前に計算される。

USドル・ポートフォリオの「営業日」とは、()ロンドン、ニューヨークおよびルクセンブルクの銀行営業日であり、()日本の金融商品取引業者および銀行の営業日をいう。

ファンド証券1口当たり純資産価格はコンスタントNAVとなるが、情報提供のためインディカティブ変動NAVが毎日算出され公表される。

管理会社は、純資産価格の計算をS M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社に委託している。

ファンドは、以下に記載される方法で評価される全資産の合計額から全負債の合計額を差し引き、ファンド証券の発行済口数で除することにより、ファンド証券1口当たりの固定基準価額(以下「コンスタントNAV」という。)を計算する。

(a) 証券化商品、ABCPおよび金融市場証券は償却原価法で評価される。

(b) 手元現金、預金、ならびに前述の宣言または発生済みであるが未払いの売掛金、前払費用、現金配当および利息の価額は、それらの全額とみなされるものとする。ただし、全額の支払いまたは受領が見込まれない場合は除外されるものとし、除外される場合、かかる資産の価額は、管理会社がそれらの真の価額を反映するために適切と考える割引を行った後で決定されるものとする。

ファンドのファンド証券1口当たりコンスタントNAVは、通貨単位で公表される際には小数点第四位に四捨五入される。

ファンドのファンド証券のインディカティブ変動NAVは、以下に記載される方法で評価される全資産の合計額から全負債の合計額を差し引き、ファンド証券の発行済口数で除することにより、少なくとも営業日毎にその表示通貨で決定される。

(a) 証券化商品、ABCPおよび金融市場証券は時価評価(MMF規則第2条(8)の意味による。)により評価される。ファンドの資産価額が時価評価に従って算出できない場合、その価額はMMF規則第2条(9)の意味におけるモデル評価(以下「モデル評価」という。)を用いて保守的に決定されるものとする。

(b) 手元現金、預金、手形および要求払約束手形、ならびに前述の宣言または発生済みであるが未払いの売掛金、前払費用、現金配当および利息の価額は、それらの全額とみなされるものとする。ただし、全額の支払いまたは受領が見込まれない場合は除外されるものとし、除外される場合、かかる資産の価額は、管理会社がそれらの真の価額を反映するために適切と考える割引を行った後で決定されるものとする。

ファンドのファンド証券1口当たりインディカティブ変動NAVは、四捨五入して小数点第六位までとされる。

管理会社は、合理的に可能な範囲で、発行と買戻しのために計算されるファンド証券の1口当たり価格を1米セントに安定させる手続を設けている。ファンドの組入証券は、インディカティブ変動NAVとコンスタントNAVとの間の乖離を判定するため、取締役会により毎日見直される。コンスタントNAVとインディカティブ変動NAVとの間の乖離は監視され、管理会社のウェブサイトの一般向けページで毎日公表される。重大な希薄化またはその他の不公正な結果を投資者または既存の受益者にもたらす可能性のある乖離があったと判定された場合、管理会社は、取締役会の指示により必要かつ適切であると判断する調整的措置を行う。これには、以下に限定されないが、とりわけ、売買益または売買損を実現化させるため満期前の組入証券の売却、組入証券の平均満期を短くすること、分配の保留、買戻しの停止および申込みの拒絶、取締役会により決定される特定の割合までのあらゆる評価日における買戻しゲートの設定、買戻し請求の受益者への流動性手数料の課金または時価評価もしくはモデル評価のいずれか適切な方に基づく1口当たり純資産価格の決定が含まれる。評価の相違が持続的であるか増加している場合には、投資家の平等取扱のために、取締役会は更新されたリスク分析に基づいてファンドの資産の売却および清算を決定することがある。

トラストの勘定において、受益者に対し宣言された日々の分配で未払いのものは、ファンドの債務として認識される。この債務は、ファンドの純資産総額および1口当たり純資産価格の計算に当たりファンドの資産から控除される。

上記の管理会社の決定は、管理会社による公正な価格計算のための一般的ガイドラインを定めた、管理会社が随時採択する政策に従って行われる。

ファンドの1口当たり純資産価格は以下のとおり決定される。

- (a) ファンドの受益証券発行からの手取金、ファンドに帰属する資産、負債、収益および支出は、本条項に従いファンドに計上される。
- (b) 特定のファンドの資産に関連して、トラストに債務が生じた場合、当該債務は、ファンドに帰属させる。
- (c) トラストの資産や債務が特定のファンドに帰属するものと判断されない場合、かかる資産や債務は、ファンドの純資産総額の割合に応じてすべてのファンドに帰属させられる。
- (d) ファンドについて宣言される分配金の受領権者の決定のための基準日に、ファンドの受益証券の純資産価格は、当該金額分だけ減少させるものとする。

ファンドの純資産価格は管理会社の取締役、授権された役員または代表者により証明され、明白な誤りがない限り、かかる証明は最終的なものとする。

場合により、評価が困難な資産を評価する方法および2013年法第17条に基づく外部評価者の任命を含む、ファンドの評価手続に関するおよびファンド資産評価のための価格設定方法論の追加的情報は、管理会社の登記上の事務所において入手可能である。

直近のファンドの1口当たり純資産価格は管理会社の事務所で入手することができる。

販売および買戻しの停止

「(5) 投資制限、流動性リスクおよびポートフォリオリスクの制限規則」に記載される状況に加え、管理会社は、次の場合、ファンド証券の純資産価格の決定を一時的に停止し、ファンド証券の販売、買戻しおよび転換を一時的に停止することができる。

(a) ファンドの資産の相当部分の評価基準を提供する一つもしくは複数の証券取引所、またはファンドの資産の相当部分の表示通貨を取引する一つもしくは複数の外国為替市場が通常の休日以外の日に閉鎖されるか、または取引が制限もしくは停止された場合。

(b) 政治的、経済的、軍事的もしくは通貨上の事由のため、または管理会社の責任および監督が及ばない何らかの状況が生じた結果、受益者の利益に重大な損害を及ぼすことなく、ファンドの資産の処分が正当にまたは正常に実行できない場合。

(c) ファンドの組入証券の評価のために通常使用されている通信機能が停止した場合、または何らかの理由によりファンドの資産の評価を迅速かつ正確に確定できない場合。

(d) 為替規制または資産の移動に影響を与えるその他の規制により、ファンドの取引が実行不可能な場合またはファンドの資産の購入および売却が通常の為替レートでは実行ができない場合。

かかる停止は、発行、買戻しおよび転換請求を行った受益者に通知され、停止が一週間を超えるものと管理会社が判断する場合、かかる通知は公告される。

(e) コンスタントNAVを追求するファンドについて、もはやファンドがコンスタントNAVを維持することを許容できない環境になった場合。ただしその場合、管理会社はできる限り早く停止を解くための合理的な手段をとるか、または1口当たり変動NAV決定へ切替える。

(2) 【保管】

ファンド証券が販売される海外市場においては、ファンド証券または確認書は受益者の責任において保管される。

日本の投資者に販売されるファンド証券またはその確認書は、各販売会社またはその保管者名義で保管され、日本の受益者に対しては、販売取扱会社からファンド証券の取引報告書が交付される。

(3) 【信託期間】

後記「(5) その他 ファンドの解散」に従い解散されない限り、トラストの存続期間は無期限である。

(4) 【計算期間】

トラストの決算期は毎年12月31日である。12月31日が営業日でない場合、12月の最終純資産価格が監査済年次報告書の作成に使用される。ルクセンブルグで一般に公正妥当と認められた会計原則に従って作成される監査済年次報告書は、会計年度終了後4か月以内に公表される。半期報告書は、会計年度中6か月終了から3か月以内に公表される。6月30日が営業日でない場合、6月の最終純資産価格が未監査半期報告書の作成に使用される。

(5) 【その他】

約款の変更

約款は、保管受託銀行の承認を条件として、いつでも全部または一部を変更することができる。変更は、約款変更の関係書類にその他の記載のない限り、ルクセンブルグ商業登記所に寄託した通知がRESAを通じて公告される日に効力を生じる。

ワラント・新受益証券引受権等の発行

管理会社は、ワラント、新受益証券引受権、オプション等を発行することにより受益者または投資者に対して、ファンド証券を買い付ける権利を付与することを禁止されている。

ファンドの解散

トラストおよびファンドは、管理会社と保管受託銀行の合意によりいつでも解散することができる。また、トラストおよびファンドは、ルクセンブルグの法律が定める一定の場合には解散される。

解散通知は、ルクセンブルグのRESAを通じて、および少なくとも2つの新聞に公告されるものとする。ただし、そのうちの1紙はルクセンブルグの新聞でなければならない。

解散に通じる状況が発生した場合、ただちに受益証券の発行は無効の処分を伴い禁止される。買戻しは管理会社により決議され、かつ、受益者の同等の取扱いが保証されるならば、なお可能である。

解散の場合、管理会社は受益者の最善の利益となるようにトラスト資産を売却し、保管受託銀行は、管理会社の指示のもとに、清算に要する手数料および費用を控除した上で、受益者にその持分に応じ清算手取金を分配する。

ルクセンブルグの法律に従い、清算手続終了時に払戻しのために提出されない受益証券に対応する清算手取金は、ルクセンブルグの供託機関に時効期間経過まで保管される。

管理会社は、保管受託銀行との合意により、(i)いつでもファンドを解散することができ、ファンドの受益者は、ファンドの資産の売却純手取金の分配を受け、または(ii)いつでもファンドを解散することができ、他のファンドに、解散される(監査報告により評価される)ファンドの資産を譲与し、他のファンドの受益証券を、解散されるファンド受益者に分配することができる。(ii)の解散および分配は、ファンドのサイズ、サブ・ファンドに影響を与える経済的または政治的状況の変化により正当化される場合または関連受益者の最大の利益を確保するためにのみ行うことができる。(i)のファンドの解散の場合、解散の効力発生日は受益者に郵便または電子メールにて通知される。(ii)のファンドの解散の場合、ファンドの受益者には解散1か月前に郵便により通知するものとする。解散の効力発生日まで、受益者は、管理会社の決定によりファンドの解散により生ずる費用をカバーする引当金額を反映した純資産価格で、当該受益証券の買戻しを継続することができる。ただし、管理会社は、適用ある法律および規則に従い、自らの裁量により、解散の決定後、関係するファンドの受益者に対して通知した上で、ファンドに関する買戻請求の受付を停止することを決定することができる。

解散最終時において支払請求がなされなかった受益証券についての清算金は、時効期間経過までルクセンブルグの供託機関に保管される。

受益者またはその相続人もしくはその受遺者はいずれも、トラストまたはファンドの清算を請求することはできない。

関係法人との契約の更改等に関する手続

(a) 保管契約

各当事者は、相手方当事者に、解約の3か月以上前に、書面による通知を送付することにより、本契約を解約することができる。

本契約は、ルクセンブルグの法律に準拠し、同法に従い解釈されるものとする。

(b) 中央管理事務契約

各当事者は、相手方当事者に、解約の90暦日以上前に、書面による通知を交付または書留郵便で送付することにより、本契約を解約することができる。

本契約は、ルクセンブルグの法律に準拠し、同法に従い解釈されるものとする。

(c) 投資運用契約

管理会社が投資運用会社に、または投資運用会社が管理会社に書面による事前の通知を少なくとも60日（かかる期間は当事者の合意により、短縮できる。）前までに発することにより解約されるまで有効であるものとする。

本契約は本契約当事者間の個人的なものであり、いずれの当事者もその権限または義務を事前の他方当事者の同意なくして譲渡することができない。

本契約は、ルクセンブルグ法に従い解釈され、かつ同法を準拠法とする。管轄権を有するルクセンブルグの裁判所を管轄裁判所とする。

(d) 代行証券会社契約

本契約は、本契約のいずれかの当事者が3か月前に他の当事者に対し指定の住所宛、書面により通知することにより終了するまで有効に存続する。

本契約は日本国の法律に準拠し、それに従い解釈される。

(e) 受益証券販売・買戻契約

本契約は、一方の当事者が他の当事者に対し、指定の住所宛に書面による通知を3か月前になすことにより解約されるまで存続する。

本契約は、日本国の法律に準拠し、同法により解釈されるものとする。

5【受益者の権利等】

(1) 【受益者の権利等】

受益者がファンドに関する受益権を直接行使するためには、ファンド証券の登録名義人としてファンド受益者名簿に登録されていなければならない。

販売取扱会社にファンド証券の保管を委託している日本の受益者は、ファンド証券の登録名義人でないため、自らファンドに関する受益権を直接行使することはできない。また、CSSF告示24/856の意味におけるエラー(過誤)またはコンプライアンス違反の事象が発生した場合の補償を受ける受益者の権利に影響が及ぶ可能性がある。これらの受益者は、外国証券取引口座約款に基づき販売取扱会社をして受益権を自己のために行使させることができる。

ファンド証券の保管を販売取扱会社に委託しない日本の受益者は、本人の責任において権利行使を行う。

受益者の有する主な権利は次のとおりである。

(1) 分配金請求権

受益者は、ファンドのために行為する管理会社の決定した分配金を、持分に応じてファンドのために行為する管理会社に請求する権利を有する。

支払期日から5年以内に請求されなかった分配金については、その受領権は消滅し、ファンドに帰属する。

(2) 買戻・転換請求権

受益者は、本書の記載に従い、随時ファンド証券の買戻または転換を販売会社を通じて管理会社に請求する権利を有する。

(3) 残余財産分配請求権

ファンドが解散された場合、受益者はファンドのために行為する管理会社に対し、その持分に応じて残余財産の分配を請求する権利を有する。

(4) 損害賠償請求権

受益者は、管理会社および保管受託銀行に対し、約款に定められた義務の不履行に基づく損害賠償を請求する権利を有する。

(注) 約款には受益者集会に関する規定はない。なお受益者の管理会社、保管受託銀行に対する請求権は、かかる請求権を生じせしめた事由発生日の5年後に失効する。

受益者は、現投資運用会社、管理会社が随時任命する投資運用会社または副投資運用会社、管理事務代行会社、登録・名義書換事務代行会社、支払事務代行会社、トラストの監査人またはトラストまたは管理会社のその他のサービス提供会社に対して直接的な契約上の権利を有しない。2010年法および2013年法に基づき、受益者の保管受託銀行に対する責任追及は、管理会社を通じて行われる。受益者がかかる旨の書面による通知を行ったにもかかわらず、管理会社が、当該通知受領後3か月以内に行動を起こさない場合、当該受益者は、保管受託銀行の責任を直接追及することができる。

(2) 【為替管理上の取扱い】

日本の受益者に対するファンド証券の分配金、買戻代金等の送金に関して、ルクセンブルグにおける外国為替管理上の制限はない。

(3) 【本邦における代理人】

森・濱田松本法律事務所外国法共同事業

東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング

上記代理人は、管理会社から日本国内において、

- (1) 管理会社またはトラストに対する、法律上の問題ならびに日本証券業協会の規則上の問題について一切の通信、請求、訴状、その他の訴訟関係書類を受領する権限、

(2) 日本におけるファンド証券の募集、販売、買戻しの取引に関する一切の紛争、見解の相違に関する一切の裁判上、裁判外の行為を行う権限、

を委任されている。なお関東財務局長に対するファンド証券の募集、継続開示等に関する届出代理人は、

弁護士 大西 信治

東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング

森・濱田松本法律事務所外国法共同事業

である。

(4) 【裁判管轄等】

日本の投資者が取得したファンド証券の取引に関連する訴訟の裁判管轄権は下記の裁判所が有することを管理会社は承認している。

東京地方裁判所 東京都千代田区霞が関一丁目1番4号

確定した判決の執行手続は、関連する法域の適用法律に従って行われる。

第3 【ファンドの経理状況】

- a トラストの直近2会計年度の日本文の財務書類は、「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第328条第5項ただし書の規定を適用して作成された監査済財務書類の原文を翻訳したものである(ただし、円換算部分を除く。)
- b トラストの原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるデロイト・オーディット・ソシエテ・ア・レスポンサビリテ・リミテから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。
- c トラストの原文の財務書類は、米ドルで表示されている。日本文の財務書類には、主要な金額について円換算額が併記されている。日本円による金額は、2026年3月31日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル=159.88円）で換算されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

1 【財務諸表】

(1) 【2025年12月31日終了年度】

【貸借対照表】

ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド

契約型アンブレラ型投資信託

純資産計算書

2025年12月31日現在

	注	USドル・ポートフォリオ	
		米ドル	千円
資産			
投資有価証券 - 期末評価額 (取得原価: 2,612,813,369 米ドル)	2.2	2,626,848,818	419,980,589
銀行預金		569,674,382	91,079,540
未収申込金		11,531,583	1,843,669
未収預金利息	2.5	49,423	7,902
資産合計		3,208,104,206	512,911,700
負債			
未払分配金	11	8,895,287	1,422,178
未払買戻金		3,908,292	624,858
未払代行協会員報酬および未払販売会社報酬	5	3,786,580	605,398
未払投資運用報酬	4	803,899	128,527
未払管理事務代行報酬	7	473,030	75,628
未払保管報酬	6	321,766	51,444
未払管理報酬	3	236,673	37,839
未払年次税	10	77,534	12,396
未払印刷費および未払公告費		55,210	8,827
未払弁護士報酬		29,778	4,761
負債合計		18,588,049	2,971,857
純資産額		3,189,516,157	509,939,843
発行済受益証券口数		318,951,615,668口	
1口当たり純資産価格		0.0100	1.60円

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

【損益計算書】

ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド

契約型アンブレラ型投資信託

運用計算書および純資産変動計算書

2025年12月31日に終了した年度

	注	USドル・ポートフォリオ	
		米ドル	千円
収益			
投資有価証券受取利息	2.5	112,665,202	18,012,912
預金利息	2.5	19,159,921	3,063,288
収益合計		131,825,123	21,076,201
費用			
代行協会員報酬および販売会社報酬	5	14,902,418	2,382,599
投資運用報酬	4	3,169,854	506,796
管理事務代行報酬	7	1,861,655	297,641
保管報酬	6	1,266,338	202,462
管理報酬	3	931,448	148,920
年次税	10	309,349	49,459
印刷費および公告費	8	80,360	12,848
弁護士報酬		50,491	8,073
専門家報酬		40,554	6,484
その他費用		17,163	2,744
費用合計		22,629,630	3,618,025
投資純収益		109,195,493	17,458,175
投資有価証券実現利益	2.2	94,047	15,036
当期投資純収益および実現利益		109,289,540	17,473,212
投資有価証券未実現評価益	2.2	14,035,449	2,243,988
投資有価証券未実現評価損	2.2	(11,052,226)	(1,767,030)
運用の結果による純資産の純増加		112,272,763	17,950,169
資本の変動			
受益証券発行		3,111,368,198	497,445,547
受益証券買戻し		(2,902,746,676)	(464,091,139)
資本の純変動		208,621,522	33,354,409
分配金	11	(112,272,763)	(17,950,169)
期首現在純資産		2,980,894,635	476,585,434
期末現在純資産		3,189,516,157	509,939,843

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド

契約型アンブレラ型投資信託

統計情報

USドル・ポートフォリオ

期末現在発行済受益証券口数

2023年12月31日	264,273,811,889
-------------	-----------------

2024年12月31日	298,089,463,522
-------------	-----------------

発行口数	311,136,819,787
------	-----------------

買戻し口数	(290,274,667,641)
-------	-------------------

2025年12月31日	318,951,615,668
-------------	-----------------

米ドル

期末現在純資産額

2023年12月31日	2,642,738,119
-------------	---------------

2024年12月31日	2,980,894,635
-------------	---------------

2025年12月31日	3,189,516,157
-------------	---------------

米ドル

期末現在1口当たり純資産価格

2023年12月31日	0.0100
-------------	--------

2024年12月31日	0.0100
-------------	--------

2025年12月31日	0.0100
-------------	--------

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

[次へ](#)

ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド
契約型アンブレラ型投資信託
財務書類に対する注記
2025年12月31日現在

注1. 事業活動

契約型アンブレラ型投資信託として組織されたニッコウ・マネー・マーケット・ファンド（以下「トラスト」という。）は、存続期間無期限の、有価証券およびその他の資産を共有する共有持分型投資信託である。トラストは、管理会社と保管受託銀行の間の相互の合意により、またはルクセンブルグ法に定められた事情により、いつでも解散することができる。

トラストは、2010年法パート に基づいて組織されており、2013年法に基づくオルタナティブ投資ファンドおよびMMF規制に基づく公債CNAV MMFとしての資格を有している。

2025年12月31日現在、トラストは、1つのファンドを運用している。

- ・ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド - USドル・ポートフォリオ
（以下「USドル・ポートフォリオ」という）

USドル・ポートフォリオの資産は、それぞれの投資方針および投資目的に従い別々に投資される。

USドル・ポートフォリオの目的は、質の高い金融市場証券に投資することにより、元本を維持し流動性を保ちながら、市場金利に沿った安定的な収益率を目指すことである。

注2. 重要な会計方針

2.1) 財務書類の表示

本財務書類は、ルクセンブルグの契約型投資信託に関する法律および規制ならびにルクセンブルグにおいて一般に公正妥当と認められる会計原則に従って表示される。

2.2) 投資有価証券

USドル・ポートフォリオのポートフォリオの債券、債務証券および金融市場証券は、償却原価に基づき評価される。この評価方法は、投資有価証券を取得原価で評価し、以後有価証券の市場価格に与える金利変動の影響にかかわらず、割引またはプレミアムを満期まで均等額で償却することを前提としている。割引またはプレミアムの償却額は、運用計算書および純資産変動計算書上「投資有価証券未実現評価益/評価損」に含まれている。満期時に、コマーシャル・ペーパーおよび譲渡性預金証書から生じた実現純利益は「投資有価証券受取利息」に計上される。満期前の債券および中期債券の売却から生じた実現利益/損失は、運用計算書および純資産変動計算書に記載される。

2.3) 外貨換算

USドル・ポートフォリオの通貨以外の通貨で表示されている資産および負債は、期末日現在の実勢為替レートで換算される。USドル・ポートフォリオの通貨以外の通貨建の取引は、取引日現在の実勢為替レートでUSドル・ポートフォリオの通貨に換算される。

2.4) 設立費

設立費は、全額償却された。

2.5) 受取利息

受取利息は日々発生する。

注3. 管理報酬

管理会社は、USドル・ポートフォリオの資産から各四半期末毎に、以下のように計算される報酬を受領する権利を有する(後払い)。() 日々算出されるグロス・イールド(その他費用控除後)が年率1.00%未満の場合、管理報酬は、当該グロス・インカム(その他費用控除後)の1.00%である。() 日々算出されるグロス・イールド(その他費用控除後)が年率1.00%以上1.50%未満の場合、管理報酬は、USドル・ポートフォリオの日々発生し算出される純資産総額の年率0.02%である。() 日々算出されるグロス・イールド(その他費用控除後)が年率1.50%以上の場合、管理報酬は、USドル・ポートフォリオの日々発生し算出される純資産総額の年率0.03%である。

「グロス・イールド(その他費用控除後)」とは、管理会社が日々算出する、USドル・ポートフォリオの総利回り(グロス・イールド)から、USドル・ポートフォリオの関係法人の報酬以外の費用の日々の償却率を控除した料率をいう。また、「グロス・インカム(その他費用控除後)」とは、管理会社が日々算出する、(a) USドル・ポートフォリオの総利益(有価証券の売買損益を含む。)から、(b) USドル・ポートフォリオの関係法人の報酬以外の費用の日々の償却額を控除した金額をいう。

注4. 投資運用報酬

投資運用会社は、USドル・ポートフォリオの資産から各四半期末毎に、以下のように計算される報酬を受領する（後払い）。日々算出されるグロス・イールド（その他費用控除後）が年率1.00%未満の場合、投資運用報酬は、（ ）グロス・インカム（その他費用控除後）の14%および（ ）グロス・イールド（その他費用控除後）に100を乗じ以下に記載された料率を乗じた金額の低い方の額である。日々算出されるグロス・イールド（その他費用控除後）が年率1.00%以上の場合、投資運用報酬は、USドル・ポートフォリオの日々発生し算出される純資産総額に基づいて、以下のように計算される。

純資産総額	年率（上限）
- 2億米ドル以下の部分	0.15 %
- 2億米ドル超 5億米ドル以下の部分	0.125%
- 5億米ドル超 20億米ドル以下の部分	0.10 %
- 20億米ドル超の部分	0.09 %

注5. 代行協会員報酬および販売会社報酬

代行協会員および販売会社は、USドル・ポートフォリオの資産から、各四半期末毎に、以下のように計算される報酬を受領する（後払い）。

- ・日々算出されるグロス・イールド（その他費用控除後）が年率1.00%未満の場合、代行協会員報酬は、当該グロス・インカム（その他費用控除後）の20%であり、その報酬のうち18%が販売会社に支払われる。
- ・日々算出されるグロス・イールド（その他費用控除後）が年率1.00%以上の場合、代行協会員報酬は、USドル・ポートフォリオの該当する四半期の純資産総額の年率0.63%を上限とする（その報酬から、代行協会員は各販売会社に報酬を支払う。）。
- ・2025年12月31日現在、
 - ・日々算出されるグロス・イールド（その他費用控除後）が年率1.00%以上1.50%未満の場合、代行協会員報酬は、USドル・ポートフォリオの日々発生し算出される純資産総額の年率0.19%であり、その報酬のうち年率0.18%が販売会社に支払われる。
 - ・日々算出されるグロス・イールド（その他費用控除後）が年率1.50%以上の場合、代行協会員報酬は、USドル・ポートフォリオの日々発生し算出される純資産総額の年率0.48%であり、その報酬のうち年率0.40%が販売会社に支払われる。

代行協会員および/または販売会社が負担したすべての合理的な実費は、USドル・ポートフォリオが負担する。

注6. 保管報酬

保管受託銀行は、USドル・ポートフォリオの資産から各四半期末毎に、以下のように計算される報酬を受領する（後払い）。（ ）日々算出されるグロス・イールド（その他費用控除後）が年率1.00%未満の場合、保管報酬は、当該グロス・インカム（その他費用控除後）の2.00%である。（ ）日々算出されるグロス・イールド（その他費用控除後）が年率1.00%以上1.50%未満の場合、保管報酬は、USドル・ポートフォリオの日々発生し算出される純資産総額の年率0.02%である。（ ）日々算出されるグロス・イールド（その他費用控除後）が年率1.50%以上の場合、保管報酬は、USドル・ポートフォリオの日々発生し算出される純資産総額の年率0.04%である。

保管受託銀行が負担した電話、電報、郵便費用等を含むすべての合理的な実費、ならびにトラストの資産の保管が委託される銀行および他の金融機関の保管料は、トラストが負担する。

注7. 管理事務代行報酬

管理事務・支払事務および登録・名義書換事務代行会社は、USドル・ポートフォリオの資産から各四半期末毎に、以下のように計算される報酬を受領する（後払い）。（ ）日々算出されるグロス・イールド（その他費用控除後）が年率1.00%未満の場合、管理事務・支払事務および登録・名義書換事務代行会社に対する報酬は、当該グロス・インカム（その他費用控除後）の3.00%である。（ ）日々算出されるグロス・イールド（その他費用控除後）が年率1.00%以上1.50%未満の場合、管理事務・支払事務および登録・名義書換事務代行会社に対する報酬は、USドル・ポートフォリオの日々発生し算出される純資産総額の年率0.03%である。（ ）日々算出されるグロス・イールド（その他費用控除後）が年率1.50%以上の場合、管理事務・支払事務および登録・名義書換事務代行会社に対する報酬は、USドル・ポートフォリオの日々発生し算出される純資産総額の年率0.06%である。

管理事務代行会社が負担した、電話、電報、郵便費用等を含むすべての合理的な実費は、トラストが負担する。

注8. 印刷費および公告費

運用計算書および純資産変動計算書の「印刷費および公告費」の項目に計上されている費用は、主に英文年次報告書および英文半期報告書ならびに日本の法令に基づく書類の作成にかかる費用で構成されている。

注9. 取引費用

トラストは、いかなる取引費用（2010年法で定義されている。）も支払わない。管理会社との合意に基づき、トラストに係る取引費用は保管受託銀行が負担する。

注10. 税制

トラストは税金に関し、ルクセンブルグの法律に準拠している。ルクセンブルグにおける現行法規のもとでは、トラストの純資産額に対し年率0.01%のサブスクリプション税（「年次税」）が課せられており、四半期毎に計算され支払われる。

2010年法のもとでは、トラストもその受益者もルクセンブルグにおいて所得税またはキャピタル・ゲイン税も課せられず、源泉税または相続税も課せられない。トラストは、トラストのポートフォリオにおける投資有価証券から生じた収益から、当該国における源泉税控除後の収益を回収している。

注11. 分配方針

管理会社は、USドル・ポートフォリオの1口当たり純資産価格を0.0100米ドルに維持するよう努めている。

買戻し受益証券について発生した未払分配金は、買戻し受益証券の支払い成立と同時に支払われる。

さらに、USドル・ポートフォリオの毎月の最終営業日に、当該最終営業日の前日までに分配宣言済の未払分配金はすべて、当該最終営業日の前日に適用されるUSドル・ポートフォリオの1口当たり純資産価格で再投資され、これにつきファンド証券が発行される。

注12. 関連当事者取引

管理会社、保管受託銀行および管理事務代行会社、ならびに販売会社および代行協会員は、トラストの関連当事者とみなされる。関連当事者報酬は、運用計算書および純資産変動計算書に記載される。

注13. 2025年12月31日に終了した年度の投資有価証券についての変動計算書

管理会社の登記上の事務所宛てに要請すれば、2025年12月31日に終了した年度中に発生した投資有価証券の変動についての明細書を無料で入手することができる。

注14. 後発事象

期末後から監査報告書の日付までに、現在の財務書類に開示が必要であると管理会社が判断する重要な事象はなかった。

【投資有価証券明細表等】

ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド
契約型アンブレラ型投資信託投資有価証券明細表
2025年12月31日現在

USドル・ポートフォリオ

（単位：米ドル）

額面 銘柄	通貨	取得価格	期末評価額	比率*
I. その他の譲渡性のある有価証券				
コマーシャル・ペーパー		米ドル	米ドル	%
175,000,000 AGENCE CENTRALE DES ORGANISMES DE SECURITE SOCIALE 9FEB26	米ドル	173,164,266	174,199,308	5.46
150,000,000 AGENCE CENTRALE DES ORGANISMES DE SECURITE SOCIALE 10MAR26	米ドル	148,536,176	148,861,470	4.67
100,000,000 AGENCE CENTRALE DES ORGANISMES DE SECURITE SOCIALE 17FEB26	米ドル	98,941,260	99,453,913	3.12
100,000,000 AGENCE CENTRALE DES ORGANISMES DE SECURITE SOCIALE 17MAR26	米ドル	98,965,807	99,161,760	3.11
175,000,000 AGENCE CENTRALE DES ORGANISMES DE SECURITE SOCIALE 24FEB26	米ドル	173,124,604	173,894,503	5.45
75,000,000 AGENCE CENTRALE DES ORGANISMES DE SECURITE SOCIALE 24MAR26	米ドル	74,216,112	74,321,170	2.33
175,000,000 AGENCE CENTRALE DES ORGANISMES DE SECURITE SOCIALE 2FEB26	米ドル	172,893,124	174,336,724	5.47
200,000,000 CAISSE DES DEPOTS ET CONSIGNATIONS 9JAN26	米ドル	197,824,372	199,777,997	6.26
125,000,000 CAISSE DES DEPOTS ET CONSIGNATIONS 13JAN26	米ドル	123,697,568	124,808,063	3.91
175,000,000 CAISSE DES DEPOTS ET CONSIGNATIONS 20JAN26	米ドル	173,322,241	174,599,626	5.47
125,000,000 CAISSE DES DEPOTS ET CONSIGNATIONS 27JAN26	米ドル	123,810,593	124,621,552	3.91
150,000,000 KREDITANSTALT FUER WIEDERAUFBAU 02MAR26	米ドル	148,492,696	149,005,821	4.67
150,000,000 KREDITANSTALT FUER WIEDERAUFBAU 03MAR26	米ドル	148,577,372	149,004,160	4.67
275,000,000 KREDITANSTALT FUER WIEDERAUFBAU 26FEB26	米ドル	272,246,604	273,264,163	8.57
200,000,000 KREDITANSTALT FUER WIEDERAUFBAU 31MAR26	米ドル	198,000,307	198,143,142	6.21
140,000,000 LANDESKREDITBANK BADEN-WUERTEMBERG FOERDERBANK 7JAN26	米ドル	138,476,756	139,876,910	4.39
150,000,000 LANDESKREDITBANK BADEN-WUERTEMBERG FOERDERBANK 29JAN26	米ドル	148,523,511	149,518,536	4.69
コマーシャル・ペーパー合計		2,612,813,369	2,626,848,818	82.36
その他の譲渡性のある有価証券合計		2,612,813,369	2,626,848,818	82.36
投資有価証券合計		2,612,813,369	2,626,848,818	82.36

(*) 純資産総額に対する期末評価額の比率(%)

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

投資有価証券の分類 2025年12月31日現在

USドル・ポートフォリオ

投資有価証券の地域別および業種別分類

地域	業種	比率(%) *
フランス		
	行政および防衛；強制的社会保障	49.16
		49.16
ドイツ		
	その他の金融仲介機関	33.20
		33.20
投資有価証券合計		82.36

(*) 純資産総額に対する期末評価額の比率(%)

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

(財務書類については、原文(英語版)のみが独立監査人によって監査されている。関係する監査報告書が言及しているのは、原文(英語版)のみである。財務書類の原文(英語版)の翻訳は、管理会社の責任において作成されたものであり、独立監査人により検討または検証されていない。監査報告書および/または財務書類の原文(英語版)と日本語の間に相違があった場合には、原文(英語版)が優先される。)

[次へ](#)

NIKKO MONEY MARKET FUND
Mutual Investment Umbrella Fund
Statement of net assets for the year ended December 31, 2025
US Dollar Portfolio

(Expressed in US dollar)

	Notes	USD
Assets		
Investments at period-end value (cost USD 2,612,813,369)	2.2	2,626,848,818
Cash at bank		569,674,382
Receivable on subscriptions		11,531,583
Interest receivable on cash	2.5	49,423
Total assets		3,208,104,206
Liabilities		
Dividend payable	11	8,895,287
Payable on repurchases		3,908,292
Agent Company and Distributor fee payable	5	3,786,580
Investment Manager fee payable	4	803,899
Administration fee payable	7	473,030
Depository fee payable	6	321,766
Management fee payable	3	236,673
"Taxe d'abonnement" payable	10	77,534
Printing and publishing expenses payable		55,210
Legal expenses payable		29,778
Total liabilities		18,588,049
Total net assets		3,189,516,157
Number of Shares		318,951,615,668
Net Asset Value		0.0100

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NIKKO MONEY MARKET FUND
Mutual Investment Umbrella Fund
Statement of operations and changes in net assets for the year ended December 31, 2025

US Dollar Portfolio

(Expressed in US dollar)

	Notes	USD
Income		
Interest income on investments	2.5	112,665,202
Bank interest	2.5	19,159,921
Total income		131,825,123
Expenses		
Agent Company fee and Distributor fee	5	14,902,418
Investment Manager fee	4	3,169,854
Administration fee	7	1,861,655
Depository fee	6	1,266,338
Management fee	3	931,448
"Taxe d'abonnement"	10	309,349
Printing and publishing expenses	8	80,360
Legal expenses		50,491
Professional expenses		40,554
Other expenses		17,163
Total expenses		22,629,630
Net investment income		109,195,493
Realised		
Gain on investments	2.2	94,047
Net investment income and realised gain for the year		109,289,540
Unrealised		
Appreciation on investments	2.2	14,035,449
Depreciation on investments	2.2	(11,052,226)
Net increase in net assets as a result of operations		112,272,763
Movement in capital		
Subscriptions of units		3,111,368,198
Repurchases of units		(2,902,746,676)
Net movement in capital		208,621,522
Dividend distributed	11	(112,272,763)
Net assets at the beginning of the year		2,980,894,635
Net assets at the end of the year		3,189,516,157

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

Page 17

NIKKO MONEY MARKET FUND
Mutual Investment Umbrella Fund
Statistical Information

 US Dollar
 Portfolio

Number of units outstanding at the end of the year

December 31, 2023	264,273,811,889
December 31, 2024	298,089,463,522
Units issued	311,136,819,787
Units repurchased	(290,274,667,641)
December 31, 2025	318,951,615,668

Net assets at the end of the year
USD

December 31, 2023	2,642,738,119
December 31, 2024	2,980,894,635
December 31, 2025	3,189,516,157

Net asset value per unit at the end of the year
USD

December 31, 2023	0.0100
December 31, 2024	0.0100
December 31, 2025	0.0100

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

Page 18

NIKKO MONEY MARKET FUND
Mutual Investment Umbrella Fund**Notes to the financial statements**

(As at December 31, 2025)

Note 1 - Activity

NIKKO MONEY MARKET FUND (the "Fund"), organised as a mutual investment umbrella fund, is an unincorporated coproprietorship of its securities and other assets for an unlimited period. The Fund may be dissolved at any time by mutual agreement between the Management Company and the Depository or in any cases provided for by Luxembourg law.

The Fund is organized under part II of the 2010 Law and qualifies as an alternative investment fund within the meaning of the 2013 Law and as a Public Debt CNAV MMF in accordance with the MMF Regulation.

As at December 31, 2025, there is one sub-fund in operation in the Fund:

* Nikko Money Market Fund - US Dollar Portfolio
(hereinafter referred to as "US Dollar Portfolio")

The assets of US Dollar Portfolio are invested in accordance with its investment policy and objectives.

The objective of US Dollar Portfolio is to seek a stable rate of income in line with money market rates while preserving capital and maintaining liquidity by investing in high-grade money market instruments.

Note 2 - Significant accounting policies**2.1 - Presentation of financial statements**

The financial statements are presented in accordance with Luxembourg laws and regulations relating to undertakings for collective investment and generally accepted accounting principles in Luxembourg.

2.2 - Investments in securities

The bonds, debt securities and money market instruments in US Dollar Portfolio's portfolio are valued based upon their amortised cost. This involves valuing an investment at its cost and thereafter assuming a constant amortisation to maturity of any discount or premium regardless of the impact of fluctuating interest rates on the market value of the instruments. The amortisation of any discount or premium is included in the statement of operations and changes in net assets under the heading "Unrealised appreciation/depreciation on investments". At maturity, the net income realised resulting from commercial papers and certificates of deposit is included under the heading "Interest income on investments". Realised gain/loss resulting from sales of bonds and medium term notes to maturity are recorded in the statement of operations and changes in net assets.

NIKKO MONEY MARKET FUND
Mutual Investment Umbrella Fund**Notes to the financial statements (continued)**

(As at December 31, 2025)

Note 2 - Significant accounting policies (continued)**2.3 - Foreign currency translation**

Assets and liabilities expressed in currencies other than the currency of US Dollar Portfolio are translated at exchange rates prevailing at year-end. Transactions in currencies other than the currency of US Dollar Portfolio are translated into the currency of US Dollar Portfolio at exchange rates prevailing at the transaction dates.

2.4 - Formation expenses

Formation expenses have been fully amortised.

2.5 - Income

Interest income is accrued on a daily basis.

Note 3 - Management fee

The Management Company is entitled to a fee payable in arrears, out of the assets of the US Dollar Portfolio, at the end of each quarter which is calculated as follows: (i) in case daily GYLOE is below 1.00% p.a., the fee payable to the Management Company is 1.00% of such GILOE; (ii) in case daily GYLOE is 1.00% p.a. or above and below 1.50% p.a., the fee payable to the Management Company is 0.02% p.a. of the net assets of US Dollar Portfolio accrued on and calculated daily; (iii) in case daily GYLOE is 1.50% p.a. or above, the fee payable to the Management Company is 0.03% p.a. of the net assets of US Dollar Portfolio accrued on and calculated daily.

"GYLOE" (Gross Yield Less Other Expenses) means a rate calculated daily by the Management Company, which shall be equal to the gross yield of US Dollar Portfolio less the rate of daily amortization amount of expenses other than fees payable to US Dollar Portfolio's related parties, and "GILOE" (Gross Income Less Other Expenses) means an amount, calculated daily by the Management Company, which is equal to the difference between (a) the gross income of US Dollar Portfolio, including the capital gain/loss on securities, and (b) the daily amortisation amount of expenses other than fees payable to US Dollar Portfolio's related parties.

NIKKO MONEY MARKET FUND
Mutual Investment Umbrella Fund

Notes to the financial statements (continued)

(As at December 31, 2025)

Note 4 - Investment Manager fee

The Investment Manager is entitled to a fee payable in arrears, out of the assets of US Dollar Portfolio, at the end of each quarter, which is calculated as follows. In case daily GYLOE is below 1.00% p.a., the fee payable to the Investment Manager is the lower amount of i) 14% of GILOE and ii) GYLOE x 100 multiplied by the fee rates mentioned below. In case daily GYLOE is 1.00% p.a. or above, the fee payable to the Investment Manager is calculated as below on the basis of the net assets of US Dollar Portfolio accrued on and calculated daily.

Up to 0.15% p.a. up to (and including) USD 200 million;
 up to 0.125% p.a. for a portion of more than USD 200 million, to (and including) USD 500 million;
 up to 0.10% p.a. for a portion of more than USD 500 million, to (and including) USD 2 billion; and
 up to 0.09% p.a. for a portion of more than USD 2 billion.

Note 5 - Agent Company fee and Distributor fee

The Agent Company and the Distributors are entitled to a fee payable in arrears, out of the assets of US Dollar Portfolio, at the end of each quarter, which is calculated as below:

- In case daily GYLOE is below 1.00% p.a., the fee payable to the Agent Company is 20% of the GILOE, out of which 18% of GILOE is paid to the Distributors.
- In case daily GYLOE is 1.00% p.a. or above, the maximum fee payable to the Agent Company is 0.63% p.a. of the net assets of US Dollar Portfolio during the relevant quarter (out of which the Agent Company will pay the fee of each Distributor).
 - As of December 31, 2025:
 - In case daily GYLOE is 1.00% p.a. or above and below 1.50% p.a., the fee payable to the Agent Company is 0.19% p.a. of the net assets of US Dollar Portfolio accrued on and calculated daily, out of which 0.18% p.a. is paid to the Distributors.
 - In case daily GYLOE is 1.50% p.a. or above, the fee payable to the Agent Company is 0.48% p.a. of the net assets of US Dollar Portfolio accrued on and calculated daily, out of which 0.40% p.a. is paid to the Distributors.

Any reasonable disbursements and out-of-pocket expenses incurred by the Agent Company and/or the Distributors are borne by US Dollar Portfolio.

Note 6 - Depositary fee

The Depositary is entitled to a fee payable in arrears, out of the assets of US Dollar Portfolio, at the end of each quarter which is calculated as follows: (i) in case daily GYLOE is below 1.00% p.a., the fee payable to the Depositary is 2.00% of such GILOE; (ii) in case daily GYLOE is 1.00% p.a. or above and below 1.50% p.a., the fee payable to the Depositary is 0.02% p.a. of the net assets of US Dollar Portfolio accrued on and calculated daily; (iii) in case the GYLOE is 1.50% p.a. or above, the fee payable to the Depositary is 0.04% p.a. of the net assets of US Dollar Portfolio accrued on and calculated daily.

Any reasonable disbursements and out-of-pocket expenses (including without limitation telephone, cable and postage expenses) incurred by the Depositary and any custody charges of banks and financial institutions to whom custody of assets of the Fund is entrusted are borne by the Fund.

Page 21

NIKKO MONEY MARKET FUND
Mutual Investment Umbrella Fund**Notes to the financial statements (continued)**

(As at December 31, 2025)

Note 7 - Administration fee

The Administrator, Paying Agent, Registrar and Transfer Agent is entitled to a fee payable in arrears, out of the assets of US Dollar Portfolio, at the end of each quarter which is calculated as follows: (i) in case daily GYLOE is below 1.00% p.a., the fee payable to the Administrator, Paying Agent, Registrar and Transfer Agent is 3.00% of such GYLOE; (ii) in case daily GYLOE is 1.00% p.a. or above and below 1.50% p.a., the fee payable to the Administrator, Paying Agent, Registrar and Transfer Agent is 0.03% p.a. of the net assets of US Dollar Portfolio accrued on and calculated daily; (iii) in case daily GYLOE is 1.50% p.a. or above, the fee payable to the Administrator, Paying Agent, Registrar and Transfer Agent is 0.06% p.a. of the net assets of US Dollar Portfolio accrued on and calculated daily.

Any reasonable disbursements and out-of-pocket expenses (including without limitation telephone, cable and postage expenses) incurred by the Administrator are borne by the Fund.

Note 8 - Printing and publishing expenses

Expenses recorded under the caption "Printing and publishing expenses" in the statement of operations and changes in net assets are mainly composed of fees for production of annual and semi-annual reports and Japanese legal documents.

Note 9 - Transaction costs

The Fund does not pay any transaction costs (as defined in the 2010 Law). In agreement with the Management Company, transaction costs related to the Fund are borne by the Depositary.

Note 10 - Taxation

The Fund is subject to Luxembourg law in respect of its tax status. Under legislation and regulations currently prevailing in Luxembourg, the Fund is subject to a subscription tax (the "Taxe d'abonnement") on its net assets at an annual rate of 0.01% calculated and payable quarterly.

Under the 2010 Law, neither the Fund nor the Unitholders are subject to any Luxembourg tax neither on income or capital gains nor to any withholding or estate tax. The Fund collects the income produced by the securities in its portfolio after deduction of any withholding tax in the relevant countries.

NIKKO MONEY MARKET FUND
Mutual Investment Umbrella Fund**Notes to the financial statements (continued)**

(As at December 31, 2025)

Note 11 - Dividend policy

The Management Company seeks to maintain US Dollar Portfolio net asset value per unit at USD 0.0100.

Any accrued but unpaid dividends on the repurchased units are paid at the same time when such payment for the repurchased units is made.

Furthermore, on the last business day in each month, in respect of US Dollar Portfolio, all dividends declared accrued up to (and including) the day immediately preceding such last business day and not yet paid are automatically reinvested against issue of further units at the net asset value per unit of US Dollar Portfolio applicable on the day immediately preceding such last business day.

Note 12 - Related party transactions

The Management Company, the Depositary and Administrator, and the Distributor and Agent Company are considered as related parties to the Fund. Related party fees are recorded in the statement of operations and changes in net assets.

Note 13 - Statement of changes in investments for the year ended December 31, 2025

Upon request addressed to the Management Company, a statement listing the changes in investments which occurred during the year ended December 31, 2025 can be obtained free of charge.

Note 14 - Subsequent event

There has been no significant event after year-end up to the date of the auditor's opinion which, in the opinion of the Management Company, requires disclosure in the present financial statements.

NIKKO MONEY MARKET FUND
Mutual Investment Umbrella Fund
Statement of investments as at December 31, 2025
US Dollar Portfolio

(Expressed in US dollar)

Nominal	Description	Currency	Cost	Year-end value	Ratio*
I. Other transferable securities					
Commercial papers			USD	USD	%
175,000,000	AGENCE CENTRALE DES ORGANISMES DE SECURITE SOCIALE 9FEB26	USD	173,164,266	174,199,308	5.46
150,000,000	AGENCE CENTRALE DES ORGANISMES DE SECURITE SOCIALE 10MAR26	USD	148,536,176	148,861,470	4.67
100,000,000	AGENCE CENTRALE DES ORGANISMES DE SECURITE SOCIALE 17FEB26	USD	98,941,260	99,453,913	3.12
100,000,000	AGENCE CENTRALE DES ORGANISMES DE SECURITE SOCIALE 17MAR26	USD	98,965,807	99,161,760	3.11
175,000,000	AGENCE CENTRALE DES ORGANISMES DE SECURITE SOCIALE 24FEB26	USD	173,124,604	173,894,503	5.45
75,000,000	AGENCE CENTRALE DES ORGANISMES DE SECURITE SOCIALE 24MAR26	USD	74,216,112	74,321,170	2.33
175,000,000	AGENCE CENTRALE DES ORGANISMES DE SECURITE SOCIALE 2FEB26	USD	172,893,124	174,336,724	5.47
200,000,000	CAISSE DES DEPOTS ET CONSIGNATIONS 9JAN26	USD	197,824,372	199,777,997	6.26
125,000,000	CAISSE DES DEPOTS ET CONSIGNATIONS 13JAN26	USD	123,697,568	124,808,063	3.91
175,000,000	CAISSE DES DEPOTS ET CONSIGNATIONS 20JAN26	USD	173,322,241	174,599,626	5.47
125,000,000	CAISSE DES DEPOTS ET CONSIGNATIONS 27JAN26	USD	123,810,593	124,621,552	3.91
150,000,000	KREDITANSTALT FUER WIEDERAUFBAU 02MAR26	USD	148,492,696	149,005,821	4.67
150,000,000	KREDITANSTALT FUER WIEDERAUFBAU 03MAR26	USD	148,577,372	149,004,160	4.67
275,000,000	KREDITANSTALT FUER WIEDERAUFBAU 26FEB26	USD	272,246,604	273,264,163	8.57
200,000,000	KREDITANSTALT FUER WIEDERAUFBAU 31MAR26	USD	198,000,307	198,143,142	6.21
140,000,000	LANDESKREDITBANK BADEN-WUERTTEMBERG FOERDERBANK 7JAN26	USD	138,476,756	139,876,910	4.39
150,000,000	LANDESKREDITBANK BADEN-WUERTTEMBERG FOERDERBANK 29JAN26	USD	148,523,511	149,518,536	4.69
Total commercial papers			2,612,813,369	2,626,848,818	82.36
Total other transferable securities			2,612,813,369	2,626,848,818	82.36
Total investments			2,612,813,369	2,626,848,818	82.36

(*) Weight of the year-end value against the net assets expressed in %.
The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NIKKO MONEY MARKET FUND
Mutual Investment Umbrella Fund
Classification of investments as at December 31, 2025
US Dollar Portfolio
Classification of investments by country and by economic sector

Country	Economic sector	Ratio (%)*
France	Public Administration And Defence; Compulsory Social Security	49.16
		49.16
Germany	Other Monetary Intermediation	33.20
		33.20
Total investments		82.36

(*) Weight of the period-end value against the net assets expressed in %.
The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

(2) 【2024年12月31日終了年度】

【貸借対照表】

ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド

契約型アンブレラ型投資信託

純資産計算書

2024年12月31日現在

	注	USドル・ポートフォリオ	
		米ドル	千円
資産			
投資有価証券 - 期末評価額 (取得原価: 2,538,855,158 米ドル)	2.2	2,549,907,385	407,679,193
銀行預金		448,615,087	71,724,580
未収申込金		5,635,035	900,929
未収預金利息	2.5	153,082	24,475
資産合計		3,004,310,589	480,329,177
負債			
未払分配金	11	9,669,061	1,545,889
未払買戻金		8,291,947	1,325,716
未払代行協会員報酬および未払販売会社報酬	5	3,549,034	567,420
未払投資運用報酬	4	759,350	121,405
未払管理事務代行報酬	7	443,355	70,884
未払保管報酬	6	301,580	48,217
未払管理報酬	3	221,826	35,466
未払年次税	10	74,250	11,871
未払印刷費および未払公告費		64,521	10,316
未払弁護士報酬		27,151	4,341
未払専門家報酬		13,879	2,219
負債合計		23,415,954	3,743,743
純資産額		2,980,894,635	476,585,434
発行済受益証券口数		298,089,463,522口	
1口当たり純資産価格		0.0100	1.60円

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

【損益計算書】

ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド

契約型アンブレラ型投資信託

運用計算書および純資産変動計算書

2024年12月31日に終了した年度

	注	USドル・ポートフォリオ	
		米ドル	千円
収益			
投資有価証券受取利息	2.5	129,901,908	20,768,717
預金利息	2.5	20,947,269	3,349,049
収益合計		150,849,177	24,117,766
費用			
代行協会員報酬および販売会社報酬	5	13,362,038	2,136,323
投資運用報酬	4	2,880,969	460,609
管理事務代行報酬	7	1,669,228	266,876
保管報酬	6	1,135,443	181,535
管理報酬	3	835,169	133,527
年次税	10	279,991	44,765
印刷費および公告費	8	96,576	15,441
専門家報酬		38,831	6,208
弁護士報酬		33,054	5,285
その他費用		16,388	2,620
費用合計		20,347,687	3,253,188
投資純収益		130,501,490	20,864,578
投資有価証券未実現評価益	2.2	11,052,226	1,767,030
投資有価証券未実現評価損	2.2	(14,688,998)	(2,348,477)
運用の結果による純資産の純増加		126,864,718	20,283,131
資本の変動			
受益証券発行		3,592,646,483	574,392,320
受益証券買戻し		(3,254,489,967)	(520,327,856)
資本の純変動		338,156,516	54,064,464
分配金	11	(126,864,718)	(20,283,131)
期首現在純資産		2,642,738,119	422,520,970
期末現在純資産		2,980,894,635	476,585,434

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

[次へ](#)

ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド
契約型アンブレラ型投資信託
財務書類に対する注記
2024年12月31日現在

注1. 事業活動

契約型アンブレラ型投資信託として組織されたニッコウ・マネー・マーケット・ファンド（以下「トラスト」という。）は、存続期間無期限の、有価証券およびその他の資産を共有する共有持分型投資信託である。トラストは、管理会社と保管受託銀行の間の相互の合意により、またはルクセンブルグ法に定められた事情により、いつでも解散することができる。

トラストは、2010年法パート に基づいて組織されており、2013年法に基づくオルタナティブ投資ファンドおよびMMF規制に基づく公債CNAV MMFとしての資格を有している。

2024年12月31日現在、トラストは、1つのファンドを運用している。

- ・ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド - USドル・ポートフォリオ
（以下「USドル・ポートフォリオ」という）

USドル・ポートフォリオの資産は、それぞれの投資方針および投資目的に従い別々に投資される。

USドル・ポートフォリオの目的は、質の高い金融市場証券に投資することにより、元本を維持し流動性を保ちながら、市場金利に沿った安定的な収益率を目指すことである。

注2. 重要な会計方針

2.1) 財務書類の表示

本財務書類は、ルクセンブルグの契約型投資信託に関する法律および規制ならびにルクセンブルグにおいて一般に公正妥当と認められる会計原則に従って表示される。

2.2) 投資有価証券

USドル・ポートフォリオのポートフォリオの債券、債務証券および金融市場証券は、償却原価に基づき評価される。この評価方法は、投資有価証券を取得原価で評価し、以後有価証券の市場価格に与える金利変動の影響にかかわらず、割引またはプレミアムを満期まで均等額で償却することを前提としている。割引またはプレミアムの償却額は、運用計算書および純資産変動計算書上「投資有価証券未実現評価益/評価損」に含まれている。満期時に、コマーシャル・ペーパーおよび譲渡性預金証券から生じた実現純利益は「投資有価証券受取利息」に計上される。満期前の債券および中期債券の売却から生じた実現利益/損失は、運用計算書および純資産変動計算書に記載される。

2.3) 外貨換算

USドル・ポートフォリオの通貨以外の通貨で表示されている資産および負債は、期末日現在の実勢為替レートで換算される。USドル・ポートフォリオの通貨以外の通貨建の取引は、取引日現在の実勢為替レートでUSドル・ポートフォリオの通貨に換算される。

2.4) 設立費

設立費は、全額償却された。

2.5) 受取利息

受取利息は日々発生する。

注3. 管理報酬

管理会社は、USドル・ポートフォリオの資産から各四半期末毎に、以下のように計算される報酬を受領する権利を有する（後払い）。（ ）日々算出されるグロス・イールド（その他費用控除後）が年率1.00%未満の場合、管理報酬は、当該グロス・インカム（その他費用控除後）の1.00%である。（ ）日々算出されるグロス・イールド（その他費用控除後）が年率1.00%以上1.50%未満の場合、管理報酬は、USドル・ポートフォリオの日々発生し算出される純資産総額の年率0.02%である。（ ）日々算出されるグロス・イールド（その他費用控除後）が年率1.50%以上の場合、管理報酬は、USドル・ポートフォリオの日々発生し算出される純資産総額の年率0.03%である。

「グロス・イールド（その他費用控除後）」とは、管理会社が日々算出する、USドル・ポートフォリオの総利回り（グロス・イールド）から、USドル・ポートフォリオの関係法人の報酬以外の費用の日々の償却率を控除した料率をいう。また、「グロス・インカム（その他費用控除後）」とは、管理会社が日々算出する、（ a ）USドル・ポートフォリオの総利益（有価証券の売買損益を含む。）から、（ b ）USドル・ポートフォリオの関係法人の報酬以外の費用の日々の償却額を控除した金額をいう。

注4. 投資運用報酬

投資運用会社は、USドル・ポートフォリオの資産から各四半期末毎に、以下のように計算される報酬を受領する（後払い）。日々算出されるグロス・イールド（その他費用控除後）が年率1.00%未満の場合、投資運用報酬は、（ ）グロス・インカム（その他費用控除後）の14%および（ ）グロス・イールド（その他費用控除後）に100を乗じ以下に記載された料率を乗じた金額の低い方の額である。日々算出されるグロス・イールド（その他費用控除後）が年率1.00%以上の場合、投資運用報酬は、USドル・ポートフォリオの日々発生し算出される純資産総額に基づいて、以下のように計算される。

純資産総額	年率（上限）
- 2億米ドル以下の部分	0.15 %
- 2億米ドル超 5億米ドル以下の部分	0.125%
- 5億米ドル超 20億米ドル以下の部分	0.10 %
- 20億米ドル超の部分	0.09 %

注5. 代行協会員報酬および販売会社報酬

代行協会員および販売会社は、USドル・ポートフォリオの資産から、各四半期末毎に、以下のように計算される報酬を受領する（後払い）。

- ・日々算出されるグロス・イールド（その他費用控除後）が年率1.00%未満の場合、代行協会員報酬は、当該グロス・インカム（その他費用控除後）の20%であり、その報酬のうち18%が販売会社に支払われる。
- ・日々算出されるグロス・イールド（その他費用控除後）が年率1.00%以上の場合、代行協会員報酬は、USドル・ポートフォリオの該当する四半期の純資産総額の年率0.63%を上限とする（その報酬から、代行協会員は各販売会社に報酬を支払う。）。
- ・2024年12月31日現在、
 - ・日々算出されるグロス・イールド（その他費用控除後）が年率1.00%以上1.50%未満の場合、代行協会員報酬は、USドル・ポートフォリオの日々発生し算出される純資産総額の年率0.19%であり、その報酬のうち年率0.18%が販売会社に支払われる。
 - ・日々算出されるグロス・イールド（その他費用控除後）が年率1.50%以上の場合、代行協会員報酬は、USドル・ポートフォリオの日々発生し算出される純資産総額の年率0.48%であり、その報酬のうち年率0.40%が販売会社に支払われる。

代行協会員および/または販売会社が負担したすべての合理的な実費は、USドル・ポートフォリオが負担する。

注6. 保管報酬

保管受託銀行は、USドル・ポートフォリオの資産から各四半期末毎に、以下のように計算される報酬を受領する（後払い）。（ ）日々算出されるグロス・イールド（その他費用控除後）が年率1.00%未満の場合、保管報酬は、当該グロス・インカム（その他費用控除後）の2.00%である。（ ）日々算出されるグロス・イールド（その他費用控除後）が年率1.00%以上1.50%未満の場合、保管報酬は、USドル・ポートフォリオの日々発生し算出される純資産総額の年率0.02%である。（ ）日々算出されるグロス・イールド（その他費用控除後）が年率1.50%以上の場合、保管報酬は、USドル・ポートフォリオの日々発生し算出される純資産総額の年率0.04%である。

保管受託銀行が負担した電話、電報、郵便費用等を含むすべての合理的な実費、ならびにトラストの資産の保管が委託される銀行および他の金融機関の保管料は、トラストが負担する。

注7. 管理事務代行報酬

管理事務・支払事務および登録・名義書換事務代行会社は、USドル・ポートフォリオの資産から各四半期末毎に、以下のように計算される報酬を受領する（後払い）。（ ）日々算出されるグロス・イールド（その他費用控除後）が年率1.00%未満の場合、管理事務・支払事務および登録・名義書換事務代行会社に対する報酬は、当該グロス・インカム（その他費用控除後）の3.00%である。（ ）日々算出されるグロス・イールド（その他費用控除後）が年率1.00%以上1.50%未満の場合、管理事務・支払事務および登録・名義書換事務代行会社に対する報酬は、USドル・ポートフォリオの日々発生し算出される純資産総額の年率0.03%である。（ ）日々算出されるグロス・イールド（その他費用控除後）が年率1.50%以上の場合、管理事務・支払事務および登録・名義書換事務代行会社に対する報酬は、USドル・ポートフォリオの日々発生し算出される純資産総額の年率0.06%である。

管理事務代行会社が負担した、電話、電報、郵便費用等を含むすべての合理的な実費は、トラストが負担する。

注8. 印刷費および公告費

運用計算書および純資産変動計算書の「印刷費および公告費」の項目に計上されている費用は、主に英文年次報告書および英文半期報告書ならびに日本の法令に基づく書類の作成にかかる費用で構成されている。

注9. 取引費用

トラストは、いかなる取引費用（2010年法で定義されている。）も支払わない。管理会社との合意に基づき、トラストに係る取引費用は保管受託銀行が負担する。

注10. 税制

トラストは税金に関し、ルクセンブルグの法律に準拠している。ルクセンブルグにおける現行法規のもとでは、トラストの純資産額に対し年率0.01%のサブスクリプション税（「年次税」）が課せられており、四半期毎に計算され支払われる。

2010年法のもとでは、トラストもその受益者もルクセンブルグにおいて所得税またはキャピタル・ゲイン税も課せられず、源泉税または相続税も課せられない。トラストは、トラストのポートフォリオにおける投資有価証券から生じた収益から、当該国における源泉税控除後の収益を回収している。

注11. 分配方針

管理会社は、USドル・ポートフォリオの1口当たり純資産価格を0.0100米ドルに維持するよう努めている。

買戻し受益証券について発生した未払分配金は、買戻し受益証券の支払い成立と同時に支払われる。

さらに、USドル・ポートフォリオの毎月の最終営業日に、当該最終営業日の前日までに分配宣言済の未払分配金はすべて、当該最終営業日の前日に適用されるUSドル・ポートフォリオの1口当たり純資産価格で再投資され、これにつきファンド証券が発行される。

注12. 関連当事者取引

管理会社、保管受託銀行および管理事務代行会社、ならびに販売会社および代行協会員は、トラストの関連当事者とみなされる。関連当事者報酬は、運用計算書および純資産変動計算書に記載される。

注13. 2024年12月31日に終了した年度の投資有価証券についての変動計算書

管理会社の登記上の事務所宛てに要請すれば、2024年12月31日に終了した年度中に発生した投資有価証券の変動についての明細書を無料で入手することができる。

注14. 後発事象

期末後から監査報告書の日付までに、現在の財務書類に開示が必要であると管理会社が判断する重要な事象はなかった。

[次へ](#)

NIKKO MONEY MARKET FUND
Mutual Investment Umbrella Fund

Statement of net assets for the year ended December 31, 2024

US Dollar Portfolio

(Expressed in US dollar)

	Notes	USD
Assets		
Investments at period-end value (cost USD 2,538,855,158)	2.2	2,549,907,385
Cash at bank		448,615,087
Receivable on subscriptions		5,635,035
Interest receivable on cash	2.5	153,082
Total assets		3,004,310,589
Liabilities		
Dividend payable	11	9,669,061
Payable on repurchases		8,291,947
Agent Company and Distributor fee payable	5	3,549,034
Investment Manager fee payable	4	759,350
Administration fee payable	7	443,355
Depositary fee payable	6	301,580
Management fee payable	3	221,826
"Taxe d'abonnement" payable	10	74,250
Printing and publishing expenses payable		64,521
Legal expenses payable		27,151
Professional expenses payable		13,879
Total liabilities		23,415,954
Total net assets		2,980,894,635
Number of Shares		298,089,463,522
Net Asset Value		0.0100

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

NIKKO MONEY MARKET FUND
Mutual Investment Umbrella Fund
Statement of operations and changes in net assets for the year ended December 31, 2024

US Dollar Portfolio

(Expressed in US dollar)

	Notes	USD
Income		
Interest income on investments	2.5	129,901,908
Bank interest	2.5	20,947,269
Total income		150,849,177
Expenses		
Agent Company fee and Distributor fee	5	13,362,038
Investment Manager fee	4	2,880,969
Administration fee	7	1,669,228
Depositary fee	6	1,135,443
Management fee	3	835,169
"Taxe d'abonnement"	10	279,991
Printing and publishing expenses	8	96,576
Professional expenses		38,831
Legal expenses		33,054
Other expenses		16,388
Total expenses		20,347,687
Net investment income		130,501,490
Unrealised		
Appreciation on investments	2.2	11,052,226
Depreciation on investments	2.2	(14,688,998)
Net increase in net assets as a result of operations		126,864,718
Movement in capital		
Subscriptions of units		3,592,646,483
Repurchases of units		(3,254,489,967)
Net movement in capital		338,156,516
Dividend distributed	11	(126,864,718)
Net assets at the beginning of the year		2,642,738,119
Net assets at the end of the year		2,980,894,635

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

Page 17

NIKKO MONEY MARKET FUND
Mutual Investment Umbrella Fund**Notes to the financial statements**

(As at December 31, 2024)

Note 1 - Activity

NIKKO MONEY MARKET FUND (the "Fund"), organised as a mutual investment umbrella fund, is an unincorporated coproprietorship of its securities and other assets for an unlimited period. The Fund may be dissolved at any time by mutual agreement between the Management Company and the Depositary or in any cases provided for by Luxembourg law.

The Fund is organized under part II of the 2010 Law and qualifies as an alternative investment fund within the meaning of the 2013 Law and as a Public Debt CNAV MMF in accordance with the MMF Regulation.

As at December 31, 2024, there is one sub-fund in operation in the Fund:

* Nikko Money Market Fund - US Dollar Portfolio
(hereinafter referred to as "US Dollar Portfolio")

The assets of US Dollar Portfolio are invested in accordance with its investment policy and objectives.

The objective of US Dollar Portfolio is to seek a stable rate of income in line with money market rates while preserving capital and maintaining liquidity by investing in high-grade money market instruments.

Note 2 - Significant accounting policies**2.1 - Presentation of financial statements**

The financial statements are presented in accordance with Luxembourg laws and regulations relating to undertakings for collective investment and generally accepted accounting principles in Luxembourg.

2.2 - Investments in securities

The bonds, debt securities and money market instruments in US Dollar Portfolio's portfolio are valued based upon their amortised cost. This involves valuing an investment at its cost and thereafter assuming a constant amortisation to maturity of any discount or premium regardless of the impact of fluctuating interest rates on the market value of the instruments. The amortisation of any discount or premium is included in the statement of operations and changes in net assets under the heading "Unrealised appreciation/depreciation on investments". At maturity, the net income realised resulting from commercial papers and certificates of deposit is included under the heading "Interest income on investments". Realised gain/loss resulting from sales of bonds and medium term notes to maturity are recorded in the statement of operations and changes in net assets.

NIKKO MONEY MARKET FUND
Mutual Investment Umbrella Fund**Notes to the financial statements (continued)**

(As at December 31, 2024)

Note 2 - Significant accounting policies (continued)**2.3 - Foreign currency translation**

Assets and liabilities expressed in currencies other than the currency of US Dollar Portfolio are translated at exchange rates prevailing at year-end. Transactions in currencies other than the currency of US Dollar Portfolio are translated into the currency of US Dollar Portfolio at exchange rates prevailing at the transaction dates.

2.4 - Formation expenses

Formation expenses have been fully amortised.

2.5 - Income

Interest income is accrued on a daily basis.

Note 3 - Management fee

The Management Company is entitled to a fee payable in arrears, out of the assets of the US Dollar Portfolio, at the end of each quarter which is calculated as follows: (i) in case daily GYLOE is below 1.00% p.a., the fee payable to the Management Company is 1.00% of such GILOE; (ii) in case daily GYLOE is 1.00% p.a. or above and below 1.50% p.a., the fee payable to the Management Company is 0.02% p.a. of the net assets of US Dollar Portfolio accrued on and calculated daily; (iii) in case daily GYLOE is 1.50% p.a. or above, the fee payable to the Management Company is 0.03% p.a. of the net assets of US Dollar Portfolio accrued on and calculated daily.

"GYLOE" (Gross Yield Less Other Expenses) means a rate calculated daily by the Management Company, which shall be equal to the gross yield of US Dollar Portfolio less the rate of daily amortization amount of expenses other than fees payable to US Dollar Portfolio's related parties, and "GILOE" (Gross Income Less Other Expenses) means an amount, calculated daily by the Management Company, which is equal to the difference between (a) the gross income of US Dollar Portfolio, including the capital gain/loss on securities, and (b) the daily amortisation amount of expenses other than fees payable to US Dollar Portfolio's related parties.

NIKKO MONEY MARKET FUND
Mutual Investment Umbrella Fund

Notes to the financial statements (continued)

(As at December 31, 2024)

Note 4 - Investment Manager fee

The Investment Manager is entitled to a fee payable in arrears, out of the assets of US Dollar Portfolio, at the end of each quarter, which is calculated as follows. In case daily GYLOE is below 1.00% p.a., the fee payable to the Investment Manager is the lower amount of i) 14% of GILOE and ii) GYLOE x 100 multiplied by the fee rates mentioned below. In case daily GYLOE is 1.00% p.a. or above, the fee payable to the Investment Manager is calculated as below on the basis of the net assets of US Dollar Portfolio accrued on and calculated daily.

Up to 0.15% p.a. up to (and including) USD 200 million;
 up to 0.125% p.a. for a portion of more than USD 200 million, to (and including) USD 500 million;
 up to 0.10% p.a. for a portion of more than USD 500 million, to (and including) USD 2 billion; and
 up to 0.09% p.a. for a portion of more than USD 2 billion.

Note 5 - Agent Company fee and Distributor fee

The Agent Company and the Distributors are entitled to a fee payable in arrears, out of the assets of US Dollar Portfolio, at the end of each quarter, which is calculated as below:

- In case daily GYLOE is below 1.00% p.a., the fee payable to the Agent Company is 20% of the GILOE, out of which 18% of GILOE is paid to the Distributors.
- In case daily GYLOE is 1.00% p.a. or above, the maximum fee payable to the Agent Company is 0.63% p.a. of the net assets of US Dollar Portfolio during the relevant quarter (out of which the Agent Company will pay the fee of each Distributor).
 - As of December 31, 2024:
 - In case daily GYLOE is 1.00% p.a. or above and below 1.50% p.a., the fee payable to the Agent Company is 0.19% p.a. of the net assets of US Dollar Portfolio accrued on and calculated daily, out of which 0.18% p.a. is paid to the Distributors.
 - In case daily GYLOE is 1.50% p.a. or above, the fee payable to the Agent Company is 0.48% p.a. of the net assets of US Dollar Portfolio accrued on and calculated daily, out of which 0.40% p.a. is paid to the Distributors.

Any reasonable disbursements and out-of-pocket expenses incurred by the Agent Company and/or the Distributors are borne by US Dollar Portfolio.

Note 6 - Depositary fee

The Depositary is entitled to a fee payable in arrears, out of the assets of US Dollar Portfolio, at the end of each quarter which is calculated as follows: (i) in case daily GYLOE is below 1.00% p.a., the fee payable to the Depositary is 2.00% of such GILOE; (ii) in case daily GYLOE is 1.00% p.a. or above and below 1.50% p.a., the fee payable to the Depositary is 0.02% p.a. of the net assets of US Dollar Portfolio accrued on and calculated daily; (iii) in case the GYLOE is 1.50% p.a. or above, the fee payable to the Depositary is 0.04% p.a. of the net assets of US Dollar Portfolio accrued on and calculated daily.

Any reasonable disbursements and out-of-pocket expenses (including without limitation telephone, cable and postage expenses) incurred by the Depositary and any custody charges of banks and financial institutions to whom custody of assets of the Fund is entrusted are borne by the Fund.

Page 21

NIKKO MONEY MARKET FUND
Mutual Investment Umbrella Fund**Notes to the financial statements (continued)**

(As at December 31, 2024)

Note 7 - Administration fee

The Administrator, Paying Agent, Registrar and Transfer Agent is entitled to a fee payable in arrears, out of the assets of US Dollar Portfolio, at the end of each quarter which is calculated as follows: (i) in case daily GYLOE is below 1.00% p.a., the fee payable to the Administrator, Paying Agent, Registrar and Transfer Agent is 3.00% of such GYLOE; (ii) in case daily GYLOE is 1.00% p.a. or above and below 1.50% p.a., the fee payable to the Administrator, Paying Agent, Registrar and Transfer Agent is 0.03% p.a. of the net assets of US Dollar Portfolio accrued on and calculated daily; (iii) in case daily GYLOE is 1.50% p.a. or above, the fee payable to the Administrator, Paying Agent, Registrar and Transfer Agent is 0.06% p.a. of the net assets of US Dollar Portfolio accrued on and calculated daily.

Any reasonable disbursements and out-of-pocket expenses (including without limitation telephone, cable and postage expenses) incurred by the Administrator are borne by the Fund.

Note 8 - Printing and publishing expenses

Expenses recorded under the caption "Printing and publishing expenses" in the statement of operations and changes in net assets are mainly composed of fees for production of annual and semi-annual reports and Japanese legal documents.

Note 9 - Transaction costs

The Fund does not pay any transaction costs (as defined in the 2010 Law). In agreement with the Management Company, transaction costs related to the Fund are borne by the Depositary.

Note 10 - Taxation

The Fund is subject to Luxembourg law in respect of its tax status. Under legislation and regulations currently prevailing in Luxembourg, the Fund is subject to a subscription tax (the "Taxe d'abonnement") on its net assets at an annual rate of 0.01% calculated and payable quarterly.

Under the 2010 Law, neither the Fund nor the Unitholders are subject to any Luxembourg tax neither on income or capital gains nor to any withholding or estate tax. The Fund collects the income produced by the securities in its portfolio after deduction of any withholding tax in the relevant countries.

NIKKO MONEY MARKET FUND
Mutual Investment Umbrella Fund**Notes to the financial statements (continued)**

(As at December 31, 2024)

Note 11 - Dividend policy

The Management Company seeks to maintain US Dollar Portfolio net asset value per unit at USD 0.0100.

Any accrued but unpaid dividends on the repurchased units are paid at the same time when such payment for the repurchased units is made.

Furthermore, on the last business day in each month, in respect of US Dollar Portfolio, all dividends declared accrued up to (and including) the day immediately preceding such last business day and not yet paid are automatically reinvested against issue of further units at the net asset value per unit of US Dollar Portfolio applicable on the day immediately preceding such last business day.

Note 12 - Related party transactions

The Management Company, the Depositary and Administrator, and the Distributor and Agent Company are considered as related parties to the Fund. Related party fees are recorded in the statement of operations and changes in net assets.

Note 13 - Statement of changes in investments for the year ended December 31, 2024

Upon request addressed to the Management Company, a statement listing the changes in investments which occurred during the year ended December 31, 2024 can be obtained free of charge.

Note 14 - Subsequent event

There has been no significant event after year-end up to the date of the auditor's opinion which, in the opinion of the Management Company, requires disclosure in the present financial statements.

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

USドル・ポートフォリオ

(2026年3月末日現在)

	米ドル(を除く。)	千円(、 を除く。)
資産総額	3,104,659,429.04	496,372,950
負債総額	14,012,373.16	2,240,298
純資産総額(-)	3,090,647,055.88	494,132,651
発行済口数	309,038,860,435口	
1口当たり純資産価格(/)	0.01	2円

第4【外国投資信託受益証券事務の概要】

(1) ファンド証券の名義書換

ファンド証券の名義書換機関は次のとおりである。

取扱機関 S M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社

取扱場所 ルクセンブルグ大公国、ルクセンブルグ L-1282 ヒルデガルト・フォン・ビンゲン通り2番

日本の受益者については、ファンド証券の保管を委託されている販売取扱会社の責任で必要な名義書換手続きがとられる。

名義書換の費用は徴収されない。

(2) 受益者に対する特典

受益者に対する特典はない。

(3) 譲渡制限

管理会社は、受益証券の発行に関連して、受益証券が募集される国の法令を遵守する。管理会社は、その裁量において、特定の国および地域に居住する個人または同地に設立された法人に対し、ファンド証券の発行を一時的に停止し、完全に中止し、または制限することができる。管理会社は、受益者全体およびトラストの保護のため必要な場合には、特定の個人または法人によるファンド証券の取得を停止することができる。

受益証券は、FATCAを遵守する外国金融機関である(ファンド証券の名義人となる)販売会社によってのみ販売される。

管理会社は、

a ファンド証券の申込みをその裁量において拒否することができ、また、

b ファンド証券の購入または保有を禁じられた受益者が保有するファンド証券をいつでも買戻すことができる。

特に、

a 管理会社は、EU域内において公衆に対してファンド証券の販売活動を行わない。

b ファンド証券は、アメリカ合衆国およびその領土、コモンウェルスあるいは属領の居住者、またはアメリカ合衆国あるいはそのいずれかの州の法律の下で設立され存続する会社、パートナーシップ、トラストあるいはその他の法人に対して発行されず、それらのために譲渡されない。

第二部【特別情報】

第1【管理会社の概況】

1【管理会社の概況】

(1) 資本金の額

管理会社の資本金は、2026年3月末日現在5,446,220ユーロ(約9億9,889万円)で、全額払込済である。なお、1株20ユーロ(約3,668円)の記名式株式272,311株を発行済である。

(注) ユーロの円貨換算は、2026年3月31日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1ユーロ=183.41円)による。

最近5年間における管理会社の資本金の増減はない。

(2) 管理会社の機構

定款に基づき、3名以上の取締役により構成される取締役会が管理会社を運営する。取締役は管理会社の株主であることを要しない。

取締役は、その定員および任期を決定する年次株主総会において株主によって選任される。いかなる取締役も、株主により理由の有無を問わず解任される。

取締役会は、互選により、会長1名および副会長1名を選出することができる。取締役会はまた、取締役会および株主総会の議事録を管理する責任者である秘書役1名(取締役であることを要しない。)を選出することができる。取締役会は会長または2名の取締役により召集され、招集通知に記載された場所で開催される。会長は、すべての株主総会および取締役会において議長を務めるものとするが、欠席の場合、株主または取締役会は、当該会議の出席者の多数決により、臨時議長として他の取締役を任命することができる。

取締役会の通知は、書面により、緊急の場合を除き、少なくとも会議開催予定日の24時間以上前に取締役にあててなされなければならない。緊急の場合には、当該緊急事由および動機について招集通知に記載する。かかる通知は、書面、Eメールまたはファクシミリまたは他の類似の通信手段により各取締役の同意が得られた場合には省略することができる。取締役会の事前の決議により決定された時間および場所で開催されるものについては、特段の通知をする必要はない。

取締役は、書面または電信、電報、またはファクシミリにより、別の取締役を指名して取締役会に代理出席させることができる。取締役は、2名以上の別の取締役を代理することができる。いずれの取締役も、テレビ会議または他の類似の通信手段により、本人確認を可能にすることにより、取締役会に参加することができる。これらの通信手段は、会議への効果的な参加を保障する技術的特性を満たすものでなければならず、審議は、継続的に中継されなければならない。これらの手段による会議への参加は、当該会議への本人の参加と同等である。当該通信手段により開催される会議は、管理会社の登録事務所において開催されたものと見なされる。取締役会は、取締役の半数以上が出席または代理出席している場合にのみ適法に審議し、または行為することができる。決議は取締役会に出席または代理出席している取締役の議決権の多数決によるものとする。取締役会は、書面、電信、ファクシミリまたは他の類似の通信手段により承認を表明する場合には、持回りによって書面による決議を全員一致で可決することができ、その全体をもって決議の証拠となる議事録を構成する。取締役会は、管理会社の利益の管理および処分のすべての行為を行う最も広範な権限を付与されている。

とりわけ、取締役会は、管理会社の目的のために行われるすべての業務ならびに当該業務に関するあらゆる資金拠出、譲渡、購入、協力、提携、参画または金融面での介入について決定することのできる完全な権限を有する。

(3) 役員および従業員の状況

(2026年3月末日現在)

氏名	管理会社 役職名	所属・役職名
濱 理 貴	取締役	S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ、ディレクター
マーク・フィリップス (Mark Phillips)	取締役	インタブリス・エスシーエスピー、独立非業務執行取締役
橋 本 一 成	取締役	S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ、ディレクター
金 谷 拓 宗	取締役	S M B C日興証券株式会社、グローバル企画部長、ディレクター

(注) 上記取締役とは別に、9名の従業員がいる。

2【事業の内容及び営業の概況】

管理会社は、ルクセンブルグの法律の規定に基づき設立され、投資信託の管理運営を行うための免許を有する会社である。管理会社は、その管理する投資信託の資産のポートフォリオ管理およびその他の機能を、2010年法および2013年法に従いその許容する範囲内で、委任することができる。管理会社は、1915年8月10日商事会社に関する法律(改正済)に基づき1992年2月27日に設立された。

管理会社は、AIFMDに従うAIFMとして認可されている。

管理会社は、2010年法第16章に基づき管理会社として、および2013年法第1条第46項に規定された範囲においてオルタナティブ投資ファンド運用者としての資格を有している。

管理会社はS M B C日興証券株式会社の100%子会社である。

管理会社の目的は、ルクセンブルグ国内または同国外を住所地とするか否かにかかわらず2010年法第125 - 2条に規定されたUCIを管理することである。ただし、管理会社は、最低でも1つのルクセンブルグのUCIを管理しなければならない。この関係において、管理会社は、2013年法に従ってAIFMとして行為し、2013年法別紙I第1項に挙げられる行為を実行する。

管理会社は、ファンドおよび受益者に代わり、組入証券の購入、売却、申込みおよび交換を含む管理・運営業務を行い、ファンドの資産に直接または間接的に関連するすべての権利を行使することができる。

管理会社は、トラストの投資管理機能すなわち(a)組入証券運用機能および(b)リスク管理機能に属する義務を委託されている。

管理会社は、トラストの中枢管理に責任を負う。管理会社は、一定の運用機能を専門的なサービス提供者に委任することを、トラストから許可されている。管理会社は、会社および管理機能ならびに登録・名義書換代行機能をS M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社に委任している。

管理会社が管理会社として行為しているその他のルクセンブルグの一般のファンドのリストは、管理会社の登記上の事務所において入手可能である。

2013年法第8.7条の規定により、管理会社は、業務上の過失から生じる潜在的な責任リスクをカバーするために適切な自身の追加資金を保有する。

管理会社は、ファンドの資産の投資および再投資に関して投資運用者として行為する投資運用会社を任命している(以下「投資運用会社」という。)。投資運用会社は、ファンドの日々の投資業務を管理している。管理会社と投資運用会社との間の契約は2014年7月17日に締結され、どちらか一方の当事者からの3か月以上前の通知により終了することができる。

管理会社は、2026年3月末日現在、以下のとおり分類される6本の投資信託を管理・運営しており、その純資産額の合計は、以下に記載された通貨建て別運用金額の合計額である。

分類		内訳
A分類	通貨建て別運用金額	米ドル建： 4,680,697,180米ドル ユーロ建： 1,971,976ユーロ 日本円建： 3,068,615,315,310円 豪ドル建： 11,211,518豪ドル
B分類	投資信託の種類 (基本的性格)	ルクセンブルグ籍・契約型・オープン・エンド型： 1本 ケイマン籍・契約型・オープン・エンド型： 5本

3 【管理会社の経理状況】

- a . 管理会社の直近2事業年度の日本語の財務書類は、ルクセンブルグにおける諸法令および一般に認められた会計原則に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものである（ただし、円換算部分を除く。）。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第328条第5項ただし書の規定の適用によるものである。
- b . 管理会社の原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるケーピーエムジー オーディット エス・アー・エール・エルから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。
- c . 管理会社の原文の財務書類は、ユーロで表示されている。日本語の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されている。日本円による金額は、2026年3月31日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ = 183.41円）で換算されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

（１）【貸借対照表】

S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ
貸借対照表
2025年3月31日現在
（単位：ユーロ）

	注	2025年3月31日		2024年3月31日	
		ユーロ	千円	ユーロ	千円
資産					
固定資産					
- 有形資産					
a) その他の備品および付属品、工具および設備	3	10,888	1,997	8,231	1,510
流動資産					
- 債権					
売掛金					
- 1年以内に支払期限の到来するもの	4	1,349,190	247,455	1,190,974	218,437
その他の債権					
- 1年以内に支払期限の到来するもの		-	-	6,618	1,214
- 預金および手許現金	5	14,661,176	2,689,006	12,334,182	2,262,212
前払金		88,080	16,155	70,915	13,007
資産合計		16,109,335	2,954,613	13,610,920	2,496,379
負債					
資本金および準備金					
- 払込資本金	6	5,446,220	998,891	5,446,220	998,891
- 準備金					
・ 法定準備金	7	544,622	99,889	673,906	123,601
・ 公正価値準備金を含むその他の準備金					
a) その他の利用可能な準備金		5,098,473	935,111	2,920,510	535,651
b) その他の利用可能でない準備金	8	1,513,088	277,515	1,443,562	264,764
		7,156,183	1,312,516	5,037,978	924,016
- 当期損益		2,288,224	419,683	2,118,205	388,500
		14,890,627	2,731,090	12,602,403	2,311,407
引当金					
- 納税引当金	9	843,318	154,673	661,448	121,316
- その他の引当金	10	326,477	59,879	301,420	55,283
		1,169,795	214,552	962,868	176,600
債務					
- 買掛金					
1年以内に支払期限の到来するもの	11	-	-	-	-
- その他の債務					
- 社会保障	11	48,912	8,971	45,649	8,372
		48,912	8,971	45,649	8,372
資本金、準備金および負債合計		16,109,335	2,954,613	13,610,920	2,496,379

添付の注記は、本財務書類と不可分なものである。

(2) 【損益計算書】

S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ
損益計算書

2025年3月31日に終了した年度

(単位：ユーロ)

	注	2025年3月31日		2024年3月31日	
		ユーロ	千円	ユーロ	千円
純売上高	12.1	5,285,886	969,484	4,688,515	859,921
その他の営業収益	13.2	16,812	3,083	5,531	1,014
原材料・消耗品およびその他外部費用					
b) その他の外部費用	12.2	(462,858)	(84,893)	(418,435)	(76,745)
人件費		(1,833,204)	(336,228)	(1,521,982)	(279,147)
- 賃金および給与		(1,512,206)	(277,354)	(1,241,024)	(227,616)
- 社会保障費		(131,814)	(24,176)	(128,951)	(23,651)
- 年金関連		(40,866)	(7,495)	(45,177)	(8,286)
- その他の社会保障費		(90,948)	(16,681)	(83,774)	(15,365)
- 補足的社会費用		(27,150)	(4,980)	-	-
- その他の人件費		(162,034)	(29,719)	(152,007)	(27,880)
その他の営業費用	13.1	(445,693)	(81,745)	(294,751)	(54,060)
その他の未収利息および類似収益		469,420	86,096	366,465	67,213
未払利息および類似費用		-	-	-	-
損益に係る税金		(742,138)	(136,116)	(707,138)	(129,696)
税引後損益		2,288,224	419,683	2,118,205	388,500
その他の税金		-	-	-	-
当期利益		2,288,224	419,683	2,118,205	388,500

添付の注記は、本財務書類と不可分なものである。

S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ

財務書類に対する注記

2025年3月31日に終了した年度

注1．事業活動

S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ（以下「当社」という。）は、1992年2月27日、ルクセンブルグ大公国の法律に基づき株式会社として設立された。

当社の目的は、ルクセンブルグ国内または同国外を住所地とするか否かにかかわらず、当社が、最低でも一本のルクセンブルグのUCI（以下「投資信託」という。）を管理することを条件に、（投資信託に関する2010年12月17日の法律（随時改正済）（以下「2010年法」という。）の第125 - 2条に規定された）投資信託の管理を行うことである。かかる観点において、当社は、ルクセンブルグの2013年の法律（随時改正済）（以下「2013年法」という。）に従い、オルタナティブ投資ファンド運用者として行為し、かつ、オルタナティブ投資ファンド運用者に関する2011年6月8日付欧州議会および理事会通達2011/61/EU（以下「AIFMD」という。）の別紙（以下「別紙」という。）の第1項に規定された業務を行う。当社は、ポートフォリオ管理を委託し、投資運用の監視を行う一方で、当社自身でリスク管理を実施する。さらに、当社は、別紙の第2項に基づき別挙された一切の業務を行う。

2025年3月31日現在、当社はニッコウ・マネー・マーケット・ファンド、日興グローバル・ファンズ、クオンティティティブ・マルチ・ストラテジー・プログラム（適格機関投資家向け）（「QMS」）、プレミアム・ファンズ、日興ワールド・トラストおよびクオンティック・トラストの6の投資信託を管理・運営している。

注2．重要な会計方針

当社は、その会計帳簿をユーロ（以下「ユーロ」という。）で維持し、本財務書類は、以下の重要な会計方針を含め、ルクセンブルグの法律および規制の要求に準拠して継続企業的前提下で作成されている。

2.1 外貨換算

ユーロ以外の通貨建の取引は、取引時の実勢為替レートでユーロに換算される。

ユーロ以外の通貨建の固定資産は、取引時の実勢為替レートでユーロに換算される。貸借対照表日付現在、かかる資産は取得時の為替レートで換算されている。

預金は、貸借対照表日付現在の実勢為替レートで換算される。為替差損益は損益計算書に計上される。

短期債権および債務は、貸借対照表日付現在の実勢為替レートに基づき換算される。

合計額の差異が、四捨五入により生じることがある。

その他の資産および負債は、取得時の為替レートで換算された額または為替に基づき決定された額のいずれか低い額または高い額で、それぞれ別々に換算される。

実現為替差益は、実現された時点で損益計算書に計上される。

ユーロ以外の通貨建の資産と負債の間に経済的な関連がある場合には、未実現純損失のみ、損益計算書に計上される。

2.2 流動債権

債権は、その額面価額で評価される。それらは、回収が困難な場合には、評価調整の対象となる。かかる評価調整は、評価調整が行われた事由が適用されなくなる場合には、継続されない。

2.3 負債引当金および費用引当金

負債引当金および費用引当金は、その性質が明白に規定され、貸借対照表日付現在で発生する可能性が高いかまたは確実に発生するが、発生する金額または日付は不確定である損失または債務を補填することを目的としている。

注3．固定資産の変動

	取得原価		評価額調整		評価額調整	
	期首現在 価値総額	期末現在 価値総額	期首現在 累積額調整	期末現在 累積額調整	期首現在 価値純額	期末現在 価値純額
	ユーロ	ユーロ	ユーロ	ユーロ	ユーロ	ユーロ
固定資産						
- コンピューター機器	5,096	5,096	(4,234)	(4,679)	862	417
- 家具、備品 および付属品	15,697	21,561	(8,328)	(11,090)	7,369	10,471

固定資産は、減価償却累計額控除後の取得原価で評価される。減価償却費は、個々の資産の見積耐用年数にわたり、定額法で計算される。

かかる目的で使用される減価償却率は、以下のとおりである。

- コンピューター機器 25%
- 家具および備品 20%
- オフィスレイアウト 50%

注4．売掛金

2025年3月31日および2024年3月31日現在の売掛金は、未収管理報酬である。

注5．預金および手許現金

預金には、S M B Cグループ内に預託された14,607,124.48ユーロの資金と、B I L銀行(バンク・インターナショナル・ア・ルクセンブルク)内に預託された54,051.81ユーロが含まれており、制限付き現金はない。

注6．払込資本金

額面金額20ユーロの発行済および全額払込済の株式272,311株で表章される払込資本金は、5,446,220ユーロである。

当社は、2025年3月31日または2024年3月31日に終了した年度中に自社株を取得しなかった。

当社の現在の単独株主はS M B C日興証券株式会社である。

注7．法定準備金

ルクセンブルグ法により、当社は毎年その純利益の少なくとも5%を法定準備金として、当該準備金が発行済資本金の10%に達するまで、積立てなければならない。

この法定準備金を配当金に利用することはできない。

2023年3月31日に終了した年度の利益に関しては、99,486ユーロが積立てられた（2022年3月31日に終了した年度の利益に関しては83,706ユーロ）。

注8．資本金および準備金

	資本金	法定 準備金	準備金 (1)	特別納税 準備金 (2)	その他の 準備金 (1)+(2)	当期 損益
	ユーロ	ユーロ	ユーロ	ユーロ	ユーロ	ユーロ
2024年3月31日現在残高	5,446,220	673,906	2,920,510	1,443,563	4,364,072	2,118,205
損益の繰入額	-	(129,284)	2,177,964	69,525	2,247,489	(2,118,205)
分配済み配当金	-	-	-	-	-	-
当期損益	-	-	-	-	-	2,288,224
2025年3月31日現在残高	5,446,220	544,622	5,098,473	1,513,088	6,611,561	2,288,224

	資本金	法定 準備金	準備金 (1)	特別納税 準備金 (2)	その他の 準備金 (1)+(2)	当期 損益
	ユーロ	ユーロ	ユーロ	ユーロ	ユーロ	ユーロ
2023年3月31日現在残高	5,446,220	574,420	999,124	1,474,712	2,473,836	1,989,722
損益の繰入額	-	99,486	1,921,386	(31,150)	1,890,236	(1,989,722)
分配済み配当金	-	-	-	-	-	-
当期損益	-	-	-	-	-	2,118,205
2024年3月31日現在残高	5,446,220	673,906	2,920,510	1,443,562	4,364,072	2,118,205

当社は、施行された税法に準拠して、純富裕税（NWT）負債を軽減した。当該法律に従い、当社は、純富裕税の控除額の5倍に相当する金額を利用可能でない準備金（「特別納税準備金」科目）のもとに繰入れることを決定した。当該準備金は、5年間は配当に利用することはできない。

注9．納税引当金

当社は、ルクセンブルグ法人所得税、都市事業税および純富裕税の課税対象となっている会社である。

税金負債は、貸借対照表上で「納税引当金」として計上されている。

注10．その他の引当金

	2025年3月31日	2024年3月31日
	ユーロ	ユーロ
一般経費に対する引当金	326,477	301,420
	<u>326,477</u>	<u>301,420</u>

注11．その他の債務

2025年3月31日および2024年3月31日現在のその他の債務の内訳は、以下のとおりである。

	2025年3月31日	2024年3月31日
	ユーロ	ユーロ
優先債権者に対する引当金（社会保障）	48,912	45,649
	<u>48,912</u>	<u>45,649</u>

注12．純売上高およびその他の外部費用

12.1 純売上高

	2025年3月31日	2024年3月31日
	ユーロ	ユーロ
管理報酬	5,280,886	4,688,515
法務報酬	5,000	-
	<u>5,285,886</u>	<u>4,688,515</u>

2025年3月31日現在の適用ある管理報酬料率は、以下のとおりである。

当社は、プレミアム・ファンズ - グローバル・コーポレート・ボンド、プレミアム・ファンズ - シュロージャー日本株式ファンド、プレミアム・ファンズ - ウェルス・コアポートフォリオ コンサバティブ型、プレミアム・ファンズ - ウェルス・コアポートフォリオ グロース型、プレミアム・ファンズ - グローバル・コア株式ファンド、プレミアム・ファンズ - グローバル・コア債券ファンド、プレミアム・ファンズ - ウェルス・コアポートフォリオ アドバンス型、日興ワールド・トラスト - ヨーロピアン・ラグジュアリー・エクイティ・ファンド、日興ワールド・トラスト - 日興グローバル・C B・ファンド（2024年8月30日付で償還）、日興ワールド・トラスト - デンマーク、カバード債券ファンド 米ドル建て（米ドルヘッジあり）、日興ワールド・トラスト - グローバル・トレーディング・オポチュニティ・ファンド、日興ワールド・トラスト - ブリッジウォーター・マクロ戦略ファンド、日興ワールド・トラスト - C L イシューアンス戦略ファンド、日興ワールド・トラスト - ブルックフィールド不動産インカム・トラスト・ファンドおよびプレミアム・ファンズ バークレイズ社債 US キャピタル・プラス2411（2024年10月10日付で設定）から、当該月中のこれらのサブ・ファンドの純資産価額に対して0.03%の年次管理報酬を受領する。報酬は、毎月支払われる。

当社は、日興ワールド・トラスト - B X ライフ・サイエンス（2024年10月22日付で設定）から、当該四半期中の純資産価額に対して0.03%の年次管理報酬を受領する。報酬は、四半期毎に支払われる。

当社は、日興ワールド・トラスト - 日興ブラックロック・ハイ・クオリティ・アロケーション・ファンド（米ドル建て）から、当該月中のかかるサブ・ファンドの純資産価額に対して0.04%の年次管理報酬を受領する。報酬は、毎月支払われる。

当社は、日興ワールド・トラスト - ワールド・ハイブリッド・セキュリティーズ・ファンドから、当該月中のかかるサブ・ファンドの純資産価額に対して0.023%の年次管理報酬を受領する。報酬は、毎月支払われる。当該ファンドは、2024年9月17日付で償還した。

当社は、日興ワールド・トラスト - K K Rグローバル・インパクト・ストラテジーから、当該月中のかかるサブ・ファンドの純資産価額に対して0.05%の年次管理報酬を受領する。報酬は、四半期毎に支払われる。

当社は、Q M S から、当該月中のかかるファンドの純資産価額に対して0.03%の年次管理報酬を受領する。報酬は、四半期毎に支払われる。

当社は、クオンティック・トラスト - 早期償還目標水準設定型ファンド スマート・ブレイン2020-03から、毎月後払いされる、（ ）サブ・ファンドの当初発行価格に（ ）関連評価日時点の発行済受益証券口数を乗じた金額の年率0.03%の報酬を受領する。

当社は、日興グローバル・ファンズの各サブ・ファンドから、当該四半期中の当該サブ・ファンドの純資産価額に対して0.03%の年次管理報酬を受領する。報酬は、四半期毎に支払われる。

当社は、ニッコウ・マネー・マーケット・ファンドから、以下のとおり計算される年次管理報酬を、各四半期末に受領する。

「グロス・イールド（その他の費用控除後）」とは、ファンドの総利回り（グロス・イールド）より、ファンドの関係当事者に対する報酬以外の費用の日々の償却率を控除し、当社により日々計算される料率をいう。また、「グロス・インカム（その他の費用控除後）」とは、（ a ）ファンドの総利益（有価証券のキャピタル・ゲイン/ロスを含む。）より、（ b ）ファンドの関係当事者に対する報酬以外の費用の日々の償却額を控除し、当社により日々計算される金額をいう。

すなわち、日々計算されるグロス・イールド（その他の費用控除後）が年率1%未満の場合、当社に対する報酬は、当該グロス・インカム（その他の費用控除後）の1%である。日々計算されるグロス・イールド（その他の費用控除後）が年間1%以上および1.5%未満の場合、当社に対する報酬は、日々発生し、計算されるサブ・ファンドの純資産価額の年率0.02%である。日々計算されるグロス・イールド（その他の費用控除後）が年間1.5%以上の場合、当社に対する報酬は、日々発生し、計算されるサブ・ファンドの純資産価額の年率0.03%である。

12.2 その他の外部費用

	2025年3月31日	2024年3月31日
	ユーロ	ユーロ
その他の費用	462,858	418,435
	<u>462,858</u>	<u>418,435</u>

その他の費用は、法律上の助言、コンサルティング、協会のメンバーシップ等の外部のプロバイダーにより提供されるサービスに相当する。

注13．その他の営業費用およびその他の営業収益

13.1 その他の営業費用

	2025年3月31日	2024年3月31日
	ユーロ	ユーロ
その他の管理事務費用	445,693	294,751
	<u>445,693</u>	<u>294,751</u>

当該残高は、旅費、研修費、IT費、賃貸費等から構成されており、そのうち財務情報サービスは159,098.88ユーロ（2024年：27,510.99ユーロ）に相当する。

13.2 その他の営業収益

	2025年3月31日	2024年3月31日
	ユーロ	ユーロ
過年度からのその他の引当金に対する調整	-	3,591
償却済み投資信託からの現金	3,662	18
その他	13,150	1,922
	<u>16,812</u>	<u>5,531</u>

注14．従業員および取締役

14.1 取締役

服部博則氏は2024年5月31日付で辞任した。

牧山恭祐氏は2024年6月24日付で辞任し、橋本一成氏が2024年6月24日付で任命された。

取締役報酬は、その他の営業費用の一部である。

当年度中、信任を与えられた取締役数は、以下のとおりであった。

	2025年3月31日	2024年3月31日
取締役	<u>4</u>	<u>5</u>

14.2 従業員

2025年3月31日および2024年3月31日現在の従業員数は、以下のとおりであった。

	2025年3月31日	2024年3月31日
上級管理職	3	3
中間管理職	2	2
従業員	4	4
	<u>9</u>	<u>9</u>

注15．後発事象

2025年4月24日付で新たに1つのサブ・ファンド（日興ワールド・トラスト - ジャパンNベア・ファンド）が、ケイマン諸島で届出された。

（財務書類については、原文（英語版）のみが独立監査人によって監査されている。関係する監査報告書が言及しているのは、原文（英語版）のみである。財務書類の原文（英語版）の翻訳は、管理会社の責任において作成されたものであり、独立監査人により検討または検証されていない。監査報告書および/または財務書類の原文（英語版）と日本語の間に相違があった場合には、原文（英語版）が優先される。）

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.

Balance sheet as at March 31, 2025

(expressed in euro)

	Note(s)	March 31, 2025 EUR	March 31, 2024 EUR
ASSETS			
Fixed assets			
- Tangible assets			
a) Other fixtures and fittings, tools and equipment	3	10 888	8 231
Current assets			
- Debtors			
Trade debtors			
- becoming due and payable within one year	4	1 349 190	1 190 974
Other debtors			
- becoming due and payable within one year		-	6 618
- Cash at bank and in hand	5	14 661 176	12 334 182
Prepayments		<u>88 080</u>	<u>70 915</u>
Total assets		<u>16 109 335</u>	<u>13 610 920</u>
LIABILITIES			
Capital and reserves			
- Subscribed capital	6	5 446 220	5 446 220
- Reserves			
• legal reserve	7	544 622	673 906
• other reserves, including the fair value reserve			
a) other available reserves		5 098 473	2 920 510
b) other non available reserves	8	<u>1 513 088</u>	<u>1 443 562</u>
		7 156 183	5 037 978
- Profit or loss for the financial year		<u>2 288 224</u>	<u>2 118 205</u>
		14 890 627	12 602 403
Provisions			
- Provisions for taxation	9	843 318	661 448
- Other provisions	10	<u>326 477</u>	<u>301 420</u>
		1 169 795	962 868
Creditors			
- Trade creditors			
becoming due and payable within one year	11	-	-
- Other creditors			
- Social security authorities	11	<u>48 912</u>	<u>45 649</u>
		48 912	45 649
Total Capital, Reserves and Liabilities		<u>16 109 335</u>	<u>13 610 920</u>

The accompanying notes form an integral part of these annual accounts.

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.

Profit and loss account for the year ended March 31, 2025

(expressed in euro)

	Note(s)	March 31, 2025 EUR	March 31, 2024 EUR
Net turnover	12.1	5 285 886	4 688 515
Other operating income	13.2	16 812	5 531
Raw materials and consumables and other external expenses			
b) Other external expenses	12.2	(462 858)	(418 435)
Staff costs		(1 833 204)	(1 521 982)
- Wages and salaries		(1 512 206)	(1 241 024)
- Social security costs		(131 814)	(128 951)
- <i>Relating to pension</i>		(40 866)	(45 177)
- <i>Other social security costs</i>		(90 948)	(83 774)
- Supplementary Social costs		(27 150)	-
- Other staff costs		(162 034)	(152 007)
Other operating expenses	13.1	(445 693)	(294 751)
Other interest receivable and similar income		469 420	366 465
Interest payable and similar expenses		-	-
Tax on profit or loss		(742 138)	(707 138)
Profit or loss after taxation		<u>2 288 224</u>	<u>2 118 205</u>
Other taxes		-	-
Profit for the financial year		<u>2 288 224</u>	<u>2 118 205</u>

The accompanying notes form an integral part of these annual accounts.

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.**Notes to the annual accounts for the year ended March 31, 2025****Note 1 - Activity**

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A. (the “Company”) was incorporated under the laws of the Grand Duchy of Luxembourg as “Société Anonyme” on February 27, 1992.

The purpose of the Company is the management (within the meaning of article 125-2 of the law of 17 December 2010 relating to undertakings for collective investment as amended from time to time) (the “2010 Law”), of undertakings for collective investment, whether domiciled in Luxembourg or offshore, provided that the Company must manage at least one Luxembourg UCI (the “Funds”). In that context, the Company acts as Alternative Investment Fund Manager in accordance with the Luxembourg law of 2013 as amended from time to time (the “2013 Law”) and perform the activities listed in item 1 of the Annex I of Directive 2011/61/EU of the European Parliament (the “Annex”) and of the Council of 8 June 2011 on alternative investment fund managers (the “AIFMD”). The Company performs risk management by itself while delegating portfolio management and conducting oversight of investment managers. The Company may further carry out any of the activities listed under item 2. of the Annex.

As at March 31, 2025, the Company manages 6 investment funds: Nikko Money Market Fund, Nikko Global Funds, Quantitative Multi-Strategy Program II (For Qualified Institutional Investors) (“QMS II”), Premium Funds, Nikko World Trust and Quantic Trust.

Note 2 - Significant accounting policies

The Company maintains its books in Euro (“EUR”) and these annual accounts have been prepared on a going concern basis in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements including the following significant accounting policies.

2.1 - Foreign currency translation

Transactions expressed in currencies other than EUR are translated into EUR at the exchange rate effective at the time of the transaction.

Fixed assets expressed in currencies other than EUR are translated into EUR at the exchange rate effective at the time of the transaction. At the balance sheet date, these assets remain translated at historic exchange rate.

Cash at bank is translated at the exchange rate effective at the balance sheet date. Exchange losses and gains are recorded in the profit and loss account.

Short-term debtors and creditors are translated on the basis of the exchange rates effective at the balance sheet date.

Differences in total amounts may arise as a result of rounding.

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.**Notes to the annual accounts for the year ended March 31, 2025 (continued)****Note 2 - Significant accounting policies (continued)****2.1 - Foreign currency translation (continued)**

Other assets and liabilities are translated separately respectively at the lower or at the higher of the value converted at historical exchange rate or the value determined on the basis of the exchange.

Realised exchange gains are recorded in the profit and loss account at the moment of their realisation.

Where there is an economic link between an asset and a liability, expressed in currencies other than EUR, only the net unrealised loss is recorded in the profit and loss account.

2.2 - Current debtors

Debtors are valued at their nominal value. They are subject to value adjustments where their recovery is compromised. These value adjustments are not continued if the reasons for which the value adjustments were made have ceased to apply.

2.3 - Provisions for liabilities and charges

Provision for liabilities and charges are intended to cover losses or debts, the nature of which is clearly defined and which, at the date of the balance sheet, are either likely to be incurred or certain to be incurred but uncertain as to their amount or as to the date on which they will arise.

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.

Notes to the annual accounts for the year ended March 31, 2025 (continued)

Note 3 - Movements in fixed assets

	Cost		Value adjustments		Net value at the end of the financial year
	Gross value at the beginning of the financial year	Gross value at the end of the financial year	Cumulative value adjustments at the beginning of the financial year	Cumulative value adjustments at the end of the financial year	
	EUR	EUR	EUR	EUR	EUR
Fixed assets					
-computer equipment	5 076	5 096	(4 224)	(4 679)	417
-furniture, fixtures and fittings	15 607	21 561	(8 328)	(11 090)	10 471

Fixed assets are valued at cost less accumulated depreciation/amortisation. Depreciation/amortisation is calculated on a straight-line basis over the estimated useful life of individual assets.

The depreciation/amortisation rates used for this purpose are:

Computer and equipment	2.5%
Furniture & fixtures	2.0%
Office arrangements	5.0%

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.**Notes to the annual accounts for the year ended March 31, 2025 (continued)****Note 4 – Trade Debtors**

Trade Debtors as at March 31, 2025 and March 31, 2024 represent management fees receivable.

Note 5 – Cash at bank and in hand

Cash at bank included EUR 14,607,124.48 of funds deposited within SMBC Group and EUR 54,051.81 deposited within BIL, with no restricted cash.

Note 6 - Subscribed capital

The subscribed capital is EUR 5 446 220, represented by 272 311 issued and fully paid shares at a par value of EUR 20.

The Company did not acquire any of its own shares during the year ending 31 March 2025 nor during the year ending 31 March 2024.

The current sole shareholder of the Company, is SMBC Nikko Securities Inc.

Note 7 - Legal reserve

Under Luxembourg law, the Company is required to transfer to the legal reserve a minimum of 5% of its net profit each year until this reserve equals 10% of the issued share capital.

The legal reserve is not available for distribution.

A transfer of EUR 99 486 was made in respect of the profit from the year ending 31 March 2023 (EUR 83 706 in respect of the profit from the year ending 31 March 2022).

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.

Notes to the annual accounts for the year ended March 31, 2025 (continued)

Note 8 - Capital and reserves

	Capital	Legal reserve	Reserve (1)	Special tax reserve (2)	Other reserves (1) + (2)	Result for the year
	EUR	EUR	EUR	EUR	EUR	EUR
Balance at March 31, 2024	5 446 220	673 906	2 920 510	1 443 563	4 364 072	2 118 205
Allocation of the result	-	(129 284)	2 177 964	69 525	2 247 489	(2 118 205)
Dividend distributed	-	-	-	-	-	-
Result for the financial year	-	-	-	-	-	<u>2 288 224</u>
Balance at March 31, 2025	<u>5 446 220</u>	<u>544 622</u>	<u>5 098 473</u>	<u>1 513 088</u>	<u>6 611 561</u>	<u>2 288 224</u>
	Capital	Legal reserve	Reserve (1)	Special tax reserve (2)	Other reserves (1) + (2)	Result for the year
	EUR	EUR	EUR	EUR	EUR	EUR
Balance at March 31, 2023	5 446 220	574 420	999 124	1 474 712	2 473 836	1 989 722
Allocation of the result	-	99 486	1 921 386	(31 150)	1 890 236	(1 989 722)
Dividend distributed	-	-	-	-	-	-
Result for the financial year	-	-	-	-	-	2 118 205
Balance at March 31, 2024	5 446 220	673 906	2 920 510	1 443 562	4 364 072	2 118 205

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.**Notes to the annual accounts for the year ended March 31, 2025 (continued)****Note 8 - Capital and reserves (continued)**

The Company reduced the Net Wealth Tax (NWT) liability in accordance with the tax legislation. In order to comply with this legislation, the Company decided to allocate under non available reserves (item "special tax reserve") an amount that corresponds to five times the amount of reduction of the Net Wealth Tax. This reserve is non-distributable for a period of five years.

Note 9 – Provision for taxation

The Company is a corporation subject to Luxembourg corporate income tax, to municipal business tax and net wealth tax.

Tax liabilities are recorded under "Provisions for taxation" in the balance sheet.

Note 10 – Other provisions

	March 31, 2025	March 31, 2024
	EUR	EUR
Provision for general expenses	326 477	301 420
	<u>326 477</u>	<u>301 420</u>

Note 11 - Other creditors

Other creditors as at March 31, 2025 and March 31, 2024 are analysed as follows:

	March 31, 2025	March 31, 2024
	EUR	EUR
Provision for preferential creditors (social security)	48 912	45 649
	<u>48 912</u>	<u>45 649</u>

Note 12 - Net turnover and other external expenses**12.1 - Net turnover**

	March 31, 2025	March 31, 2024
	EUR	EUR
Management fees	5 280 886	4 688 515
Legal fees received	5 000	-
	<u>5 285 886</u>	<u>4 688 515</u>

The Management fee rates applicable as at March 31, 2025 are as follows:

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.**Notes to the annual accounts for the year ended March 31, 2025 (continued)**

The Company receives from Premium Funds – Global Corporate Bond, Premium Funds – Schroder Japanese Equity Fund, Premium Funds – Wealth Core Portfolio Conservative Type, Premium Funds – Wealth Core Portfolio Growth Type, Premium Funds – Global Core Equity Fund, Premium Funds – Global Core Bond Fund, Premium Funds – Wealth Core Portfolio Advanced Type, Nikko World Trust – European Luxury Equity Fund, Nikko World Trust – Global CB Fund (terminated on 30 August 2024), Nikko World Trust – Denmark Covered Bond Fund (USD Hedged), Nikko World Trust – Global Trading Opportunity Fund, Nikko World Trust – Bridgewater Macro Strategy Fund, Nikko World Trust – CLO Issuance Strategy Fund, Nikko World Trust – Brookfield Real Estate Income Trust Fund and Premium Funds – US Capital Plus 2411 (Investing in a Barclays Bank PLC Note) (launched on 10 October 2024), an annual management fee of 0.03% of the net asset value of these sub-funds during the relevant month. The fee is paid monthly.

The Company receives from Nikko World Trust – BX Life Sciences (launched on 22 October 2024), an annual management fee of 0.03% of the net asset value during the relevant quarter. The fee is paid quarterly.

The Company receives from Nikko World Trust – Nikko BlackRock High Quality Allocation Fund (USD) an annual management fee at the rate of 0.04% of the net asset value of this sub-fund during the relevant month. The fee is paid monthly.

The Company receives from Nikko World Trust – World Hybrid Securities Fund an annual management fee at the rate of 0.023% of the net asset value of this sub-fund during the relevant month. The fee is paid monthly. The series trust terminated on 17 September 2024.

The Company receives from Nikko World Trust – KKR Global Impact Strategy an annual management fee at the rate of 0.05% of the net asset value of this sub-fund during the relevant month. The fee is paid quarterly.

The Company receives from QMS II an annual management fee at the rate of 0.03% of the net asset value of this fund during the relevant month. The fee is paid quarterly.

The Company receives from Quantic Trust – Target Early Termination Smart Brain Fund 2020-03 a fee at the rate of 0.03% per annum of the product of (i) the initial issue price of the sub-fund and (ii) the number of outstanding units in issue as of the relevant valuation day payable monthly in arrears.

The Company receives from each sub-fund of Nikko Global Funds an annual management fee at the rate of 0.03% of the net asset value of these sub-funds during the relevant quarter. The fee is paid quarterly.

The Company receives from Nikko Money Market Fund at the end of each quarter an annual management fee calculated as follows:

- “GYLOE” (Gross Yield Less Other Expenses) means a rate calculated daily by the Company, which shall be equal to the gross yield of the fund less the rate of daily amortization amount of expenses other than fees payable to the funds’ related parties and -

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.**Notes to the annual accounts for the year ended March 31, 2025 (continued)**

- "GILOE" (Gross Income Less Other Expenses) means an amount, calculated daily by the Company, which shall be equal to the difference between:

- (a) the gross income of the fund, including the capital gain/loss on securities, and
- (b) the daily amortisation amount of expenses other than fees payable to the fund's related parties.

In case daily GYLOE is below 1% per annum, the fee payable to the Company is 1% of the GILOE. In case daily GYLOE is 1% p.a. or above and below 1.5% p.a., the fee payable to the Company is 0.02% p.a. of the net asset value of a sub-fund accrued on and calculated daily. In case daily GYLOE is 1.5% p.a. or above, the fee payable to the Company is 0.03% p.a. of the net asset value of a sub-fund accrued on and calculated daily.

12.2 - Other external expenses

	March 31, 2025	March 31, 2024
	EUR	EUR
Other expenses	462 858	418 435
	<u>462 858</u>	<u>418 435</u>

Other expenses correspond to services rendered by external providers such as legal advice, consultancy, membership to associations and so forth.

Note 13 - Other operating expenses and other operating income**13.1 - Other operating expenses**

	March 31, 2025	March 31, 2024
	EUR	EUR
Other administrative expenses	445 693	294 751
	<u>445 693</u>	<u>294 751</u>

This balance is comprised of travel expenses, training expenses, IT, rental expenses, etc. in which financial information services amounted to EUR 159,098.88 (2024: EUR 27,510.99).

13.2 - Other operating income

	March 31, 2025	March 31, 2024
	EUR	EUR
Adjustment other provisions from previous years	-	3 591
Cash from liquidated Investment funds	3 662	18
Other	13 150	1 922
	<u>16 812</u>	<u>5 531</u>

Note 14 - Staff and directors**14.1 - Directors**

Mr Hironori Hattori resigned on 31st May 2024.

SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.**Notes to the annual accounts for the year ended March 31, 2025 (continued)**

Mr. Kyosuke Makiyama resigned on 24th June 2024 and Mr Kazunari Hashimoto was appointed on 24th June 2024

Director's fees are part of the other operating expenses.

The number of directors having been mandated during the financial year was as follows:

	March 31, 2025	March 31, 2024
Directors	4	5

14.2 - Personnel

The number of personnel employed as at March 31, 2025 and March 31, 2024 was as follows:

	March 31, 2025	March 31, 2024
Senior Management	3	3
Middle Management	2	2
Employees	<u>4</u>	<u>4</u>
	<u>9</u>	<u>9</u>

Note 15 – Subsequent events

One new sub-fund (Nikko World Trust – Japan N Bear Fund) has been filed in Cayman Islands on 24 April 2025.

中間財務書類

- a . 管理会社の日本文の中間財務書類は、ルクセンブルグにおける諸法令および一般に認められた会計原則に準拠して作成された原文の中間財務書類を翻訳したものである（ただし、円換算部分を除く。）。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第328条第5項ただし書の規定の適用によるものである。
- b . 管理会社の原文の中間財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）の監査を受けていない。
- c . 管理会社の原文の中間財務書類は、ユーロで表示されている。日本文の中間財務書類には、2026年3月31日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ = 183.41円）を使用して換算された円換算額が併記されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

(1) 資産及び負債の状況

S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ

貸借対照表

2025年9月30日現在

(単位：ユーロ)

	2025年9月30日		2025年3月31日	
	ユーロ	千円	ユーロ	千円
資産				
固定資産				
- その他の備品および付属品、工具および設備	9,302	1,706	10,888	1,997
流動資産				
債権				
- 売掛金				
1年以内に支払期限の到来するもの	1,373,908	251,988	1,349,190	247,455
- 関係当事者への債権				
1年以内に支払期限の到来するもの	0	0	0	0
- その他の売掛金				
1年以内に支払期限の到来するもの	0	0	0	0
預金	15,623,293	2,865,468	14,661,176	2,689,006
手許現金	0	0	0	0
前払金	70,147	12,866	88,080	16,155
	<u>17,067,349</u>	<u>3,130,322</u>	<u>16,098,446</u>	<u>2,952,616</u>
資産合計	<u>17,076,651</u>	<u>3,132,029</u>	<u>16,109,335</u>	<u>2,954,613</u>
負債				
資本金および準備金				
- 払込資本金	5,446,220	998,891	5,446,220	998,891
- 繰越利益	0	0	0	0
- 準備金				
法定準備金	544,622	99,889	544,622	99,889
その他の積立金	8,899,785	1,632,310	6,611,561	1,212,626
	<u>9,444,407</u>	<u>1,732,199</u>	<u>7,156,183</u>	<u>1,312,516</u>
- 当期損益	991,112	181,780	2,288,224	419,683
	<u>15,881,739</u>	<u>2,912,870</u>	<u>14,890,627</u>	<u>2,731,090</u>
引当金				
- 納税引当金	682,988	125,267	843,318	154,673
- その他の引当金	322,325	59,118	326,477	59,879
	<u>1,005,314</u>	<u>184,385</u>	<u>1,169,795</u>	<u>214,552</u>
非劣後債務				
- 買掛金				
1年以内に支払期限の到来するもの	189,599	34,774	0	0
- その他の債務				
1年以内に支払期限の到来するもの	0	0	48,912	8,971
	<u>189,599</u>	<u>34,774</u>	<u>48,912</u>	<u>8,971</u>
負債合計	<u>17,076,651</u>	<u>3,132,029</u>	<u>16,109,335</u>	<u>2,954,613</u>

(2) 損益の状況

S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ
損益計算書

2025年4月1日から2025年9月30日までの期間

(単位：ユーロ)

	2025年9月30日		2025年3月31日	
	ユーロ	千円	ユーロ	千円
費用				
その他の外部費用	250,007	45,854	462,858	84,893
人件費	1,113,398	204,208	1,833,204	336,228
流動資産要素に係る評価調整	0	0	0	0
その他の営業費用	236,421	43,362	445,693	81,745
その他の利息および類似財務費用	7,359	1,350	0	0
	1,607,185	294,774	2,741,755	502,865
法人所得税	314,683	57,716	742,138	136,116
	1,921,868	352,490	3,483,893	638,981
当期利益	991,112	181,780	2,288,224	419,683
費用合計	2,912,980	534,270	5,772,117	1,058,664
収益				
純売上高	2,746,511	503,738	5,285,886	969,484
その他の営業収益	11,466	2,103	16,812	3,083
その他の利息および類似財務収益	155,003	28,429	469,419	86,096
	2,912,980	534,270	5,772,117	1,058,664
当期損失	0	0	0	0
収益合計	2,912,980	534,270	5,772,117	1,058,664

4【利害関係人との取引制限】

管理会社、投資運用会社、管理事務代行会社、登録・名義書換事務代行会社、支払事務代行会社および保管受託銀行は、トラストまたはファンドと類似の投資対象を持つ他のファンドまたは集団投資スキームに関して、随時、管理会社、投資運用会社、副投資運用会社、投資顧問会社、販売会社、管理事務代行会社または保管受託銀行として行為し、またその他の形で関与することがある。従って、それらの業務の過程において、それらのいずれかが、トラストまたはファンドと潜在的な利益相反関係に立つことがある。かかる場合、各主体は、トラストまたはファンドに関連して、その当事者となっている、または拘束される契約に基づく義務に常に配慮する。特に、利益相反が生じる可能性のある取引または投資を行う際には、受益者の最善の利益のために行為する義務に限定されることなく、各主体は、かかる利益相反が公正に解決されるように努める。

5【その他】

(1) 取締役の変更

取締役は適式に招集された株主総会において株主により選任され、いつでも理由の有無にかかわらず株主の議決により解任または更迭される。死亡、辞職またはその他の理由により欠員ある場合には、次回の株主総会まで欠員を補充するため、残余の取締役は取締役会を開催し、その多数決により取締役を選任することができる。

(2) 定款の変更等

管理会社の定款の変更または解散に関しては、ルクセンブルグの法律の規定する定足数および決議要件を満たした株主総会の決議が必要である。

(3) 事業譲渡または事業譲受

ルクセンブルグ監督当局の事前承認を条件として、管理会社は、ルクセンブルグの一般原則に基づき、契約型投資信託を管理運用する権限を授与されている他のルクセンブルグの会社にその事業を譲渡することができる。

(4) 出資の状況

該当事項なし。

(5) 訴訟事件その他の重要事項

本書提出前1年以内において、訴訟事件その他管理会社に重要な影響を与えた事実または与えることが予想される事実はない。

管理会社の存続期間は無制限である。ただし、その株主総会で定款の変更が必要とされる方法で採択された決議によりいつでも解散することもできる。

第2 【その他の関係法人の概況】

1 【名称、資本金の額及び事業の内容】

1 アモーヴァ・アセットマネジメント・UKリミテッド(「投資運用会社」)

(Amova Asset Management UK Limited)

(1) 資本金の額

2026年3月末日現在、2,230万スターリング・ポンド(約47億597万円)

(注) スターリング・ポンドの円貨換算は、2026年3月31日現在の株式会社三菱UFJ銀行における対顧客電信売買相場の仲値(1スターリング・ポンド=211.03円)による。

(2) 事業の内容

アモーヴァ・アセットマネジメント・UKリミテッドは、英国法人であるアモーヴァAMグローバル・ホールディングス・リミテッドの完全子会社であり、アモーヴァAMグローバル・ホールディングス・リミテッドは日本法人であるアモーヴァ・アセットマネジメント株式会社の完全子会社である。アモーヴァ・アセットマネジメント・UKリミテッドの主な業務は、第三者および他のグループ企業に対して投資運用および投資顧問サービスを提供することである。同社の投資運用・顧問の資産は、2026年3月末日現在、約145億スターリング・ポンド(約3兆599億円)である。

2 S M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社(「保管受託銀行」および「管理事務・支払事務代行会社および登録・名義書換事務代行会社」)

(SMBC Nikko Bank (Luxembourg) S.A.)

(1) 資本金の額

2026年3月末日現在、90,154,448ユーロ(約165億円)

(2) 事業の内容

ルクセンブルグにおいて1974年2月14日に株式会社として設立された、S M B CバンクEUの子会社である。S M B C日興ルクセンブルク銀行は、その設立以来、銀行業務に従事している。

3 S M B C日興証券株式会社(「販売会社」および「代行協会員」)

(1) 資本金の額

2026年4月1日現在 1,350億円

(2) 事業の内容

金融商品取引法に基づき登録を受け、日本において金融商品取引業を営んでいる。なお、S M B C日興証券は証券投資信託受益証券を取扱っており、複数の外国投資信託証券について、日本における代行協会員業務および販売等の業務を行っている。

4 内藤証券株式会社(「販売会社」)

(1) 資本金の額

2026年3月31日現在 30億248万円

(2) 事業の内容

金融商品取引法に基づき登録を受け、日本において金融商品取引業を営んでいる。

5 東海東京証券株式会社(「販売会社」)

(1) 資本金の額

2026年3月31日現在 60億円

(2) 事業の内容

金融商品取引法に基づき登録を受け、日本において金融商品取引業を営んでいる。

6 東洋証券株式会社(「販売会社」)

(1) 資本金の額

2026年3月31日現在 13,494百万円

(2) 事業の内容

金融商品取引法に基づき登録を受け、日本において金融商品取引業を営んでいる。

7 マネックス証券株式会社(「販売会社」)

(1) 資本金の額

2025年12月31日現在 13,195,101,821円

(2) 事業の内容

金融商品取引法に基づき登録を受け、日本において金融商品取引業を営んでいる。

8 水戸証券株式会社(「販売会社」)

(1) 資本金の額

2026年3月31日現在 12,272百万円

(2) 事業の内容

金融商品取引法に基づき登録を受け、日本において金融商品取引業を営んでいる。

9 静銀ティーエム証券株式会社(「販売会社」)

(1) 資本金の額

2025年3月31日現在 30億円

(2) 事業の内容

金融商品取引法に基づき登録を受け、日本において金融商品取引業を営んでいる。

10 株式会社あおぞら銀行(「販売会社」)

(1) 資本金の額

2026年3月31日現在 125,966,625,000円

(2) 事業の内容

銀行法に基づき銀行業務を営んでいる。

(注) 2026年6月30日付で、ファンド証券の販売・買戻し業務を終了する予定である。

11 ばんせい証券株式会社(「販売会社」)

(1) 資本金の額

2026年3月31日現在 15億5,825万円

(2) 事業の内容

金融商品取引法に基づき登録を受け、日本において金融商品取引業を営んでいる。

12 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社(「販売会社」)

(1) 資本金の額

2026年3月31日現在 405億円

(2) 事業の内容

金融商品取引法に基づき登録を受け、日本において金融商品取引業を営んでいる。

13 とちぎんTT証券株式会社(「販売会社」)

(1) 資本金の額

2026年3月末日現在 10億100万円

(2) 事業の内容

金融商品取引法に基づき登録を受け、日本において金融商品取引業を営んでいる。

14 ソニー銀行株式会社(「販売会社」)

(1) 資本金の額

2025年9月末日現在 385億円

(2) 事業の内容

銀行法に基づき銀行業務を営んでいる。

15 ニューズ証券株式会社(「販売会社」)

(1) 資本金の額

2026年4月1日現在 10億円

(2) 事業の内容

金融商品取引法に基づき登録を受け、日本において金融商品取引業を営んでいる。

16 Jトラストグローバル証券株式会社(「販売会社」)

(1) 資本金の額

2024年12月31日現在 30億円

(2) 事業の内容

金融商品取引法に基づき登録を受け、日本において金融商品取引業を営んでいる。

17 ワイエム証券株式会社(「販売会社」)

(1) 資本金の額

2026年3月31日現在 12億7,000万円

(2) 事業の内容

金融商品取引法に基づき登録を受け、日本において金融商品取引業を営んでいる。

18 めぶき証券株式会社(「販売会社」)

(1) 資本金の額

2026年3月31日現在 30億円

(2) 事業の内容

金融商品取引法に基づき登録を受け、日本において金融商品取引業を営んでいる。

19 浜銀T T証券株式会社(「販売会社」)

(1) 資本金の額

2025年9月末日現在 33億798万円

(2) 事業の内容

金融商品取引法に基づき登録を受け、日本において金融商品取引業を営んでいる。

20 楽天証券株式会社(「販売会社」)

(1) 資本金の額

2025年3月末日現在 194億9,500万円

(2) 事業の内容

金融商品取引法に基づき登録を受け、日本において金融商品取引業を営んでいる。

21 株式会社S B I証券(「販売会社」)

(1) 資本金の額

2025年3月31日現在 543億2,314万円

(2) 事業の内容

金融商品取引法に基づき登録を受け、日本において金融商品取引業を営んでいる。

22 中銀証券株式会社(「販売会社」)

(1) 資本金の額

2026年3月31日現在 20億円

(2) 事業の内容

金融商品取引法に基づき登録を受け、日本において金融商品取引業を営んでいる。

23 西日本シティ T T 証券株式会社(「販売会社」)

(1) 資本金の額

2025年6月30日現在 3,000百万円

(2) 事業の内容

金融商品取引法に基づき登録を受け、日本において金融商品取引業を営んでいる。

24 百五証券株式会社(「販売会社」)

(1) 資本金の額

2026年3月31日現在 30億円

(2) 事業の内容

金融商品取引法に基づき登録を受け、日本において金融商品取引業を営んでいる。

25 第四北越証券株式会社(「販売会社」)

(1) 資本金の額

2026年3月31日現在 6億円

(2) 事業の内容

金融商品取引法に基づき登録を受け、日本において金融商品取引業を営んでいる。

26 三菱UFJ eスマート証券株式会社(「販売会社」)

(1) 資本金の額

2025年4月1日現在 71億9,600万円

(2) 事業の内容

金融商品取引法に基づき登録を受け、日本において金融商品取引業を営んでいる。

27 今村証券株式会社(「販売会社」)

(1) 資本金の額

2026年3月31日現在 857百万円

(2) 事業の内容

金融商品取引法に基づき登録を受け、日本において金融商品取引業を営んでいる。

28 池田泉州T T証券株式会社(「販売会社」)

(1) 資本金の額

2025年4月14日現在 12億5,000万円

(2) 事業の内容

金融商品取引法に基づき登録を受け、日本において金融商品取引業を営んでいる。

29 ほくほくT T証券株式会社(「販売会社」)

(1) 資本金の額

2026年3月31日現在 12億5,000万円

(2) 事業の内容

金融商品取引法に基づき登録を受け、日本において金融商品取引業を営んでいる。

30 十六T T証券株式会社(「販売会社」)

(1) 資本金の額

2026年3月31日現在 30億円

(2) 事業の内容

金融商品取引法に基づき登録を受け、日本において金融商品取引業を営んでいる。

2 【関係業務の概要】

- 1 アモヴァ・アセットマネジメント・U Kリミテッド(「投資運用会社」)
(Amova Asset Management UK Limited)
管理会社との投資運用契約に基づき、トラストの資産の投資運用業務を行う。
- 2 S M B C日興ルクセンブルク銀行株式会社(「保管受託銀行」および「管理事務・支払事務代行会社および登録・名義書換事務代行会社」)
(SMBC Nikko Bank (Luxembourg) S.A.)
S M B C日興ルクセンブルク銀行は、その設立以来、銀行業務に従事している。
S M B C日興ルクセンブルク銀行は、トラストの支払事務代行会社としても行為する。
管理事務代行会社および登録・名義書換事務代行会社としてのS M B C日興ルクセンブルク銀行は、ルクセンブルグの法律によって要求される全般的な事務業務およびファンド証券の発行、買戻しおよび転換の手続、ファンド証券の純資産価額の計算ならびに会計記録の維持に管理責任を負う。
- 3 S M B C日興証券株式会社(「販売会社」および「代行協会員」)
日本におけるファンド証券の販売に関し、販売業務および代行協会員業務を行う。
- 4 内藤証券株式会社(「販売会社」)
日本におけるファンド証券の販売に関し、販売業務を行う。
- 5 東海東京証券株式会社(「販売会社」)
日本におけるファンド証券の販売に関し、販売業務を行う。
- 6 東洋証券株式会社(「販売会社」)
日本におけるファンド証券の販売に関し、販売業務を行う。
- 7 マネックス証券株式会社(「販売会社」)
日本におけるファンド証券の販売に関し、販売業務を行う。
- 8 水戸証券株式会社(「販売会社」)
日本におけるファンド証券の販売に関し、販売業務を行う。
- 9 静銀ティーエム証券株式会社(「販売会社」)
日本におけるファンド証券の販売に関し、販売業務を行う。

- 10 株式会社あおぞら銀行(「販売会社」)
日本におけるファンド証券の販売に関し、販売業務を行う。
- 11 ばんせい証券株式会社(「販売会社」)
日本におけるファンド証券の販売に関し、販売業務を行う。
- 12 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社(「販売会社」)
日本におけるファンド証券の販売に関し、販売業務を行う。
- 13 とちぎんTT証券株式会社(「販売会社」)
日本におけるファンド証券の販売に関し、販売業務を行う。
- 14 ソニー銀行株式会社(「販売会社」)
日本におけるファンド証券の販売に関し、販売業務を行う。
- 15 ニューズ証券株式会社(「販売会社」)
日本におけるファンド証券の販売に関し、販売業務を行う。
- 16 Jトラストグローバル証券株式会社(「販売会社」)
日本におけるファンド証券の販売に関し、販売業務を行う。
- 17 ワイエム証券株式会社(「販売会社」)
日本におけるファンド証券の販売に関し、販売業務を行う。
- 18 めぶき証券株式会社(「販売会社」)
日本におけるファンド証券の販売に関し、販売業務を行う。
- 19 浜銀TT証券株式会社(「販売会社」)
日本におけるファンド証券の販売に関し、販売業務を行う。
- 20 楽天証券株式会社(「販売会社」)
日本におけるファンド証券の販売に関し、販売業務を行う。
- 21 株式会社SBI証券(「販売会社」)
日本におけるファンド証券の販売に関し、販売業務を行う。

- 22 中銀証券株式会社(「販売会社」)
日本におけるファンド証券の販売に関し、販売業務を行う。
- 23 西日本シティ T T 証券株式会社(「販売会社」)
日本におけるファンド証券の販売に関し、販売業務を行う。
- 24 百五証券株式会社(「販売会社」)
日本におけるファンド証券の販売に関し、販売業務を行う。
- 25 第四北越証券株式会社(「販売会社」)
日本におけるファンド証券の販売に関し、販売業務を行う。
- 26 三菱UFJ eスマート証券株式会社(「販売会社」)
日本におけるファンド証券の販売に関し、販売業務を行う。
- 27 今村証券株式会社(「販売会社」)
日本におけるファンド証券の販売に関し、販売業務を行う。
- 28 池田泉州 T T 証券株式会社(「販売会社」)
日本におけるファンド証券の販売に関し、販売業務を行う。
- 29 ほくほく T T 証券株式会社(「販売会社」)
日本におけるファンド証券の販売に関し、販売業務を行う。
- 30 十六 T T 証券株式会社(「販売会社」)
日本におけるファンド証券の販売に関し、販売業務を行う。

3 【資本関係】

管理会社は、S M B C日興証券株式会社の100%子会社である。

第3 【投資信託制度の概要】

投資信託制度の概要

(2025年2月付)

I. 定 義

1915年法	商事会社に関する1915年8月10日法(改正済)
1993年法	金融セクターに関する1993年4月5日法(改正済)
2002年法	2012年7月1日発効の投資信託に関する2002年12月20日法(改正済)(2010年法が継承)
2004年法	リスク資本に投資する投資法人(以下「SICAR」という。)に関する2004年6月15日法(改正済)
2007年法	専門投資信託に関する2007年2月13日法(改正済)
2010年法	投資信託に関する2010年12月17日法(改正済)
2013年法	オルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2013年7月12日法(改正済)
2016年法	リザーブド・オルタナティブ投資ファンドに関する2016年7月23日法(改正済)
AIF	2013年法第1条第39項に定めるオルタナティブ投資ファンド
AIFM	2013年法第1条第46項に定めるオルタナティブ投資ファンド運用会社
AIFMD	指令2003/41/ECおよび指令2009/65/ECならびに規則(EC)No.1060/2009および規則(EU)No.1095/2010を改正する、オルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2011年6月8日付欧州議会および欧州理事会指令2011/61/EU(改正済)
AIFMR	適用除外、一般的な運用条件、保管受託銀行、レバレッジ、透明性および監督に関する欧州議会および欧州理事会指令2011/61/EUを補足する2012年12月19日付委員会委任規則(EU)No. 231/2013
ベンチマーク規則	指令2008/48/ECおよび指令2014/17/EUならびに規則(EU)No. 596/2014を改正する、金融商品および金融契約のベンチマークとしてまたは投資ファンドのパフォーマンスを測定するために用いられる指数に関する2016年6月8日付欧州議会および欧州理事会規則(EU)2016/1011(改正済)
CESR	欧州証券市場監督局(ESMA)によって代替された欧州証券規制委員会
第16章管理会社	2010年法第16章に基づき認可を受けた管理会社
CSSF	ルクセンブルグの金融セクター監督当局である金融監督委員会
EC	欧州共同体
EEC	欧州経済共同体
ESMA	欧州証券市場監督局
EU	欧州連合(EECの継承機関であるECを吸収)
FCP	契約型投資信託
KIDまたはPRIIPs KID 規則1286/2014	において言及される主要情報文書

KIIDまたはUCITS KIID	指令2009/65/EC第78条および2010年法第159条において言及される主要投資家情報文書
加盟国	欧州連合加盟国ならびに欧州経済地域を形成する契約の当事者である欧州連合加盟国以外の国で、当該契約および関連の法律に定める制限内で欧州連合加盟国に相当するとみなされる国
メモリアルB	メモリアル・ベ・ルクイ・アドミニストラティブ・エ・エコノミックという政府の公示が行われる官報の一版
メモリアルC	メモリアル・セ・ルクイ・デ・ソシエテ・エ・アソシアシオンという要求される会社の公告および通知が行われる官報の一版で、2016年6月1日からRESAに切り替えられた
MMF	MMF規則に基づくマネー・マーケット・ファンドとしての資格を有するファンド
MMF規則	随時改正および補足されるマネー・マーケット・ファンドに関する2017年6月14日付欧州議会および欧州理事会規則(EU)2017/1131
非個人向けパートII ファンド	その発行文書において、ルクセンブルグの領域内で個人投資者に対して受益証券/投資証券を販売することが認められていないパートIIファンド
パートIファンド	(特にUCITS IV指令をルクセンブルグ法において導入する)2010年法パートIに基づく譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託。かかるファンドは、一般に「UCITS」と称する。
パートIIファンド	2010年法パートIIに基づく投資信託
PRIIP	PRIIPs規則の意味における、パッケージ型個人向け投資金融商品
PRIIPs規則または規則 1286/2014	パッケージ型個人向け投資金融商品(PRIIPs)の主要情報文書に関する2014年11月26日付欧州議会および欧州理事会規則(EU)1286/2014(改正済)
RAIF	2016年法第1条に定めるリザーブド・オルタナティブ投資ファンド
登録AIFM	運用資産が2013年法第3条およびAIFMDに規定される最低限度額を下回り、かつ、同条に規定される免除の恩恵を受け、利用する運用会社
個人向けパートIIファ ンド	その発行文書において、ルクセンブルグの領域内で個人投資者に対して受益証券/投資証券を販売することが認められているパートIIファンド
RESA	ルクイ・エレクトロニック・デ・ソシエテ・エ・アソシアシオンという2016年6月1日付でメモリアルCに代わって公式な発表とみなされる、中央電子プラットフォーム
SFDR	金融サービスセクターにおける持続可能性に関連する開示に関する2019年11月27日付欧州議会および欧州理事会規則(EU)2019/2088(改正済)
SICAF	固定資本を有する投資法人
SICAV	変動資本を有する投資法人
SICAR	2004年法に基づくリスク資本に投資する投資法人
SFT規則	規則(EU)No. 648/2012を改正する、証券金融取引および再使用の透明性に関する2015年11月25日付欧州議会および欧州理事会規則(EU)2015/2365
SIF	2007年法に基づく専門投資信託
タクソミー規則	規則(EU)2019/2088を改正する、持続可能な投資を促進するための枠組みの確立に関する2020年6月18日付欧州議会および欧州理事会規則(EU)2020/852
UCI	投資信託

UCITS 譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託

UCITS IV指令または 譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託(UCITS)に関する法律、規則および行政規
指令2009/65/EC 定の調整に関する2009年7月13日付欧州議会および欧州理事会指令2009/65/EC

UCITS所在加盟国 UCITS IV指令第5条に基づきUCITSが認可を受けた加盟国

UCITS受入加盟国 UCITSの受益証券が販売される、UCITS所在加盟国以外の加盟国

UCITS 管理会社また2010年法第15章に基づき認可を受けた管理会社
は第15章管理会社

II. ルクセンブルグにおける投資信託制度の概要

ルクセンブルグ法に基づき、以下の種類の投資ビークルを創設することができる。

1) 規制を受けるルクセンブルグの投資ビークル

a) 投資信託(UCI)

- UCITS、すなわち、指令2009/65/ECに基づき認可され、2010年法パートIIに基づく譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託
- パートIIファンド、すなわち、2010年法パートIIに基づく投資信託
- SIF、すなわち、2007年法に基づく専門投資信託

b) UCI以外の投資ビークル

- SICAR、すなわち、2004年法に基づくリスク資本に投資する投資法人
- 変動資本を有する年金貯蓄会社および年金貯蓄組合の形態をとる退職金支給機関に関する改正2005年7月13日法に基づく年金基金
- 証券化に関する改正2004年3月22日法に基づく証券化ビークル(その証券が継続的に一般大衆に対して発行されている場合)

2) 規制を受けないルクセンブルグの投資ビークル

- 証券化に関する改正2004年3月22日法に基づく証券化ビークル(その証券が継続的に一般大衆に対して発行されていない場合)
- RAIF、すなわち、2016年法に基づくリザーブド・オルタナティブ投資ファンド AIFとしての資格を有するが、ルクセンブルグの商品法の対象とならない、他の規制を受けないルクセンブルグの投資ビークルの創設も可能である。

本概要は、2010年法に基づくUCITSおよびパートIIファンドに適用されるルクセンブルグ法の概要であり、ルクセンブルグにおける集団投資スキームに直接または間接的に適用される多数の複雑な法律および規則の網羅的な分析ではない。

UCITSおよびパートIIファンドに適用される法律は、CSSFが発行するさまざまな規則、告示およびFAQにより補完されるが、これらは本概要説明の一部を構成するものではない。

ルクセンブルグの規則および規制のほか、すべての加盟国において直接適用されるさまざまな欧州規制およびESMAが発行する指針がUCIに適用される。

重要情報

本概要は、ルクセンブルグで利用可能な投資信託のあらゆる法的形態および構成上の選択肢ならびに当該投資信託の運用に適用される付随的法律を完全かつ網羅的に説明するものとみなされるべきでない。

III. 規制を受けるルクセンブルグ投資信託の一般的構成

1. 一般規定

1.1 2010年法

2010年法はパートIのUCITSおよびパートIIのUCIを個別に取り扱い、全体で以下の5つのパートを含む。

パートI UCITS(以下「パートI」という。)

パートII その他のUCI(以下「パートII」という。)

パートIII 外国のUCI

パートIV 管理会社

パートV UCITSおよびその他のUCIに適用される一般規定

1.2 2013年法

2013年法は、主にAIFMの運営および認可制度を扱う。一部の規定は、直接AIFにも適用される。最後に、詳細な規定が販売および第三国規則を扱う。

2. 法的形態

2010年法パートIおよびパートIIに従う投資信託の主な法的形態は以下のとおりである。

1) 契約型投資信託(fonds commun de placement)(以下「FCP」という。)

2) 投資法人(investment companies)

- 変動資本を有する投資法人(以下「SICAV」という。)

- 固定資本を有する投資法人(以下「SICAF」という。)

契約型UCITSおよび会社型UCITSならびにパートIIファンドは、2010年法、1915年法ならびに共有の原則および一般契約法に関する一部の民法の規定に従って設定されている。

3. 契約型投資信託および会社型投資信託の主要な特性の概要

3.1 契約型投資信託(FCP)

契約型の投資信託は、FCPそれ自体、その管理会社(以下「管理会社」という。)およびその保管受託銀行(以下「保管受託銀行」という。)の三要素を中心に成り立っている。

3.1.1 FCPの概要

FCPは法人格を持たず、投資家の集団投資を表章する、譲渡性のある証券およびその他の資産の不可分の集合体である。かかる投資家はその投資によって平等に利益および損失の分配に参加する。共同所有者は、出資金額を上限として責任を有する。FCPは会社として設立されていないため、個々の投資家は、定義上は投資主ではなく、「受益者」と称されるのが通常である。当該投資家の権利は、投資家と管理会社との契約関係に基づいた契約上のものであり、この関係は、一般の契約法および2010年法に従っている。

投資家は、FCPに投資することにより、FCPに関連する契約上の関係を結ぶ。かかる契約上の関係は、FCPの約款(以下を参照のこと。)に基づく。FCPへの投資後、投資家は、かかる投資を行ったことにより、FCPの受益証券(以下「受益証券」という。)を保有する。

3.1.2 FCPの受益証券の発行の仕組み

ファンドの受益証券は、通常、発行日の純資産価格（約款にその詳細が規定されることが求められる。）に基づいて継続的に発行される。

管理会社は、保管受託銀行の監督のもとで、記名式、無記名式証券もしくは証書発行を伴わない証券を発行する。管理会社は、証券の分割に関する制限を受けることなく、受益証券または端数の受益証券の登録簿への記帳に関する書面による証明書を約款に規定された条件に従い発行することができる。

受益者の要請に基づき、パートIファンド（すなわちUCITS）の受益証券は、FCPによりいつでも買い戻されるが、約款に買い戻請求の停止に関する詳細な規定がある場合、または、2010年法第12条に基づく場合には買い戻しが停止される。この買い戻請求権は、2010年法第11条第2項および第3項に基づくものである。買い戻しは、原則として月に二度以上許可されなければならない。

パートIIファンドについて、CSSF規則は、2010年法第91条に従い、FCPの受益証券の発行価格および買い戻価格の決定の最低頻度を決定することができる。1991年1月21日付IML告示91/75（改正済）は、パートIIファンドがその受益証券の発行価格および買い戻価格を十分に短い固定された間隔で（原則として月に一度以上）決定しなければならない旨を定める。ただし、これには例外もあり、クローズド・エンド型ファンドを設立することができる。

約款に規定がある場合に限り、その範囲内で、受益者に議決権が与えられる。

FCPの分配方針は約款の定めに従う。

UCITSに関する2010年法第9条、第11条および第23条ならびにパートIIファンドに関する2010年法第91条は、CSSF規則によって特定の追加要件を設定しうる旨規定している。

（注）本概要の冒頭記載の日付において、当該規則は制定されていない。

主な要件は以下のとおりである。

- FCPの純資産価額は最低1,250,000ユーロである。この最低額は、UCITSとして資格を有するFCPとしての認可が得られてから6か月以内およびパートIIファンドとして資格を有するFCPとしての認可が得られてから12か月以内に達成されなければならない。
ただし、この最低額は、CSSF規則によって2,500,000ユーロまで引き上げることができる。
- 管理会社は、FCPの運用管理業務を約款に従って執行する。
- 発行価格および買い戻価格は、UCITSの場合、少なくとも1か月に2度は計算され、その他のすべてのパートIIファンドについては少なくとも1か月に1度（例外がある）は計算されなければならない。
- 約款には以下の事項が記載される。
 - a) FCPの名称および存続期間、管理会社および保管受託銀行の名称
 - b) 具体的な目的に合致する投資方針およびその基準
 - c) 分配方針
 - d) 管理会社がFCPから受領する権利を有する報酬および諸経費ならびにかかる報酬の計算方法
 - e) 公告に関する規定
 - f) FCPの会計の決算日
 - g) 法令に基づく場合以外のFCPの解散事由

- h) 約款変更手続
- i) 受益証券発行手続
- j) 受益証券買戻しの手続ならびに買戻しの条件および買戻しの停止の条件

(注) 緊急を要する場合、すなわち、純資産価格の計算の停止ならびに受益証券の発行および買戻しの停止が受益者の全体の利益となる場合、CSSFはこれらの停止を命ずることができる。

3.1.3 2010年法に基づくFCPの保管受託銀行

A. 管理会社は、運用しているFCPそれぞれに、2010年法第17条ないし第22条の規定に従って保管受託銀行が任命されるようにする。約款に定められ、CSSFにより承認された保管受託銀行は、約款および管理会社との間で締結する保管受託契約に従い、FCPの資産の保管、キャッシュ・フローの監視、監督および随時合意される他の業務につき責任を負う。

保管受託銀行は、ルクセンブルグに登録事務所を有するか、または、その登録事務所が他の加盟国に所在する場合にはルクセンブルグにおいて設立されなければならない。また、1993年法に定められた信用機関でなければならない。

2010年法は、保管受託銀行の取締役は、十分良好な評価および該当するFCPに関する経験を有していなければならない旨規定する。このため、取締役およびその後任者に関する情報はCSSFに直ちに報告されなければならない。「取締役」とは、法律または設立文書に基づき、保管受託銀行を代表するか、または保管受託銀行の活動の遂行を実質的に決定する者をいう。

保管受託銀行の任命は、書面契約をもって証明しなければならない。当該契約には、特に、2010年法およびその他の適用法令または行政規定に定められたとおり、保管受託銀行が保管受託銀行として任命されたFCPのための職務を遂行するのに必要とみなされる情報量が規定される。

B. FCPの形態をとるUCITSおよび個人向けパートIIファンドについては、保管受託銀行は、以下の業務を行わなければならない。

- FCPの受益証券の販売、発行、買戻し、償還および消却が法律および約款に従って執行されるようにすること。
- FCPの受益証券の価格が法律および約款に従い計算されるようにすること。
- 法律または約款に抵触しない限り、管理会社の指示を執行すること。
- FCPの資産の取引において、対価が通常制限時間内に受領されるようにすること。
- FCPの収益が法律または約款に従って使用されるようにすること。

保管受託銀行は、FCPのキャッシュ・フローを適切に監視し、特にFCPの受益証券の申込みにおいてFCPの受益者によりまたはFCPの受益者のために行われるすべての支払が受領されるようにし、FCPのすべての現金がa)FCP名義、FCPを代理する管理会社名義またはFCPを代理する保管受託銀行名義で開設され、b)指令2006/73/EC¹第18条第1項a)、b)またはc)に言及された組織において開設され、c)指令2006/73/EC第16条の原則に従って維持される預金口座に記帳されるようにする。

¹ 「指令2006/73/EC」とは、投資会社の組織要件および運営条件ならびに指令の定義語に関する欧州議会および欧州理事会指令2004/39/ECを実施する2006年8月10日付委員会指令2006/73/ECをいう。

FCPを代理する保管受託銀行名義で預金口座が開設された場合、上記b)に言及された組織の現金および保管受託銀行自身の現金がかかる口座に記帳されることはない。

- C. FCPの資産は、以下のとおり、保管のために保管受託銀行に委託される。
- a) 保管する金融商品に関して、保管受託銀行は、
 - i) 保管受託銀行の帳簿上に開設された金融商品口座に登録されるすべての金融商品および保管受託銀行に現物が預けられるすべての金融商品を保管し、
 - ii) 保管受託銀行の帳簿上に開設された金融商品口座に登録されるすべての金融商品が、FCPを代理する管理会社名義で開設された指令2006/73/EC第16条の原則に則った形の保管受託銀行の帳簿上の分離口座に登録されるようにし、常に適用法に従ってFCPに属するものであることが明確に確認できるようにする。
 - b) その他の資産に関して、保管受託銀行は、
 - i) FCPを代理する管理会社から提供される情報または文書および可能な場合は外部の証拠に基づいてFCPの所有権を確かめることによってかかる資産のFCPによる所有を確認し、
 - ii) FCPが所有権を有することを確認した資産の記録を維持し、かかる記録を最新の状態にする。
- D. 保管受託銀行は、定期的に、FCPのすべての資産をまとめた一覧を管理会社に提出する。
保管受託銀行が保管するFCPの資産は、保管受託銀行または保管職務を委任された第三者によってこれらの勘定のために再利用されることはない。再利用とは、譲渡、質権設定、売却および貸与を含むがこれらに限られない保管資産の取引をいう。
保管受託銀行により保管されるFCPの資産は、以下の場合にのみ再利用が認められる。
- a) FCPの勘定のために資産の再利用が行われる場合、
 - b) 保管受託銀行がFCPを代理する管理会社の指示を実行する場合、
 - c) FCPの利益のため、かつ、受益者の利益のための再利用である場合、および
 - d) 権原譲渡契約に基づいてFCPが受領する優良かつ流動性のある担保によって補償される取引である場合
- 担保の市場価格は、常に、再利用資産の市場価格にプレミアムを加えた額以上でなければならない。
保管受託銀行および/またはFCPの資産の保管を委託された在ルクセンブルグの第三者が支払不能に陥った場合でも、保管資産は、かかる保管受託銀行および/または第三者の債権者への分配またはかかる債権者の利益のための換金の対象になり得ない。
- E. 保管受託銀行は、上記Bに言及された職務は第三者に委託しない。
保管受託銀行は、以下の場合にのみ、上記Cに言及された職務を第三者に委託する可能性がある。
- a) 2010年法に定められた要件を回避する意図で業務を委託するのではなく、
 - b) 保管受託銀行が、委託について客観的な理由を示すことができ、
 - c) 保管受託銀行が、自らの業務の一部を委託する第三者の選定および任命においてあらゆる適切な技能、注意および努力を尽くし、かかる第三者およびかかる第三者に委託した事項に関するかかる第三者の手配についての定期的な検討および継続的な監視において引き続きあらゆる適切な技能、注意および努力を尽くす場合

上記Cに言及された職務が保管受託銀行から第三者へ委託されるのは、当該第三者が委託業務の遂行中常に以下のすべてを行っている場合のみである。

- a) 委託されたFCPの資産の性質および内容に対して適切および均衡した構造と専門性を有する。
- b) 上記Cのa)に記載する保管業務が以下の対象となる。
 - i) 最低資本要件および該当法域における監督を含む有効な健全性規制
 - ii) 金融商品を所有していることを確保するための定期的な外部監査
- c) 常に特定の保管受託銀行の顧客に属するものであることが明確に確認できる方法で、保管受託銀行の顧客の資産を自らの資産から、および保管受託銀行の資産から分別している。
- d) 第三者が支払不能に陥った場合に、第三者により保管されるFCPの資産が、第三者の債権者への分配または第三者の債権者の利益のための換金の対象とならないように必要なすべての措置を講じている。
- e) 上記A、C、上記Dの第2段落ないし第4段落および下記Gに定められた義務および禁止事項を全般的に遵守している。

第3段落のb)のi)にかかわらず、第三国の法律により一定の金融商品を現地の組織が保管することが義務付けられているが、第3段落のb)のi)に定められた委託要件を満たす現地組織が存在しない場合、保管受託銀行は、委託要件を満たす現地組織が存在しない場合かつ以下の場合に限って、第三国の法律により義務付けられた範囲で、その職務を現地組織に委託することができる。

- a) 関連するFCPに投資する受益者が、投資を行う前に、第三国の法律における法的制約のためにかかる委託が必要であること、委託を正当化する状況および委託に関するリスクを適切に通知され、
- b) FCPを代理する管理会社が、かかる現地組織にかかる金融商品の保管を委託するよう保管受託銀行に指示した場合。

当該第三者は、その後、同様の要件に従って、これらの職務を再委託する可能性がある。その場合、下記Fの第4段落が関連当事者に準用される。

F. 保管受託銀行は、FCPおよびFCPの受益者に対し、保管受託銀行または上記Cのa)に従って保管される金融商品の保管を委託された第三者による喪失につき責任を負う。

保管されている金融商品を喪失した場合、保管受託銀行は、同種の金融商品または対応する金額を、過度の遅滞なく、FCPを代理する管理会社に返却するものとする。保管受託銀行は、あらゆる合理的な努力を尽くしたにもかかわらず不可避の状況に帰結することとなった自らの合理的な支配を超えた外的事象により喪失されたことを証明できる場合は責任を負わない。

保管受託銀行は、FCPおよび受益者に対し、2010年法に基づく自らの義務の適切な履行に関する保管受託銀行の過失または故意の不履行によりFCPおよび受益者が被ったその他すべての損失についても責任を負う。

上記の保管受託銀行の責任は、上記Eに記載する委託に影響されることはない。

上記第1段落ないし第3段落に言及された保管受託銀行の責任は、合意によって免除または限定されることはない。これと矛盾する合意は無効となる。

FCPの受益者は、救済が重複したり受益者間に不公平な扱いが生じたりしないならば、直接または間接的に管理会社を通じて保管受託銀行の責任を追及することができる。

- G. 2010年法第20条に基づき、いかなる会社も、管理会社と保管受託銀行を兼ねることはできない。これらそれぞれの職務を遂行する際、管理会社および保管受託銀行は、FCPおよび受益者の利益のために、誠実に、公正に、専門家らしく、独立して、単独で、行為する。

保管受託銀行は、FCPまたはFCPを代理する管理会社に関して、FCP、受益者、管理会社および保管受託銀行の間の利益相反を創出する活動をしてはならない。ただし、保管受託銀行が、職務的および地位的に自らの保管業務の遂行を自らの他の相反する可能性のある業務から分離し、当該利益相反の可能性が、適切に確認、管理、監視およびFCPの受益者に開示される場合を除く。

- H. 以下の場合、FCPに関する保管受託銀行の義務は終了する。

- a) 保管受託銀行が自発的に退任するかまたは管理会社に解任される場合(保管受託銀行を任命する契約の条件に基づく。当該契約は、保管受託銀行の交代を認める通知期間を定めなければならない。最後に保管受託銀行を務めた機関は、FCPの清算が終了するまで、FCPのさまざまな資産を保管するために必要なすべての口座を維持または開設する義務を含め、受益者の利益を良好に保護するために必要なすべての措置を講じるものとする。)
- b) 管理会社または保管受託銀行が、破産を宣告され、債権者との和議に入り、支払停止処分を受け、裁判所の管理下に入り、類似の手續の対象となり、または清算に入った場合
- c) 管轄当局により保管受託銀行の権限が取り消された場合
- d) 約款に定められたその他の場合

3.1.4 管理会社

FCPは、管理会社によって運用される。

FCPに関する管理会社の義務は、以下の場合に停止する。

- a) 管理会社が認可を撤回された場合。ただし、当該管理会社が指令2009/65/ECに従って認められる別の管理会社に交代されることを条件とする。
- b) 管理会社が破産を宣言され、債権者と取決めに締結し、支払停止を受け、経営が裁判所の管理下におかれ、もしくは類似の手續に服し、または清算した場合。
- c) 管理会社の認可が管轄当局により撤回された場合。
- d) 約款に規定されるその他すべての場合。

ルクセンブルグの管理会社には、指令2009/65/ECが適用されるUCITSを運用する管理会社に関する2010年法第15章、または、「その他の管理会社」に関する2010年法第16章が適用される。また、UCITSの管理会社は、AIFを運用するAIFMとしても認可を受けることができる。

また、UCITS管理会社およびAIFMは、2018年8月23日に発行されたCSSF告示18/698に従う。

(さらなる詳細については、以下IV.3を参照のこと。)

3.1.5 関係法人

(i) 投資運用会社・投資顧問会社

多くの場合、FCPの管理会社は他の会社と投資運用契約または助言契約を締結し、かかる契約に従って、投資運用会社・投資顧問会社は、管理会社の取締役会が設定する投資方針の範囲内であつ約款中の投資制限に従い、ポートフォリオの分散および証券の売買に関する継続的な投資運用業務または助言を管理会社に提供する。

UCITSについて、管理会社による投資運用会社の中核的権限の委託はUCITS規則に定められた追加条件に従う。

パートIIファンドについて、管理会社による委託は、別の条件に従う。

(ii) 販売会社および販売代理人

管理会社は、FCPの受益証券の公募または私募による販売のため、一もしくは複数の販売会社および/または販売代理人と独占的または非独占的な契約を締結することができる。

目論見書には販売手数料および特定の申込方法もしくは募集計画について適切な記載および開示がなければならない。

3.2 会社型投資信託

ルクセンブルグのUCITSおよびパートIIファンドは、2010年法に規定される会社形態で設立される場合がある。

会社型の投資信託は、これまでは1915年法に基づき、公開有限責任会社(sociétés anonymes)として設立されていることが多い。

規約に規定される場合、投資法人において保有される投資証券は、一定の範疇に属する者または1人の者が保有し得る投資法人の投資証券の割合に関連して規約中に定められる議決権の制限に従い、投資主に対し投資主総会において1口につき1個の議決権を付与する。

3.2.1 変動資本を有する投資法人(SICAV)

3.2.1.1 2010年法に基づくSICAV

2010年法に従い、UCITSおよびUCIIは、SICAVの形態の会社型投資信託として設立することができる。2010年法パートIIに従い、SICAVは、投資主の利益をはかるため証券にその資産を分散投資することを固有の目的とし、投資証券を公募または私募によって一般に募集し、その資本金が常に会社の純資産に等しいことを規定した規約を有する公開有限責任会社(société anonyme)として定義されている。

SICAVは、公開有限責任会社の特殊な形態であるため、1915年法の規定は、2010年法によって廃止されない範囲で適用される。

パートII SICAVとは、ルクセンブルグ法に準拠する、公開有限責任会社(société anonyme)、株式有限責任事業組合(société en commandite par actions)、普通リミテッド・パートナーシップ(société en commandite simple)、特別リミテッド・パートナーシップ(société en commandite spéciale)、非公開有限責任会社(société à responsabilité limitée)または公開有限責任会社として設立される法人格を有する共同組合(société coopérative organisée sous forme de société anonyme)の形態を採用している会社のうち、以下に該当するものを意味する。

- 投資リスク分散のためにその資金を資産に投資し、その資産の運用結果の恩恵を投資家に提供することを唯一の目的とするもの

- その証券またはパートナーシップ持分が、公募または私募によって一般に募集されることが意図されているもの
- その規約またはパートナーシップ契約において、資本金が常に当該会社の純資産の金額と同額となる旨規定されているもの

株式有限責任事業組合、普通リミテッド・パートナーシップまたは特別リミテッド・パートナーシップの法的形態を採用しているパートII SICAV は、2013年法第2章に基づき認可されたルクセンブルグで設立されたAIFMか、AIFMDの第2章に基づき認可された他の加盟国または第三国で設立されたAIFMのいずれか単一のAIFMによって運用されるものとし、当該SICAV が第三国で設立されたAIFMにより運用される場合、AIFMDの第66条第3項の適用を受ける。

パートII SICAV は、商事会社に適用される一般規定、特に(2010年法により適用除外されていない限り)1915年法に従うものとする。

3.2.1.2 2010年法に従うSICAV の要件

SICAV に適用される最も重要な要件および仕組みは以下のとおりである。

- 管理会社を指定しない2010年法パートIの対象であり、UCITSとしての資格を有するSICAV の最低資本金は、認可時においては30万ユーロを下回ってはならない。管理会社を指定したSICAV を含め、2010年法パートIに従うすべてのSICAV の資本金は、認可後6か月以内に125万ユーロに達しなければならない。CSSF規則によりかかる最低資本金は、60万ユーロおよび250万ユーロにそれぞれ引き上げることができる。

パートII SICAV は、投資証券払込剰余金またはパートナーシップ持分を構成する金額を加算した投資証券資本を維持しなければならない。当該投資証券資本は、125万ユーロを下回ってはならない。この最低額は、SICAV の認可後12か月以内に達成しなければならない。CSSF規則によりかかる最低額は、250万ユーロに引き上げることができる。

(注) 本概要の冒頭記載の日付において、かかる規則は存在しない。

- 取締役の任命および取締役の変更はCSSFに届け出ることを要し、CSSFの異議のないことを条件とする。
- 規約またはパートナーシップ契約中にこれに反する規定がない場合、SICAV はいつでも証券またはパートナーシップ持分を発行することができる。
- 規約またはパートナーシップ契約に定める範囲で、SICAV は、投資主の求めに応じて証券またはパートナーシップ持分を買い戻す。
- UCITSおよびパートIIファンドに関して、通常の期間内にSICAV の資産に純発行価格相当額が払い込まれない限り、SICAV の証券またはパートナーシップ持分²を発行しない。

- UCITSおよびパートIIファンドの規約またはパートナーシップ契約³は、発行および買戻しに関する支払の時間的制限を規定し、SICAVの資産評価の原則および方法を特定する。UCITSについては、規約に別段の定めがない限り、SICAVの資産の評価は、証券取引所への正式な上場が認められている証券の場合、証券取引所における最新の相場に基づくものとする(ただし、当該相場が代表的なものでない場合はこの限りではない。)。かかる証券取引所への上場が認められていない証券およびかかる証券取引所への上場が認められているが最新の相場が代表的なものでない証券については、評価は、推定実現価格に基づくものとし、かかる価格は慎重かつ誠実に見積らなければならない。パートIIファンドについては、規約またはパートナーシップ契約に別段の定めがない限り、SICAVの資産の評価は、公正価格に基づくものとする。この価格は、規約またはパートナーシップ契約に定める手続に従い決定されるものとする。

² 「パートナーシップ契約」および「パートナーシップ持分」に対する言及は、パートナーシップとして組成されたパートIIファンドにのみ適用される。

³ 「パートナーシップ契約」および「パートナーシップ持分」に対する言及は、パートナーシップとして組成されたパートIIファンドにのみ適用される。

- 規約またはパートナーシップ契約は、法律上の原因に基づく場合について影響を与えない範囲で、発行および買戻しが停止される場合の条件を特定する。発行または買戻しが停止された場合、SICAVは、遅滞なくCSSF(SICAVが他の加盟国においてその受益証券を販売する場合は、当該加盟国の管轄当局)に通知しなければならない。

投資家の利益のために必要な場合において、SICAVの活動および運用に関する法令、規約またはパートナーシップ契約の規定が遵守されていないときには、CSSFは、パートIIファンドの買戻しを停止することがある。

証券またはパートナーシップ持分の発行および買戻しは、以下の期間および場合に、禁止されるものとする。

- a) SICAVの保管受託銀行が不在となる期間中
 - b) 保管受託銀行が清算され、もしくは破産宣告を受け、債権者との取決め、支払停止もしくは管理下の経営を求め、または類似の手続に服する場合 - 規約またはパートナーシップ契約は、発行および買戻価格の計算を行う頻度を規定する(UCITSについては最低1か月に2回、またはCSSFが許可する場合は1か月に1回とし、パートIIファンドについては最低1か月に1回とする。)
- 規約またはパートナーシップ契約は、SICAVが負担する費用の性質を規定する。
 - SICAVの証券またはパートナーシップ持分は無額面とする。

3.2.2 2010年法に基づくSICAVの保管受託銀行

- A. SICAVは、2010年法第33条ないし第37条の規定に従って単一の保管受託銀行が任命されるようにする。CSSFにより承認された保管受託銀行は、保管受託契約に従い、SICAVの資産の保管、キャッシュ・フローの監視、監督および随時合意される他の業務につき責任を負う。
- FCPの保管受託銀行に関して上記III. 3.1.3 Aに記載される条件は、SICAVの保管受託銀行に対しても適用される。

B. SICAV の形態をとるUCITSおよび個人向けパートIIファンドについては、保管受託銀行は、以下の業務を行わなければならない。

- SICAV の投資証券の販売、発行、買戻し、償還および消却が法律およびSICAV の規約に従って執行されるようにすること。
- SICAV の投資証券の価格が法律およびSICAV の規約に従い計算されるようにすること。
- 法律またはSICAV の規約に抵触しない限り、SICAV またはSICAV を代理する管理会社の指示を執行すること。
- SICAV の資産の取引において、対価が通常の制限時間内に受領されるようにすること。
- SICAV の収益が法律または規約に従って使用されるようにすること。

保管受託銀行は、SICAV のキャッシュ・フローを適切に監視し、特にSICAV の投資証券の申込みにおいて投資主によりまたは投資主のために行われるすべての支払が受領されるようにし、SICAV のすべての現金がa)SICAV 名義またはSICAV を代理する保管受託銀行名義で開設され、b)指令2006/73/EC第18条第1項a)、b)またはc)に言及された組織において開設され、c)指令2006/73/EC第16条の原則に従って維持される預金口座に記帳されるようにする。

SICAV を代理する保管受託銀行名義で預金口座が開設された場合、上記b)に言及された組織の現金および保管受託銀行自身の現金がかかる口座に記帳されることはない。

C. SICAV の資産は、以下のとおり、保管のために保管受託銀行に委託される。

- a) 保管する金融商品に関して、保管受託銀行は、
 - i) 保管受託銀行の帳簿上に開設された金融商品口座に登録されるすべての金融商品および保管受託銀行に現物が預けられるすべての金融商品を保管し、
 - ii) 保管受託銀行の帳簿上に開設された金融商品口座に登録されるすべての金融商品が、SICAV を代理する管理会社名義で開設された指令2006/73/EC第16条の原則に則った形の保管受託銀行の帳簿上の分別口座に登録されるようにし、常に適用法に従ってSICAV に属するものであることが明確に確認できるようにする。
- b) その他の資産に関して、保管受託銀行は、
 - i) SICAV から提供される情報または文書および可能な場合は外部の証拠に基づいてSICAV の所有権を確かめることによってかかる資産のSICAV による所有を確認し、
 - ii) SICAV が所有権を有することを確認した資産の記録を維持し、かかる記録を最新の状態にする。

D. 保管受託銀行は、定期的に、SICAV のすべての資産をまとめた一覧をSICAV に提出する。

保管受託銀行が保管するSICAV の資産は、保管受託銀行または保管職務を委任された第三者によってこれらの勘定のために再利用されることはない。再利用とは、譲渡、質権設定、売却および貸与を含むがこれらに限られない保管資産の取引をいう。

保管受託銀行により保管されるSICAV の資産は、以下の場合にのみ再利用が認められる。

- a) SICAV の勘定のために資産の再利用が行われる場合、
- b) 保管受託銀行がSICAV またはSICAV を代理する管理会社の指示を実行する場合、
- c) SICAV の利益のため、かつ、投資主の利益のための再利用である場合、および

- d) 権原譲渡契約に基づいてSICAV が受領する優良かつ流動性のある担保によって補償される取引である場合

担保の市場価格は、常に、再利用資産の市場価格にプレミアムを加えた額以上でなければならない。保管受託銀行および/またはSICAV の資産の保管を委託された在ルクセンブルグの第三者が支払不能に陥った場合でも、保管資産は、かかる保管受託銀行および/または第三者の債権者への分配またはかかる債権者の利益のための換金の対象になり得ない。

- E. 保管受託銀行は、前記Bに記載された職務は第三者に委託しない。
保管受託銀行は、FCPIに関して上記III. 3.1.3 Eに記載されているのと同じ条件で、上記Cに言及された職務を第三者に委託する可能性がある。
- F. 保管受託銀行は、SICAV および投資主に対し、保管受託銀行または前記Cのa)に従って保管される金融商品の保管を委託された第三者による喪失につき、FCPIの保管受託銀行がFCPIおよびFCPIの受益者に対して負う責任に関して上記III. 3.1.3 Fに記載されているのと同じ範囲において責任を負う。
- G. 2010年法第37条に基づき、いかなる会社も、SICAV と保管受託銀行を兼ねることはできない。いかなる会社も、管理会社と保管受託銀行を兼ねることはできない。これらそれぞれの職務を遂行する際、SICAV、SICAV を代理する管理会社および保管受託銀行は、SICAV および投資主の利益のために、誠実に、公正に、専門家らしく、独立して、単独で、行為する。
保管受託銀行は、SICAV またはSICAV を代理する管理会社に関して、SICAV、投資主、管理会社および保管受託銀行の間の利益相反を創出する活動をしてはならない。ただし、保管受託銀行が、職務的および地位的に自らの保管業務の遂行を自らの他の相反する可能性のある業務から分離し、当該利益相反の可能性が、適切に確認、管理、監視およびSICAV の投資主に開示される場合を除く。
- H. 以下の場合、SICAV に関して保管受託銀行の義務は終了する。
- a) 保管受託銀行が自発的に退任するかまたはSICAV に解任される場合(保管受託銀行を任命する契約の条件に基づく。当該契約は、保管受託銀行の交代を認める通知期間を定めなければならない。通知期間の終了時までには新たな保管受託銀行が任命されない場合、CSSFは、2010年法第130条第1項に定めるリストからSICAV を除外するものとする。最後に保管受託銀行を務めた機関は、SICAV の清算が終了するまで、SICAV のさまざまな資産を保管するために必要なすべての口座を維持または開設する義務を含め、投資主の利益を良好に保護するために必要なすべての措置を講じるものとする。)
- b) SICAV、保管受託銀行または指定された管理会社が、破産を宣告され、債権者との和議に入り、支払停止処分を受け、裁判所の管理下に入り、類似の手續の対象となり、または清算に入った場合
- c) 管轄当局によりSICAV、保管受託銀行または指定された管理会社の権限が取り消された場合
- d) 規約に定められたその他の場合

3.2.3 管理会社

会社型の投資信託は、その資格に応じて、2010年法15章(UCITS)または第16章(例えば、パートIIファンド)に従い管理会社によって運営される。

UCITS SICAV が管理会社を指定した場合のSICAV に関する管理会社の義務は、以下の場合に停止する。

- a) 指定管理会社が任意に退任し、またはSICAV により解任された場合。
- b) 指定管理会社がSICAV により退任され、SICAV が自己運用SICAV たる適格性の採用を決定した場合。
- c) SICAV、保管受託銀行または指定管理会社が破産を宣言され、債権者と取決めを締結し、支払停止を受け、経営が裁判所の管理下におかれ、もしくは類似の手續に服し、または清算した場合。
- d) SICAV、保管受託銀行または指定管理会社の認可が管轄当局により撤回された場合。
- e) 規約に規定されるその他すべての場合。

また、UCITS管理会社および第16章管理会社は、下記IV.3.4に詳述されるCSSF告示18/698に従う。

3.2.4 関係法人

前記III.3.1.5「関係法人」中の記載事項は、原則として、SICAV の投資運用会社・投資顧問会社および販売会社または販売代理人に対しても適用される。

3.2.5 管理会社を指定していない会社型UCITS の追加的要件

以下の要件は、2010年法第27条にSICAV に関し定められているが、UCITS としての資格を有し、かつ、管理会社を指定していない他の形態の会社型投資信託にも適用される。

(1) SICAV が、指令2009/65/ECに従い認可された管理会社を指定しない場合

- 認可の申請は、少なくともSICAV の組織構造を記載した運営計画を添付しなければならない。
- SICAV の取締役は、十分に良好な評価を得ており、当該SICAV が遂行する業務の形態に関し十分な経験を有していなければならない。そのために、取締役およびその地位の後継者は、その氏名がCSSFに直ちに報告されなければならない。SICAV の事業の遂行は、これらの条件を充たす少なくとも2名により決定されなければならない。「取締役」とは、法律もしくは設立文書に基づきSICAV を代表するか、またはSICAV の方針を実質的に決定する者をいう。
- さらに、SICAV と他の自然人または法人との間に何らかの親密な関係がある場合、CSSFは、かかる関係が効果的な監督権限の行使を妨げない場合にのみ認可する。

CSSFは、また、SICAV が親密な関係を有する一もしくは複数の自然人もしくは法人が服する非加盟国の法令もしくは行政規定またはこれらの施行に伴う困難により、その監督権限を効果的に行使することが妨げられる場合は、認可を付与しない。

SICAV は、CSSFに対して、要求される情報を提供しなければならない。

記入済の申請書が提出されてから6か月以内に、申請者に対し、認可が付与されたか否かにつき連絡しなければならない。認可が付与されない場合は、その理由を示さなければならない。

SICAV は、認可付与後直ちに業務を開始することができる。

当該認可の付与により、SICAV の経営陣、取締役会および監査役会の構成員は、CSSFが認可申請を検討する際に根拠とした実質的な情報に関する一切の変更について、自発的に、完全で、明確かつ包括的な方法により書面にてCSSFに通知を行う義務を負うこととなる。

CSSFは、UCITS SICAV が以下のいずれかに該当する場合に限り、当該UCITS SICAV に付与した認可を取り消すことができる。

- (a) 12か月以内に認可を利用しない場合、明示的に認可を放棄する場合または6か月以上活動を中止する場合
- (b) 虚偽の申述またはその他の不正な手段により認可を取得した場合
- (c) 認可が付与された条件を満たさなくなった場合
- (d) 2010年法または同法に従って採用された規則の規定に重大かつ／または組織的に違反した場合
- (e) 2010年法が認可の撤回事由として定める場合に該当する場合

- (2) 以下のIV.3.2の(4)から(8)に定める規定は、指令2009/65/ECに従い認可された管理会社を指定していないSICAV に適用される。ただし、「管理会社」は「SICAV」と読み替えられる。

SICAV は、自身のポートフォリオ資産のみを運用することができ、いかなる場合も、第三者のために資産を運用する権限を引き受けてはならない。

- (3) 指令2009/65/ECに従い認可された管理会社を指定していないSICAV は、適用ある慎重なルールを常に遵守しなければならない。

特に、CSSFは、SICAV の性格にも配慮し、当該SICAV が健全な運用上および会計上の手続、電子データ処理の制御および保護の整備(金融セクターにおけるデジタル・オペレーショナル・レジリエンスに関する、規則(EC)No 1060/2009、規則(EU)No 648/2012、規則(EU)No 600/2014、規則(EU)No 909/2014および規則(EU)2016/1011を改正する2022年12月14日付欧州議会および欧州理事会規則(EU)2022/2554に従い設立および運営されるネットワークおよび情報システムに関するものを含む。)ならびに適切な内部運用メカニズム(特に、その従業員の個人取引や、自己勘定による投資のための金融商品の保有または運用に関する規則を含む。)を有すること。少なくとも、当該SICAV に係る各取引がその源泉、関係当事者、性質および取引が実行された日時・場所に従って再構築することが可能であること、ならびに管理会社が運用するSICAV の資産が設立文書および現行法の規定に従い投資されていることを確保するものとする。

4. ルクセンブルグのUCITS およびパートIIファンドに関する追加的な法律上および規制上の規定

4.1 2010年法

4.1.1 複数コンパートメントおよびクラスの仕組み

2010年法は、特に、複数のコンパートメントを有するUCI(いわゆる「アンブレラ・ファンド」)を設立することができる旨を規定している。

かかるUCIの目論見書には、各コンパートメントの特定の投資方針を記載しなければならない。

この構造により、一つの法主体において、異なる投資運用者によりポートフォリオが運用されるコンパートメントまたは異なる種類の投資家に対して募集されるかもしくは異なる報酬構造を有するコンパートメントなど、それぞれが異なる投資方針またはその他の異なる特徴を有するコンパートメントを設立することが可能となる。

これらのすべての状況において、各コンパートメントは、設立書類に別段の記載がない限り、他のコンパートメントの投資対象のポートフォリオから分離された投資対象の特定のポートフォリオに連動する。この原則に基づき、設立書類に別段の記載がない限り、アンブレラ・ファンドは一つの法主体を構成するが、コンパートメントの資産は、当該コンパートメントの投資家および債権者に対してのみ提供される。

CSSFは、2010年法(および2007年法)に従う投資信託(以下「UCI」という。)の運用開始前のコンパートメント、休止中のコンパートメントおよび清算中のコンパートメントに関連する告示12/540を発行した。当該告示に従い、CSSFによる運用されていないコンパートメント(即ち運用開始前のコンパートメントおよび休止中のコンパートメント)に対する認可は、最長18か月間有効である。

さらに、UCI内またはアンブレラ・ファンドの形態により設立されたUCIのコンパートメント内であっても、異なるクラスの証券を設定することができる。当該クラスは、特に報酬構造、対象投資家の種類またはヘッジもしくは分配方針について異なる特徴を持つことがある。かかる構造において、原投資対象は、すべての投資証券クラス/受益証券クラスについて同一であるが、各クラスの投資証券1口当たり純資産価格は、例えば、一つのクラスのみについての配当の分配の結果として、または、ヘッジの場合には、一つの投資証券クラス/受益証券クラスのみのためのヘッジ取引の締結の結果として、異なることがある。コンパートメントとは違って、異なる投資証券クラス/受益証券クラスの資産および負債の分離は行われないうことに留意すべきである。2017年1月30日付UCITSの投資証券クラスに関するESMA意見には、UCITSが投資証券クラスのレベルでデリバティブ商品を用いる可能性がある一方で、この慣行を(i)共通の投資目的、(ii)連鎖がないこと、(iii)事前決定および(iv)透明性からなる4つの原則の遵守の対象とする旨規定している。かかるさまざまなオプションを用いる主な利益は、単一の事業における異なる商品の効率的な構築である。

4.1.2 2010年法に基づく受益証券の発行および買戻し

規約に反対の規定がない限り、SICAVはいつでも投資証券を発行することができる。2010年法に基づき発行されたSICAVの投資証券は全額払い込まれなければならない、無額面でなければならない。投資証券は、SICAVの純資産総額を発行済投資証券口数により除することにより得られる価格で発行され、買戻される。この価格は、費用および手数料によって、投資証券発行の場合増額し、投資証券買戻しの場合減額することができるが、費用および手数料の最高限度額および手続はCSSF規則により決定することができる。資本は投資証券の発行および買戻しならびにその資産価額の変動の結果自動的に変更される。

4.2 1915年法

商事会社に関する1915年8月10日法(改正済)は、(2010年法により明示的に適用除外されていない限り)FCPの管理会社および投資法人に対して適用される。

4.2.1 設立に関する要件(1915年法第420条の1)

最低1名の投資主が存在すること。

公開有限責任会社の資本金の最低額は30,000ユーロ相当額である。

4.2.2 規約の必要的記載事項(1915年法第420条の15)

規約には、以下の事項の記載が必要とされる。

- (i) 設立企画人の身元
- (ii) 法人の形態および名称
- (iii) 登録事務所
- (iv) 法人の目的
- (v) 発行済資本および授權資本(もしあれば)の額
- (vi) 発行時に払込済の額
- (vii) 発行済資本および授權資本を構成する投資証券の種類の記事
- (viii) 投資証券の様式(記名式、無記名式または証券発行を伴わない形式)
- (ix) 現金払込み以外の方法による出資の内容および条件、ならびに出資者の氏名
(注) 1915年法は、規制市場で取引されている適格な譲渡性のある有価証券および短期金融商品による出資の場合は、承認された法定監査人の報告書の必要なく現物出資による増資を認めている。しかし、実務上、CSSFは、投資信託については、かかる報告書を依然として要求している。
- (x) 設立企画人に認められている特定の権利または特権の内容およびその理由
- (xi) 資本の一部を構成しない投資証券(もしあれば)に関する記事
- (xii) 取締役および承認された法定監査人の選任に関する規則が法を逸脱する場合、その規約およびかかる者の権限の記事
- (xiii) 法人の存続期間
- (xiv) 会社が負担する、または会社の設立に際しもしくは設立に伴って支払責任が生じる費用および報酬(その種類を問わない。)の見積り

4.2.3 公募により設立される会社に対する追加要件(1915年法第420条の17)

会社が募集によって設立される場合、以下の追加要件が適用される。

- (i) 設立規約案を公正証書の形式で作成し、これをRESAに公告すること
- (ii) 応募者は、会社設立のための設立規約案の公告から3か月以内に開催される定時総会に招集されること

4.2.4 設立企画人および取締役の責任(1915年法第420条の19および第420条の23)

設立企画人および増資の場合における取締役は、有効に引き受けられなかった部分または25%に達しなかった部分の法人資本の払込み、および会社が当該法律1915年法の該当条項に記載されたいずれかの理由によって有効に設立されなかった結果として応募者が被る一切の損害につき、それに反する定めがあったとしても、応募者に対し連帯して責任を負う。

IV. 2010年法に基づくルクセンブルグのUCITS

1. ルクセンブルグのUCITSに関する序論

2010年法パートIに基づき適格性を有しているすべてのファンドは、他のEU加盟国において、その投資証券または受益証券を自由に販売することができる(簡単な通知手続に服する。)

2010年法第2条第2項は、第3条に従い、UCITSを、以下のように定義している。

- 公衆から調達した投資元本を譲渡性のある証券または2010年法第41条第1項に記載されるその他の流動性のある金融資産に投資し、かつリスク分散の原則に基づき運営することを唯一の目的とする投資スキーム。
- その受益証券が、所持人の請求に応じて、投資スキームの資産から直接または間接に買い戻される投資スキーム(受益証券の証券取引所での価格がその純資産価格と著しい差異を生じることがないようにするためのUCITSの行為は、かかる買戻しに相当するとみなされる。)

2. ルクセンブルグのUCITSの投資制限

UCITSに適用される投資規則および制限は、2010年法第5章(第40条ないし第52条)に規定されており、同一の範囲においてFCPおよび会社型投資信託にも適用される。

UCITSが複数の投資コンパートメントを構成する場合、各コンパートメントは、2010年法第5章の目的において、個別のUCITSとしてみなされる。

投資規則および制限は、UCITSの目論見書に詳細に記載される。

2010年法第5章に定める投資規則および制限は、以下の規則および規制によって明確にされ、補足されている。

- (1) CSSFは、とりわけ財務上のリスク、すなわちグローバル・エクスポージャー、カウンターパーティー・リスクおよび集中によるリスクについてのリスク管理要件を詳しく定めた2011年5月30日付告示11/512を制定している。同告示は、これに関連し、CSSFに提供すべき最低限の情報についても概説している。
- (2) 2002年法の一定の定義に関する2008年2月8日付大公規則は、一定の定義の明確化に関する指令およびUCITSの投資対象としての適格資産に関する2007年3月付CESRガイドラインを実施する、2007年3月19日付EU指令2007/16/ECを、ルクセンブルグにおいて施行している。
- (3) 2008年2月19日に、CSSFは、大公規則を参照してかかる2002年法の一定の定義に関する2008年2月8日付大公規則の条文を明確化する告示08/339(以下「告示08/339」という。)を出した。
告示08/339は、2002年法の関連規定(2010年法の対応する規定により代替される。)の意味において、かつ2002年法の一定の定義に関する2008年2月8日付大公規則の規定に従って特定の金融商品を投資適格資産に該当するか否かを評価するに当たり、UCITSがこれらのガイドラインを考慮しなければならない旨を定めている。告示08/339は、2008年11月26日にCSSFにより出された告示08/380により改正された。
- (4) 2008年6月4日に、CSSFは、特定の証券貸借取引においてUCITSが利用することのできる技法と商品の詳細について示したCSSF告示08/356(以下「告示08/356」という。)を出した。

- 告示08/356は、現金担保を再投資する許容担保や許容資産を取り扱っている。当該告示08/356は、UCITSのカウンターパーティー・リスクが法的制限を超えないようにするために現金担保の再投資によって取得された担保および資産をどのように保管すべきかを定めている。当該告示は、証券貸借取引によってUCITSのポートフォリオ運用業務、償還義務およびコーポレート・ガバナンスの原則の遵守を損なってはならない旨を再言している。さらに、当該告示は目論見書と財務報告書に記載すべき情報について定めている。
- (5) CSSF告示14/592は、ETFおよびETFを扱う他のUCITSの問題に関するESMA指針のルクセンブルグにおける実施、金融デリバティブ商品の使用、UCITSおよび適格金融指数に関する付随的規則を取り扱う。
- (6) 2018年7月21日に発効し、加盟国で直接適用できるようになったMMF規則により、MMF規則の範囲内に該当するすべてのUCIは、MMF規則に基づきMMFとして認可を受けることを要求される。MMF規則の範囲内に該当しないUCIは、マネー・マーケット・ファンドとしての資格を有しない。
- MMF規則は、3種類のMMFについて規定しており、i)公的債務固定純資産価額のファンド、ii)低ボラティリティ純資産価額のファンド、およびiii)変動純資産価額のファンド(VNAV)(短期VNAV および標準VNAV の形を取り得る。)である。MMFの種類に応じて、MMF規則に基づきMMFとしての資格を有するUCITSに追加的な投資制限が適用される。
- (7) 指令2009/65/ECを実施する2010年法は、マスター/フィーダー構造(B)の設定可能性だけでなくUCITS(A)の合併に関するルクセンブルグ法の特定の規定も導入している。
- A. 2010年法は、それぞれの法的形態にかかわらず、UCITS(またはそのコンパートメント)の国境を越える合併または国内の合併に関連して規則を定めている。これらの規定は、UCITSのみに適用され、その他の種類のUCIには適用されない。2010年法に従い、CSSFは、2010年法の特定の規定を明確化したCSSF規則10-05を採用している。
- B. UCITSフィーダー・ファンドとは、その資産の少なくとも85%を別のUCITS(以下「マスター」という。)に投資するUCITSであると定義される。残りの15%は、以下のように保有することができる。
- 補助的な流動資産(2010年法第41条第2項に定義される。)
 - 金融デリバティブ商品(ヘッジ目的でのみ利用できる。)
 - 事業を行う上で必須の動産または不動産

3. UCITSの管理会社 / 第15章の管理会社

UCITSを運用するルクセンブルグの管理会社には、2010年法第15章が適用される。

3.1 ルクセンブルグに登録事務所を有するUCITS管理会社が業務を行うための条件

- (1) 2010年法第15章の意味においてルクセンブルグに登録事務所を有するUCITS管理会社の業務の開始は、CSSFの事前の認可に服する。2010年法に基づきUCITS管理会社に付与された認可は、すべての加盟国に対し有効であり、ESMAに対して通知される。

管理会社は、公開有限責任会社(société anonyme)、非公開有限会社(société à responsabilité limitée)、共同会社(société coopérative)、公開有限責任会社として設立された共同会社(société coopérative organisée comme une société anonyme)、または株式有限責任事業組合(société en commandite par actions)として設立されなければならない。当該会社の資本は、記名式株式でなければならない。

2010年法が1915年法の規定から逸脱しない限り、1915年法の規定はUCITS管理会社に適用される。

認可を受けた管理会社は、CSSFによってリストに登録される。かかる登録は認可を意味し、CSSFは当該管理会社に対し、かかる登録がなされた旨を通知する。リストへの登録の申請は、管理会社の設立より前にCSSFに対しなされなければならない。管理会社の設立は、CSSFによる認可の通知後のみ実行可能である。かかるリストおよびこれに加えられる修正は、メモリアルにおいて公告される。

- (2) 管理会社は、指令2009/65/ECに従い認可されるUCITSの運用以外の活動に従事してはならない。ただし、かかる指令に定められていないその他のUCIの運用であって、そのため管理会社が慎重な監督に服す場合はこの限りでない。ただし、当該受益証券は、指令2009/65/ECの下でその他の加盟国において販売することはできない。

UCITSの運用のための活動は、2010年法別表IIに列挙されている業務を含む。

(注) 当該列挙には、投資運用、ファンドの管理事務および販売業務が含まれている。

- (3) 上記(2)とは別に、管理会社には、以下の業務を提供することも認められている。
- (a) 投資家の権限付与に従い、顧客毎に一任方式で行う投資ポートフォリオの運用(年金基金が保有するものも含む。)
- (b) 付随的業務としての、投資顧問業務およびUCIの受益証券に関する保管および管理事務業務
- (4) 1993年法第1-1条、第37-1条および第37-3条は、管理会社による上記(3)の業務提供に準用される。
- (5) 運用するUCIの資産は、管理会社が支払不能となった場合、管理会社の財産の一部とはならない。かかる資産は、管理会社の債権者による請求の対象とならない。
- (6) 上記(2)とは別に、2010年法第15章に従い授權され、ルクセンブルグに登録事務所を有する管理会社は、AIFMDが規定するAIFのAIFMとして任命される。ただし、同管理会社は、2013年法第2章に基づくAIFのAIFMとしてCSSFによる事前の授權も得るものとする。

AIFMとして行為する管理会社は、2013年法別表Iに記載される行為および2010年法第101条による授權を条件としUCITSの管理に関する追加行為のみを行うことができる。

(注) 別表は、ポートフォリオ管理およびリスク管理からなる投資運用業務ならびにAIFMがAIFの集成的管理において追加的に遂行する「その他の業務」(管理、販売およびAIFの資産に関連する行為等)から構成される。

AIF運用の管理行為に関連して、管理会社は、金融証書に関連する注文の受理および送信など2013年法第5条4項に規定される非中核的サービスも提供する。

- (7) 管理会社は、いわゆる「管理会社パスポート」を使用して多国間で業務を遂行することができる。

(8) CSSFは、以下の条件が満たされない限り管理会社を認可しないものとする。

(a) 管理会社は、以下の点を考慮し、少なくとも125,000ユーロの当初資本金を有さなければならない。

- 管理会社のポートフォリオが250,000,000ユーロを超える場合、管理会社は、自己資本を追加しなければならない。追加額は、管理会社のポートフォリオのうち250,000,000ユーロ超過額の0.02%とする。当初資本金と追加額の合計は10,000,000ユーロを超過しないものとする。
- 本項のため、以下のポートフォリオは管理会社のポートフォリオとみなされる。
 - (i) 管理会社が運用するFCP(管理会社が運用権限を委託したかかるFCPのポートフォリオを含むが、委託を受けて運用するポートフォリオを除く。)
 - (ii) 管理会社が指定管理会社とされた投資法人
 - (iii) 管理会社が運用するUCI(管理会社が運用権限を委託したかかるUCIのポートフォリオを含むが、委託を受けて運用するポートフォリオを除く。)
- これらの要件とされる金額にかかわらず、管理会社の自己資産は、規則(EU)No. 1093/2010、規則(EU)No. 575/2013、規則(EU)No. 600/2014および規則(EU)No. 806/2014を改正する、投資会社の健全性要件に関する2019年11月27日付欧州議会および欧州理事会規則(EU)2019/2033第13条に規定される金額を下回ってはならない。

管理会社は、信用機関または保険機関から上記追加額と同額の保証を受ける場合は、当該自己資本の追加額の50%まで追加することができない。信用機関または保険機関は、加盟国またはCSSFがEU法の規定と同等に慎重と判断する規定に服する非加盟国に登録事務所を有しなければならない。

- (b) (8)(a)に記載される資本金は、管理会社により永久に自由に処分可能な方法で維持され、管理会社の利益のために投資される。かかる資本金は、流動資産または短期間で容易に換金可能な資産に投資されるものとし、投機的なポジションを含んではならない。
- (c) 管理会社の業務を効果的に遂行する者は、十分に良好な外部評価を有し、管理会社が運用するUCITSに関し十分な経験を有する者でなければならない。そのため、これらの者およびすべての後継者の身元情報は、CSSFに直ちに報告されなければならない。管理会社の事業の遂行は、これらの条件を充たす少なくとも2名により決定されなければならない。
- (d) 認可の申請は、管理会社の組織構造等を記載した運営計画を添付しなければならない。
- (e) 本店と登録事務所は双方ともルクセンブルグに所在しなければならない。
- (f) 管理会社の経営陣の構成員は、十分な評価を得ており、かつ、その義務の遂行に必要な専門家としての経験を有していなければならない。これは、以下を意味する。
 - (i) 公開有限責任会社に関しては、取締役会の構成員、(二層制度における)監査委員会の構成員および経営委員会の構成員が上記(c)にて言及される者と異なる場合、かかる構成員(場合に応じて)
 - (ii) その他の種類の会社に関しては、法律および設立文書により、管理会社を代表する組織の構成員

- (9) さらに、管理会社と他の自然人または法人との間に何らかの親密な関係がある場合、CSSFは、当該関係が効果的な監督権限の行使を妨げない場合にのみ認可する。
- CSSFは、また、管理会社が親密な関係を有する一もしくは複数の自然人もしくは法人が服する非加盟国の法令もしくは行政規定またはこれらの施行に伴う困難により、その監督権限を効果的に行使することが妨げられる場合は、認可を付与しない。
- CSSFは、管理会社に対して、本項に記載する条件の遵守につき監視するため、必要な情報の提供を継続的に求める。
- (10) 記入済みの申請書が提出されてから6か月以内に、申請者に対し、認可が付与されたか否かにつき連絡しなければならない。認可が付与されない場合は、その理由を示さなければならない。
- (11) 管理会社は、認可付与後直ちに業務を開始することができる。
- 当該認可の付与により、上記(8)(f)にて言及される管理会社の経営陣の構成員は、CSSFが認可申請を検討する際に根拠とした重要な情報に関する一切の変更について、自発的に、完全で、明確かつ包括的な方法により書面にてCSSFに通知を行う義務を負うこととなる。
- (12) CSSFは、管理会社が以下のいずれかに該当する場合に限り、2010年法第15章に従い、当該管理会社に付与した認可を取り消すことができる。
- (a) 12か月以内に認可を利用しない場合、明示的に認可を放棄する場合、または6か月以上活動を中止する場合。
 - (b) 虚偽の申述またはその他の不正な手段により認可を取得した場合。
 - (c) 認可が付与された条件を満たさなくなった場合。
 - (d) 認可が上記(3)(a)に記載される一任ポートフォリオ運用業務を含む場合、指令2006/49/ECの変更の結果、1993年法に適合しなくなった場合。
 - (e) 2010年法または同法に従って採用された規定に重大かつ組織的に違反した場合。
 - (f) 2010年法が認可の撤回事由として定める場合に該当する場合。
- 管理会社が、(2010年法第116条に従い)集团的ポートフォリオ運用活動をクロス・ボーダーベースで行う場合、CSSFは、管理会社の認可を撤回する前に、UCITS所在加盟国の監督当局と協議する。
- (13) CSSFは、一定の適格保有または保有額を有する、管理会社の株主または社員(直接か間接か、自然人か法人かを問わない。)の身元情報が提供されるまで、管理会社の業務を行うための認可を付与しない。管理会社における一定の保有は、1993年法第18条に基づく投資会社に適用されるものと同様の規定に服する。
- CSSFは、管理会社の健全で慎重な運用の必要性を勘案し、上記の株主または社員の適格性が充たされないと判断する場合、認可を付与しない。
- (14) 管理会社の認可は、その年次財務書類の監査を専門家としての適切な経験を有することが証明できる一または複数の承認された法定監査人(réviseurs d'entreprises agréés)に委ねることが条件とされる。
- 承認された法定監査人の変更は、事前にCSSFの承認を得なければならない。

3.2 ルクセンブルグに登録事務所を有する管理会社に適用される運用条件

- (1) 管理会社は、常に上記3.1(1)ないし(5)および(8)ないし(9)に記載される条件に適合しなければならない。管理会社の自己資本は上記3.1(8)(a)に特定される水準を下回ってはならない。しかし、その事態が生じ、正当な事由がある場合、CSSFは、かかる管理会社に対し一定の期間でかかる事態を是正するか、または活動を停止することを認めることができる。
- (2) 管理会社が運用するUCITSの性格に関し、またUCITSの管理行為につき常に遵守すべき慎重な規則の遂行にあたり、指令2009/65/ECに従い、管理会社は、以下を義務づけられる。
 - (a) 健全な運用上および会計上の手続、電子データ処理の制御および保護の整備(金融セクターにおけるデジタル・オペレーショナル・レジリエンスに関する、規則(EC)No 1060/2009、規則(EU)No 648/2012、規則(EU)No 600/2014、規則(EU)No 909/2014および規則(EU)2016/1011を改正する2022年12月14日付欧州議会および欧州理事会規則(EU)2022/2554に従い設立および運営されるネットワークおよび情報システムに関するものを含む。)ならびに適切な内部運用メカニズム(特に、当該管理会社の従業員の個人取引や、自己勘定による投資のための金融商品の保有または運用に関する規則を含む。)を有すること。少なくとも、UCITSに係る各取引がその源泉、当事者、性質および取引が実行された日時・場所に従い再構築が可能であること、ならびに管理会社が運用するUCITSの資産が約款または設立文書および現行法の規定に従い投資されていることを確保するものとする。
 - (b) 管理会社と顧客、顧客間、顧客とUCITSまたはUCITS間の利益の相反により害されるUCITSまたは顧客の利益に対するリスクを最小化するように組織化され、構成されなければならない。
- (3) 上記3.1(3)(a)に記載される一任ポートフォリオ運用業務の認可を受けている管理会社は、
 - 顧客からの事前の包括的許可がない場合、投資家の全部または一部のポートフォリオを自身で運用するUCITSの受益証券に投資してはならない。
 - 上記3.1(3)の業務に関し、信用機関および一定の投資会社の破綻に関する改正2015年12月18日法パートIIIタイトルIIIの規定ならびに1993年法第22-1条の規定に服する。(注) 上記規定により、当該管理会社はルクセンブルグに本拠を置く投資家補償制度の構成員であることを要する。
- (4) 管理会社は、事業のより効率的な遂行のため、管理会社を代理してその一または複数の業務を遂行する権限を第三者に委託することができる。この場合、以下の条件のすべてが充足されなければならない。
 - a) 管理会社は、CSSFに適切に報告しなければならず、CSSFは、UCITS所在加盟国の監督当局に対し、情報を遅滞なく送信しなければならない。
 - b) 当該権限付与が管理会社に対する適切な監督を妨げるものであってはならない。特に、投資家の最善の利益のために管理会社が活動し、UCITSが運用されることを妨げてはならない。
 - c) 当該委託が投資運用に関するものである場合、当該権限付与は、資産運用の認可を得ているかまたは登録されており、かつ慎重な監督に服する者のみに付与され、当該委託は、管理会社が定期的に設定する投資配分基準に適合しなければならない。

- d) 当該権限付与が投資運用に関するものであり国外の者に付与される場合、CSSFおよび当該国の監督当局の協力関係が確保されなければならない。
 - e) 投資運用の中核的業務に関する権限は、保管受託銀行または受益者もしくは管理会社の利益と相反するその他の者に付与してはならない。
 - f) 管理会社の事業活動を行う者が、権限付与された者の活動を常に効果的に監督することができる方策が存在しなければならない。
 - g) 当該権限付与は、管理会社の事業活動を行う者が、権限が委託された者に常に追加的指示を付与し、または投資家の利益にかなう場合は直ちに当該権限付与を取り消すことができるものでなければならない。
 - h) 委託される権限の性格を勘案し、権限が委託される者は、当該権限を遂行する資格と能力を有する者でなければならない。
 - i) UCITSの目論見書に、管理会社が委託した権限を列挙しなければならない。
管理会社および保管受託銀行の責任は、管理会社が第三者に権限を委託したことにより影響を受けることはない。管理会社は、自らが単なる連絡機能のみを有することとなるような形の権限の委託をすることはしないものとする。
- (5) 事業活動の遂行に際し、2010年法第15章の認可を受けた管理会社は、常に行為規範により、以下を行う。
- (a) 事業活動の遂行に際し、管理会社が運用するUCITSの最善の利益および市場の信頼性のため、正直かつ公正に行為しなければならない。
 - (b) 管理会社が運用するUCITSの最善の利益および市場の信頼性のため、正当な技量、配慮および注意をもって行為しなければならない。
 - (c) 事業活動の適切な遂行に必要な資源と手続を保持し、効率的に使用しなければならない。
 - (d) 利益相反の回避に努め、それができない場合は、管理会社が運用するUCITSが確実に公正に取り扱われるようにしなければならない。
 - (e) その事業活動の遂行に適用されるすべての規制上の義務を遵守し、投資家の最善の利益および市場の信頼性を促進しなければならない。
- (6) 2010年法第15章の認可を受けた管理会社は、自社が管理するUCITSの健全かつ効果的なリスク管理に合致し、これを推進する報酬に関する方針および実務を策定して、適用するものとする。この報酬に関する方針および実務は、管理会社が管理するUCITSのリスク・プロフィール、ファンド規則または設立文書に合致しないリスクを取ることを奨励したり、管理会社のUCITSの最善の利益のために行為する義務の遵守を損なったりするものではないものとする。
- 報酬に関する方針および実務には、固定と変動の要素がある給与と任意支払方式による年金給付が含まれる。
- 報酬に関する方針および実務は、その専門的業務が管理会社または管理会社が管理するUCITSのリスク・プロフィールに重大な影響を及ぼしうる上級管理職、リスクを取る者、内部統制担当者または従業員のうち上級管理職やリスクを取る者と同じ報酬区分に属する報酬総額の中から報酬を受ける従業員を含む各役職員に適用される。

- (7) 管理会社は、上記(6)に定める報酬方針を策定し、適用するにあたり、自社の規模、組織および事業の性質、範囲、複雑さに応じて、以下の各原則を適用する範囲において遵守するものとする。
- (a) 報酬方針は、健全かつ効果的なリスク管理と合致し、これを推進するものであるものとし、管理会社が管理するUCITSのリスク・プロフィール、規則または設立文書と矛盾するリスクを取ることを奨励しない。
 - (b) 報酬方針は、管理会社および管理会社が管理するUCITSの、および当該UCITSの投資家の、事業上の戦略、目的、価値観および利益に合致するものであるものとし、また、利益相反を回避する措置が含まれているものとする。
 - (c) 報酬方針は、管理会社の経営陣がその監査機能の一環として採用し、経営陣は報酬方針の一般原則を少なくとも年1回の割合で見直し、報酬方針の実施につき責任を負い、これを監視するものとする。本項に関連する業務は、該当する管理会社において業務執行機能を担わずかつリスク管理および報酬についての専門的知識を有する経営陣の中の構成員のみによって執り行われるものとする。
 - (d) 報酬方針の実施状況は、経営陣によりその監査機能の一環として採用された報酬の方針および手続の遵守について、少なくとも年1回の割合で、中央的かつ独立した形での社内見直しの対象とされる。
 - (e) 内部統制機能を担っているスタッフは、同スタッフが負う責任に関連する目的の達成度に応じて報酬を受けるものとし、同スタッフが統制する事業分野の業績は問わない。
 - (f) リスクの管理およびコンプライアンスの機能を担う上級役員の報酬は、報酬委員会が設置される場合は報酬委員会の直接の監視下に置かれる。
 - (g) 報酬が業績に連動する場合、報酬総額は、個別の業績を評価する際、個人および関連する事業部門またはUCITSの各業績評価と、UCITSのリスクおよび管理会社の業績結果全般の評価の組み合わせに基づくものとし、財務および非財務それぞれの基準を考慮に入れるものとする。
 - (h) 業績評価は、評価プロセスがUCITSのより長い期間の業績およびUCITSへの投資リスクに基づいて行われかつ業績ベースの報酬要素の実際の支払が管理会社が管理するUCITSの投資家に対して推奨する保有期間を通じて分散するよう、同期間に適切な複数年の枠組みの中で行われる。
 - (i) 保証変動報酬は例外的に行われ、新規スタッフの雇用時のみに、最初の1年に限定してなされる。
 - (j) 報酬総額の固定および変動の要素は、適切にバランスが取られ、固定報酬の要素は、報酬総額の相当部分とされ、変動報酬の要素を一切支給しない可能性も含めて変動要素を十分に柔軟な方針で運用することができるようにする。
 - (k) 満期前の契約解約の場合の支払は、契約終了までの期間において達成された業績を反映するものとし、失策については不問とする形で設計する。
 - (l) 変動報酬の要素またはプールされる変動報酬の要素を算定するために使用される業績を測定するため、関連する現在および将来のすべてのリスクの種類を統合することのできる包括的な調整メカニズムが含まれる。

- (m) UCITSの法制およびUCITSのファンド規則またはその設立文書に従うことを条件として、変動報酬の要素の相当部分は、また、いかなる場合においても少なくともその50%は、関連するUCITSの受益証券口数、同等の所有権または株式連動の証券もしくは本項において言及される証券と同等の効果的なインセンティブを提供する同等の非現金証券で構成される。ただし、UCITSの管理が管理会社が管理している全ポートフォリオの50%に満たない場合は、かかる最低限50%の制限は適用しない。

本項で言及される証券は、管理会社、その管理するUCITSおよび当該UCITSの投資家の各利益と報酬を受ける者のインセンティブとを連携させる目的で設計される適切な保有方針に従う。本項は、以下(n)に従って繰り延べられる変動報酬の要素の部分および繰り延べられない変動報酬の要素の部分のいずれにも適用される。

- (n) 変動報酬の要素の相当部分は、また、いかなる場合においても少なくともその40%は、UCITSの投資家に対して推奨される保有期間として適切と考えられる期間について、また、当該UCITSのリスク性質と正確に合致する期間について、繰り延べる。

本項で言及される期間は、少なくとも3年とする。繰延べの取決めに基づいて支払われる報酬を受ける権利は、当該期間に比例して発生する。特に高額の変動報酬の要素の場合には、少なくとも60%は繰り延べられるものとする。

- (o) 変動報酬は、繰り延べられる部分も含めて、管理会社全体の財務状態に照らして管理会社が持続可能かつ事業部門、UCITSおよび該当する個人の各業績に照らして正当と認められる場合に限り、支払われまたは権利が発生する。

変動報酬の総額は、原則として、管理会社または該当するUCITSが芳しくないか好ましくない財務実績であった場合は、現在の報酬およびその時点で発生済みとされる金額を、ボーナス・マルス・システムやクローバック(回収)を含めて減額することを考えつつ大幅に縮小されるものとする。

- (p) 年金方針は、管理会社および管理会社が管理するUCITSの事業上の戦略、目的、価値観および利益に合致するものであるものとする。

従業員が定年退職より前の時点で管理会社を辞める場合、任意支払方式による年金給付は、退職後5年間は、上記(m)項に定める証券の形式で管理会社により保有されるものとする。従業員が定年退職する場合は、任意支払方式による年金給付は、同じく5年間の留保期間後に上記(m)項に定める証券の形式で支払われるものとする。

- (q) 役職員は、個人のヘッジ戦略または報酬に関する保険や役員賠償に関する保険を、その報酬の取決めに含まれるリスク調整効果を弱めるために利用しない旨約束する。

- (r) 変動報酬は、2010年法の法的要件を回避することを容易にするピークルや方式を通じては支払われない。

上記の各原則は、その専門的業務が管理会社または管理会社が管理するUCITSのリスク・プロファイルに重大な影響を及ぼしうる上級管理職、リスクを取る者、内部統制担当者または従業員のうち上級管理職やリスクを取る者と同じ報酬区分に属する報酬総額の中から報酬を受ける従業員を含む各役職員の利益のために行われる、管理会社が支払うその種類を問わない給付、成功報酬を含めてUCITS自体が直接支払う金額、およびUCITSの受益証券もしくは投資証券の何らかの譲渡に適用される。

自社の規模またはその管理するUCITSの規模、その組織および活動の性質、範囲、複雑さにおいて重要な管理会社は、報酬委員会を設置するものとする。報酬委員会は、報酬に関する方針および実務、ならびにリスク管理に資するインセンティブについてその要求に合うかつ独自の判断を行うことができる形で構成されるものとする。

指令2009/65/EC第14a(4)で言及されるESMA指針に従って設置される報酬委員会(該当する場合は、管理会社または関連するUCITSのリスクやリスク管理への配慮および経営陣がその監査機能の一環として行う場合を含む、報酬に関する決定の作成に責任を負うものとする。報酬委員会の議長は、該当する管理会社の経営陣の中で業務執行機能を担わない構成員が務めるものとする。報酬委員会の委員は、該当する管理会社の経営陣の中で業務執行機能を担わない構成員とする。従業員が経営陣に占める割合が労働法上定められている管理会社に関しては、報酬委員会には、一もしくは複数の従業員代表者を含めるものとする。報酬委員会は、その決定を作成するにあたり、投資家その他ステークホルダーの長期的な利益および公共の利益を考慮に入れるものとする。

- (8) 管理会社は、管理会社が投資家の苦情に適切に対応することを確保し、かつ、管理会社が他の加盟国において設定されたUCITSを運用する場合、投資家によるその権利の行使に規制がないことを確保するため、2010年法第53条に従い措置を講じ、かつ適切な手続および取決めを設定するものとする。かかる措置により、投資家は、加盟国の複数の公用語または公用語のうちのいずれかにより苦情を提出することが認められなければならない。

管理会社は、UCITS所在加盟国の公的または監督当局の要求に応じて情報を提供することができるよう、適切な手続および取決めを設定するものとする。

- (9) 管理会社は、1993年法第1条(1)に規定する関連代理人を任命することができる。

管理会社が関連代理人の任命を決定する際、当該管理会社は、2010年法に基づき許可される行為の範囲内で、1993年法第37-8条に従う投資会社に適用される規則を遵守しなければならない。

3.3 設立の権利および業務提供の自由

- (1) 2010年法第15章に従い認可された管理会社が、その他の活動または業務を行うことを提案することなく、2010年法別表IIに定めるとおり自らが運用するUCITSの受益証券を支店を設置せずにUCITS所在加盟国以外の加盟国において販売することのみを提案する場合、当該販売は、2010年法第6章の要件のみに従うものとする。
- (2) 指令2009/65/ECに従い、他の加盟国の監督当局により認可された管理会社は、支店の設置によるかまたは業務提供の自由に基づき、ルクセンブルグで、当該認可された活動を行うことができる。2010年法はかかる活動をルクセンブルグで行うための手続および条件を定めている。

- (3) 2010年法第15章に従い認可された管理会社は、支店の設置によるかまたは業務提供の自由に基
づき、他の加盟国の領域内で、認可された活動を行うことができる。2010年法はかかる活動を他の
加盟国で行うための手続および条件を定めている。

3.4 UCITS管理会社に適用される規則

CSSF規則No.10-4は、管理会社の基本的な設立要件ならびにその利益相反、業務遂行およびリスク管理に関する要件を定めている。

2018年8月23日、CSSFは、以前適用されていたCSSF告示12/546に代替する告示18/698を発行した。

ルクセンブルグのUCITS管理会社および自己運用型投資法人のみを対象としたCSSF告示12/546とは異なり、CSSF告示18/698は、あらゆる投資ファンド運用会社(すなわち、UCITS管理会社および自己運用型投資法人だけでなく、第16章管理会社、AIFMおよび2013年法第4条第1項b)の意味における内部運用されるAIF)および登録事務代行会社の機能を行使する事業体を対象としている。

当該告示により、CSSFは、投資ファンド運用会社の認可に関するその最新の規制上の慣行を確認するとともに、投資ファンド運用会社の活動の量および性質を考慮して投資ファンド運用会社が適切な人材を利用できるようにする必要性を特に重視しつつ、CSSFが投資ファンド運用会社の内部組織、実体、方針および手続に特に注意を払っていることを示している。この点において、CSSF告示18/698は、(i)投資ファンド運用会社により要求される業務執行役員および従業員の人数、ならびに(ii)取締役および業務執行役員が有することが認められる権限の数を定めている。

後者は、当該告示が投資ファンド運用会社に影響を及ぼすだけでなく、投資ファンド運用会社、UCITS、AIFおよびこれらに関連する特別目的ビークルの取締役会の構成員に影響を及ぼすことを意味する。

さらに、CSSF告示18/698は、投資信託、その投資家、販売に関与する仲介業者および投資信託のために行われる投資に関連するマネーロンダリングおよびテロ資金供与の防止に関してCSSFが期待することを明確にしている。

CSSFは、投資ファンド運用会社に対し、運用委員会会議および取締役会の開催に関して形式に従うよう要求しており、統治組織およびCSSFのために異なる報告書を作成することについても言及している。

当該告示は、デュー・ディリジェンスおよび委託先の継続的な監視の要件について追加的な説明を提供している。

また、CSSFは、投資ファンド運用会社に適用される内部統制、管理機能、運用機能および技術基盤の要件を、MiFIDファームに適用される要件により厳密に一致させている。

2019年12月20日、CSSFは、オープン・エンド型UCIの流動性リスク管理に関するIOSCOの勧告を実施する告示19/733を公表した。当該告示は、運用される各UCIのレベルにおける強固かつ効果的な流動性リスク管理プロセスの実施のために、管理会社がIOSCOの勧告(当該告示に添付される。)を適用することおよび関連するIOSCOの良好な慣行(IOSCOのウェブサイトで入手可能である。)を利用することをCSSFが期待していることを明確にするものである。

IOSCOの勧告において扱われる流動性リスク管理プロセスの主要な要素は、当該告示において要約されている。すなわち、UCIの設計プロセス、UCIの日々の流動性管理および危機管理計画である。

4. ルクセンブルグのUCITSに関する追加的な法律上および規制上の要件

4.1 ルクセンブルグのUCITSの認可、登録および監督

4.1.1 UCITSの認可および登録

2010年法第129条および第130条は、ルクセンブルグ内で活動するすべてのファンドの認可・登録に関する要件を規定している。

- (i) 次の投資信託はルクセンブルグのCSSFから正式な認可を受けることを要する。
 - ルクセンブルグの投資信託は、設立または設定の日から1か月以内に認可を受けること。
 - EU加盟国以外の国の法律に基づいて設立・設定されまたは運営されている投資信託および他のEU加盟国で設立・設定された投資信託ではあるが譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託(UCITS)でないものについては、その証券がルクセンブルグ大公国内またはルクセンブルグ大公国から外国に向けて募集または販売される場合には、当該募集または販売を行う以前に認可を受けること。
- (ii) 認可を受けたUCIは、CSSFによってリストに登録される。かかる登録は認可を意味する。
- (iii) ルクセンブルグ法、規則およびCSSFの告示の条項を遵守していない投資信託は、認可を拒否または登録を取り消されることがある。CSSFのかかる決定およびCSSFの制裁その他の行政措置に関する決定に対し不服がある場合には、行政裁判所(tribunal administratif)に不服申立をすることができ、かかる裁判所が当該申立の実体を審理する。ただし、不服申立がなされた場合も決定の効力は停止されない。当該申立は、争われている決定の通知日から1か月以内になされなければならない。これが満たされない場合は申立ができない。登録の取消の決定が効力を発生した場合、ルクセンブルグの地方裁判所は、検察官またはCSSFの要請に基づき、該当するルクセンブルグのUCIの解散および清算を決定する。

CSSFの権限と義務は、2010年法第133条に定められている。

4.1.2 投資家に提供される情報

2010年法第150条は投資信託による目論見書、年次報告書および半期報告書の公表義務を定義している。

2010年法の第159条は、UCITSが、簡潔、かつ、専門的でない用語により記載された主要投資家情報文書(以下「UCITS KIID」という。)を公表する義務も規定している。

2010年法は、さらに以下の公表義務を定めている。

- 投資法人および管理会社は、自己が運用している各FCPのために、目論見書およびKIDおよびそれらの変更、ならびに年次報告書および半期報告書をCSSFに送付しなければならない。
- KIDは、投資家がUCITSの受益証券/投資証券の申込みを行う前に、無償で投資家に提供されなければならない。

KIDは、加盟国以外の国の投資家に必ずしも提供される必要はない。ただし、かかる国の監督当局が、当該情報を投資家に提供するように要求する場合を除く。

さらに、目論見書および直近の公表されている年次報告書および半期報告書が、請求により無償で投資家に提供されなければならない。

- 投資家は、年次報告書および半期報告書を、目論見書およびKIDに記載された方法により入手できる。

- 年次報告書および半期報告書は、請求により投資家に無償で提供される。
- 監査済年次報告書ならびに監査済または未監査の半期報告書は、当該期間終了以降、4か月および2か月以内に公表されなければならない。

PRIIPs規則に従い、いわゆる「PRIIP」についてEUの個人投資家に対して助言、募集または販売する者および団体は、規則1286/2014に記載されるとおり、かかる個人投資家がPRIIPに投資する前にかかる個人投資家に対して主要情報文書(以下「PRIIPs KID」という。)を交付する必要がある。「PRIIP」との用語は、パッケージ型個人向け投資金融商品をいう。

PRIIPs規則は、2018年1月1日から適用され、2023年1月1日以降、UCITSは、PRIIPs KIDを作成しなければならない。

PRIIPs規則の目的は、(i)PRIIPs KID(最大A4 3頁)を通じて統一化および標準化された情報の提供を確保することにより、個人投資家保護を向上させることならびに(ii)PRIIP市場の参加者全員(PRIIPの設定者、助言者および販売者)に対しEU全体で統一化された規則および透明性を課すことである。

PRIIPのコンセプトには、(クローズド・エンドかオープン・エンドかを問わず、UCITSを含む)あらゆる種類の投資ファンド、(その基礎形態が何であるかを問わず、かつ仕組預金を含む)仕組商品および(変額年金商品および配当付商品を含む)保険の方式による投資が含まれる。除外される投資商品はごく少数で、生命保険以外の商品、仕組預金以外の預金、雇用者による資金拠出が要求される個人年金商品である。

UCITSの受益証券/投資証券の販売に関する一切の広告においては、目論見書(および該当ある場合はUCITS KIID/PRIIPs KID)が入手可能である旨について記載し、および入手場所を示さなければならない。

4.1.3 ルクセンブルグのUCITSに適用される主な規制

- 2011年7月1日時点での欧州のマネー・マーケット・ファンドに共通の定義に関する2010年5月19日付CESRガイドライン10-049(改正済)およびMMF規則(マネー・マーケット・ファンドに関する2017年6月14日付欧州議会および欧州理事会規則(EU)2017/1131)
- 設立要件、利益相反、業務遂行、リスク管理ならびに保管受託銀行および管理会社との契約の内容についての指令2009/65/ECを実施する2010年7月1日付委員会指令2010/43/EUを法制化する2010年12月22日付CSSF規則No.10-4(2022年7月27日付CSSF規則No.22-05により改正済)
- ファンドの併合、マスター・フィーダー構造および通知手続に係る特定の規定についての指令2009/65/ECを実施する2010年7月1日付委員会指令2010/44/EUを法制化する2010年12月22日付CSSF規則No.10-5(改正済)
- ルクセンブルグの投資信託および投資ファンド運用会社が販売前およびクロス・ボーダーの販売において遵守すべき新たな通知および通知解除の手続に関するCSSF告示22/810(CSSF告示11/509を廃止)
- 運用開始前のコンパートメント、再開待ちのコンパートメントおよび清算中のコンパートメントに関連する2012年7月9日付CSSF告示12/540
- 2010年法パートIIに服するUCITSの預託機関を務める信用機関およびその管理会社により代表されるすべてのUCITS(場合に応じて)に適用される規定に関するCSSF告示16/644(CSSF告示18/697により改正済)

- SFT規則(規則(EU)No. 648/2012を改正する、証券金融取引および再使用の透明性に関する2015年11月25日付欧州議会および欧州理事会規則(EU)2015/2365)
- 規則(EU)No 648/2012(EMIR)に基づく報告に関するESMA指針の適用に関するCSSF告示23/846
- ベンチマーク規則(指令2008/48/ECおよび指令2014/17/EUならびに規則(EU)No. 596/2014を改正する、金融商品および金融契約のベンチマークとしてまたは投資ファンドのパフォーマンスを測定するために用いられる指数に関する2016年6月8日付欧州議会および欧州理事会規則(EU)2016/1011)(改正済)
- SFDR(金融サービスセクターにおける持続可能性に関連する開示に関する2019年11月27日付欧州議会および欧州理事会規則(EU)2019/2088)(改正済)
- タクソミー規則(規則(EU)2019/2088を改正する、持続可能な投資を促進するための枠組みの確立に関する2020年6月18日付欧州議会および欧州理事会規則(EU)2020/852)
- 純資産価額の計算過誤、投資規則不遵守の事例およびその他UCIレベルで過誤が生じた場合の投資家保護に関するCSSF告示24/856

4.2 ルクセンブルグのUCITSに適用される追加的な規制

(i) 公募または販売の承認

2010年法第129条第1項は、すべてのルクセンブルグのファンドが活動を行うためにはCSSFの認可を受けなければならない旨規定している。

(ii) 設立文書の事前承認

2010年法第129条第2項は、CSSFが設立文書または約款および保管受託銀行の選定を承認した場合にのみファンドが認可される旨規定している。

(iii) 2010年法パートIに従うUCITSは、上記(ii)に定める条件のほか、以下の条件を満たさない限り、CSSFにより認可されないものとする。

- a) FCPは、当該FCPを運用するための管理会社の申請書をCSSFが承認した場合に限り認可されるものとする。管理会社を指定した投資法人は、当該投資法人を運用するために指定された管理会社の申請書をCSSFが承認した場合に限り認可されるものとする。
- b) 上記a)を損なうことなく、ルクセンブルグにおいて設立されたUCITSが指令2009/65/ECに従う管理会社により運用され、指令2009/65/ECに基づき他の加盟国の管轄当局により認可されている場合、CSSFは、2010年法第123条に従い、当該UCITSを運用するための管理会社の申請書について決定するものとする。

2010年法第129条第4項に基づき、CSSFは、以下の場合、2010年法第2条の範囲内においてUCITSの認可を拒否することがある。

- a) 投資法人が2010年法第3章に定める前提条件を遵守していないことを立証した場合
- b) 管理会社が2010年法第15章に基づきUCITSを運用することを認可されていない場合
- c) 管理会社がその所在加盟国においてUCITSを運用することを認可されていない場合

2010年法第27条第1項を損なうことなく、管理会社または投資法人(該当する場合)は、完全な申請書が提出されてから2か月以内に、UCITSの認可が付与されたか否かにつき通知を受けるものとする。

(iv) 販売資料

2005年4月6日付CSSF告示05/177によると、販売用資料については、それが利用される外国の権限ある当局による監督に服していない場合であっても、コメントを得るためにCSSFに提出する必要はないものとされている。ただし、CSSFの監督に服する者および会社は、提供する業務につき誤解を生じさせる勧誘資料を作成せず、また、必要に応じてかかる業務に固有の特定のリスクにつき言及するなどして、ルクセンブルグ内外の金融界の行為準則を継続的に遵守しなければならない。

これらの文書には、ルクセンブルグの法令により要求される情報に加えて、当該文書が用いられるルクセンブルグ以外の国において要求されるすべての情報を記載せねばならない。

2022年1月30日、CSSFは、規則(EU)No.345/2013、規則(EU)No.346/2013および規則(EU)No.1286/2014を改正する、集団投資事業のクロス・ボーダーの販売の促進に関する2019年6月20日付欧州議会および欧州理事会規則(EU)2019/1156(改正済)に基づくマーケティング・コミュニケーションに関するESMA指針(同指針は2021年8月2日に公表された。)の適用に関する告示22/795を公表した。この告示において、CSSFは、当該マーケティング・コミュニケーションのオンライン上の側面も考慮することにより、UCITSおよびAIFのマーケティング・コミュニケーションがマーケティング・コミュニケーションであることの識別、UCITSまたはAIFの受益証券/投資証券を購入する上でのリスクおよびリターンに関する等しく目立つ形での説明ならびにマーケティング・コミュニケーションの公正、明確かつ誤解を招かない性質に関する共通原則を確立するESMA指針をCSSFが適用し、取り入れることを確認している。

(v) 目論見書の記載情報

目論見書は、提案された投資について投資家が情報を得た上で判断を行うことができるようにするための必要な情報、特に、投資に付随するリスクに関する情報を含むものでなければならない。目論見書は、投資する商品のいかにかわらず、投資信託のリスク概要について明瞭かつ分かりやすい説明をしなければならない。

保管受託銀行に関しては、UCITS Vの規則により、パートIファンドの目論見書において以下の情報を開示することを求められる。

- ・ 保管受託銀行の特定とその職務の詳細
 - ・ UCITS、投資家、管理会社および保管受託銀行の間の潜在的な利益相反の開示
 - ・ 保管受託銀行が委託する保管機能の詳細、委託先および再委託先のリストならびにかかる委託により生じる可能性のある利益相反
 - ・ 上記に関する最新の情報が要請に応じて投資家に公開される旨の記載
 - ・ すべての資産の保管を集中させるために単一のまたは限定的な第三者を利用することの開示
- 2010年法のパートIの範囲内に該当するUCITSに関しては、目論見書に以下の情報のいずれかを記載するものとする。

- a) 最新の報酬方針の詳細(報酬および給付の計算方法の詳細、報酬および給付の付与に責任を負う者の特定(存在する場合には、報酬委員会の構成を含む。))を含むが、これらに限られない。)

- b) 報酬方針の要約、ならびに最新の報酬方針の詳細(報酬および給付の計算方法の詳細、報酬および給付の付与に責任を負う者の特定(存在する場合には、報酬委員会の構成を含む。)を含むが、これらに限られない。)をウェブサイトで公開する旨(当該ウェブサイトへの言及を含む。)および要請に応じて紙による写しを無料で公開する旨の記載

目論見書は、少なくとも2010年法の別紙IのスケジュールAに記載される情報を含まなければならない。ただし、これらの情報が当該目論見書に付属する約款または設立文書に既に記載されている場合はこの限りではない。

(vi) 目論見書の更新義務

2010年法第153条は、完全な目論見書の重要な部分は常に更新されなければならない旨を規定している。

(vii) 財務報告および監査

1915年法第461-6条第2項の一部修正により、SICAV は、年次財務書類ならびに承認された法定監査人の報告書、運用報告書および関連する場合は監査役会の見解を、年次投資主総会の招集通知と同時に登録受益者に対して送付することを要しない。招集通知には、これらの文書を投資家に提供する場所および実務上の取決めを記載するものとし、各投資家が年次財務書類ならびに承認された法定監査人の報告書、運用報告書および監査役会の見解(該当する場合)の送付を請求することができる旨を明記するものとする。

1915年法の規定により、公開有限責任会社の取締役会は、事業年度の貸借対照表および損益計算書がルクセンブルグの商業および法人登記所に提出されている旨をRESAに公告する義務を負っている。

2010年法第154条は、ルクセンブルグの投資信託が年次報告書に記載される財務情報について、承認された法定監査人(réviseur d'entreprises agréé)による監査を受けなければならない旨を規定している。承認された法定監査人は、その義務の遂行にあたり、UCIの報告書またはその他の書類における投資家またはCSSF向けに提供された情報が当該UCIの財務状況および資産・負債を正確に記載していないと確認した場合は、直ちにCSSFに報告する義務を負う。承認された法定監査人はさらに、CSSFに対して、承認された法定監査人がその職務遂行に当たり知りまたは知るべきすべての事項についてCSSFが要求するすべての情報または文書を提供しなければならない。

CSSFは、そのリスク・ベースの監督を改善する観点から、2021年12月末に健全性上の目的およびAML / CFTの目的において三つの告示を公表した。これらの告示は、いわゆる「長文式報告書」の作成を求めた、UCITSおよびパートIIファンドの監査人の業務指針に関する2002年12月6日付CSSF告示02/81に定められる要件を修正(し、代替)するものである。これらの告示は、見直された要件を他の規制を受ける事業体(SIF、SICARおよび投資ファンド運用会社)まで拡大適用するものである。

- CSSF告示21/788は、マネーロンダリングおよびテロ資金供与の防止に関する2012年12月14日付CSSF規則12-02(改正済)第49条において言及される承認された法定監査人(réviseur d'entreprises agréé)による新たなAML / CFT外部報告書の作成を導入するものである。

- CSSF告示21/789は、すべての認可を受けた投資ファンド運用会社、自己運用SICAV および自己運用AIFについて新たな自己評価質問票(以下「SAQ」という。)を導入するものである。同告示は、承認された法定監査人(réviseur d'entreprises agréé)の新たな要件を導入し、マネジメント・レターに適用される具体的な規制上の枠組みを定めるものでもある。この告示は、2010年法第125-1条の対象となる第16章管理会社に対するCSSF告示21/789の適用範囲を明確化し、マネジメント・レターの送信手続に関してCSSF告示18/698および19/708を廃止するCSSF告示23/839によって改正されている。
- CSSF告示21/790は、すべてのUCITS、パートIIファンド、SIFおよびSICARについて新たなSAQを導入するものである。同告示は、承認された法定監査人の新たな要件を導入し、マネジメント・レターに適用される具体的な規制上の枠組みを定めるものでもある。

(viii)財務報告書の提出

2010年法第155条は、ファンドは年次報告書および半期報告書をCSSFに提出しなければならない旨を規定する。

2010年法第147条は、CSSFが、UCIに対しその義務の遂行に関する情報の提供を要求することができるとともに、当該目的のために、自らまたは任命する者を通じて、UCIの帳簿、会計書類、登録簿その他の記録および書類を検査することができる旨規定している。

IML告示97/136(CSSF告示08/348により改正)およびCSSF告示15/627に従い、2010年法に基づきルクセンブルグで登録されているすべての投資信託は月次および年次の財務書類をCSSFに提出しなければならない。

(ix) 罰則規定およびその他の行政措置

1915年法および2010年法に基づき、1人または複数の取締役または投資信託(fonds d'investissement)の事務管理または運用に対して形式を問わず責任を有するその他の者が、同法の規定に違反した場合、禁固刑および/または、一定の場合には5,000,000ユーロ(または経営陣により承認された最新の入手可能な計算書に基づく法人の年間総売上高の10%)以下の罰金刑に処される。

- (1) 2010年法の下、2010年法第148条第1項ないし第3項に言及される場合において、CSSFは、下記(2)記載の制裁およびその他の行政措置を、以下に対して課することができる。
 - 2010年法パートIおよびパートIIに従うUCI、その管理会社、保管受託銀行およびCSSFの監督に服する、UCI業務に貢献する事業
 - 直前の項目に言及される事業体の経営陣もしくは監査役会の構成員または2010年法第129条第(5)項に規定する範囲の当該事業体の業務を有効に行う者
 - (UCIが任意清算される場合)清算人
- (2) かかる場合において、CSSFは、以下の処罰およびその他の行政措置を課することができる。
 - a) 責任を負うべき者および法律違反の性質を特定する声明
 - b) 責任を負うべき者に対し違法行為の停止および再犯の排除を求める命令
 - c) (UCIまたは管理会社の場合)UCIまたは管理会社の認可の停止または取消し

- d) 管理会社もしくはUCIの経営陣の構成員、または管理会社もしくはUCIにより雇用された、責任を負う他の自然人に対する、これらの団体もしくはその他類似の団体の経営機能の行使の一時禁止令または(度重なる重大な法令違反の場合)永久禁止令
 - e) (法人の場合)5,000,000ユーロ以下の罰金または経営陣により承認された最新の入手可能な計算書に基づく法人の年間総売上高の10%以下の金額(法人が親会社である場合または指令2013/34/EUに従って連結財務諸表を作成しなければならない親会社の子会社である場合は、会計領域の関連するEU法に従い、最終親会社の経営陣により承認された最新の入手可能な計算書に基づく関連する年間総売上高が、年間総売上高または対応する種類の収益となるものとする。)
 - f) (自然人の場合)5,000,000ユーロ以下の罰金
 - g) 上記e)およびf)の代わりとして、法律の違反から生じた利益が決定される場合、(上記e)およびf)の上限金額を上回る場合であっても)当該利益の少なくとも2倍の金額以下の罰金
- (3) 2010年法の規定の違反に対する行政制裁または行政措置を課する決定(不服申立てが存在しないものに限られる。)について当該制裁または措置を課せられた者が知らされた後、CSSFは、不当な遅滞なく、CSSFのウェブサイト上で当該決定を公表するものとする。かかる公表は、少なくとも、当該違反の種類および性質ならびに責任を負うべき者の身元に関する情報を含むものとする。当該義務は、調査の性質を有する措置を課する決定には適用されない。ただし、法人の身元もしくは自然人の個人データの公表の均衡性を個別に評価した後において、当該公表は均衡性に欠くとCSSFが判断した場合、または、公表することで金融市場の安定性もしくは継続中の調査が危険にさらされる場合、CSSFは、以下のいずれかを行うものとする。
- a) 非公表とする理由がなくなるまで、当該制裁または措置を課する決定の公表を延期すること。
 - b) 適用法を遵守する方法により、匿名で当該制裁または措置を課する決定を公表すること(当該匿名による公表により、関係する個人データの効果的な保護が確保される場合に限られる。)
 - c) (上記a)およびb)に定める選択肢について、以下を確保するには不十分であると判断された場合)制裁または措置を課する決定を公表しないこと。
 - i) 金融市場の安定性が危険にさらされないこと。
 - ii) 重要ではない性質を有するとみなされる措置に関する当該決定の公表の均衡が取れていること。

CSSFが匿名で制裁または措置を公表することを決定した場合、関連するデータの公表は、合理的な期間、延期される場合がある。ただし、当該期間内に、匿名の公表とする理由がなくなるとみなされる場合に限られる。

- (4) また、CSSFは、制裁または措置を課する決定が不服申立てに服する場合、その旨の情報および当該不服申立ての結果に関するその後の情報を、CSSFの公式ウェブサイト上で直ちに公表するものとする。制裁または措置を課する従前の決定を無効とする決定についても、公表するものとする。
- (5) 本条に従った制裁または措置の公表は、公表後5年から10年の間、CSSFのウェブサイト上に掲載され続けるものとする。
- (6) 指令2009/65/ECの第99e条第(2)項に従い、CSSFがUCITS、管理会社またはUCITSの保管受託銀行に関する行政処罰または行政措置を公開した場合、CSSFは、それと同時に、当該行政処罰または行政措置をESMAに報告するものとする。
- さらに、CSSFは、上記(1) c)に従い、課せられたが公表されていない行政処罰(当該行政処罰に関する不服申立ておよびかかる不服申立ての結果を含む。)をESMAに報告するものとする。
- (7) CSSFが行政処罰または行政措置の種類および罰金の水準を決定した場合、CSSFは、それらが効果的で、均衡が取れており、制止的であることを確保するとともに、以下(該当する方)を含む、一切の関連する状況を考慮するものとする。
- a) 違反の重大性および期間
 - b) 違反につき責任を負うべき者の責任の程度
 - c) 例えば、法人の場合は総売上高または自然人の場合は年間所得により記載される、違反につき責任を負うべき者の財務力
 - d) 違反につき責任を負うべき者が得た利益または回避した損失の重要性、他者に対する損害および(該当する場合)市場または広範な経済の機能性に対する損害(それらが決定される範囲に限られる。)
 - e) 違反につき責任を負うべき者によるCSSFに対する協力の程度
 - f) 違反につき責任を負うべき者の従前の違反
 - g) 違反の後において当該違反につき責任を負うべき者により講じられた再犯防止措置
- (8) CSSFは、2010年法の規定の潜在的または実際の違反の報告を勧奨する効果的かつ信頼できるメカニズム(かかる違反の報告について連絡を取れる経路の確保を含む。)を確立する。
- (9) 上記(8)に言及されたメカニズムには、少なくとも、以下が含まれる。
- a) 違反報告の受領およびその後の対応に関する具体的な手続
 - b) UCI、管理会社、保管受託銀行およびCSSFの監督に服する、UCI業務に貢献する事業の従業員で、これらの内部で犯された違反を報告した従業員を、少なくとも報復、差別その他の類の不公平な扱いから適切に保護すること

- c) 個人データの処理に係る個人の保護に関する改正2002年8月2日法に従い、違反報告者

および違反に責任を負うべきと主張される自然人の双方の個人データを保護すること⁴

⁴ 個人データの処理に係る個人の保護に関する2002年8月2日法は、データ保護国家委員会を設立し、また、個人データの処理に関連する自然人の保護および当該データの自由な移動に関する2016年4月27日付欧州議会および欧州理事会規則(EU)2016/679を施行し、また、労働法および公務員の昇進に関する処理の体制および条件ならびに手続を制定する改正2015年3月25日法を改正する、指令95/46/EC(一般データ保護規則)を廃止する、2018年8月1日付ルクセンブルグ法により廃止された点に留意されたい。

- d) 追加の調査またはその後の司法手続において開示が必要となる場合を除き、違反報告者に関していかなる場合においても秘密が保証されるようにする明確な規則

(10) 上記(1)に言及されたUCI、管理会社、保管受託銀行およびCSSFの監督に服する、UCI業務に貢献する事業の従業員による違反の報告は、契約または法令もしくは行政規定により強制される情報開示制限の違反を構成せず、かかる報告に関するいかなる責任も報告者に負わせることはない。

(11) UCI、管理会社、保管受託銀行およびCSSFの監督に服する、UCI業務に貢献する事業は、特定の独立した自律的な経路を通じて内部から違反を報告できるように自らの従業員のために適切な手続を設ける。

- (x) CSSFへの報告義務

CSSFへの定期的な報告に加えて、管理会社およびUCIは、健全性監督の目的でCSSFに送信されるアドホックな情報を含む多くのアドホックな報告要件に従う。

4.3 清算

4.3.1 投資信託の清算

2010年法は、ルクセンブルグ法に基づいて設立・設定された投資信託の清算に関し、さまざまな場合を規定している。

FCPまたはSICAVの存続期間が終了した場合、約款の規定に基づきFCPが終了した場合または投資主総会決議によって会社型投資信託が解散された場合には、設立文書もしくは規約または適用される法令の規定に基づいて清算が行われる。

4.3.1.1 FCPの強制的・自動的解散

- a) 管理会社または保管受託銀行がその権限を停止し、下記b)にて言及される特定の状況に反することなしに通知期間の終了時または2か月以内に後任が見付からない場合
- b) 管理会社が破産宣告を受けた場合
- c) 連続して6か月を超える期間中、純資産価額が法律で規定されている最低額の4分の1を下回った場合

(注) 純資産価額が法律で要求される最低額の3分の2を下回った場合、自動的には清算されないが、CSSFは清算を命じることができる。この場合、清算は管理会社によって行われる。

4.3.1.2 SICAVについては以下の場合には投資主総会に解散の提案がなされなければならない。

- a) 資本金が、法律で規定される資本の最低額の3分の2を下回る場合。この場合、定足数要件はなく、単純多数決によって決定される。

- b) 資本金が、上記最低額の4分の1を下回る場合。この場合、定足数要件はなく、当該SICAVの解散の決定は、かかる投資主総会において4分の1の証券またはパートナーシップ持分を保有する投資主によって決定される。
- c) 投資主総会は、資本金が最低資本金の3分の2または4分の1を下回ったことが判明してから40日以内に開催されるよう招集されるものとする。
- d) SICAVの設立文書に總會に関する定めがない場合、取締役またはマネージャーは、SICAVの資本金が法律で規定される最低額の3分の2を下回った場合に遅滞なくCSSFに報告するものとする。かかる場合、CSSFは、状況を考慮して、取締役またはマネージャーに対しSICAVの清算を要求することができる。

その他の法的形態については、異なる清算プロセスが存在する場合がある。

- 4.3.1.3 ルクセンブルグ法の下で存続するすべての投資信託は、CSSFによる登録の取消または拒絶およびそれに続く裁判所命令があった場合に解散される。

4.3.2 清算の方法

4.3.2.1 通常清算

清算は、通常、次の者により行われる。

- a) FCP

管理会社、または管理会社によってもしくは約款の特別規定(もしあれば)に基づき受益者によって選任された清算人

- b) 会社型投資信託

投資主総会によって選任された清算人

清算は、CSSFがこれを監督し、清算人については、監督当局の異議のないことを条件とする(2010年法第145条第1項)。

清算人がその就任を拒否し、またはCSSFが提案された清算人の選任を承認しない場合は、地方裁判所の商事部門が利害関係人またはCSSFの請求により清算人を申請するものとする。

清算の終了時に、受益者または投資主に送金できなかった清算の残高は、原則として、ルクセンブルグの国立機関であるCaisse de Consignationに預託され、権限を有する者は同機関において受領することができる。

4.3.2.2 裁判所の命令による清算

地方裁判所の商事部は、CSSFの請求によって投資信託を解散する場合、2010年法第143条および裁判所命令に基づく手続に従いCSSFの監督のもとで行為する清算人を選任する。清算業務は、裁判所に清算人の報告が提出された後裁判所の判決によって終了する。未分配の清算残高は上記4.3.2.1に記載された方法で預託される。

V. 2013年法に従うオルタナティブ投資ファンド

2013年7月15日に、AIFMをルクセンブルグ法に法制化するオルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2013年7月12日付が公表された。

- (i) 2013年法に従い、その通常業務が一または複数のAIFを運用することである法人は、(当該AIFMが2013年法の適用外である場合を除き)2013年法を遵守しなければならない。AIFとは、以下の投資信託(そのコンパートメントを含む。)をいうと定義される。
- a) 多数の投資家から資金を調達し、かかる投資家の利益のために、定められた投資方針に従ってその資金を投資することを目的としており、かつ、
 - b) 指令2009/65/EC第五条に基づき認可を必要としない投資信託。
- (ii) 2013年法は、以下のAIFMには適用されない。
- a) AIFM、AIFMの親会社もしくは子会社またはその他AIFMの親会社の子会社のみが投資家であるAIFを運用する、ルクセンブルグで設立されたAIFM(ただし、かかる投資家のいずれも、それ自体がAIFではないことを条件とする。)
 - b) ルクセンブルグで設立されたAIFMであり、共同運用もしくは共同管理により、または、直接的もしくは間接的な実質的保有により、当該AIFMと関連する会社を通じて、以下のいずれかのAIFのポートフォリオを直接的または間接的に運用するAIFM
 - (i) その運用資産(レバレッジの利用を通じて取得される資産を含む。)の総額が100百万ユーロの限度額を超えないAIF、もしくは
 - (ii) レバレッジされておらず、各AIFへの当初投資日から5年間行使可能な買戻請求権を有していないAIFによりポートフォリオが構成される場合は、その運用資産の総額が500百万ユーロの限度額を超えないAIF(それぞれを「最低限度額」という。)

AIFMは、上記b)(ii)に基づき2013年法の適用が除外される場合であっても、CSSFへの登録を行わなければならない(以下「登録AIFM」という。)。登録AIFMは、CSSFへの登録時に、当該AIFMが運用するAIFを特定し、かかるAIFの投資戦略に関する情報をCSSFに提供する。登録AIFMは、その登録の完了後、CSSFに対し、CSSFが効率的にシステミック・リスクを監視できるようにするために、当該AIFMの主たる取引手段に関する情報、元本のエクスポージャーに関する情報、および当該AIFMが運用するAIFの最も重要な投資の集中に関する情報を定期的に(少なくとも年に一度)提供しなければならない。登録AIFMが最低限度額を上回る場合、当該AIFMは、CSSFにかかる変更を通知し、完全な認可の申請を行わなければならない。

当該AIFMは、AIFMDパスポート(下記V.1.6を参照のこと。)の恩恵を受けることはなく、このためパートIIファンドの販売は、国内私募規則に今後も準拠する。

1. 2013年法に従うAIFM および保管受託体制

1.1 AIFM

1.1.1 AIFMの概要

AIFの資格を有するルクセンブルグのファンドは、次に掲げるいずれかの例外が適用される場合を除き、認可済みAIFMにより運用されるものとする。

- a) AIFMが、AIFによりまたはAIFのために選任される法人であり、かかる選任を通じてAIFを運用することにつき責任を負う「外部AIFM」である場合。
- b) AIFMが、AIFの法的形態により内部運用が可能な場合で、AIFの統治組織が「外部AIFM」を選任しないことを選択した場合におけるAIFそれ自体(かかる場合、「内部AIFM」、すなわちAIFそれ自体がAIFMとして認可される必要がある。)である場合。

内部で運用されるAIFは、2013年法別表Iに記載されるAIFの内部運用行為以外の行為に従事しないものとする。

前段落とは別に、外部AIFMは、さらに以下の業務を提供することができる。

- a) 指令2003/41/EUの第19条第1項に従い、投資家の権限付与に従い、顧客毎に一任ベースで行う年金基金および退職金運用機関により所有される投資ポートフォリオを含むこれらの運用
- b) 付随的業務としての
 - i) 投資顧問業務
 - ii) 投資信託の投資証券または受益証券に関する保管および管理事務業務
 - iii) 金融証書に関する注文の受理および送達

AIFMは、2013年法第2章に基づき以下の業務の提供を認可されない。

- a) 上記段落に記載される業務のみ
- b) 上記段落のa)に記載される業務について認可を得ることなく、上記段落のb)に記載される付随的業務
- c) 管理事務、販売行為のみおよび/またはAIFの資産に関する行為
- d) リスク管理業務の提供を伴わないポートフォリオ運用業務またはポートフォリオ運用業務を伴わないリスク管理業務

1.1.2 AIFMの認可

ルクセンブルグで設立されたAIFMの行為を開始するには、CSSFの認可を条件とする。

認可申請は、以下の情報を含むものとする。

- a) AIFMの事業を実質的に行う者に関する情報
- b) 適格持分を有するAIFMの株主または社員(直接か間接か、自然人か法人かを問わない。)の身元およびこれらの保有額に関する情報
- c) AIFMが2013年法第2章(AIFMの認可)、第3章(AIFMの運営条件)および第4章(透明性要件)および、適用ある場合、第5章(特定タイプのAIFを運用するAIFM)、第6章(EU AIFMのEUにおけるEU AIFの販売および運用権限)、第7章(第三国に関する具体的規則)および第8章(個人投資家に対する販売)を遵守する方法に関する情報を含む、AIFMの組織構成を記載する活動プログラム
- d) 報酬方針に関する情報
- e) 第三者に対する業務の委託または再委託について締結された取り決めに関する情報

さらに、認可申請はAIFMが2013年法第6条に記載されるとおり運用を意図するAIFに関する情報を含むものとする。

認可の付与に伴い、AIFMは履行前に、とりわけCSSFが認可付与の根拠とした情報の重要な変更についてCSSFに通知する義務が生じる。

また、ルクセンブルグ法に準拠する投資ファンド運用会社の認可および組織に関するCSSF告示18/698ならびに投資ファンド運用会社および登録事務代行会社の機能を行使する事業体に適用されるマネーロンダリングおよびテロ資金供与の防止に関する特定の規定(IV.3.4に詳述される。)は、AIFMの認可の取得および維持のための条件を定めている。

さらに、ルクセンブルグのAIFMは、CSSF告示19/733(上記IV.3.4に詳述される。)にも服する。

1.2 AIFMとしても認可された管理会社

以下の団体はAIFMとしての資格を有する可能性がある。

- (a) UCITS/2010年法第15章記載の管理会社
- (b) 2010年法(第125-1条および第125-2条)第16章記載の管理会社
- (c) 2010年法パートIIに従い内部運用されるUCI
- (d) 2007年法に従い内部運用されるSIF
- (e) 2004年法に従い内部運用されるSICAR
- (f) 2013年法に従い規制されるAIFMたる適格性を採用する予定のその他のルクセンブルグの団体
 - 1. 2010年法、2007年法または2004年法による規制を受けないAIFに対して運用業務を提供するルクセンブルグの団体
 - 2. 2010年法、2007年法または2004年法による規制を受けないAIFの資格を有する、内部運用されるルクセンブルグの団体

1.2.1 第15章記載の管理会社

UCITS/2010年法第101条に従う第15章記載の管理会社の主な活動は、UCITS IV指令に従い認可されたUCITSの運用である。しかしながら、2010年法第15章に従いCSSFにより認可され、ルクセンブルグに登録事務所を有する管理会社は、2013年第2章に基づくAIFMとして行為するため追加許可をCSSFから得ることを条件とし、AIFMDが規定するAIFのAIFMとして任命される場合もある。

AIFMとして行為する第15章記載の管理会社に関する認可情報については、IV.3を参照のこと。

1.2.2 その他の管理会社 - 第16章記載の管理会社

第16章記載の管理会社は、AIFの管理会社およびAIFMとして行為することができる。2010年法第125-1条、第125-2条および第126条は、第16章に基づき存続する管理会社は、充足しなければならない要件および遂行できる行為について規定している。

- (1) 管理会社の業務の開始にはCSSFの事前の認可が必要となる。

管理会社は、公開有限責任会社(société anonyme)、非公開有限責任会社(société à responsabilité limitée)、共同会社(société coopérative)、公開有限責任会社として設立された共同会社(société coopérative organisée comme une société anonyme)または株式有限責任事業組合(société en commandite par actions)として設立されなければならない。当該会社の資本は、記名式株式でなければならない。

認可を受けた管理会社は、CSSFによってリストに登録される。かかる登録は認可を意味し、CSSFは当該管理会社に対し、かかる登録がなされた旨を通知する。リストへの登録の申請は、管理会社の設立より前にCSSFに対しなされなければならない。管理会社の設立は、CSSFによる認可の通知後のみ実行可能である。かかるリストおよびこれに加えられる修正は、CSSFによりメモリアルにおいて公告される。

A) 以下B)に記載される2010年法第125-2条の適用を害することなく、2010年法第125-1条に基づき認可された管理会社は以下の活動にのみ従事することができる。

- (i) AIFMDに規定される範囲内のAIF以外の投資ビークルの運用を行うこと。
- (ii) AIFMDに規定される範囲内のAIFとしての適格性を有している一または複数の契約型投資信託、またはAIFMDに規定される範囲内のAIFとしての適格性を有している一または複数の変動資本を有する投資法人もしくは固定資本を有する投資法人のために、2010年法第89条第2項に規定する範囲の管理会社の業務を行うこと。かかる場合、管理会社は、当該契約型投資信託および/または変動資本を有する投資法人もしくは固定資本を有する投資法人に代わり、2010年法第88-2条第2項a)に従い外部AIFMを選任しなければならない。
- (iii) その運用資産が2013年法第3条第2項に規定される限度額のいずれかを超えない一または複数のAIFの運用を行うこと。かかる場合、当該管理会社は、以下の事項を行わなければならない。
 - CSSFに対して当該管理会社が運用するAIFを特定すること。
 - 当該管理会社が運用するAIFの投資戦略に関する情報をCSSFに提供すること。
 - CSSFに対し、CSSFが効率的にシステミック・リスクを監視できるようにするために、当該管理会社の主たる取引手段に関する情報、元本のエクスポージャーに関する情報、および当該管理会社が運用するAIFの最も重要な投資の集中に関する情報を定期的に提供すること。

上記に定められる限度額の条件を満たさなくなった場合で、当該管理会社が2010年法第88-2条第2項a)に規定する範囲の外部AIFMを選任していない場合、または当該管理会社が2013年法に服することを選択した場合、当該管理会社は、2013年法第2章に規定される手続に従い、30暦日以内にCSSFに対し認可の申請を行わなければならない。

AIFMDに規定する範囲のAIF以外の投資ビークルがそれに関係する特定分野の法律により規制される場合を除き、管理会社は、いかなる場合も、b)またはc)に記載される業務をあわせて行うことなくa)に記載される業務のみを行うものとして、2010年法第125-1条に基づく認可を受けることはできない。

管理会社自らの資産の事務管理は、付随的なものである限り、これを行うことができる。

当該管理会社の本店および登録事務所は、ルクセンブルグに所在しなければならない。

2010年法第125-1条第4項a)またはc)に記載される活動を行う2010年法第125-1条の範囲内に該当する管理会社は、活動のより効率的な実施のため、自らの業務のいくつかをかかる管理会社を代理して遂行する権限を、第三者に委託することができる。この場合、以下の前提条件に適合しなければならない。

- a) CSSFは、適切な方法で通知を受けなければならない。

- b) 当該権限付与は、管理会社に対する適切な監督を妨げるものであってはならず、特に、投資家の最善の利益のために、管理会社が行為し、UCIが運用されることを妨げてはならない。
- c) 当該委託が投資運用に関するものである場合、当該権限付与は、資産運用の目的において認可を得ているかまたは登録されており、かつ慎重な監督に服している事業体へのみ付与される。

当該権限付与が慎重な監督に服する国外の事業体に付与される場合、CSSFと当該国の監督機関の協力関係が確保されなければならない。

- d) c)の条件が充足されない場合、かかる委託は、CSSFの事前の承認を得た後でなければ、その効力を生じない。
- e) 投資運用の中核的業務に関する権限は、保管受託銀行に付与されてはならない。

上記(ii)の活動を行う2010年法第125-1条の範囲内に該当する管理会社は、当該管理会社が選任した外部AIFMが当該管理会社の運用業務および販売業務を引き受けていない場合、活動のより効率的な実施のため、かかる業務のいくつかをかかる管理会社を代理して遂行する権限を、第三者に委託することができる。この場合、以下の前提条件に適合しなければならない。

- a) CSSFは、適切な方法で通知を受けなければならない。
- b) 当該権限付与は、管理会社に対する適切な監督を妨げるものであってはならず、特に、投資家の最善の利益のために、管理会社が行為すること、および契約型投資信託、変動資本を有する投資法人または固定資本を有する投資法人が運営されることを妨げてはならない。
- B) 2010年法第88-2条第2項a)に規定される範囲内の外部AIFMを任命せずに、選任を受けた管理会社としてAIFMDに規定する範囲の一または複数のAIFを運用する2010年法第125-2条に基づき認可された管理会社は、運用資産が2013年法第3条第2項に規定される限度額のいずれか一つを上回る場合、2013年法第2章に基づき、AIFのAIFMとしての認可をCSSFから事前に取得しなければならない。

2010年法第125-2条に記載される管理会社は、2013年法別表Iに記載される活動および同法第5条第4項に記載される非中核的活動にのみ従事することができる。

管理会社は、2010年法第125-2条に基づき運用するAIFに関し、選任を受けた管理会社として、当該管理会社に適用される範囲において、2013年法に規定されるすべての規則に服する。

- (2) CSSFは以下の条件で管理会社に認可を付与する。
 - a) 申請会社は、その事業を効率的に行い、債務を弁済するに足る処分可能な十分な財務上の資源を有していなければならない。特に、払込済資本金として、125,000ユーロの最低資本金を有していなければならない。かかる最低金額は、CSSF規則により最大で625,000ユーロまで引き上げることができる。2010年法第125-1条の規定の対象となる第16章管理会社の自己資本は、125,000ユーロの限度額またはCSSF規則が定める最低限度額(場合に応じて)を下回ってはならない。しかし、その事態が生じ、正当な事由がある場合、CSSFは、かかる管理会社に対し一定の期間でかかる事態を是正するか、または活動を停止することを認めることができる。
- (注) 本概要の冒頭記載の日付において、かかる規則は存在しない。

- b) 上記a)に記載される自己資本は、管理会社の永続的な処分により維持され、管理会社の利益のために投資される。これらは流動資産または短期間で容易に換金可能な資産に投資されるものとし、投機的なポジションを含んではならない。
 - c) 管理会社の経営陣の構成員は、良好な評価を十分に得ており、その義務の遂行に必要な専門家としての経験を有していなければならない。これは、以下を意味する。
 - (i) 公開有限責任会社に関しては、取締役会の構成員、(二層制度における)監査委員会の構成員および経営委員会の構成員が上記c)にて言及される者と異なる場合、かかる構成員(場合に応じて)
 - (ii) その他の種類の会社に関しては、法律および設立文書により、管理会社を代表する組織の構成員
 - d) 管理会社の参照投資主またはメンバーの身元情報がCSSFに提供されなければならない。
 - e) 認可申請書に管理会社の組織構成が記載されなければならない。
- (3) 完全な申請書が提出されてから6か月以内に、申請者に対し、認可が付与されたか否かにつき連絡しなければならない。認可が付与されない場合は、その理由を示さなければならない。
- (4) 管理会社は、認可付与後直ちに業務を開始することができる。
当該認可の付与により、管理会社の経営陣、取締役会および監査役会の構成員は、CSSFが認可申請を検討する際に根拠とした重要な情報に関する一切の変更について、自発的に、完全で、明確かつ包括的な方法により書面にてCSSFに通知を行う義務を負うこととなる。
- (5) CSSFは、以下の場合、第16章管理会社に付与した認可を撤回することがある。
- a) 管理会社が12か月以内に認可を利用しない場合、明示的に認可を放棄する場合、または6か月を超えて2010年法第16章に定められる活動を中止する場合。
 - b) 虚偽の申述によりまたはその他の不正な手段により認可を取得した場合。
 - c) 認可が付与された条件を満たさなくなった場合。
 - d) 2010年法に従って採用された規定に重大かつ/または組織的に違反した場合。
 - e) 2010年法が認可の撤回事由として定めるその他の場合に該当する場合。
- (6) 管理会社は、自らのために、運用するUCIの資産を使用してはならない。
- (7) 運用するUCIの資産は、管理会社が支払不能となった場合、管理会社の財産の一部とはならない。かかる資産は、管理会社の債権者による請求の対象とならない。
- (8) IV.3.2 (5)に定める行為規範は、第16章管理会社に対しても適用される。
- (9) 管理会社の認可は、その年次財務書類の監査を専門家としての適切な専門経験を有することを証明できる一または複数の承認された法定監査人(réviseurs d'entreprises agréés)に委ねることが条件とされる。承認された法定監査人の変更は事前にCSSFの承認を得なければならない。
- (10) 管理会社の任意清算の場合、清算人は、CSSFから承認を受けなければならない。清算人は、誠実さについてのあらゆる保証および専門技術を提供しなければならない。
- また、第16章管理会社は、IV.3.4に詳述されるCSSF告示18/698に従う。

1.3 委託

2013年法に従い、AIFMは、業務を遂行する職務を自己の代わりに第三者に対して委託することが許可されているが、委託取り決めが発効する前にCSSFに対してその意思を通知するものとする。2013年法第18条に従い、以下の条件が充足される必要がある。

- a) AIFMは、その委託のストラクチャー全体を客観的理由に基づき正当化できなくてはならない。
- b) 委託先は各業務を遂行するために十分な人員を配置しなければならず、実際に委託業務を行う者は十分に良好な評価および十分な経験を備えていなければならない。
- c) 委託業務がポートフォリオ管理またはリスク管理に関与する場合、CSSFの監督に服すか、その条件が充足できない場合は、CSSFの事前の承認を得て、資産運用のために認可または登録された組織に対してのみ委託されなければならない。
- d) 委託業務がポートフォリオ管理またはリスク管理に関与し、第三国の組織に委託される場合、c)の要件に加えて、CSSFおよび同組織の監督官庁間の協力が確保されなければならない。
- e) 委託はAIFMの監督の有効性を阻害してはならず、特にAIFMが投資家の最善の利益のために行為し、または運用されることを妨げてはならない。
- f) AIFMは、委託先がかかる業務を引き受ける資格と能力を有し、あらゆる適切な配慮の上に選択され、AIFMは委託された行為を常に実質的に監督し、委託先にいつでも追加指示を付与し、投資家の利益にかなう場合は、即時に当該権限付与を撤回する立場にあることを示さなければならない。

AIFMは各委託先が提供する業務を継続的に精査しなければならない。

(注) AIFMは第三者が委託業務の適切な遂行のために必要とされる、十分な人員を有し、技能、知識および専門知識を持つ十分な人員を雇用することを確保するため、委託先について適切な配慮を当初から徹底し、委託業務の遂行を支援する適切な組織的構造を有するものとする。また、この適切な配慮は、AIFMによって、継続的に遂行されるものとする。

AIFMは、保管受託銀行もしくは保管受託銀行の代理人またはAIFMもしくはAIFの投資家と利益が相反するその他の団体にポートフォリオ管理またはリスク管理を委託しないものとする。

上記の制限は、委託先が業務上および階層構造上、ポートフォリオ管理またはリスク管理の遂行を他の潜在的相反リスクから分離している場合には、適用されない。

AIFに対するAIFMの責務は、AIFMが第三者または再委託により業務の一部を委託した事実により影響を受けないものとする。

AIFMは、AIFMの運用者として見なされなくなる程度まで、つまり、名義のみの団体としてみなされる程度まで、すべての業務を委託することはできない。

委託先がAIFMから委託された業務の一部を再委託する範囲において、以下の条件を充足するものとする。

- 再委託に対するAIFMの事前承認
- AIFMは再委託契約の条項を当該契約遂行の前にCSSFに通知すること。

- AIFMからの委託先(第三者)に対する業務委託に関する上記の他の条件すべてを充足しなければならない。

(注) ポートフォリオ管理は、ルクセンブルグのAIFMによって非EU運用者に対して委託することができる。認可済みルクセンブルグのAIFMからの委託により、非EU運用者によって最終的に運用されるルクセンブルグのAIFは、EUパスポートに基づき、EUでプロの投資家に対して販売することができる。

また、委託に関するCSSF告示18/698の規定を遵守しなければならない。

関連代理人

ルクセンブルグで設立されたAIFMは、1993年法第1条1)に規定する関連代理人を任命することができる。

AIFMが関連代理人の任命を決定する際、当該AIFMは、2013年法に基づき許可される行為の範囲内で、1993年法第37-8条に従う投資会社に適用される規則を遵守しなければならない。

1.4 透明性要件

1.4.1 投資家に対する開示

AIFMは、AIFMが運用する各EU AIFおよびAIFMがEU内で販売する各AIFについて、AIFの規約(またはFCPの場合は約款)に基づき投資家がAIFに投資する前に投資家に下記の情報およびそれらの重要な変更を提供しなければならない。

- AIFの投資戦略および投資目的の記載ならびにAIFが投資戦略または投資目的もしくはその両方を変更する際の手続に関する記載
- 投資のために締結した契約関係の主な法的意味についての記載
- AIFM、AIFの保管受託銀行、監査役およびその他の業務提供者の身元ならびにそれらの職務および投資家の権利に関する記載
- AIFMの専門職業賠償責任要件の遵守状況に関する記載
- 保管受託銀行により委託された委託管理業務および保管業務、委託先の身元、かかる委託により生じる可能性がある利益相反に関する記載
- AIFの評価手続および資産評価のための価格決定方法に関する記載
- AIFの流動性リスク管理、買戻権利および買戻取り決めに関する記載
- 投資家が直接または間接に負担するすべての報酬、手数料および費用ならびにそれらの限度額に関する記載
- AIFMが投資家に対する公正な対応を確保する方法、および投資家が優遇措置を受けるか、優遇措置を受ける権利を取得する場合はいつでも、当該優遇措置、当該優遇措置を取得する投資家の種別、および関連ある場合は、AIFまたはAIFMとの法的または経済的関連についての記載
- 2013年法第20条に記載される直近年次報告書
- 受益証券または投資証券の発行および販売の手続および条件
- 2013年法第17条に基づき決定されるAIFの直近純資産価額またはAIFの受益証券もしくは投資証券の直近市場価格
- 入手可能な場合、AIFの過去の実績

- プライム・ブローカーの身元ならびに、AIFおよびAIFのプライム・ブローカー間の重要な取り決めに関する記載、および関連する利益相反の管理方法、保管受託銀行との契約における、AIF資産の譲渡および再利用の可能性に関する規定、ならびにプライム・ブローカーに対する責務の譲渡に関する情報
- レバレッジ利用、リスク特性およびAIFのポートフォリオの流動性管理に関する情報の定期的開示の方法および時期に関する記載

AIFがその目論見書に公表する必要がある情報に付加される情報のみ、別途または目論見書の追加情報として開示する必要がある。

上記のとおり、AIFMは管理する各EU AIFおよびEUにおいて販売する各AIFについて、資産の非流動性に関する情報、ファンドの流動性管理の取り決めおよび直近のリスク特性を定期的に投資家に開示するものとする。

AIFMは、さらにAIFのレバレッジ利用に関する情報を開示するものとし、AIFが許容し得るレバレッジの上限の変更ならびに担保再利用の権限またはレバレッジ契約に基づき認められる保証および当該AIFが用いるレバレッジの総額について、定期的に開示するものとする。

また、AIFMは、目論見書または個別の文書を通じて、SFT規則に基づき提供されるべき情報を開示する。

1.4.2 年次報告書

ルクセンブルグで設立されたAIFMは、管理する各EU AIFおよびEUにおいて販売する各AIFについて、各会計年度の年次報告書をその関係会計年度末から6か月以内に入手可能にしなければならない。年次報告書は、請求に基づき投資家に提供され、CSSFおよび適用ある場合、AIFの所在加盟国に提供されなければならない。

規制ある市場での取引が認可されたAIFは、指令2004/109/EC⁵に基づき、年次財務報告書をその関係会計年度末から4か月以内に公表することを要求されている。

年次報告書は、監査を受けなければならない、少なくとも貸借対照表または資産および負債計算書、収益および費用計算書、会計年度中の活動報告、投資家に提出するべき情報の重要な変更(前記1.4.1参照のこと。)ならびにAIFMが役職員に支払った会計年度中の報酬総額およびAIFが支払った繰り越し利息に関する情報を記載するものとする。

⁵ 指令2004/109/ECとは、指令2001/34/ECを改正する、規制市場において証券の取引が許可されている発行体に関する情報に関連する透明性要件の調和に関する2004年12月15日付欧州議会および欧州理事会指令2004/109/EC(随時改正および補足済)をいう。

1.4.3 CSSFへの報告義務

2013年法第22条に従い、AIFはCSSFに定期的に報告しなければならない。

当該報告は、AIFMが管理するAIFのためにAIFMが取引する主な商品、AIFMが取引する主要な市場、AIFMが取引する主な商品、AIFMが加入する市場または積極的に取引を行う市場ならびにAIFMが管理する各AIFの主なエクスポージャーおよび最も重要な集中投資に関する情報を含むものとする。

AIFMは、管理する各EU AIFおよびEUにおいて販売する各AIFについて、CSSFに以下の情報を提供しなくてはならない。

- 非流動性により生じる特定の取り決めに従うAIFの資産の割合
- AIFの流動性を管理するための新たな取り決め
- AIFの直近リスク特性ならびに市場リスク、流動性リスク、カウンターパーティー・リスクおよびオペレーション・リスクを含むその他のリスクを管理するためAIFMが用いるリスク管理システム
- AIFが投資した資産の主な種類に関する情報
- 2013年法のリスク管理および流動性管理の規定に従い実施されたストレス・テストの結果

AIFMの報告期間の頻度は、AIFの構造、運用資産の額および使用されたレバレッジの水準に基づく。

- 運用資産の総額がAIFMDの第3(2)条(a)項および(b)項の条項に基づく1億ユーロまたは5億ユーロいずれかの上限を超えるが、10億ユーロ未満のAIFのポートフォリオを運用するAIFMの場合、運用する各EU AIFおよびEU内で販売する各AIFについて半年毎
- 上記の要件に従うAIFMの場合、レバレッジの利用により取得した資産を含む運用資産総額が、各AIFについて5億ユーロを超える場合、当該AIFについて四半期毎
- 運用資産の総額が10億ユーロを超えるAIFのポートフォリオを運用するAIFMの場合、運用する各EU AIFおよびEU内で販売する各AIFについて四半期毎
- 主要投資方針に従い、支配権取得のため非上場の企業および発行体に投資し、AIFMの運用下にあるレバレッジされていない各AIFについては、1年毎

前記1.4.2に記載される年次報告書に加えて、AIFMは、請求に応じてCSSFに、運用するすべてのAIFに関する詳細なリストを各四半期末に提供しなければならない。

CSSFへの定期的な報告に加えて、AIFMおよびAIFは、健全性監督の目的でCSSFに送信されるアドホックな情報を含む多くのアドホックな報告要件に従う。

1.4.4 レバレッジの報告

大規模にレバレッジを用いるAIFを運用するAIFMは、運用する各AIFが用いるレバレッジの全体的な水準、現金または証券の借入れにより生じるレバレッジおよび金融デリバティブ商品に組み込まれたレバレッジ間の内訳、ならびにAIFの資産がレバレッジ契約に基づき再利用された範囲についての情報をCSSFに提供するものとする。

かかる情報は、AIFMが運用する各AIFのために借入れた現金または証券の上位5出所の身元および各AIFのために、これらの各出所から受領したレバレッジの金額を含むものとする。

CSSFが当該通信がシステミック・リスクの有効な監視のために必要と見なす場合、AIFMに対し、定期的かつ逐次ベースで、V.1.4記載の情報に加えて情報の伝達を要求する場合がある。

1.5 保管受託銀行

2013年法は、非個人向けパートIIファンドを含む完全にAIFMDの範囲内に該当するAIFに関する新保管受託制度を導入した。

1.5.1 適格保管受託銀行

2013年法は、金融商品以外の資産の専門保管受託銀行の導入により適格性を有する保管受託銀行のリストを拡張する。

この新たな金融セクターの特殊専門機関の活動は、(i)当初の投資から5年間に於いて行使することができる買戻権がなく、かつ、(ii)主な投資方針に基づき、2013年法第19条第8項(a)に基づき保管される資産に通常投資しないか、または通常発行者もしくは非上場会社(例えば、主にプライベート・エクイティ・ファンドおよび不動産ファンド)に対する支配権取得を目指す2007年法に規定するSIF、2004年法に規定するSICARおよびAIFMDに規定するAIFに対する保管受託機能の提供として1993年法によって定義されている。

かかる活動は、通信事務代行者、登録事務代行者、管理事務代行者および/または所在地事務代行者に適合するその他の者の業務と両立し、500,000ユーロの最低資本要件を条件とする。

前段落に記載され、上記の条件でのみ使用することができる新たな金融セクターの特殊専門機関に加えて、適格性を有する保管受託銀行は、(従前の保管受託制度と同じく)通常ルクセンブルグで設立された信用機関である。さらにルクセンブルグの投資会社は、以下の条件を充足する場合、保管受託銀行としても行為することができる。

- 投資会社の認可は、1993年法別表IIの第C項1において言及される、顧客のための金融商品の保護預かりおよび管理に関する付随的なサービスを含むこと。
- 投資会社は、法人であること。
- 投資会社は、730,000ユーロの全額払込済最低資本を有しなければならないこと。
- 投資会社は、保管受託銀行として活動するために適切な組織構造および管理構造ならびに内部管理上の手続を含む内部統制上の手続を有しなければならないこと。
- 投資会社は、CSSFによって明確にされるとおり、AIFMD第21条第3項(b)に規定される、自らの資金に関する要件を充足すること。

AIFの保管受託銀行は、CSSFによる要求に応じて、CSSFがAIFによる2013年法の遵守を監視できるように特定の開示義務を遵守しなければならない。

さらに、すべての非UCITSの保管受託銀行(すなわち、UCITSとしての資格を有しないWUCIの保管受託銀行)は、CSSFによる保管受託銀行の任命および承認に関するCSSF告示18/697の規定に従う。

CSSF告示18/697は、良好な統治原則を定め、以下のために保管業務を行うルクセンブルグの事業体の内部組織および良好な慣行に関するCSSFの要件を詳述することにより、2013年法および/またはAIFMRの一定の事項(また一定の範囲では2007年法および/または2004年法)について明確にし、またはその追加的な説明を提供している。

- AIFMにより運用されるAIF
- 非個人向けパートIIファンド
- 該当する場合、AIFとしての資格を有しないSIFおよびSICAR、ならびにAIFとしての資格を有し、登録AIFMにより運用されるSIFおよびSICAR

1.5.2 職務および責任

2013年法に規定される範囲内に完全に該当するAIFの保管受託銀行は、その義務および責任に関して、2013年法およびAIFMRに規定される保管受託制度に従わなければならない。

かかる保管受託制度により、以下を含む特定の義務が保管受託銀行に課される。

- AIFの資産の保護預かり義務
- AIFのキャッシュ・フローを監視する義務

- 特定の監視業務

保管受託銀行自体が行使しなくてはならない監督およびキャッシュ・フロー監視とは異なり、保管受託銀行は、一定の条件下で、その保管業務の全部または一部を委託する権限を有する。

2013年法に基づき、保管受託銀行の責任制度もまた、見直され、強化されている。保管受託銀行は、保護預かりの対象とされている金融商品に損失が生じた場合に厳密に責任を負い、同一の種類金融商品またはその対当額を、AIFまたはAIFを代理して行為するAIFMに対し、不当な遅滞なく返還しなければならない。かかる厳重な責任制度を回避する可能性は、非常に限られている。さらに、AIFMDの第21条第13項に従い、数例の例外を条件とし、保管受託銀行の責任は、その業務の第三者に対する委託によって影響されないものとする。

さらに、保管受託銀行はまた、2013年法に基づく義務を適切に履行する際の保管受託銀行による過失または意図的な不履行によって、AIFまたはその投資家が被った一切のその他の損失に関し、AIFまたはその投資家に対して責任を負う。

1.6 AIFの国境を越えた販売および運用

2013年法第6章(EU AIFMのEUにおけるEU AIFの販売および運用権限)および第7章(第3国に関する具体的規則)に規定される通り、AIFはAIFMに規定されるパスポート制度に基づき、認可済みAIFMによってルクセンブルグおよびその他の加盟国においてプロの投資家に販売される。これらの規定はさらに、認可済みAIFMが、これらのAIFを複数の国で運用することを許可する。

これは規制当局間の通知制度の利用により、AIFの販売または運用を行うためAIFMが受入加盟国からの認可を取得するか、AIFMが販売を希望する各加盟国の関連ある国内要件を満たす必要性を回避することにより達成される。

さらに、AIFMD第30a条(2013年法第28-1条および第28-2条により置き換えられ、2021年7月21日法により改正済)により、EU AIFMによるEUにおけるプレマーケティングに関する条件および届出手続が導入された。

2. 2013年法に従うオルタナティブ投資ファンドの概要

2.1 2010年法に従うパートIIファンド

2.1.1 一般規定とその範囲

すでに記載したとおり、すべてのパートIIファンドは、2013年法の規定するAIFとして資格を有する。2010年法第3条は、2010年法第2条のUCITS規定に該当するが、2010年法パートIに該当するUCITSの適格性を取得するものではなく、パートIIに準拠するものとする。

- クローズド・エンド型のUCITS
- EUまたはその一部において、公衆に対してその受益証券の販売を促進することなく投資元本を調達するUCITS
- 約款または設立文書に基づき、EU加盟国でない国の公衆に対してのみ、その受益証券が販売されることがあるUCITS
- 2010年法第5章に規定する規則によりその投資方針および借入方針に鑑みて不適切であるとCSSFが判断する種類のUCITS

2.1.2 ルクセンブルグ・パートIIファンドの投資制限

UCITSに該当しないルクセンブルグ投資信託に適用される制限は、CSSF規則によって、FCPについては2010年法第91条第1項に従い、SICAVについては2010年法第96条第1項に従い決定され得る。

(注) 本概要の冒頭記載の日付において、当該規則は未だ発せられていない。

IML告示91/75は、パートIIファンドについて一般的な投資制限を規定している。

パートIIファンドに課されている投資制限の目的は、投資対象が十分に流動的かつ分散されていることを確保することである。限定的な例外はあるものの、パートIIファンドは原則として、

- a) 証券取引所に上場されておらず、また定期的に運営され、かつ公認および公開されている別の規制市場でも取り扱われていない証券に対して、その純資産の10%を超えて投資できない。
- b) 一の発行体から発行された同じ種類の証券を10%を超えて取得することはできない。
- c) 一の発行体から発行された証券に、ファンドの純資産の10%を超えて投資することはできない。

上記の制限は、OECD加盟国もしくはその地方自治体、または地域もしくは世界を範囲とするECの公的国際機関により発行または保証されている証券には適用されない。

上記a)、b)およびc)の制限は、当該UCIがパートIIファンドに適用されるものと同等のリスク分散化要件に従っていない場合は、オープン・エンド型UCIの受益証券の購入にも適用される。

上記の規則の適用除外については、個別の事例毎にCSSFとともに協議することができる。

上記IV.2に記載されるとおり、MMF規則により、MMF規則の範囲内に該当するすべてのUCIは、MMF規則に基づきMMFとして認可を受けることを要求され、MMFの種類に応じて、MMF規則に基づきMMFとしての資格を有するパートIIファンドに追加的な投資制限が課される。

2.1.3 管理会社およびAIFM

各パートIIファンドは、2013年法第2章に基づき認可されたルクセンブルグで設立されたAIFMか、AIFMDの第2章に基づき認可された他の加盟国または第三国で設立されたAIFMのいずれか単一のAIFMによって運用されなければならない。

パートIIファンドは、2013年法に従い、(i)パートIIファンドの運用に責任を有する別のAIFMを任命することによって外部運用されるか、または(ii)ファンドの法的形態が内部運用を許可する場合およびファンドの支配組織が外部AIFMを任命しないことを選択する場合、内部運用される。後者の場合、パートIIファンドは、それ自体がAIFMとしてみなされ、(i)AIFMに適用される2013年法上の義務の全てを遵守すること、および(ii)2013年法に基づく認可請求を提出することを要求される。

2.1.3.1 第15章にいう管理会社およびAIFM

これらの管理会社がパートIIファンドを運用する条件は、前記の通りである。

2.1.3.2 第16章にいう管理会社およびAIFM

前記の記載事項は、原則として、パートIIファンドを運用する第16章にいう管理会社に適用される。

2.1.4 パートIIファンドの認可、登録および監督

2.1.4.1 認可および登録

パートIIファンドは、その機能を遂行するため事前にCSSFの認可を受けなければならない。

パートIIファンドは、CSSFがそれぞれ設立証書または約款および保管受託銀行の選任を承認した場合にのみ認可されるものとする。

前項に定める条件のほか、および2013年法第3条に規定される免除を条件として、パートIIファンドは、2010年法第88-2条第2項a)に従って選任されたその外部AIFMが当該条項に従って事前に認可されている場合にのみ認可されるものとする。

内部運用されるパートIIファンドは、2010年法第129条第1項に従い要求される認可に加えて、2013年法第3条に規定する例外を条件として、2013年法第2章に従い、AIFM自体として認可されなければならない。

パートIIファンドの取締役は、十分に良好な評判があり、十分な経験を備えていなければならない。取締役および取締役の後任者の身元をCSSFに通達しなければならない。

認可済みパートIIファンドは、CSSFによってリストに登録されるものとする。

2.1.4.2 投資家に提供される情報

2010年法第150条は、目論見書ならびに年次報告書および半期報告書を公表する投資信託の義務を規定している。

2010年法は、以下の公表義務を規定する。

- 投資会社および管理会社は、自己が運用する各FCPにつき、目論見書およびその訂正ならびに年次報告書および半期報告書をCSSFに送付しなければならない。

さらに、目論見書ならびに直近に公表された年次報告書および半期報告書は、投資家からの請求に応じて、無料で投資家に提供されなければならない。

- 年次および半期報告書は、目論見書に規定される方法で投資家に提供される。
- 監査済み年次報告書は、6か月以内に、半期報告書は3か月以内に公表されなければならない。

2010年法および2013年法によって、投資家に対する追加開示は、AIFMの範囲に完全に該当し、2013年法第2章に基づき認可されたAIFMによって運用されるか、または内部運用されるAIFM(後記参照のこと。)としての資格を有するパートIIファンドに対し要求されている。

IV.4.1.2に詳述されるとおり、2023年1月1日以降、EUの個人投資家に対して、いわゆる「PRIIP」について助言、募集または販売を行う者および団体は、個人投資家がPRIIP投資を行う前に、かかる個人投資家に対して、PRIIPs KIDを交付する必要がある。

PRIIPs規則は2018年1月1日から適用され、2023年1月1日以降、個人投資家に対して助言、募集または販売が行われるパートIIファンドは、PRIIPs KIDを作成しなければならない。

パートIIファンドの受益証券/投資証券の販売に関する一切の広告においては、目論見書(および該当する場合、UCITS KIID/PRIIPs KID)が入手可能である旨を言及し、どこで入手できるかを示さなければならない。

2.1.4.3 ルクセンブルグのパートIIファンドに適用される追加的な規制

(i) 募集または販売の承認

2010年法第129条第1項は、全てのルクセンブルグのUCIが活動を行うためにはCSSFの認可を事前に受けなければならない旨規定している。

(ii) 設立文書の事前承認

2010年法第129条第2項は、CSSFが設立文書または約款および保管受託銀行の選定を承認した場合にのみファンドが認可される旨規定している。

(iii) 販売資料

2005年4月6日付CSSF告示05/177によると、販売用資料については、それが利用される外国の監督当局に服していない場合であっても、コメントを得るためにCSSFに提出する必要はないものとされている。ただし、CSSFの監督に服する者および会社は、提供する業務につき誤解を招くような勧誘資料を作成せず、また、必要に応じてかかる業務に固有の特定のリスクにつき言及するなどして、ルクセンブルグ内外の金融部門の行為準則を継続的に遵守しなければならない。

これらの文書には、ルクセンブルグの法令により要求される情報に加えて、当該文書が用いられるルクセンブルグ以外の国において要求されるすべての情報を記載せねばならない。

2022年1月30日、CSSFは、規則(EU)No.345/2013、規則(EU)No.346/2013および規則(EU)No.1286/2014を改正する、集団投資事業のクロス・ボーダーの販売の促進に関する2019年6月20日付欧州議会および欧州理事会規則(EU)2019/1156(改正済)に基づくマーケティング・コミュニケーションに関するESMA指針(同指針は2021年8月2日に公表された。)の適用に関する告示22/795を公表した。この告示において、CSSFは、当該マーケティング・コミュニケーションのオンライン上の側面も考慮することにより、UCITSおよびAIFのマーケティング・コミュニケーションがマーケティング・コミュニケーションであることの識別、UCITSまたはAIFの受益証券/投資証券を購入する上でのリスクおよびリターンに関する等しく目立つ形での説明ならびにマーケティング・コミュニケーションの公正、明確かつ誤解を招かない性質に関する共通原則を確立するESMA指針をCSSFが適用し、取り入れることを確認している。

(iv) 目論見書の更新義務

2010年法第153条は、目論見書(全体版)の重要な部分は常に更新されなければならない旨を規定している。

(v) 財務状況の報告および監査

1915年法第461条の6第2項の一部修正により、SICAV は、年次財務書類ならびに承認された法定監査人の報告書、運用報告書および関連する場合は監査役会の見解を、年次投資主総会の招集通知と同時に登録受益者に対して送付することを要しない。招集通知には、これらの文書を投資家に提供する場所および実務上の取決めを記載するものとし、各投資家が年次財務書類ならびに承認された法定監査人の報告書、運用報告書および監査役会の見解(該当する場合)の送付を請求することができる旨を明記するものとする。

1915年法の規定により、公開有限責任会社の取締役会は、事業年度の貸借対照表および損益計算書がルクセンブルグの商業および法人登記所に提出されている旨をRESAに公告する義務を負っている。

2010年法第154条は、ルクセンブルグの投資信託が年次報告書に記載される財務情報について、承認された法定監査人(réviseur d'entreprises agréé)による監査を受けなければならない旨を規定している。承認された法定監査人は、その義務の遂行にあたり、UCIの報告書またはその他の書類における投資家またはCSSF向けに提供された情報が当該UCIの財務状況および資産・負債を正確に記載していないと確認した場合は、直ちにCSSFに報告する義務を負う。承認された法定監査人はさらに、CSSFに対して、承認された法定監査人がその職務遂行に当たり知りまたは知るべきすべての事項についてCSSFが要求するすべての情報または文書を提供しなければならない。

CSSFは、そのリスク・ベースの監督を改善する観点から、2021年12月末に健全性上の目的およびAML/CFTの目的において三つの告示を公表した。これらの告示は、いわゆる「長文式報告書」の作成を求めた、UCITSおよびパートIIファンドの監査人の業務指針に関する2002年12月6日付CSSF告示02/81に定められる要件を修正(し、代替)するものである。これらの告示は、見直された要件を他の規制を受ける事業体(SIF、SICARおよび投資ファンド運用会社)まで拡大適用するものである。

- CSSF告示21/788は、マネーロンダリングおよびテロ資金供与の防止に関する2012年12月14日付CSSF規則12-02(改正済)第49条において言及される承認された法定監査人(réviseur d'entreprises agréé)による新たなAML/CFT外部報告書の作成を導入するものである。CSSF告示21/789は、すべての認可を受けた投資ファンド運用会社、自己運用SICAV および自己運用AIFについて新たな自己評価質問票(以下「SAQ」という。)を導入するものである。同告示は、承認された法定監査人(réviseur d'entreprises agréé)の新たな要件を導入し、マネジメント・レターに適用される具体的な規制上の枠組みを定めるものでもある。この告示は、2010年法第125-1条の対象となる第16章管理会社に対するCSSF告示21/789の適用範囲を明確化し、マネジメント・レターの送信手続に関してCSSF告示18/698および19/708を廃止するCSSF告示23/839によって改正されている。
- CSSF告示21/790は、すべてのUCITS、パートIIファンド、SIFおよびSICARについて新たなSAQを導入するものである。同告示は、承認された法定監査人の新たな要件を導入し、マネジメント・レターに適用される具体的な規制上の枠組みを定めるものでもある。

(vi) 財務報告書の提出

2010年法第155条は、ファンドは年次報告書および半期報告書をCSSFに提出しなければならない旨を規定する。

2010年法第147条は、CSSFが、UCIに対しその義務の遂行に関する情報の提供を要求することができるとともに、当該目的のために、自らまたは任命する者を通じて、UCIの帳簿、会計書類、登録簿その他の記録および書類を検査することができる旨規定している。

IML告示97/136(CSSF告示08/348により改正)およびCSSF告示15/627に従い、2010年法に基づきルクセンブルグで登録されているすべての投資信託は月次および年次の財務書類をCSSFに提出しなければならない。

(vii) 違反に対する罰則規定

1915年法および2010年法に基づき、1人または複数の取締役または投資信託(fonds d'investissement)の事務管理または運用に対して形式を問わず責任を有するその他の者が、同法の規定に違反した場合、禁固刑および/または、一定の場合には5,000,000ユーロ(または経営陣により承認された最新の入手可能な計算書に基づく法人の年間総売上高の10%)以下の罰金刑に処される。(さらなる詳細については、前記IV.4.2(ix)項を参照のこと。)

2.1.5 保管受託銀行

パートIIファンドの資産は、保護預りのため単一の保管受託銀行に委託されなければならない。関連するパートIIファンドの発行文書において、その受益証券/投資証券がルクセンブルグ領域の個人投資家に対する販売が認められているか否かによって、パートIIファンドは異なる保管受託制度に服する。

個人向けパートIIファンドに関しては、III.3に記載するUCITS保管受託制度が適用される。

非個人向けパートIIファンドに関しては、V.1.5に基づくAIFMD保管受託制度が適用される。

2.1.6 清算

上記IV.4.3「清算」の記載は、2010年法に従うパートIIファンドの清算にも適用される。

VI. ルクセンブルグ投資信託および投資ファンド運用会社に適用される主要な持続可能な金融規制

本項は、ルクセンブルグ投資信託および投資ファンド運用会社に適用される主要な持続可能な金融規制の概要を記載したものでしかなく、文脈上適用されるルクセンブルグおよび欧州レベルの多数の法令を網羅するものではない。

1. SFDR

SFDRは2021年3月10日に発効した。SFDRは、金融市場参加者(「金融市場参加者」または「FMP」)の定義にはUCITS管理会社およびAIFMが含まれる。)が運用している金融商品(例えば、UCITSおよびAIF)に関する持続可能性リスクの統合、持続可能性への悪影響の考慮および持続可能性関連情報の提供に関する金融市場参加者の透明性要件について規定している。

SFDRは、「事業体レベル」(すなわち、UCITS管理会社およびAIFMのレベル)および「金融商品レベル」(すなわち、関連するUCITS管理会社またはAIFMが運用している投資信託のレベル)で特定の開示を行うことを義務付けている。

i)SFDR第8条に基づく環境的特性および/もしくは社会的特性を促進するものであり、したがって何らかの形でESG手法をその投資戦略に取り入れており、かつ、目論見書において開示されるファンドの投資方針に当該ESG手法を開示している大部分のファンドを含む可能性が高い投資信託、またはii)SFDR第9条に基づく持続可能な投資目的を有する投資信託(その目的が炭素排出量の削減であるファンドを含む。)については、追加の開示が義務付けられている。

SFDRの主な目的の一つは、金融商品同士の比較可能性を確保し、いわゆる「グリーンウォッシング」を防ぐためにこれらの開示要件を調和させることである。

SFDRは、指令2009/65/ECおよびAIFMDに基づく開示要件を補足するものであり、既存の法律上および規制上のUCITSおよびAIFMDの枠組みに取り入れられている。

さらに、SFDRは、FMPに対し、その報酬方針が持続可能性リスクの統合とどのように合致しているかについての情報を当該方針に記載し、当該情報をウェブサイト上で公表するよう求めている。

2022年4月6日、EU委員会は、「著しい害を及ぼさない」原則に関する情報の内容および提示の詳細を定め、契約前文書、ウェブサイトおよび定期報告書における持続可能性指標および持続可能性への悪影響に関する情報の内容、手法および提示ならびに環境的特性または社会的特性の促進および持続可能な投資目的の促進に関する情報の内容および提示を定めた規制技術基準に関する、欧州議会および欧州理事会規則(EU)2019/2088を補足する2022年4月6日付委員会委任規則(EU)2022/1288を採択した(以下「SFDR RTS」という。)。SFDR RTSは、2023年1月1日から適用されている。

SFDR RTSには、SFDRのいくつかの規定に関する詳細な実施策が含まれている。SFDR RTSでは、i)投資決定がもたらす主な悪影響(以下「PAI」という。)に関して考慮すべき持続可能性要因の一覧の導入ならびにii)関連する開示の比較可能性を向上させるためにSFDR RTSの別紙に定める所定のテンプレート形式で開示することとなっているSFDR第8条および第9条により義務付けられる目論見書の開示、の二つの主要分野が取り扱われている。

SFDR RTSは、金融商品が化石燃料ガスおよび/または原子力エネルギーに投資するものであるかを識別するための「はい/いいえ」で回答する質問を追加することにより、新たなRTS(テンプレート形式の契約前開示および定期的開示の別紙を含む。)によって改正されている。

UCITSおよびAIFの年次報告書について、FMPは、SFDR RTSの別紙に定めるテンプレート形式で、定期的開示情報を提示しなければならない。

2023年12月4日、欧州監督機構は、SFDR RTSの改正に関する最終報告書を発表した。一定の変更が欧州委員会により義務付けられたものの、欧州監督機構は、現在施行されているSFDR RTSの認識された欠点に対処するため、他にも多数の変更を行うことを決定した。主な変更点は以下のとおりである。

- ・ 社会的PAI指標の拡大
- ・ PAI開示枠組みに対するその他の変更
- ・ 温室効果ガス(GHG)排出削減目標の新たな金融商品開示
- ・ 重要情報を簡潔にまとめた新たな「ダッシュボード」を含む、金融商品開示テンプレートに対する改善および簡潔化
- ・ 持続可能な投資が「重大な損害をもたらさない」という原則にどのように準拠しているかについての開示強化
- ・ マルチ・オプション商品等の投資オプション付商品に関する規定の改定
- ・ 持続可能な投資の算定の統一および機械可読形式での開示作成の義務化を含む、その他の技術的変更

欧州委員会は、(2023年12月から)3か月以内にSFDR RTSの改定案を承認するか否かを決定する見込みであったが、現在までRTS改定案および実施時期は承認されておらず、最新の欧州議会選挙の結果による欧州理事会の構成の変更もあるため、依然不透明なままである。また最初に適用されそうな日については、2026年開始時と推測される。欧州委員会が改定後のSFDR RTSを承認した場合、欧州理事会および欧州議会は、その後3か月以内にかかる採否を決定する。

2. タクソミー規則

(気候変動関連の環境目的に関して)2022年1月1日以降、タクソミー規則がSFDRの開示要件に追加された。タクソミー規則は、金融システムにおけるすべての行為者にとっての共通の定義および用語を示す、持続可能な活動の明確かつ詳細なEU分類システム、すなわちタクソミーの確立を図るものである。

タクソミー規則は、どのような経済活動が環境的に持続可能なものとして適格であるかについての普遍的な枠組みを定義している。タクソミー規則には、投資の環境的持続可能性を判断する上で環境的に持続可能な経済活動の基準をどのようにおよびどの程度用いるかに関する追加の開示要件が含まれている。

投資ファンド運用会社(UCITS管理会社およびAIFMを含む。)および金融商品の募集を行う機関投資家は、投資の環境的持続可能性を判断する上で環境的に持続可能な経済活動の基準をどのようにおよびどの程度用いるかを開示する必要がある。開示された情報により、投資家が、すべての経済活動に占める環境的に持続可能な経済活動への投資の割合、ひいてはその投資の環境的持続可能性の程度を把握することができるようにする必要がある。

金融商品(UCITSまたはAIFなど)が環境目的に貢献する経済活動に投資する場合、開示する情報において、当該金融商品の原投資が貢献する一または複数の環境目的ならびに当該金融商品の原投資が環境的に持続可能な経済活動のための資金をどのようにおよびどの程度調達するか(イネープリング活動およびトランジション活動のそれぞれの比率に関する詳細を含む。)を明確に述べる必要がある。

SFDRと同様に、タクソミー規則は、透明性を向上させ、環境的に持続可能な経済活動のための資金を調達する投資の比率についてのFMPによる最終投資家に向けた客観的な比較材料を提供することを目的としている。タクソミー規則は、契約前開示および定期的開示における透明性ならびにウェブサイトによる開示における透明性に関するルールにおけるSFDR開示要件を補足するものである。

さらに、タクソミー規則を補足する委任法が欧州レベルで公表されている。

欧州およびルクセンブルグのレベルで、新たなまたは変更されつつある規制上の要件を市場に伝えるために定期的にQ&AまたはFAQが発行されている。

第4 【参考情報】

ファンドについては、当該計算期間において以下の書類が関東財務局長に提出されている。

2025年5月30日 有価証券報告書（第33期）/ 募集事項等記載書面

2025年9月30日 半期報告書（第34期中）

第5 【その他】

- (1) 交付目論見書および請求目論見書の表紙および裏表紙に、管理会社、投資運用会社、販売会社および/またはファンドのロゴ・マークを表示し、図案を使用することがある。また、ロゴ・マークの意味に関する説明を記載する場合がある。
- (2) 交付目論見書の表紙に以下の事項を記載する。
 - ・購入にあたっては交付目論見書の内容を十分に読むべき旨
- (3) 交付目論見書に、投資リスクとして次の事項を記載することがある。
 - ・ファンドの取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）は適用されない旨
- (4) 交付目論見書に、運用実績として最新の数値を記載することがある。
- (5) 交付目論見書の表紙および投資リスクの項ならびに請求目論見書の表紙に以下の趣旨の文章を記載することがある。

「ファンドは、主に外貨建の公社債や金融市場証券など値動きのある証券に投資する。組入債券などは、金利の変動や債券発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等で値動きするため、ファンドの純資産価格も変動する。また、ファンドの受益証券は、純資産価格が外貨建で算出されるため、円貨で受取る際には為替相場の影響も受ける。したがって、投資者の投資元本は保証されているものではなく、受益証券1口当たり純資産価格の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがある。これらの運用および為替相場の変動による損益はすべて投資者に帰属する。投資信託は預貯金と異なる。

ファンドの純資産価格の変動要因としては、主に「金利変動リスク」、「信用リスク」、「流動性リスク」、「為替リスク」、「逆買戻し条件付契約（リバースレポ契約）の取引に関連する特定のリスク」、「評価リスク」などがある。」

- (6) ファンド証券の券面に記載される主な項目は次のとおりである。

- 1 表面

- a ファンドの名称
- b 表象される口数
- c 管理会社および保管受託銀行の署名
- d 管理会社の登記上の事務所の所在地、登録番号、公開有限責任会社(Société Anonyme)である旨の表示
- e 約款のRESAへの掲載に関する情報

- 2 裏面

特記事項なし。

公認の監査人報告書

ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド（複数のサブ・ファンドを有する投資信託）の受益者各位

監査意見

我々は、ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド（以下「トラスト」という。）の2024年12月31日現在の純資産計算書および投資有価証券明細表、同日に終了した年度の運用計算書・純資産変動計算書、ならびに重要な会計方針の概要を含む財務書類に対する注記で構成される、財務書類について監査を行った。

我々の意見では、添付の財務書類は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して、トラストの2024年12月31日現在の財務状態、ならびに同日に終了した年度の運用実績および純資産の変動について真実かつ公正に表示しているものと認める。

意見の根拠

我々は、監査業務に関する2016年7月23日法（以下「2016年7月23日法」という。）およびルクセンブルグの金融監督委員会（以下「CSSF」という。）が採用した国際監査基準（以下「ISAs」という。）に準拠して監査を行った。2016年7月23日法の下で、またルクセンブルグのCSSFが採用したISAsに準拠した我々の責任については、本報告書中の「財務書類の監査に関する公認の監査人の責任」の項において詳述されている。我々はまた、財務書類に対する我々の監査に関する倫理上の要件と共にルクセンブルグのCSSFが採用した、国際会計士倫理基準審議会が発行した職業会計士のための国際倫理規程（国際独立性基準を含む。）（以下「IESBA規程」という。）に従ってトラストから独立した立場にあり、かかる倫理上の要件に基づきその他の倫理的な義務を果たしている。我々は、我々が入手した監査証拠が監査意見表明のための基礎を提供するのに十分かつ適切であると判断している。

その他の情報

管理会社の取締役会は、年次報告書に含まれた情報で構成されるその他の情報（財務書類およびそれに対する公認の監査人の報告書は含まれない。）に関して責任を負う。

財務書類に対する我々の意見は、その他の情報を対象としておらず、我々は、その他の情報に対していかなる形式の結論の保証も表明しない。

財務書類の監査に関する我々の責任は、その他の情報を精読し、当該情報が、財務書類もしくは我々が監査で入手した知識と著しく矛盾していないか、または重要な虚偽表示があると思われるかについて検討することである。我々が実施した調査に基づき、当該情報に重要な虚偽表示があるという結論に達した場合、我々はその事実を報告する義務がある。この点に関し、我々が報告すべき事項はない。

財務書類に対する管理会社の取締役会の責任

管理会社の取締役会は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して財務書類の作成および適正表示、ならびに不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、重要な虚偽表示がない財務書類を作成するために必要であると管理会社の取締役会が決定する内部統制に関して責任を負う。

財務書類の作成において、管理会社の取締役会は、トラストが継続企業として存続する能力を評価し、管理会社の取締役会がトラストの清算もしくは運用の中止を意図している、または現実的にそれ以外の選択肢がない場合を除き、該当する場合に継続企業的前提に関する事象を開示し、継続企業の会計基準を使用する責任を負う。

財務書類の監査に関する公認の監査人の責任

我々の目的は、不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類に全体として重要な虚偽表示がないかどうかにつき合理的な保証を得ること、および監査意見を含む公認の監査人の報告書を発行することである。合理的な保証は高度な水準の保証ではあるが、2016年7月23日法およびルクセンブルグのCSSFが採用したISAsに準拠して行われる監査が、重要な虚偽表示を常に発見することを保証するものではない。虚偽表示は不正または誤謬により生じることがあり、単独でまたは全体として、当該財務書類に基づく利用者の経済的意思決定に影響を及ぼすことが合理的に予想される場合に、重要とみなされる。

2016年7月23日法およびルクセンブルグのCSSFが採用したISAsに準拠した監査の一環として、監査中、我々は専門的判断を下し、職業的懐疑心を保っている。また、以下も実行する。

- 不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類の重要な虚偽表示のリスクを認識および評価し、それらのリスクに対応する監査手続を策定および実行し、我々の監査意見表明のための基礎として十分かつ適切な監査証拠を得る。不正による重要な虚偽表示は共謀、偽造、意図的な削除、不正表示または内部統制の無効化によることがあるため、誤謬による重要な虚偽表示に比べて、見逃すリスクはより高い。
- トラストの内部統制の有効性についての意見を表明するためではなく、状況に適した監査手続を策定するために、監査に関する内部統制についての知識を得る。
- 使用される会計方針の適切性ならびに管理会社の取締役会が行った会計上の見積りおよび関連する開示の合理性を評価する。
- 管理会社の取締役会が継続企業の会計基準を採用した適切性および、入手した監査証拠に基づき、トラストが継続企業として存続する能力に重大な疑義を生じさせる可能性のある事象または状況に関連する重要な不確実性の有無について結論を下す。重要な不確実性が存在するという結論に達した場合、我々は、公認の監査人の報告書において、財務書類における関連する開示に対して注意喚起し、当該開示が不十分であった場合は、監査意見を修正する義務がある。我々の結論は、公認の監査人の報告書の日付までに入手した監査証拠に基づく。しかし、将来の事象または状況が、トラストが継続企業として存続しなくなる原因となることがある。

- 開示を含む財務書類の全体的な表示、構成および内容について、また、財務書類が、適正表示を実現する方法で対象となる取引および事象を表しているかについて評価する。

我々は統治責任者に、特に、計画した監査の範囲および実施時期、ならびに我々が監査中に特定した内部統制における重大な不備を含む重大な監査所見に関して報告する。

デロイト・オーディット・ソシエテ・ア・レスポンサビリテ・リミテの公認の監査人を代表して

エリザベス・レイヤー、公認の監査人
パートナー

ルクセンブルグ、2025年4月29日

コッケルシュエール通り 20

L-1821 ルクセンブルグ

ルクセンブルグ大公国

（財務書類については、原文（英語版）のみが独立監査人によって監査されている。関係する監査報告書が言及しているのは、原文（英語版）のみである。財務書類の原文（英語版）の翻訳は、管理会社の責任において作成されたものであり、独立監査人により検討または検証されていない。監査報告書および/または財務書類の原文（英語版）と日本語の間に相違があった場合には、原文（英語版）が優先される。）

[次へ](#)

NIKKO MONEY MARKET FUND
Mutual Investment Umbrella Fund

REPORT OF THE REVISEUR D'ENTREPRISES AGREE

To the Unitholders of
Nikko Money Market Fund
(Mutual investment fund with multiple sub-fund)

Opinion

We have audited the financial statements of Nikko Money Market Fund (the “Fund”), which comprise the statement of net assets and the statement of investments as at December 31, 2024, and the statement of operations and changes in net assets for the year then ended, and the notes to the financial statements, including a summary of significant accounting policies.

In our opinion, the accompanying financial statements give a true and fair view of the financial position of the Fund as at December 31, 2024, and of the results of its operations and changes in their net assets for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the financial statements.

Basis for Opinion

We conducted our audit in accordance with the Law of July 23, 2016 on the audit profession (Law of July 23, 2016) and with International Standards on Auditing (ISAs) as adopted for Luxembourg by the *Commission de Surveillance du Secteur Financier* (CSSF). Our responsibilities under the Law of July 23, 2016 and ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF are further described in the “Responsibilities of the *réviseur d’entreprises agréé* for the Audit of the Financial Statements” section of our report. We are also independent of the Fund in accordance with the International Code of Ethics for Professional Accountants, including International Independence Standards, issued by the International Ethics Standards Board for Accountants (IESBA Code) as adopted for Luxembourg by the CSSF together with the ethical requirements that are relevant to our audit of the financial statements, and have fulfilled our other ethical responsibilities under those ethical requirements. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Other information

The Board of Directors of the Management Company is responsible for the other information. The other information comprises the information stated in the annual report but does not include the financial statements and our report of the “*réviseur d’entreprises agréé*” thereon.

Our opinion on the financial statements does not cover the other information and we do not express any form of assurance conclusion thereon.

In connection with our audit of the financial statements, our responsibility is to read the other information and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the financial statements or our knowledge obtained in the audit or otherwise appears to be materially misstated. If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information, we are required to report this fact. We have nothing to report in this regard.

Responsibilities of the Board of Directors of the Management Company for the Financial Statements

The Board of Directors of the Management Company is responsible for the preparation and fair presentation of the financial statements in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the financial statements, and for such internal control as the Board of Directors of the Management Company determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, the Board of Directors of the Management Company is responsible for assessing the Fund's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless the Board of Directors of the Management Company either intends to liquidate the Fund or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

Responsibilities of the 'réviseur d'entreprises agréé' for the Audit of the Financial Statements

The objectives of our audit are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue a report of the *réviseur d'entreprises agréé* that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with the Law dated July 23, 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with the Law dated July 23, 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF, we exercise professional judgment and maintain professional skepticism throughout the audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control.
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Fund's internal control.

- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by the Board of Directors of the Management Company.
- Conclude on the appropriateness of the Board of Directors of the Management Company use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Fund's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our report of the *réviseur d'entreprises agréé* to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our report of the *réviseur d'entreprises agréé*. However, future events or conditions may cause the Fund to cease to continue as a going concern.
- Evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

For Deloitte Audit, *Cabinet de révision agréé*

Elisabeth Layer, *Réviseur d'entreprises agréé*
Partner

Luxembourg, April 29, 2025
20,Boulevard de Kockelscheuer
L-1821 Luxembourg
Grand-Duchy of Luxembourg

(注) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。

ルクセンブルグ大公国 ルクセンブルグ L-1282
ヒルデガルト・フォン・ピンゲン通り2番
ニッコウ・マネー・マーケット・ファンドの受益者各位

公認の監査人報告書

監査意見

我々は、ニッコウ・マネー・マーケット・ファンド（以下「トラスト」という。）の2025年12月31日現在の純資産計算書および投資有価証券明細表、同日に終了した年度の運用計算書・純資産変動計算書、ならびに重要な会計方針の概要を含む財務書類に対する注記で構成される、財務書類について監査を行った。

我々の意見では、添付の財務書類は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して、トラストの2025年12月31日現在の財務状態、ならびに同日に終了した年度の運用実績および純資産の変動について真実かつ公正に表示しているものと認める。

意見の根拠

我々は、監査業務に関する2016年7月23日法（以下「2016年7月23日法」という。）およびルクセンブルグの金融監督委員会（以下「CSSF」という。）が採用した国際監査基準（以下「ISAs」という。）に準拠して監査を行った。2016年7月23日法の下で、またルクセンブルグのCSSFが採用したISAsに準拠した我々の責任については、本報告書中の「財務書類の監査に関する公認の監査人の責任」の項において詳述されている。我々はまた、財務書類に対する我々の監査に関する倫理上の要件と共にルクセンブルグのCSSFが採用した、国際会計士倫理基準審議会が発行した職業会計士のための国際倫理規程（国際独立性基準を含む。）（以下「IESBA規程」という。）に従ってトラストから独立した立場にあり、かかる倫理上の要件に基づきその他の倫理的な義務を果たしている。我々は、我々が入手した監査証拠が監査意見表明のための基礎を提供するのに十分かつ適切であると判断している。

その他の情報

管理会社の取締役会は、年次報告書に含まれた情報で構成されるその他の情報（財務書類およびそれに対する公認の監査人の報告書は含まれない。）に関して責任を負う。

財務書類に対する我々の意見は、その他の情報を対象としておらず、我々は、その他の情報に対していかなる形式の結論の保証も表明しない。

財務書類の監査に関する我々の責任は、その他の情報を精読し、当該情報が、財務書類もしくは我々が監査で入手した知識と著しく矛盾していないか、または重要な虚偽表示があると思われるかについて検討することである。我々が実施した調査に基づき、当該情報に重要な虚偽表示があるという結論に達した場合、我々はその事実を報告する義務がある。この点に関し、我々が報告すべき事項はない。

財務書類に対する管理会社の取締役会の責任

管理会社の取締役会は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して財務書類の作成および適正表示、ならびに不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、重要な虚偽表示がない財務書類を作成するために必要であると管理会社の取締役会が決定する内部統制に関して責任を負う。

財務書類の作成において、管理会社の取締役会は、トラストが継続企業として存続する能力を評価し、管理会社の取締役会がトラストの清算もしくは運用の中止を意図している、または現実的にそれ以外の選択肢がない場合を除き、該当する場合に継続企業の前提に関する事象を開示し、継続企業の会計基準を使用する責任を負う。

財務書類の監査に関する公認の監査人の責任

我々の目的は、不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類に全体として重要な虚偽表示がないかどうかにつき合理的な保証を得ること、および監査意見を含む公認の監査人の報告書を発行することである。合理的な保証は高度な水準の保証ではあるが、2016年7月23日法およびルクセンブルグのCSSFが採用したISAsに準拠して行われる監査が、重要な虚偽表示を常に発見することを保証するものではない。虚偽表示は不正または誤謬により生じることがあり、単独でまたは全体として、当該財務書類に基づく利用者の経済的意思決定に影響を及ぼすことが合理的に予想される場合に、重要とみなされる。

2016年7月23日法およびルクセンブルグのCSSFが採用したISAsに準拠した監査の一環として、監査中、我々は専門的判断を下し、職業的懐疑心を保っている。また、以下も実行する。

- 不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類の重要な虚偽表示のリスクを認識および評価し、それらのリスクに対応する監査手続を策定および実行し、我々の監査意見表明のための基礎として十分かつ適切な監査証拠を得る。不正による重要な虚偽表示は共謀、偽造、意図的な削除、不正表示または内部統制の無効化によることがあるため、誤謬による重要な虚偽表示に比べて、見逃すリスクはより高い。
- トラストの内部統制の有効性についての意見を表明するためではなく、状況に適した監査手続を策定するために、監査に関する内部統制についての知識を得る。
- 使用される会計方針の適切性ならびに管理会社の取締役会が行った会計上の見積りおよび関連する開示の合理性を評価する。
- 管理会社の取締役会が継続企業の会計基準を採用した適切性および、入手した監査証拠に基づき、トラストが継続企業として存続する能力に重大な疑義を生じさせる可能性のある事象または状況に関連する重要な不確実性の有無について結論を下す。重要な不確実性が存在するという結論に達した場合、我々は、公認の監査人の報告書において、財務書類における関連する開示に対して注意喚起し、当該開示が不十分であった場合は、監査意見を修正する義務がある。我々の結論は、公認の監査人の報告書の日付までに入手した監査証拠に基づく。しかし、将来の事象または状況が、トラストが継続企業として存続しなくなる原因となることがある。

- 開示を含む財務書類の全体的な表示、構成および内容について、また、財務書類が、適正表示を実現する方法で対象となる取引および事象を表しているかについて評価する。

我々は統治責任者に、特に、計画した監査の範囲および実施時期、ならびに我々が監査中に特定した内部統制における重大な不備を含む重大な監査所見に関して報告する。

デロイト・オーディット・ソシエテ・ア・レスポンサビリテ・リミテの公認の監査人を代表して

ニコラス・エンヌベール、公認の監査人
パートナー

ルクセンブルグ、2026年4月24日

（財務書類については、原文（英語版）のみが独立監査人によって監査されている。関係する監査報告書が言及しているのは、原文（英語版）のみである。財務書類の原文（英語版）の翻訳は、管理会社の責任において作成されたものであり、独立監査人により検討または検証されていない。監査報告書および/または財務書類の原文（英語版）と日本語の間には相違があった場合には、原文（英語版）が優先される。）

[次へ](#)

NIKKO MONEY MARKET FUND
Mutual Investment Umbrella Fund

To the Unitholders of
Nikko Money Market Fund
2, rue Hildegard von Bingen,
L-1282 Luxembourg,
Grand Duchy of Luxembourg

REPORT OF THE *REVISEUR D'ENTREPRISES AGRÉÉ*

Opinion

We have audited the financial statements of Nikko Money Market Fund (the “Fund”), which comprise the statement of net assets and the statement of investments as at December 31, 2025, and the statement of operations and changes in net assets for the year then ended, and the notes to the financial statements, including a summary of significant accounting policies.

In our opinion, the accompanying financial statements give a true and fair view of the financial position of the Fund as at December 31, 2025, and of the results of its operations and changes in their net assets for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the financial statements.

Basis for Opinion

We conducted our audit in accordance with the Law of July 23, 2016 on the audit profession (Law of July 23, 2016) and with International Standards on Auditing (ISAs) as adopted for Luxembourg by the *Commission de Surveillance du Secteur Financier* (CSSF). Our responsibilities under the Law of July 23, 2016 and ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF are further described in the “Responsibilities of the *réviseur d’entreprises agréé* for the Audit of the Financial Statements” section of our report. We are also independent of the Fund in accordance with the International Code of Ethics for Professional Accountants, including International Independence Standards, issued by the International Ethics Standards Board for Accountants (IESBA Code) as adopted for Luxembourg by the CSSF together with the ethical requirements that are relevant to our audit of the financial statements, and have fulfilled our other ethical responsibilities under those ethical requirements. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Other information

The Board of Directors of the Management Company is responsible for the other information. The other information comprises the information stated in the annual report but does not include the financial statements and our report of the “*réviseur d’entreprises agréé*” thereon.

Our opinion on the financial statements does not cover the other information and we do not express any form of assurance conclusion thereon.

In connection with our audit of the financial statements, our responsibility is to read the other information and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the financial statements or our knowledge obtained in the audit or otherwise appears to be materially misstated. If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information, we are required to report this fact. We have nothing to report in this regard.

Responsibilities of the Board of Directors of the Management Company for the Financial Statements

The Board of Directors of the Management Company is responsible for the preparation and fair presentation of the financial statements in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the financial statements, and for such internal control as the Board of Directors of the Management Company determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, the Board of Directors of the Management Company is responsible for assessing the Fund's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless the Board of Directors of the Management Company either intends to liquidate the Fund or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

Responsibilities of the "réviseur d'entreprises agréé" for the Audit of the Financial Statements

The objectives of our audit are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue a report of the *réviseur d'entreprises agréé* that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with the Law dated July 23, 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with the Law dated July 23, 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF, we exercise professional judgment and maintain professional skepticism throughout the audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control.
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Fund's internal control.

- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by the Board of Directors of the Management Company.
- Conclude on the appropriateness of the Board of Directors of the Management Company use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Fund's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our report of the *réviseur d'entreprises agréé* to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our report of the *réviseur d'entreprises agréé*. However, future events or conditions may cause the Fund to cease to continue as a going concern.
- Evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

For Deloitte Audit, *Cabinet de révision agréé*

Nicolas Hennebert, *Réviseur d'entreprises agréé*
Partner

Luxembourg, April 24, 2026

(注) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。

[次へ](#)

S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ

株主各位

ルクセンブルグ大公国 ルクセンブルグ L-1282 ヒルデガルト・フォン・ビンゲン通り2番

公認の監査人報告書

財務書類の監査に関する報告

意見

我々は、S M B C日興インベストメント・ファンド・マネジメント・カンパニー・エス・エイ（以下「当社」という。）の2025年3月31日現在の貸借対照表および同日に終了した年度の損益計算書、ならびに重要な会計方針の概要を含む財務書類に対する注記から構成される財務書類について監査を行った。

我々の意見では、添付の財務書類は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法令上の要件に準拠して、当社の2025年3月31日現在の財務状態、ならびに同日に終了した年度の運用実績について真実かつ公正に表示しているものと認める。

意見の根拠

我々は、監査人に関する2016年7月23日の法律（以下「2016年7月23日法」という。）およびルクセンブルクの金融監督委員会（以下「C S S F」という。）が採用した国際監査基準（以下「I S A s」という。）に準拠して監査を行った。2016年7月23日法およびルクセンブルグのC S S Fが採用したI S A sの下での我々の責任については、「財務書類の監査に関する公認の監査人の責任」の項において詳述されている。また、我々は、財務書類に対する我々の監査に関する倫理上の要件に従いつつ、ルクセンブルグのC S S Fによって採用された国際会計士倫理基準審議会が公表した国際独立性基準を含む職業会計士のための国際倫理規程（以下「I E S B A 規程」という。）に従って当社から独立した立場にある。我々は、これらの倫理上の要件の下で他の倫理的な義務も果たしている。我々は、我々が入手した監査証拠が監査意見表明のための基礎を得るのに十分かつ適切であると判断している。

その他の記載内容

取締役会は、その他の記載内容に対して責任を有している。その他の記載内容は、経営報告書を含む年次報告書のうち、財務書類および公認の監査人報告書以外の情報である。

我々の監査意見の対象範囲には、その他の記載内容は含まれておらず、したがって、我々は当該その他の記載内容に対していかなる保証の結論も表明しない。

財務書類の監査における我々の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務書類または我々が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか考慮すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な虚偽記載の兆候があるかどうか留意することにある。我々は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な虚偽記載があると判断した場合には、当該事実を報告することが求められている。我々は、その他の記載内容に関して報告すべき事項はない。

財務書類に関する取締役会の責任

取締役会は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルクの法令上の要件に準拠して、当財務書類の作成および公正表示、ならびに不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、重要な虚偽表示がない財務書類を作成するために必要であると取締役会が決定する内部統制に関して責任を負う。

財務書類の作成において、取締役会は、当社が継続企業として存続する能力を評価し、それが適用される場合には、取締役会が当社の清算または運用の中止を意図している、もしくは現実的にそれ以外の選択肢がない場合を除き、継続企業的前提に関する事象を適宜開示し、継続企業の会計基準を使用する責任を負う。

財務書類の監査に関する公認の監査人の責任

我々の監査の目的は、不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類に全体として重要な虚偽表示がないかどうかにつき合理的な保証を得ること、および監査意見を含む公認の監査人報告書を発行することである。合理的な保証は高度な水準の保証ではあるが、2016年7月23日法およびルクセンブルクのC S S Fが採用したI S A s に準拠して行われる監査が、重要な虚偽表示を常に発見することを保証するものではない。虚偽表示は不正または誤謬により生じることがあり、重要とみなされるのは、単独でまたは全体として、当該財務書類に基づく利用者の経済的意思決定に影響を及ぼすことが合理的に予想される場合である。

2016年7月23日法およびルクセンブルクのC S S Fが採用したI S A s に準拠した監査の一環として、監査全体を通じて、我々は専門的判断を下し、職業的懐疑心を保っている。

また、以下も実行する。

- ・不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類の重要な虚偽表示のリスクを認識および評価し、それらのリスクに対応する監査手続を策定および実行し、我々の監査意見表明のための基礎として十分かつ適切な監査証拠を得る。不正による重要な虚偽表示は共謀、偽造、意図的な削除、不正表示または内部統制の無効化によることがあるため、誤謬による重要な虚偽表示に比べて、見逃すリスクはより高い。
- ・当社の内部統制の有効性についての意見を表明するためではなく、状況に適した監査手続を策定するために、監査に関する内部統制についての知識を得る。
- ・使用される会計方針の適切性ならびに取締役会が行った会計上の見積りおよび関連する開示の合理性を評価する。
- ・取締役会が継続企業的前提の会計基準を採用した適切性および、入手した監査証拠に基づき、当社が継続企業として存続する能力に重大な疑義を生じさせる可能性のある事象または状況に関連する重要な不確実性の有無について結論を下す。重要な不確実性が存在するという結論に達した場合、我々は、当報告書において、財務書類における関連する開示に対して注意喚起し、当該開示が不十分であった場合は、監査意見を修正する義務がある。我々の結論は、当報告書の日付までに入手した監査証拠に基づく。しかし、将来の事象または状況が、当社が継続企業として存続しなくなる原因となる可能性がある。
- ・開示を含む財務書類の全体的な表示、構成および内容について、また、財務書類が、適正表示を実現する方法で対象となる取引および事象を表しているかについて評価する。

我々は統治責任者に、特に、計画した監査の範囲および実施時期、ならびに我々が監査中に特定した内部統制における重大な不備を含む重大な監査所見に関して報告する。

その他の法令上の要件に関する報告

経営報告書は、財務書類と一致しており、適用される法令上の要件に準拠して作成されている。

ルクセンブルグ、2025年6月25日

ケーピーエムジー オーディット エス・
アー・エール・エル
公認の監査法人

ミルコ・レーマン

（財務書類については、原文（英語版）のみが独立監査人によって監査されている。関係する監査報告書が言及しているのは、原文（英語版）のみである。財務書類の原文（英語版）の翻訳は、管理会社の責任において作成されたものであり、独立監査人により検討または検証されていない。監査報告書および/または財務書類の原文（英語版）と日本文の間に相違があった場合には、原文（英語版）が優先される。）

[前へ](#)

[次へ](#)

To the Shareholders of
SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A.
2, rue Hildegard von Bingen
L-1282 Luxembourg
Luxembourg

REPORT OF THE REVISEUR D'ENTREPRISES AGREE

Report on the audit of the annual accounts

Opinion

We have audited the annual accounts of SMBC Nikko Investment Fund Management Company S.A. (the “Company”), which comprise the balance sheet as at 31 March 2025, and the profit and loss account for the year then ended, and notes to the annual accounts, including a summary of significant accounting policies.

In our opinion, the accompanying annual accounts give a true and fair view of the financial position of the Company as at 31 March 2025, and of the results of its operations for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the annual accounts.

Basis for opinion

We conducted our audit in accordance with the Law of 23 July 2016 on the audit profession (the “Law of 23 July 2016”) and with International Standards on Auditing (“ISAs”) as adopted for Luxembourg by the Commission de Surveillance du Secteur Financier (“CSSF”). Our responsibilities under the Law of 23 July 2016 and ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF are further described in the «Responsibilities of “réviseur d’entreprises agréé” for the audit of the annual accounts» section of our report. We are also independent of the Company in accordance with the International Code of Ethics for Professional Accountants, including International Independence Standards, issued by the International Ethics Standards Board for Accountants (“IESBA Code”) as adopted for Luxembourg by the CSSF together with the ethical requirements that are relevant to our audit of the annual accounts, and have fulfilled our other ethical responsibilities under those ethical requirements. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Other information

The Board of Directors is responsible for the other information. The other information comprises the information stated in the annual report including the management report but does not include the annual accounts and our report of the “réviseur d’entreprises agréé” thereon.

Our opinion on the annual accounts does not cover the other information and we do not express any form of assurance conclusion thereon.

In connection with our audit of the annual accounts, our responsibility is to read the other information and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the annual accounts or our knowledge obtained in the audit or otherwise appears to be materially misstated. If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information, we are required to report this fact. We have nothing to report in this regard.

Responsibilities of the Board of Directors for the annual accounts

The Board of Directors is responsible for the preparation and fair presentation of the annual accounts in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the annual accounts, and for such internal control as the Board of Directors determines is necessary to enable the preparation of annual accounts that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the annual accounts, the Board of Directors is responsible for assessing the Company’s ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless the Board of Directors either intends to liquidate the Company or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

Responsibilities of the “réviseur d’entreprises agréé” for the audit of the annual accounts

The objectives of our audit are to obtain reasonable assurance about whether the annual accounts as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue a report of the “réviseur d’entreprises agréé” that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these annual accounts.

As part of an audit in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF, we exercise professional judgment and maintain professional skepticism throughout the audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the annual accounts, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control.
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Company’s internal control.
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by the Board of Directors.
- Conclude on the appropriateness of the Board of Directors’ use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Company’s ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our report of the “réviseur d’entreprises agréé” to the related disclosures in the annual accounts or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our report of the “réviseur d’entreprises agréé”. However, future events or conditions may cause the Company to cease to continue as a going concern.
- Evaluate the overall presentation, structure and content of the annual accounts, including the disclosures, and whether the annual accounts represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

Report on other legal and regulatory requirements

The management report is consistent with the annual accounts and has been prepared in accordance with applicable legal requirements.

Luxembourg, 25 June 2025

KPMG Audit S.à r.l.
Cabinet de révision agréé

Mirco Lehmann

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管しています。

[前へ](#)